

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月16日

【中間会計期間】 2020年度中(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(Westpac Banking Corporation)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター兼最高経営責任者
(Managing Director & Chief Executive Officer)
ピーター・キング
(Peter King)
グループ事務局ゼネラル・マネジャー兼会社秘書役
(General Manager, Company Secretary, Group Secretariat)
ティモシー・ハーティン
(Timothy Hartin)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市ケントストリート275番地
ウエストパック・プレイス18階
(Westpac Place, Level 18, 275 Kent Street, Sydney NSW
2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦
弁護士 近 藤 純 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 新 城 友 哉
弁護士 塩 越 希
弁護士 風 間 凜 汰 郎
弁護士 小 松 侑 太
弁護士 本 郷 あ ず さ

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし。

注記：

本報告書（「本書」）において、「ウエストパック」、「WBC」、「ウエストパック・グループ」、「当行グループ」及び「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（オーストラリア事業番号（「ABN」）33 007 457 141）及びその被支配会社を指す（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」建ての数値はすべて、オーストラリア・ドル（本書では豪ドルと記す。）建ての数値である。また、「ドル」、「ドル建て」、「オーストラリア・ドル」は、豪ドルを、「米ドル」は、アメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランド・ドル」は、ニュージーランド・ドルを、「円」は、日本円を指すものとする。損益項目及び貸借対照表の項目のニュージーランド・ドルへの換算は、それぞれ1豪ドル=1.0493ニュージーランド・ドルの換算率（2020年3月31日に終了した6か月間における平均為替レート）と1豪ドル=1.0264ニュージーランド・ドルの換算率（2020年3月31日現在の直物為替相場）により計算されている。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル=67.0331円の換算率（2020年3月31日現在のブルームバークの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値（買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値の双方を横断的に計算することにより算出した値）により計算されている。本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

本書において言及されるウェブサイトに含まれる、又は当該ウェブサイトを通じて入手可能な情報は、本書の一部を成すものではない。ただし、当行が当該情報が参照することにより本書の一部を成す旨を明確に表明している場合を除く。本書におけるウェブサイトへの言及は、そのすべてが参照目的の引用であり、あくまで参考情報に過ぎない。

将来予想に関する記述の開示

本書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」に該当する記述が含まれている。

将来予想に関する記述とは、過去に発生した事実ではない事項に関する記述を意味する。かかる将来予想に関する記述は、本書のあらゆる箇所に見られ、当行の事業及び経営、市況、経営成績並びに財務状況（将来における貸倒引当金及び特定の債務者向けの資金支援を含むがこれらに限定されない。）に対する当行の意図、意見、又は現時点の予測に関する記述が含まれている。将来予想に関する記述を明示するため、「予定である」、「なり得る」、「期待する」、「意図する」、「求める」、「であろう」、「するべきである」、「可能性がある」、「継続する」、「計画する」、「見込む」、「推定する」、「考える」、「可能性」、「リスク」及び「目的とする」といった用語又はこれらに類似する表現が使用されている。当該将来予想に関する記述は、将来における事象に対する当行の現在の見解を反映しており、これらは、当行にとって多くの場合制御不能である、変更、特定のリスク、不確定要素、及び仮定の対象であり、将来的な発展及びそれらの当行に対する潜在的な影響に関する経営陣の期待及び意見に基づき形成されたものである。将来的な発展が当行の期待どおりである、又はかかる将来的な発展の当行に対する影響が予想されたものであるという保証はない。実際の業績は、あらゆる要素（以下のものを含むが、これらに限定されない。）の結果によって、予想された業績と大幅に異なる可能性がある。

- ・ 当行の事業及び世界経済の状況に悪影響を与え、今後も引き続き悪影響を与えることが予想される世界的規模で蔓延しているCOVID-19のパンデミックの影響（これは、当行の多岐にわたる顧客に悪影響を及ぼし、金融市場におけるボラティリティの増加をもたらす、減損、債務不履行及び償却の増加をもたらす可能性がある。）
- ・ COVID-19のパンデミックに関連する当行の事業及び経営、並びに主要サプライヤー、第三者業務受託者及び顧客の事業及び経営の混乱
- ・ 法律、規制、課税、又は会計基準若しくは会計慣行、並びに、とりわけ流動性、レバレッジ及び資本要件に関する政府政策の影響及び変更
- ・ 監督機関による捜査、レビュー及びその他の行為、調査、訴訟、罰金、刑罰、規制又はその他の監督機関により課せられる条件（当行による法律（金融犯罪法等）、規制又は規制政策の実際の不遵守又は不遵守の疑いによるものを含む。）
- ・ 当行のレピュテーションの悪化をもたらす可能性のある内部及び外部事象
- ・ サイバー攻撃を含む情報セキュリティの侵害

- ・ 当行の技術の信頼性及び安全性、並びに技術システムの変化に関連するリスク
- ・ オーストラリア及び国際的な金融システムの安定性及び金融市場における混乱、並びにそれらの結果として当行又はその顧客若しくは取引先が被る損失又は事業への影響
- ・ 資金調達、株式及び資産市場における不安定な状況を含む市場ボラティリティー
- ・ 経済状況の悪化による信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加
- ・ 資産、クレジット又は資本市場における不利な市況
- ・ 当行又はそのスタッフの行動、言動又は慣行
- ・ 当行の信用格付け又は信用格付機関が使用する手法の変更
- ・ インフレの水準、金利（低金利又はマイナス金利を含む。）、為替レート、並びに市場及び金融の変動
- ・ 市場の流動性及び投資家の信頼
- ・ オーストラリア、ニュージーランド及び当行又はその顧客若しくは取引先が事業を展開するその他の国における経済状況、消費者の消費、貯蓄及び借入れ動向の変化（関税及びその他の貿易保護政策によるものを含む。）、並びに当行の市場シェア、利鞘及び手数料を維持又は拡大し、費用を抑制する能力
- ・ 当行が事業を行う地域及び事業分野における競争（著名な金融サービス・プロバイダーや非金融会社に由来するものを含む。）の影響
- ・ 新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びに係る商品及びサービスの顧客にとっての全般的な価値の認識
- ・ 内部手続、システム及び従業員を含む、当行のリスク管理方針の有効性
- ・ 当行の保険事故の発生又はその重大性
- ・ 当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う国における環境的变化（気候変動によるものを含む。）又は外部事象の発生
- ・ 当行の無形資産の価値の変動
- ・ 当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う主要な市場における政治的、社会的又は経済的な状況の変化
- ・ 事業の拡大、事業買収及び新規事業の統合に加え、多様化又はイノベーションを伴う戦略的意思決定の成功
- ・ その他当行にとって制御不能な要素

上記のリストは網羅的ではない。当行の将来予想に関する記述に影響を与える可能性のあるその他の要素については、本書の第一部 第3 2「事業等のリスク」を参照のこと。当行に関する決定を行う際に、将来予想に関する記述に依拠する場合、投資家及びその他の者は、前述の要素、並びにその他の不確定要素及び事象につき慎重に検討すべきである。

当行は、本書提出日後において、新たな情報、将来における事象又はその他により、本書に記載されるいかなる将来予想に関する記述についても更新する義務を負わない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1. 主な変更事項

COVID-19のウエストパックへの影響

COVID-19は、当行の事業、当行の多くの顧客、取引先及び第三者サプライヤー、並びにオーストラリア経済全体に重大な影響を与えている。

COVID-19に対し、オーストラリア政府は、2020年3月30日に公表された1,300億豪ドルの雇用維持（JobKeeper）給付に関するものを含め、このパンデミックによる経済への影響を軽減するための複数の法律を制定している。

パンデミックの拡大を抑えるため、オーストラリアの連邦、州及び特別地域の政府は、事業、会場、旅行、移動及び人の集まりに関して様々な重要な制限を課している。同様の制限は、当行グループが事業を行う他の法域においても課されている。こうした新たな措置の多くは、当行の事業に影響を与えている。

当行は、現在のCOVID-19のパンデミックに対し、一定の商品の金利の引下げ、一定の手数料の免除、並びにCOVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客の抵当権付住宅ローン及び法人向け貸付の返済猶予など、様々なイチシアチブを実施することにより、顧客を支援している。

COVID-19の実際の及び潜在的な影響、並びに当行グループの対応に関する更なる情報については、本半期報告書の第一部 第3 3（1）「業績等の概要」の「業績の概要」及び第一部 第3 2「リスク要因」を参照のこと。

ウエストパックの主な変更事項

業務執行役員の交代

2019年12月2日、ブライアン・ハルツァー氏が当行の最高経営責任者（「CEO」）を辞任し、首席財務担当役員（「CFO」）のピーター・キング氏がCEO代理として引き継ぐとともに、最高執行責任者のギャリー・サーズビー氏がCFO代理に任命された。2020年4月2日、当行の取締役会議長のジョン・マクファーレン氏は、キング氏をCEOに即日任命することを発表した。キング氏は、2年の任期で同職を引き受けた。

サーズビー氏がCFO代理を務める間、アラスデア・ウェルシュ氏が企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理に任命されている。

2020年5月19日、当行は、コンシューマー部門担当最高責任者のデイビッド・リンドバーグ氏及び首席情報担当役員のクレイグ・ブライト氏が海外で新たな役割を担うために退職する予定であることを発表した。両氏の後任に関しては、国内外からの選定作業が開始されており、選定作業が行われる間はリチャード・バートン氏がコンシューマー部門担当最高責任者を務める。当行はまた、新設の役職である金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員にレス・バンス氏を任命したことを発表した。

2020年5月29日、当行は、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者のリン・コブリー氏が退職する予定であることを発表した。2020年7月1日以降、国内外からの選定作業が行われる間、グループ財務部長のカート・ズーバー氏がウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者を務める。

スペシャリスト・ビジネス部門の新設

2020年5月4日、当行は、以下の事業を含む新たなスペシャリスト・ビジネス部門を創設することを発表した。

- ・資産管理プラットフォーム
- ・退職年金商品および退職商品
- ・投資
- ・保険
- ・自動車ローン
- ・ウエストパック・パシフィック

同部門はCEOに直属するジェイソン・イェットン氏によって指揮され、上記の事業については戦略的レビューが実施される予定である。

取締役の交代

2019年12月12日、取締役のイーウェン・クラウチ氏は、当行の定時総会において再選に立候補しなかった。

2020年1月23日、当行は、ジョン・マクファーレン氏をリンジー・マックステッド氏の後任の非業務執行取締役及び次期議長として、当行取締役に任命することを発表した。マクファーレン氏は、2020年2月17日付けで非業務執行取締役としての職務を開始し、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員に任命された。

マックステッド氏が2020年3月31日付けで当行取締役に退任した後、マクファーレン氏は2020年4月1日付けで取締役会議長及び取締役会附属指名委員会委員長に就任した。

また、アニータ・ファン氏は、2020年3月31日付けで当行取締役に退任した。

取締役会附属委員会の交代

2019年11月27日、当行は、オーストラリア取引報告分析センター（「AUSTRAC」）の訴訟（いずれも以下に記載する。）に関する当行の対応計画の一環として、当行の強化された金融犯罪プログラムの実施を監督するための取締役会附属金融犯罪委員会を設置した。ピーター・ナッシュ氏が、取締役会附属金融犯罪委員会の委員長に任命された。

2019年12月12日、ナッシュ氏は取締役会附属監査委員会の委員長に任命され、ピーター・マリOTT氏が取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員長に任命された。

2020年4月2日、マクファーレン氏は、取締役会附属委員会の構成に関する変更案を発表した。規制上及び法律上の調査及び是正（金融犯罪の是正を含む。）は単独の委員会の所管となり、その結果、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会はリスク選好、現在及び将来の与信方針、市場リスク及びオペレーショナル・リスクの設定及び遵守の確保、並びにそれらの軽減に集中することが可能となる。マクファーレン氏はまた、主に取締役の任命を担う取締役会附属指名委員会が、ガバナンスに関する進展及びCEO直属の主な経営陣の任命の監督も行うことになると発表した。取締役会附属テクノロジー委員会は、テクノロジーに加え、データの監督も行うことになる。

AUSTRACによる民事訴訟

2019年11月20日、AUSTRACは、オーストラリア連邦裁判所において、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（Cth）の違反の疑いに関連して、当行に対する民事訴訟を開始した。当該訴訟は、多数の国際的資金振替に関する指示（「IFTI」）の報告漏れ、記録管理及びIFTIに必要な特定のデータ提供に関する不備の疑い、コルレス銀行業務に係る義務の不履行、AML/CTFプログラムの不備、並びに継続的な顧客デュー・ディリジェンス義務の違反に関連するものである。AUSTRACは、23百万件を超えるAML/CTF法の違反を主張している。

当行は、入手可能な情報を検討し、2019年11月20日に当行を相手に提起されたAUSTRAC民事訴訟に関して想定される罰金のための引当金を計上した。当該引当金に関する更なる情報については、本半期報告書の第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記14を参照のこと。

当行は、2020年5月15日に答弁書を提出した。答弁書に対するAUSTRACの反論書は、2020年6月5日に提出された。

2020年6月12日、当行は、AUSTRACから、当行が過去に開示した、一定の値以上の取引に関する報告書（「TTR」）の提出義務に関する問題、及び272名の顧客（その多くは、児童搾取の可能性に関する追加的な不審事項の報告（「SMR」）につながった当行の遡及調査の一環として提出されたSMRの対象であった。）に関する問題に関係する事項について更に調査する予定であるとの通知を受けたことを発表した。AUSTRACは当行に対し、2019年11月20日に提出済みの訴状を、これらの調査に基づく主張を含むよう修正する可能性があると通知している。AUSTRACの調査の対象であるTTRの問題に関する更なる詳細については、以下に記載する。

2020年6月17日には、更なる事件管理審問が予定されている。

オーストラリア金融監督局（「APRA」）及びオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）による調査

2019年12月17日、APRAは、当行による1959年銀行法（Cth）の違反の疑いについて調査を開始した。

APRAは、AUSTRAC訴訟において主張されている事項の原因となった行動並びにかかる行動の特定後にこれを是正及び修正するために講じた措置に重点を置き、当行並びにその取締役及び/若しくは上級役員による銀行法（銀行執行役員の説明責任体系を含む。）の違反又はAPRAの健全性基準の違反の有無について検討すると述べている。

ASICも、AUSTRAC訴訟におけるAUSTRACの主張に関連する事項について調査を開始した。現在までに、当該調査に関し、当行は主にASICからの照会内容に関連する情報及び書類の提供を行っている。

当行は、数か月にわたって続く見通しのAPRA及びASICによる調査の間、APRA及びASICと積極的に協力し、連携する所存である。

オーストラリア及び米国における集団訴訟

当行は、対象期間における当行の金融犯罪の監視に関する市場開示の問題、並びに近時のAUSTRAC訴訟の目的である事項に関連して、オーストラリア連邦裁判所において、フィー・フィニー・マクドナルド法律事務所（「PFM」）（2019年12月）及びジョンソン・ウィンター＆スラッター法律事務所（「JWS」）（2020年3月）から2件の株主代表訴訟を提起されている。これらの請求は、2013年12月16日から2019年11月19日までの間に当行の有価証券に対する持分を取得した特定の株主らを代理して提起されている。当事者間における最近の合意により、PFMの請求は、JWSの訴訟のグループメンバーを含むよう変更され、JWSの訴訟は取り下げられた。PFMの訴訟では、2020年5月12日に修正された手続開始申請書及び訴状が提出され、JWSの訴訟では、2020年5月18日に取下通知書が提出された。

2020年1月31日（シドニー時間）には、ローゼン法律事務所により、当行並びにその現在及び過去のCEOを相手方とする米国集団訴訟が、2015年11月11日から2019年11月19日までの期間における当行の有価証券の購入者を代理して行われている。この請求も、当行の関連期間における金融犯罪の監視に関する市場開示の問題並びに近時のAUSTRAC訴訟の目的である事項に関連するものである。これらの集団訴訟の目的には重複する部分が多く、申立書では損害賠償請求額は特定されていないものの、各関連訴訟で問題となっている期間及び請求の性質に鑑みて、これらの訴訟における申立人による損害賠償請求額は相当の金額となる可能性が高い。

当行は、これらの集団訴訟に対して防御活動を行っており、それらの潜在的なエクスポージャーに関する引当金は計上していない。

AUSTRACへの対応計画及び外部レビュー

当行は、銀行として、マネーロンダリング及びテロ資金対策において重要な役割を担っていることを認識している。当行はさらに、当行の制度及びプロセスの不備がマネーロンダリング及びテロ資金対策の取組みに重大な影響を与え得ることも認識している。当行のAUSTRACへの対応計画に関する更なる情報については、本半期報告書の第一部 第3 3 (1)「業績等の概要」を参照のこと。

AUSTRAC訴訟の開始以来、当行は、AUSTRAC訴訟において提起された問題に関する経営陣の説明責任に関する当行の自己評価、並びに当行の金融犯罪プログラムの適切性に対する保証を、プロモントリー社に委託している。当行はまた、独立した諮問パネルを設置し、そのメンバーはAUSTRAC訴訟において提起された問題に関する取締役会によるリスク・ガバナンス及び取締役会の説明責任について検討を行った。2020年6月4日に、これらのレビューによる検討結果及び提言の要約が発表され、これには諮問パネルによる報告書の写しも含まれた。

リスク・ガバナンスに関するAPRAのレビュー

2019年12月17日、APRAは、当行による1959年銀行法（Cth）の違反の疑いに関する調査に加えて、当行によるリスク・ガバナンスに焦点を合わせた広範なレビュー・プログラムを開始することを発表した。当該レビュー・プログラムには、リスク管理、説明責任、報酬及び文化が含まれる。

2020年3月23日、APRAは、2020年1月に概要が示されたAPRAの監督における優先課題を、特に規制対象会社との綿密なエンゲージメントを伴う部分に関し、少なくとも2020年9月30日まで概ね保留にすることを通知した。

APRAのレビューの要素の一つは、以下に記載する、当行が自己評価等を通じてリスク・ガバナンスの強化のために行っている措置の検討である。

オペレーショナル・リスクに関する資本の上乗せ

2019年7月11日、当行は、文化、ガバナンス及び説明責任（「CGA」）に関する自己評価に対するAPRAの回答を受領した。APRAはその回答において、当行のオペレーショナル・リスクに関する資本要件に対して500百万豪ドルの追加要件を適用することを決定した。これは、当行は財務以外のリスクの管理及び監督を改善する必要があるとのAPRAの結論に基づいている。追加的な資本要件は、当行がその行動計画を完了したとAPRAが納得するまで継続される。リスク調整後資産（「RWA」）の増加を通じて適用される500百万豪ドルの要件は、2019年9月30日から発効し、2019年9月30日現在の当行のレベル2 普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本比率に16ベース・ポイント影響した。

また、APRAは、2019年12月17日の発表内容の一部として、AUSTRACの訴状において主張された問題の規模の大きさ及び性質を踏まえ、500百万豪ドルの追加的な資本の上乗せを課した。この追加的な上乗せは、2019年12月31日から適用された。この変更により、当行のレベル2 CET 1 資本比率は、2020年3月31日現在15ベース・ポイント低下した。

ウエストパックのレビュー

金融犯罪

AML / CTF対応計画及びAUSTRAC訴訟の開始後における金融犯罪に関する改善措置に加えて、当行は引き続き、金融犯罪リスクの管理（マネーロンダリング防止及びテロ資金対策（「AML / CTF」）、制裁、賄賂及び腐敗防止、FATCA並びに共通報告基準（「CRS」）を含む。）を是正するために必要とされる重要な複数年作業計画を進めている。

この広範囲にわたる作業には、(強化が必要とされている)当行のマネーロンダリング及びテロ資金供与に関するリスク評価及びガバナンスの重要な側面に関連するものを含む、当行のAML/CTFに関する方針、AML/CTFに関するシステムへのデータ提供の完全性、並びにAML/CTFに関する手続及び統制の十分性及び適切性の見直しが含まれている。当行は、AUSTRACの訴状において特定された問題に関するものを含め、AML/CTFのプログラム、ガバナンス、方針、システム及び統制に関する複数の改善措置の実施を続けている。当行は、特定の統制及び報告慣行に関する関連是正作業を実行しており、当該作業に関してAUSTRACとのエンゲージメント及びAUSTRACへの最新情報の報告を行っている。こうした是正に関する取組みには、顧客の識別、顧客及び支払いの審査、リスク評価、「内報(tipping off)」の禁止に関する情報の適切な統制の確保、継続的かつ強化された顧客デュー・ディリジェンス、取引の監視及び監督当局への報告(IFTI、SMR及びTTRに関する報告を含む。)等に関するものが含まれる。

こうした取組みの中で、当行はTTRの提出義務に関する特定のシステム及び統制の不備を特定した。この不備により、複数年にわたり、当行グループがTTRの報告を怠った事例及び不完全又は不正確な情報を用いてTTRを提出した事例が生じていた。

当行グループは、これらのTTRの不備をAUSTRACに自己報告し、当行グループによる調査の状況をAUSTRACに随時通知している。現在までの是正措置には、AUSTRACに対する17,870件のTTRを遅れて報告したことが含まれる。さらに、現在までに行われた予備的な(最終的に数値化又は決定されていない)分析によると、AUSTRACに対するTTRの報告漏れが推定60,000件から90,000件に達する可能性のある、TTRの報告に関する複数のシナリオが存在している。2020年6月12日、当行は、AUSTRACから、これらの事項について更に調査する予定であり、2019年11月20日に連邦裁判所に提出済みの訴状を、かかる調査に基づく主張を含めるよう修正する可能性があるとの通知を受けたことを発表した。

当行グループは、金融犯罪に関するリスク管理の是正作業の一環として、FACTA及びCRSに関する義務の遵守を支えるための欠陥の是正及び統制の強化に取り組んでいる。当行グループは、CRS是正プログラムに関してオーストラリア税務局(「ATO」)とのエンゲージメントを行っており、更なる作業計画に関して引き続きATOとのエンゲージメントを行う予定である。

金融犯罪に関する義務の不履行に伴う影響の詳細については、本半期報告書の第一部 第3 2 「 . リスク要因」に記載される。

APRA自己評価

2018年11月29日、当行は、ガバナンス、文化及び説明責任に関する枠組み及び慣行についての自己評価をAPRAに提出した。当行は、自己評価報告書(CGA是正計画)において特定された提言に対応するため、当行取締役会の監督の下で作業計画を実行中である。当行は、自己評価において特定された提言を実施している。実施された項目はすべて、変更の持続性を確保するための事後的な検証の対象となる。

AUSTRAC訴訟を踏まえて、APRAは当行に対し、既存のCGA是正計画の見直しを行うよう求めた。この見直しでは、既存の提言及び措置が現在も目的に適合しているかを検証するため、並びにCGA是正計画に組み込まれるべき追加的な提言及び措置を特定するために、CGA自己評価の完了後の進展の検討が行われる。見直しのプロセス及び結果についての外部による保証も行われる。見直しの内容及び最新版の計画は、2020年6月30日までにAPRAに提出される予定である。

顧客関係の是正

当行グループの「明確かつ正確に (get it right, put it right)」というイニシアチブを通じて、当行は引き続き、当行の顧客及びレピュテーションに影響を与える可能性のある過去の問題を特定し、解決するために複数のレビューを行っている。これらの内部レビューにより引き続き複数の問題が特定されており、当行はそれらの問題に関し、顧客が特定の過去の慣行により不利益を被ることがないように、是正のための措置（特定された場合において、顧客への補償 / 是正のための支払及び / 又は返金を行うことを含む。）を講じているか、又は講じる予定である。これらのレビューを行うことにより、当行グループは、プロセス及び統制を引き続き改善していくこともできる。

コンプライアンス、レピュテーション及び是正に係る引当金に関する更なる情報については、本半期報告書の第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記14、当行の継続的な顧客関係の是正の進捗に関する更なる情報については、本半期報告書の第一部 第3 3 (1)「業績等の概要」の「業績の概要」を参照のこと。

リスク・プロセスの見直し

当行は、そのエンド・ツー・エンド (end to end) のリスク管理能力の強化を行っている。これは、財務及び財務以外のリスクの両方にわたって進行中の作業計画の一部である。重要な要素の一つは、改良版の三段階の防衛モデルの導入と組織全体のリスク能力の向上である。当行は、エンド・ツー・エンドのリスク管理能力に投資し、これを向上させることが必要不可欠な急務であると考えている。最近の見直しにより、強化が必要な様々な方針、システム、データ及びリスク能力が特定された。これらの改善措置を円滑化するため、オペレーショナル・リスク、ストレス・テスト、モデル化、金融犯罪、リスクに関するシステム及びデータ管理等の分野において専門家を増員することを含む、詳細な実施計画が進行中である。

より明確な説明責任

2020年4月2日、取締役会議長は、意思決定及び決定内容の実施を迅速化するとともに、誰が何に関して個別に説明責任を負うのかをより明確に定義した、より明確な説明責任体系の導入がCEOにより決定されたことを発表した。この変革により、当行は、顧客との関係を深めることに引き続き重点を置きつつも、マトリクス全体での報告体制から、より明確な事業部別モデルへと移行することとなる。

規制及び政府の焦点

COVID-19の影響への監督機関の対応

COVID-19に対し、オーストラリア国内の監督機関は、このパンデミックにより生じた状況を顧客が切り抜けるための金融機関による支援を支える活動を開始し、また優先順位を再検討しようとしている。これにより、一部の規制活動が延期される一方で、経済回復の支えとなる可能性のある他のプロジェクトが前倒しされている。かかるアップデートや変更のうち当行にとって最も重要なものについては、以下の関連する項目に記載する。

2020年3月23日、金融規制協議会は、その四半期毎の報告書において、COVID-19のパンデミックに対する協調的アプローチを表明した。オーストラリア準備銀行（「RBA」）は、金融市場に流動性を与え、銀行制度による企業への信用供与を支援するための広範な対策を発表した。APRAは、計画されていた方針及び監督に関するイニシアチブ（健全性の枠組みの修正を最終決定するための実質的な公の意見聴取及び活動を含む。）の大半を2020年9月30日まで保留にすると発表した。APRAは、とりわけ対象となるデータがAPRA又はADIによる自らのCOVID-19に伴うリスクへのエクスポージャーの把握に役立つ場合において、特定のデータの請求及びレビューを進めると述べている。

ASICは、少なくとも2020年9月30日まで、消費者への重大な損害のリスク、重大な法律違反及び市場の全体性に対するリスクが存在する事項並びに緊急を要する事項をその執行上の優先事項とすることを発表した。ASICは、緊急を要しない当面の複数の活動を直ちに保留にした。2020年4月14日、ASIC及びAPRAはともに、延期となるレビュー、会議、調査及び与えられる救済の詳細なリストを公表した。

2020年3月以降、ACCCは、様々な業界の企業に対し、COVID-19のパンデミックの継続中、必要不可欠なサービスの利用を可能にする措置について協議し、かかる措置を講じるための緊急の一時的許可を与えている。これには、以下が含まれる。

- ・オーストラリア銀行協会及びその加盟者の一部（当行を含む。）に対し、中小企業救済パッケージの導入のために連携するとともに、COVID-19の影響を受けた個人及び事業者向けの補助的な救済パッケージの提供に関して協力することを認める2件の緊急の一時的許可。
- ・当行もメンバーであるオーストラリア証券化フォーラムに対する、COVID-19に起因する経済的混乱の継続中、小規模のレンダーが流動性を維持し、消費者及び中小企業向けに融資を行うことを支援するためのメンバー間の連携の許可。
- ・当行及びセント・ジョージもメンバーである金融サービス評議会に対する、同評議会のメンバーである生命保険会社が、最前線の医療従事者がCOVID-19への暴露又はその可能性を理由に生命保険を拒否されたり、より高額な保険料を課せられたり、給付を除外されたりしないようにする取組みの実施の許可。

銀行、年金及び金融サービス業界に関する王立委員会

銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会の最終報告書（「最終報告書」）及びオーストラリア政府の対応案は、2019年2月4日に公表された。

最終報告書における76の明示的な提言の実行は、引き続き銀行及び金融サービス会社並びにその監督当局に重大な影響を与えることが見込まれる。最も重要な提言には、抵当権付住宅ローンのブローカーの規制、規制の違反報告に関する変更、金融商品の訪問販売に関する変更及びグランドファザリング適用対象の手数料の撤廃に関するものが含まれる。

政府の王立委員会実行ロードマップに従い、2020年1月31日には、政府は王立委員会の複数の提言に関する協議のための法案を公表した。

COVID-19のパンデミックにより、王立委員会関連法案の可決に関する政府の日程には変更が生じており、オーストラリア政府は2020年5月8日、このパンデミックによる甚大な影響に伴い、王立委員会に関連する政府の取組みの実施を6か月先送りすることを発表した。

積極的に取り組もうとする意向から、当行は既に、最終報告書の提言のいくつかを（可能な場合に、かつ公表が見込まれる法律又は規制に従うことを条件として）単独で実行している。このアプローチにより、当行は今後、最終的な法律／規制に応じて、既存の慣行の見直し及び強化を求められる可能性があり、また、過去に実行した提言のいくつかに関して当行の既存の慣行の更なる向上を求められる可能性がある。

現時点において当行に適用される49の提言のうち、当行は、提言に従うための新しい慣行及び手順を設けたこと又は提言と一致する既存の慣行を有していることにより、現在までに13の提言を実行済みである。

また、当行グループは、現在までに立法活動及び／又は規制活動の対象となっている提言のすべてに関して作業を開始している。かかる作業は、政府が残りの提言の大部分に関する立法上のアジェンダを完了するにつれて、今後12か月から24か月の間に増加する予定である。22の提言が、現在実行過程にある。かかる提言のほとんどに関して、実行完了前に法律上又は規制上の措置が必要となる。

残りの14の提言に関しては、実行作業を開始する前に立法上又は規制上の措置が必要となる。当行は、可能な範囲において準備作業に着手しており、これには政府との協議への参加が含まれる。

2021年1月1日に発効予定の、ファイナンシャル・アドバイザーに支払われる相反報酬のグランドファザリングの撤廃に向けて、当行は現在、第三者に対する報酬の取決めの見直しも行っている。

王立委員会によるその他の影響には、王立委員会において検討された特定の事項に関する金融機関を相手方とする複数の民事訴訟の提起、及びヘイン委員による金融監督当局への複数の不正行為のケースの付託が含まれる。

監督当局のレビュー及び調査

信用供与 - 監督当局によるレビュー及び監督当局へのエンゲージメント

住宅ローン保有者、不動産投資家及び事業者のための信用の提供と利用可能性は、2020年度上半期も引き続き政府、監督当局及び業界の主な焦点であった。信用に関するAPRAの規制上の焦点は、主に業界レベルでの回収可能性並びにCOVID-19による信用度及び引当金への影響に関連するものであった一方、ASICは、2019年12月9日に、責任ある貸付に係る義務に関する改訂版の指針を公表した。責任ある貸付に関するASICの当行に対する試訴における連邦裁判所の判決（当該判決については現在ASICが上訴中）により、連邦裁判所から責任ある貸付に係る義務の範囲に関する司法上の指針も得られた。これらの手続に関する追加的な情報は、本項に後述する。

COVID-19のパンデミックによる経済的混乱を受けて、当行及び他の大手銀行は、一定の抵当権付住宅ローン顧客及び法人顧客に対し、3か月から6か月の期間で、一定の元利金の返済猶予を与えている。APRA及びASICはいずれも、こうした状況における顧客への信用供与を支持しているものの、こうした措置が当行の信用リスクの構造及び流動性に与える影響の把握には引き続き注力している。このパンデミックによる状況が刻々と変わっていくなか、ASIC及びAPRAは、当行が受け付ける財務的困難に係る申請の件数に積極的な関心を示している。

COVID-19の発生前、APRAは、当行の統制、方針及び運営上の制度を含む信用リスク管理の枠組みの適切性に関して、当行とのエンゲージメントを行っていた。APRAからのフィードバックを受けて、当行グループは、住宅ローン・ポートフォリオ及び法人向け貸付ポートフォリオに関するエンド・ツー・エンドのアプローチを改善するために制度及び統制に関する複数の変更を実施しているほか、その他の主要なプロセスにも変更を加えている。これには、ポートフォリオ管理慣行の強化、データ・ガバナンス、システムのアップグレード（データ収集及び合理化を含む。）、担保管理プロセスの強化並びに当行の与信管理の枠組みに対する保証及び監督の改善が含まれる。この作業計画は、当行の社内保証・監査チームによって特定された問題にも対応するものである。この作業は、COVID-19に起因する状況の継続中も、可能な範囲で進められている。

当行は、エンド・ツー・エンドの与信プロセスを改善するための作業に関してAPRAとの更なるエンゲージメントを予定している。

オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）による住宅ローンの金利設定に関する調査

2019年10月14日、ACCCはオーストラリア財務大臣から、2019年1月1日から2019年10月31日までの期間の住宅ローンの金利設定に関する調査を実施するよう指示された。当該調査は、以下を目的として設けられた。

- ・住宅ローンに課せられている金利に関する部門全体にわたる調査
- ・銀行における金利設定に関する意思決定の方法（銀行の政策金利の変動の転嫁に関するアプローチを含む。）の検討
- ・新規顧客及び既存顧客が支払う金利の差異の検討
- ・サプライヤーが公表する利率と顧客が支払う利率の差異の検討
- ・顧客によるレンダラーの切替えを阻止する障壁の調査

中間報告書は2020年4月27日に公表されたが、これには提言は含まれなかった。最終報告書は2020年11月30日までに財務大臣に提出される予定である。

AFCAによる遡及調査

2019年2月4日、オーストラリア政府は、王立委員会の最終報告書に含まれた提言を受けて、オーストラリア金融苦情対応局（「AFCA」）が2008年1月1日まで遡って消費者からの苦情を検討し、必要に応じて補償を行うことができるよう、AFCAの権限を12か月間拡大すると発表した。AFCAは、かかる過去の苦情を検討するため、その権限を2020年6月30日まで12か月間拡大した。

監督当局の権限及び監督の増大

財務説明責任体系

2019年2月4日、オーストラリア政府は、王立委員会の最終報告書に含まれた提言を受けて、銀行執行役員の説明責任体系の適用をすべてのAPRA規制対象会社に拡大することを発表した。2020年1月22日には、オーストラリア財務省は、計画されている財務説明責任体系（「FAR」）に関する提案書を公表した。提案書には（その他の事項に加えて）ASIC及びAPRAが共同でFARを実施する旨が記載され、義務を怠った個人に対する罰則の強化が定められている。提案書に対する意見提出は2020年2月14日に締め切られ、当行は意見提出を行った。当行は、FARにより当行において追加的な説明責任者の指定が必要になるのかなど、FARの実施の潜在的な影響について検討している。COVID-19のパンデミックに起因する遅れのため、オーストラリア財務省による法案の公開草案の公表時期は明らかになっていない。

ASICによるエンフォースメント・レビューのタスクフォース

2018年4月16日、オーストラリア政府は、ASICのエンフォースメント・レビューのタスクフォースがASICの現行の規制ツールの適切性に関するレビューにおいて行った提言をすべて実行することに同意した。

これらの提言の実行に関しては、以下を含む進展が見られている。

- ・2020年金融セクター改革法（ヘイン王立委員会対応 - 監督当局の強化（2019年措置））（Cth）が、2020年2月17日に連邦総督により裁可された。同法は、搜索令状、電気通信傍受情報へのアクセス、ライセンス供与及び禁止命令に関する提言に従い、複数の権限を導入するものである。
- ・タスクフォースは、2019年10月2日、取締役及び役員による財務以外のリスクの監督、大規模で複雑な金融サービス会社の取締役及び役員が財務以外のリスクの監督及び監視に関する職務をどのように果たしているか、並びにガバナンスの実務を改善する方法について、ASICの見解を示す報告書を公表した。

- ・2020年金融セクター改革法（ヘイン王立委員会対応 - 消費者の保護（2020年措置））案（Cth）の公開草案が、2020年1月31日に公表された。同法案は、可決された場合、オーストラリアの金融サービス及び信用事業の認可を受けた業者に関する違反報告体系を改革するものである。オーストラリア政府が王立委員会に関する取組みの実施を6か月先送りしたことで、法案の通過には遅れが生じており、法案の提出及び施行の時期は確定していない。

商品設計及び販売に関する義務並びに商品への介入権

2019年4月5日、2019年財務省令改正法（設計及び販売に関する義務並びに商品への介入権）（Cth）が連邦総督により裁可された。同法は、ASICに対して商品への介入権を付与し、発行会社及び販売会社に対して新たに商品の設計及び販売に関する義務を課すものである。商品への介入権は2019年4月6日に発効しており、設計及び販売に関する義務は当初、2021年4月5日に発効する予定であった。しかしながら、COVID-19のパンデミックへの政府の対応を受けて、ASICは、発効日を2021年10月5日に延期している。

ACCCの執行に関するアプローチ

2020年2月25日、ACCCは、年次のコンプライアンス及びエンフォースメント・ポリシーの改定において、コンプライアンス及び執行に関する優先事項の概要を示した。金融サービスにおける競争上の問題は、執行に関する優先事項として明確には記載されなくなったものの、刑事上のカルテル行為及び反競争的行為は、引き続きACCCの持続的な優先事項とされており、現在、金融サービス業界において2件のカルテル訴訟（いずれも当行は関与していない。）が係属中である。ACCCはまた、現在、オーストラリア北部における住宅ローンの金利及び保険に関する市場調査を実施している。ACCCの競争執行に関するアプローチ及び目標は、2020年2月に発表されたオーストラリア政府からの予算面での支援の増加に支えられている。

2020年3月27日、ACCCは、その2020年におけるコンプライアンス及び執行に関する優先事項は変わらないものの、COVID-19の影響に起因する競争及び消費者の問題に最も関連性の高い優先課題へと活動の焦点を定め直すことを発表した。

企業の犯罪責任体系に関するレビュー

2020年4月29日、オーストラリア法制度改革委員会は、オーストラリアの企業の犯罪責任体系に関する包括的なレビューに関する最終報告書を司法長官に提出した。この報告書は、今後議会で審議される。当行は、最終報告書が公開され次第、最終報告書の検討結果及び提言を検討する。

当行の事業に影響を与える全般的な規制変更

銀行取引準則

ASICにより承認された新たな銀行取引準則（「準則」）は、同準則を採用した各銀行（当行を含む。）を対象に、2019年7月1日付けで発効した。準則は、脆弱な状況にある顧客に対して特別に配慮するとともにそうした状況における支援に関してスタッフを訓練する取組み、中小企業向けローン契約の平易な英語で書かれたものへの簡略化、保証人の保護の充実化、並びに独立した銀行取引準則遵守委員会を通じた同準則の執行の強化を含む様々な新施策を含むものである。

準則には、王立委員会の最終報告における提言を実施するための重要な改正がさらに加えられた。ASICが承認し、ACCCが条件付きで許可した変更内容は、遠方地域の顧客及び英語力が限られた顧客の更なる重視、普通口座において顧客の事前の明示的な同意がないまま、事前の取決めのない貸越を行うことの禁止、普通口座における不渡手数料及び貸越手数料の廃止、並びにアボリジニ又はトレス海峡諸島民の特定及び確認に関するAUSTRACの指針の遵守に関するものである。これらの改正は、2020年3月1日付けで発効した。

オープン・バンキング体制

2019年8月12日、2019年財務省令改正法（消費者データ権）（Cth）（「CDR法」）が連邦総督により裁可された。CDR法は、消費者データ権の導入のために2010年競争・消費者法（Cth）、1988年プライバシー法（Cth）及び2010年オーストラリア情報コミッショナー法（Cth）を改正するものである。銀行部門は、消費者データ権が適用される最初の部門である。

消費者データ権により、オーストラリアの顧客は（銀行データを皮切りに）自らのデータを認定された第三者と共有するよう指示する権利を得ることになる。データの共有により、商品の比較や切替えが容易になり、競争が促進される。これは、消費者及び銀行に大きな影響をもたらしている。

2019年12月20日、ACCCは、オープン・バンキング体制の開始を2020年2月1日から2020年7月1日まで延期することを発表した。当行は、2020年7月1日から、クレジットカード、デビットカード、預金口座及び決済用口座に関するデータの共有を義務付けられることとなる。オープン・バンキング体制の下で2020年7月1日から生じる予定であったその他の義務は、2020年11月1日まで延期される。当行は、2020年11月1日から、抵当権付住宅ローン、個人向け貸付、共同口座、閉鎖口座、口座引落とし及び約定返済に関するデータの共有を義務付けられる。当行グループの他のブランドは、2021年2月1日から消費者データの共有を開始することを義務付けられ、クレジットカード、デビットカード、預金口座及び決済用口座に関する商品参照データについては、2020年10月1日から共有を義務付けられる。

2020年競争・消費者（消費者データ権）規則（「CDR規則」）は、2020年2月6日に施行された。CDR規則は消費者データ権がどのように作用するかを定めたものであるため、その施行は重要な進展である。

CDR法とCDR規則はいずれも、13のプライバシー保護条項に基づく新しい詳細なプライバシー保護を含んでいる。プライバシー保護条項は、消費者データ権の対象データの開示、収集、使用、正確性、保管、セキュリティ及び削除に関するものである。また、CDR規則には58の民事制裁金に関する規定が存在する。プライバシー保護条項又はCDR規則に違反すると、企業は10百万豪ドル、得られた利益の3倍又は年間12か月分の売上の10パーセントのうち最大額を上限とする民事制裁金を課せられる可能性がある。

COVID-19の影響に関する大手銀行及び主要参加者との協議を経て、ACCCIは、2020年7月1日の開始日を変更しない意向である。

包括的信用調査（「CCR」）

現在、2019年消費者信用保護法改正法（信用調査報告義務及びその他の措置）案（Cth）が元老院で審議されている。同法案は、大手銀行に信用調査機関へのCCRデータの供給を義務付けるとともに、財務的困難に係る事例の報告方法の概要を示すものである。

同法案はまだ可決されておらず、COVID-19により議会の日程には乱れが生じている。しかしながら、当行は既に、自主的にCCRに参加している。当行はまた、同法案における2021年4月という当初の遵守期限は変更される可能性が高いとの認識の下で、財務的困難に係る報告要件の実施に向けて取り組んでいる。

RBAターム物資金調達ファシリティ

2020年3月19日、RBAは、RBAとのレポ取引を通じた認可預金受入機関（「ADI」）への資金提供のためのターム物資金調達ファシリティ（「TFF」）の設置を発表した。TFFの下での各レポ取引は、最大3年の期間で、25ベース・ポイントの固定利率により行われる。TFFの参加者は、2020年4月6日から、その資金調達引当金を上限として資金調達を利用することができ、全体として、TFFの下でADIは少なくとも900億豪ドルを利用することができる。当行は、少なくとも179億豪ドルの当初引当金を利用することができ、TFFを大口資金源として利用する予定である。2020年3月30日、APRAは、ADIに対し、2020年3月31日以降、TFFを利用するために必要な、負担の設定されていない担保を有することを条件として、当初引当金の恩恵を流動性カバレッジ比率、最低流動性保有比率及び安定調達比率の計算に含めることを認めると発表した。更なる情報については、本半期報告書の第一部 第3（3）「 . 当行グループの業績の検討」の「資金調達及び流動性リスクの管理」を参照のこと。

その他の訴訟

責任ある貸付についてASICが当行に対して提起した訴訟

2017年3月1日、ASICは、ASICのより大きな手続の一部として、2011年12月から2015年3月までに契約され、当行のシステム上自動的に承認された消費者向けの特定の住宅ローンに関連して、連邦裁判所において当行に対する訴訟を提起した。当該訴訟の審問は2019年5月に行われた。2019年8月13日、裁判所は当該訴訟の判決を言い渡し、ASICの訴えを棄却した。ASICは当該決定に関して上訴を申し立て、2020年2月に審問が行われた。当該上訴の判決はまだ下されていない。

ASICの海外向けスケールド・アドバイス部門に対する訴訟

2016年12月22日、ASICは、2013年から2016年の間に行われた多数の退職年金口座の統合キャンペーンに関連して、連邦裁判所においてBTファンズ・マネジメント・リミテッド（「BTFM」）及びウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッド（「WSAL」）に対する訴訟を提起した。ASICは、一部のキャンペーンにおいて、顧客に対して2001年会社法（Cth）の多数の規定に違反する態様で個人向けのアドバイスが行われたと主張しており、申立ての焦点として15名の具体的な顧客を挙げている。2018年12月、第一審裁判所は、個人向けのアドバイスは行われておらず、BTFM及びWSALは個人向けのアドバイスに関する関連規定に違反していないとの判決を言い渡したものの、BTFM及びWSALがそれぞれ会社法第921A条(1)(a)に違反した事実を認めた。2019年2月、ASICは当該決定に対して上訴を行った。2019年10月28日、連邦裁判所合議法廷はASICに有利な判決を言い渡し、BTFM及びWSALがそれぞれ14名から15名の顧客に対する関連する通話において個人的なアドバイスを提供した事実を認め、会社法（第921A条(1)(a)を含む。）の結果的な違反があったと断定した。BTFM及びWSALはオーストラリア高等裁判所に申請して上訴するための特別許可を得ており、当該裁判所により連邦裁判所合議法廷の判決に関する審問が行われる予定である。高等裁判所は、しかるべく当該上訴の審問の期日を設定する予定である。当該上訴が却下された場合、当該事件は制裁金及びASICが求めるその他の命令に関する審問のために連邦裁判所に付託される。

ファイナンシャル・プランナーの不適切な財務アドバイスに関するASICの当行に対する訴訟

2018年6月14日、ASICは連邦裁判所において、当行を相手に、元ファイナンシャル・プランナーのステイプル・シンハ氏が不適切な財務アドバイスを行ったとして訴訟を提起した。シンハ氏は、2014年11月に当行を解雇され、その後、ASICから追放処分を受けている。当行は、影響を受けた顧客を特定し、当該顧客に補償するための是正策を積極的に開始し、既に是正措置を完了した。ASICの手続は、4つの特定の顧客ファイルに関してシンハ氏が提供したアドバイスに関するものである。2019年12月19日、オーストラリア連邦裁判所は、当該訴訟について、関連する顧客ファイルに関する特定の財務アドバイスによる違反に関して当行に総額9.15百万豪ドルの民事制裁金を科すとともに、当行にASICの訴訟費用（当該費用は未確定である。）の支払いを命じる判決を言い渡した。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドに対する集団訴訟

2017年10月12日、オーストラリア連邦裁判所において、当行グループ内で雇用されたファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づき2011年2月以降にウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッド（「WLIS」）が販売した保険を取得した顧客を代表して集団訴訟が提起された。原告団は、当該アドバイザーが提供した財務アドバイスに、当該アドバイザーの顧客に対する信任義務及び法的義務（顧客の最善の利益のために行動する義務を含む。）に違反する部分があり、WLISが故意に当該違反に加担したと主張している。当行及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。本件については、2021年5月に初回審理が予定されている。

銀行間取引金利（「BBSW」）に関する米国集団訴訟

2016年8月、米国ニューヨーク州南部連邦地方裁判所において、当行並びにオーストラリア及び世界各国の他の複数の銀行及びブローカーに対して、銀行間取引参照金利に関連する不正行為があったとして、集団訴訟が提起された。2019年4月、原告団により修正された請求が申し立てられた。当行は、現在審理前段階が進められている当該訴訟において、防御活動を行っている。

責任ある貸付に関する集団訴訟

2019年2月21日、オーストラリア連邦裁判所において、当行に対する集団訴訟が開始された。申立人らは、2020年2月11日に再修正された手続開始申請書及び再修正された訴状を提出した。当該請求は、当行が申立人ら及びグループメンバー（当該訴訟における定義による。）との住宅ローンの契約の際、責任ある貸付に関する義務を遵守しなかったと主張するものである。申立人ら及びグループメンバーに関する主張には、2011年1月1日から2018年2月17日までの期間、当行が顧客の経済状況、要求事項及び目的に関する合理的な調査を怠り、顧客の経済状況の検証のための合理的な手続を怠り、かつ規定に準拠した適合性の評価を怠った旨の主張が含まれる。申立人らはまた、申立人らのローンが不適合であった旨の主張も行っている。当行は、当該訴訟において防御活動を行っている。

退職年金積立金に関する集団訴訟

2019年9月5日、オーストラリア連邦裁判所において、BTファンズ・マネジメント・リミテッド（「BTFM」）のBTスーパー・フォー・ライフ現金投資オプションのいくつかの側面に関して、BTFM及びウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッド（「WLIS」）に対する集団訴訟が開始された。当該請求は、スレーター・アンド・ゴードン法律事務所の「退職年金を取り戻そう（Get your super back）」キャンペーンの一環である業界内の他の集団訴訟に続くものである。

訴訟手続では、BTFMが一般法、関連する信託証書及び1993年退職年金業（監督）法（Cth）に基づく複数の義務を遵守せず、WLISがBTFMによる違反の疑いに故意に関与したとの主張がなされている。当該請求による損害賠償請求額は特定されていない。BTFM及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。

消費者信用保険に関する集団訴訟

2020年2月28日、オーストラリア連邦裁判所において、当行による消費者信用保険（「CCI」）の販売に関し、当行及び当行の子会社2社に対する集団訴訟が開始された。当該請求は、スレーター・アンド・ゴードン法律事務所の「保険を取り戻そう（Get your insurance back）」キャンペーンの一環である業界内の他の集団訴訟に続くものである。

訴訟手続では、当行らがクレジットカード、個人向け貸付及びフレキシローンに関連するCCIの販売にあたって複数の義務を遵守しなかったとの主張がなされている。当該請求による損害賠償請求額は特定されていない。当行らは、当該訴訟において防御活動を行っている。当行は、既にCCI商品の販売を取りやめている。

規制資本取引

資本調達

2019年11月8日、当行は、洗練された機関投資家を対象とする新株の募集により、20億豪ドル相当の全額払込済普通株式を発行した。また、2019年12月11日には、当行は株式購入プランに基づき約770百万豪ドル相当の全額払込済普通株式を発行した。

新たな会計基準の導入

2019年10月1日以降、AASB第16号「リース」（「AASB第16号」）がAASB第117号「リース」に取って代わった。AASB第16号はリース期間が12か月超のリースをすべて、借り手の貸借対照表上に使用权（「ROU」）資産及びリース債務として表示することを求めている。当該基準の適用開始時にその他の負債において認識されたリース債務は、33億豪ドルであった。関連する32億豪ドルのROU資産は、リース債務に等しい金額から過去に認識された未払いのリース料1億豪ドルを差し引いた金額として測定された。利益剰余金への影響はなかった。

かかる新たな基準に基づく変化に関する更なる詳細については、本半期報告書の第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記1を参照のこと。

APRAによる規制変更及び資本に影響を与えるその他の変更

資本に関するAPRAの発表

APRAは、COVID-19のパンデミックに伴う現在の経済情勢への対応の一環として、資本に関して以下の発表を行った。

- ・資本管理に関する指針：APRAは、すべてのADI及び保険会社に宛てた2020年4月7日付けのレターの中で、COVID-19により重大な混乱が生じている期間における資本管理に関する指針を定めた。APRAは、ADI及び保険会社が代わりにバッファーを利用し、貸付及び保険の引受を継続する能力を維持することを確保するため、自由裁量的な資本分配は今後数か月間制限されるべきであるとの期待を示した。これには、事業環境の不確実な見通しと、これらの重要な活動を優先させる能力を保つ必要性を考慮して、慎重に配当を削減することが含まれる。APRAは、配当はAPRAと協議した強固なストレス・テストの結果に基づいてのみ承認するべきであり、承認する場合であっても、大幅に削減された水準とするべきであると述べた。当行は、この指針を踏まえて中間配当の決定を延期した。中間配当の決定については、本半期報告書の第一部 第3章 3 (1)「業績等の概要」の「業績の概要」に記載する。
- ・銀行資本に関する期待事項の調整：2020年3月19日、APRAは、COVID-19による混乱期における銀行資本に関する期待事項を調整した。APRAは、銀行がCET 1に関して10.5パーセントの「疑いなく強力な」ベンチマークを達成しなくとも問題としないこと、及び銀行が、現行の規制要件（現在、当行を含む国内のシステム上重要な銀行については8.0パーセント以上）を上回ることを条件として、その現行の資本バッファーを利用できることを確認した。APRAはまた、少なくとも今後12か月の間に疑いなく強力なベンチマークを復活させる考えはないことを示した。APRAの発表を受けて、当行はその資本管理戦略を修正した。本半期報告書の第一部 第3章 3 (3)「当行グループの業績の検討」の「資本及び配当」に記載するとおり、COVID-19による混乱期の間、当行は規制上の最低要件を超えるバッファーを維持するよう努める。
- ・COVID-19サポートパッケージに関するRWAの計算の変更：サポートパッケージが一定の期間返済を猶予するオプションを与えるものである場合、RWAの計算上、銀行は返済猶予の期間を延滞期間として扱う必要はない（但し、借り手がそれまで返済義務を履行してきたことを条件とする。）。さらに、オーストラリア政府のコロナウイルス中小企業保証制度は、RWAの計算上、オーストラリア政府による適格保証とみなされる。これらのCOVID-19サポートパッケージは、パッケージの提供時期の関係で、2020年3月31日現在のRWAには影響を与えていないものの、将来の期間に影響を与える可能性がある。
- ・APRAによるバーゼル 資本改革の実施を2023年1月まで1年間延期。

APRAの子会社資本投資の扱いに関する修正案

2019年10月15日、APRAは、APS 111「自己資本比率：資本の測定」の変更案に関する協議文書を公表した。主な提案は、親会社であるADIによる銀行子会社及び保険子会社に対するエクイティ投資の扱い（レベル1）に関するものである。当行の最大の投資先である銀行子会社及び保険子会社はウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）である。当該提案は、当行グループの報告されたレベル2ベースの規制資本比率の計算には影響を与えない。レベル1ベースでは、2020年3月31日現在における見積りベースでAPRAの提案するアプローチを適用した場合、当行のレベル1 CET 1 比率は約40ベシス・ポイント（約16億豪ドル）低下する見込みである。APRAは、改訂後の基準は2021年1月1日から発効するとしている。

関連事業体との関係

2019年8月20日、APRAは、最終決定された健全性基準であるAPS222：関連事業体との関係を公表した。この修正された基準は、ADIの関連事業体との取引及びその他の関係から生じるリスクの監視、制限及び管理能力の強化を目的とするものである。主な変更には、ADIに対するエクスポージャーの限度を合計規制資本の50パーセントからTier 1 資本の25パーセントに修正することが含まれる。

当行が最大のエクスポージャーを有する関連事業体は、WNZLである。2020年3月31日現在、当行は当該時点におけるWNZLに対するエクスポージャーの水準を前提とすると、修正後の限度の範囲内にとどまっている。

2020年4月16日、APRAは、COVID-19への対応の一環として、修正された基準の導入を2022年1月1日まで12か月延期することを発表した。

その他の損失吸収能力

2019年7月9日、APRAは（当行を含む）オーストラリアの大手銀行に、合計規制資本の要件を、現在の自己資本比率の枠組みの下で測定されるRWAの3パーセント・ポイント分引き上げさせる要件を発表した。かかる合計規制資本の引上げは、2024年1月1日から完全に発効する。

当行の2020年3月31日現在のRWA4,440億豪ドルを前提とすると、これは4年の移行期間にわたって約130億豪ドルの追加的な資本に相当する。かかる追加的な資本は、Tier 2 資本を通じて調達される見込みであり、他の形式の長期大口資金調達の減少によって相殺される可能性が高い。当行は、新たな要件に向けた取組みを進めており、2020年3月31日に終了した半期には合計22億豪ドルのTier 2 資本を発行した。

APRAは依然として、損失吸収能力を4～5パーセント・ポイント分引き上げることを目指している。今後4年間に、APRAは、残りの1～2パーセント・ポイントを調達するための実現可能な代替手段を検討すると述べている。

新たな銀行勘定内の金利リスク（「IRRBB」）モデルの導入

当行は、低金利により適した新たなIRRBBモデルを導入予定であり、これにはAPRAの承認が必要となる。モデルが最終決定され、承認されるまで、当行は500百万豪ドルのIRRBB資本を上乗せしている。この変更により、当行のレベル2 CET 1 資本比率は、2020年3月31日現在15ベース・ポイント低下した。

APRA健全性基準CPS511：報酬

2019年7月23日、APRAは、報酬に関する新たな健全性基準の草案及びこれを補足する協議文書を協議のために公表した。これは、APRA規制対象会社における報酬の取決めの明確化及び強化を目的とするものである。かかる新たな基準は、CPS/SPS510「ガバナンス」に基づく既存の報酬要件に取って代わる予定である。APRAは、COVID-19の影響を受けて、APRAが計画していた方針及び監督に関するイニシアチブの大部分が保留になっていると述べている。このため、修正後のCPS511の草案が公開される時期や、新たな健全性基準が導入される時期は不明である。

当行に影響を与える国際情勢

ブレグジット

英国は、2020年1月31日に欧州連合（「EU」）を離脱し、新たな規則の発効予定日を2021年1月1日として、英国とEUとの間の追加的な取決めについて交渉する2020年末までの移行期間に入った。

当行の事業及び業務は、主にオーストラリアとニュージーランドにおいて行われているため、当行は、英国とEUとの間の新たな貿易関係によって当行が直接的に重大な影響を被る可能性は低いものと見ている。当行は引き続き、不測の事態への対応計画を進めており、影響を受ける顧客との対話を積極的に行っている。

OTCデリバティブ関連改革

世界各国で、店頭（「OTC」）デリバティブに関する国際的な規制改革の実施が継続されており、現在その重点は、清算集中されないデリバティブに関する当初証拠金及びリスク軽減慣行に置かれている。

2019年9月1日付けで、当行は、対象に含まれる他の事業体との一定の非清算デリバティブ取引に関して当初証拠金の授受を義務付ける規則の対象となった。当行は、担保を総額ベースで差し入れ、回収することを求められている。担保は、第三者の保管機関の分離口座に保管される。世界的な当初証拠金要件は、引き続き段階的に導入されるものの、COVID-19により、残りの開始予定日には12か月の遅れが生じている。導入段階は2022年9月1日まで続いており、多数の取引先が対象に追加されることとなる。

ニュージーランド

COVID-19による影響

COVID-19に対し、ニュージーランド政府は、経済的影響の軽減のための複数の法律を制定し、事業、会場、旅行及び移動に関して様々な重要な制限を課している。こうした新たな措置の多くは、WNZLの業務に影響を与えている。

また、COVID-19に対し、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）、金融市場庁（「FMA」）及び商務委員会（「商務委員会」）を含むニュージーランドの監督当局によって複数の指針の改定が公表され、また、規制活動の遅延が発表されている。かかる改定や変更のうち当行にとって最も重要なものについては、以下の関連する項に記載する。

ニュージーランドの銀行の配当凍結

2020年4月2日、RBNZは、COVID-19により経済的不確実性が生じている期間中、ニュージーランドのすべての銀行の普通株式に対する配当金の分配を凍結することを決定した。

当行は十分な自己資本を有しており、2020年3月31日現在、レベル2 CET 1 資本比率は10.8パーセント、レベル1 CET 1 資本比率は11.1パーセントである。WNZLからの配当金の不払いは、当行のレベル1 CET 1 資本比率にのみ影響を与える。

政府の救済パッケージ

2020年3月24日、ニュージーランド政府は、消費者向け銀行（WNZLを含む。）が実施する予定の、COVID-19により収入に影響のあった特定の顧客の支払を猶予する抵当権付住宅ローン支援制度を発表した。2020年4月13日、WNZLは、ニュージーランド政府との間で、ニュージーランド政府による、COVID-19により収入に影響のあった適格な借り手に対して短期与信を行う企業金融保証制度の実施のための免責証書を締結した。2020年5月16日には、企業債務ハイバネーション制度を通じた支払不能救済措置を提供するため、会社関連法の一時的な改正が行われた。

流動性及び顧客への貸付を支援するためのRBNZの措置

2020年3月16日、RBNZは、COVID-19による資金調達市場の逼迫を緩和するため、タームオークションファシリティ（「TAF」）を通じたターム物資金調達を提供し、銀行（WNZLを含む。）が12か月までの期間の担保付貸付によりターム物資金調達を利用できるようにすることを発表した。2020年5月26日から6か月間、RBNZは、政策金利により3年の定期貸付を行うターム物貸付ファシリティ（「TLF」）を導入することを発表した。資金の利用は、企業金融保証制度に基づく各銀行の貸付に関連付けられる。2020年4月2日には、RBNZは銀行（WNZLを含む。）のコア資金調達比率を75パーセントから50パーセントに引き下げた。2020年5月1日付けで、RBNZは、顧客への銀行融資の継続を奨励するため、ローン・ツー・バリュアの制限を撤廃した。

RBNZ - 業務委託に関する政策の改定

WNZLは、2017年10月1日以降のすべての新規業務委託取引についてRBNZの改定版の業務委託に関する政策（BS11）（「改定版業務委託政策」）を遵守すること、及び2019年10月1日以降のすべての新規業務委託取引の一覧を維持することを義務付けられている。COVID-19により改定された規制上のタイムラインに従って、2023年9月30日までに改定版業務委託政策のその他の側面を実施するための作業が進められている。

改定版業務委託政策を遵守する結果、変更の実施に関する費用に加えて、WNZL事業の継続的な運営費用が増加することとなる。

RBNZによる資本のレビュー

2019年12月5日、RBNZは、ニュージーランドにおける自己資本比率の枠組みの変更を発表した。新たな枠組みには、以下の主要な要素が含まれる。

- ・システム上重要な銀行（WNZLを含む。）に関してRWAの16パーセント、及びその他すべての銀行に関してRWAの14パーセントのTier 1 資本要件を設定する。
- ・その他Tier 1 資本（「AT 1」）は、16パーセントのTier 1 資本要件のうち2.5パーセント超を占めてはならないこととする。
- ・適格Tier 1 資本は、普通株式及び償還可能永久優先株式により構成される。既存のAT 1 証券は、7年間にわたって段階的に除外されることとなる。
- ・RWAの2パーセントという既存のTier 2 資本要件を維持する。
- ・WNZL等の内部格付けベースの銀行に関するRWAを、総RWAが標準化されたRWAの90パーセントまで増加するように再調整する。

RBNZの現行のルールの下で、WNZLは既に、2020年3月31日現在Tier 1 資本比率14.1パーセントの強固な自己資本を有している。見積りベースで、（新たなRWA及び資本要件を含め）2020年3月31日現在、16パーセントから17パーセントのTier 1 資本比率を前提とすると、WNZLが2028年に完全に発効する新たな要件を満たすためには、さらに21億豪ドルから27億豪ドルのTier 1 資本が必要となる。

COVID-19の影響に対応し、信用の利用可能性を支えるため、RBNZは、新たな資本体制の開始日を12か月遅らせて2021年7月1日としており、市況により必要と考える場合には、2021年中に更なる延期を検討する予定である。銀行はこれを遵守するために7年の期間を与えられる。

RBNZ - 1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づくレビュー

2019年6月、WNZLによるRBNZの「自己資本比率の枠組み（内部モデルに基づくアプローチ）」（「BS2B」）における高度な内部格付けベースの規定の遵守に関する1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づくレビューを受けて、WNZLはRBNZに対し、自社の信用リスク評価制度及びコンプライアンスに関する問題に対処しリスク管理の慣行を改善するために実施している活動の概要を示す書類を提出した。

2019年10月30日、RBNZはWNZLに対し、提出書類及びWNZLが実施しているBS2Bを十分に遵守するための措置を承認したこと、並びにWNZLが自社の規制資本要件の計算において信用リスクに関する内部モデルを使用するための認定が維持されることを通知した。2019年12月31日付けで、RBNZは、2017年12月31日からWNZLに課してきた、他の現地設立銀行に適用される比率よりも2パーセント・ポイント高い最低規制資本比率の維持に係る要件を撤廃した。

ニュージーランド準備銀行法の見直し

2017年11月、ニュージーランド政府は、1989年ニュージーランド準備銀行法の見直し（「RBNZの見直し」）を実施する旨を発表した。RBNZの見直しは2つの段階から成る。提言された第1段階に関する法律は、2019年4月1日に施行された。

RBNZの見直しの第2段階では、RBNZの制度的なガバナンス及び意思決定の全般的な目的、マクロ・プルーデンス政策の枠組み、現在の健全性監督モデル、トランス・タスマンの協調、監督及び執行並びに破綻処理及び危機管理が検討される。2019年12月、ニュージーランド政府は、第2段階に関する原則的な決定を発表した。変更内容には、1989年ニュージーランド準備銀行法を「機関法」及び「預金業者法」という2つの法律に置き換えることが含まれる。また、内閣は、銀行及び保険会社に関する執行役員説明責任体系を開発するための省庁連携によるプロセスに引き続き取り組むことを確認した。第2段階の見直しに関する3回目の協議が、COVID-19により延長された日程で進められている。意見提出の期限は、2020年10月23日に延期されており、法律の施行は現時点では2020年後半及び2021年中となる見込みである。

金融機関の行動に関するレビュー

金融サービスの行動及び文化に関するレビュー並びにオーストラリア王立委員会の進展及び検討結果を踏まえて、2019年12月11日に金融市場（金融機関の行動）改正法案が議会に提出された。同法案は、銀行、保険会社及び非銀行系預金業者並びにそれらの仲介業者がリテール顧客との関係で行う行動について、行動認可制度を導入するものである。この制度は、認可を受けた機関に対し、顧客を公正に扱うという公正な行動の原則を遵守するとともに、公正な行動に関するプログラムを策定、実施及び維持することを義務付けるものである。この制度はまた、各機関に対し、奨励金を制限する規制（数量及び金額による売上目標の禁止を含む。）の遵守を義務付けている。同法案は現在、特別委員会において審議されている。

クレジット契約・消費者金融法の改革

クレジット契約法改正法は、2019年12月19日に連邦総督により裁可された。同法は、クレジット契約及び消費者金融法に、取締役及び上級役員の新たな義務の導入並びに罰金及び法定損害賠償の引上げを含む複数の改正を導入するものである。同法はまた、適切性及びアフオーダビリティの評価に関するより厳しい要件のほか、「ハイコスト」のローン（年利が50パーセントを超えるローン）の金利及び手数料の上限を導入するものであり、これは2020年5月1日に施行された。同法の残りの部分は、段階的に施行される。取締役及び上級役員の新たな義務並びに適切性及びアフオーダビリティの評価に関する新たな要件の適用開始日は、少なくとも6か月延期されており、2021年10月1日以降に発効することとなる。

2. 外国為替管理制度

オーストラリアの法律は、オーストラリア非居住者を当事者とする様々な支払い及び取引を管理・規制し、又はその管理・規制を許可している。数々の免除、権限及び承認に準じて、原則としてオーストラリアから非居住者への送金又はオーストラリアに存する非居住者の口座への預入に対する規制はない。ただし、オーストラリアの外国為替管理は、特定の国、団体及び個人に対して随時行われており、現時点では、以下のものが含まれる。

- (a) 送金、又は配当金（フランキング前である場合）及び利息の支払いに係る源泉徴収税。
- (b) オーストラリア外務貿易省（「DFAT」）が2011年自主制裁に関する法律及び2011年自主制裁に関する規則に基づき実施する金融制裁。具体的には、外務大臣による事前の承認を受けていない、以下の個人若しくは団体に対する、以下の個人若しくは団体の命令による又は以下の個人若しくは団体のための資金の移転又は支払いを含む取引に対する制裁をいう。
 - ・ 旧ミロシェビッチ政権に関係する者、1990年代前半のバルカン戦争中の戦争犯罪について起訴された又は容疑のある者
 - ・ ジンバブエの民主主義、人権尊重及び法律の定めを著しく損なわせるような活動に従事する者又は団体
 - ・ 朝鮮民主主義人民共和国による大量破壊兵器計画又はミサイル計画に関与する特定の者又は団体
 - ・ イランの核兵器計画又はミサイル計画に関与したことがある又は関与している特定の者又は団体
 - ・ リビアの旧カダフィ政権に関係する特定の個人又は団体
 - ・ ミャンマー国軍関係者である特定の個人
 - ・ シリア政権を支援している又はシリアにおける人権侵害に関与している特定の個人又は団体
 - ・ ウクライナの主権及び領土の保全を脅かす行為を支援している又はこれに加担している者

(c) 以下を含む、DFATが実施する国際連合安全保障理事会（「国連安保理」）の金融制裁。

・テロリスト資産凍結体制

1945年国連憲章法及び2008年国連憲章（資産取引）規則に従って、外務大臣がオーストラリア連邦の官報においてテロリストとして指定した者又は団体の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。かかる者又は団体に対して資産を融通することも犯罪行為である。

・国別の制裁措置

国連安保理の金融制裁は、1945年国連憲章法及び関連規則に基づき実施されている。国連安保理が指定する国に関与する特定の者又は団体の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。また、かかる者又は団体に対して資産を融通することも犯罪行為である。

第2【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、主要な経営指数等の推移を示している。

	2020年 3月に 終了した 6か月間	2019年 9月に 終了した 6か月間	2019年 3月に 終了した 6か月間	2018年 9月に 終了した 6か月間	2018年 3月に 終了した 6か月間	2019年 9月に 終了した 年度	2018年 9月に 終了した 年度
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）（百万豪ドル）	10,604	10,670	9,979	10,924	11,083	20,649	22,007
税引前利益（百万豪ドル）	2,185	5,194	4,555	5,696	6,035	9,749	11,731
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益（百万豪ドル）	1,190	3,611	3,173	3,897	4,198	6,784	8,095
当期包括利益（百万豪ドル）	1,909	3,612	3,016	4,130	4,237	6,628	8,367
株主持分及び非支配株主持分合計（百万豪ドル）	67,646	65,507	63,935	64,573	62,665	65,507	64,573
資産合計（百万豪ドル）	967,662	906,626	891,062	879,592	871,855	906,626	879,592
発行済普通株式数（百万株）	3,612	3,490	3,448	3,435	3,404	3,490	3,435
普通株式1株当たり							
純有形固定資産額（豪ドル） ¹	15.43	15.36	15.12	15.39	15.00	15.36	15.39
普通株式1株当たり配当金（豪セント）	未定 ²	80	94	94	94	174	188
普通株式1株当たり利益（豪セント）							
基本的	33.2	104.1	92.3	113.8	123.7	196.5	237.5
完全希薄化後	33.2	99.9	89.5	110.0	119.7	189.5	230.1
自己資本比率（%） ³	6.99	7.23	7.18	7.34	7.19	7.23	7.34
営業活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）（百万豪ドル）	42,159	16,398	(9,294)	12,120	7,650	7,104	19,770
投資活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）（百万豪ドル）	(11,047)	(3,948)	(6,821)	2,885	(4,505)	(10,769)	(1,620)
財務活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）（百万豪ドル）	(7,301)	(12,238)	8,605	(10,825)	(267)	(3,633)	(11,092)
現金及び中央銀行預け金の期末残高（百万豪ドル）	45,815	20,059	19,486	26,788	21,932	20,059	26,788
フルタイム相当従業員数 ⁴	34,199	33,288	34,241	35,029	35,720	33,288	35,029

1 無形資産を控除後のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計を、保有する自己株式を控除後の発行済普通株式数で除した額。

2 取締役会は、中間配当金の決定に関する判断を延期し、2020年6月において配当金は支払われない。

3 資産合計に対する資本合計の割合。

4 フルタイム相当従業員には、常勤社員、パートタイム社員（按分ベース）、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

2【事業の内容】

2020年3月31日に終了した当該半期中において、当行及びその被支配会社の事業の内容に重大な変更はない。

3【関係会社の状況】

被支配会社の異動に関する詳細については、第一部 第6 2(3)「その他の情報」を参照のこと。

2020年3月31日現在及び2020年3月31日に終了した当該半期中において、ウエストパック・ニュージーランド・リミテッドは、当行の特定子会社である。

4【従業員の状況】

FTE数	2020年3月31日 現在	2019年9月30日 現在	2019年3月31日 現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
常勤従業員	30,913	30,326	31,007	2	-
非常勤従業員	3,286	2,962	3,234	11	2
FTE	34,199	33,288	34,241	3	-

2020年度上半期 2019年度下半期

2020年3月31日現在のFTEは、対2019年度下半期比で911名（3パーセント）増加した。当該増加は主に、規制、リスク、コンプライアンス及び是正に関する職員の増加、顧客活動の増加並びにカスタマー・ケア能力の外部パートナーからのインソーシング化に関する決定によるものであったが、当行グループ全体における生産性向上イニシアチブによって部分的に相殺された。

2020年度上半期 2019年度上半期

2020年3月31日現在のFTEは、対2019年度上半期比でわずかに減少した。当該減少は主に、当行グループ全体における生産性向上イニシアチブ（規制、リスク、コンプライアンス及び是正に関する職員の増加、顧客活動の増加並びにカスタマー・ケア能力の外部パートナーからのインソーシング化に関する決定を相殺してなお余りあるものであった。）によるものであった。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行の偶発債務の詳細については、第一部 第3 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」並びに第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記14を参照。当期に関して言及する情報は、2020年3月31日現在の情報であり、その後が生じた最新情報については、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」及び第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記17に記載されている。

2【事業等のリスク】

・ リスク要因

当行の事業活動は、当行の業績、財政状態及び将来の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。下記のリスクが実際に生じた場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な悪影響が及ぶことがあり、当行の証券の取引価格が下落し、証券保有者による投資の全部又は一部が失われる可能性がある。当行の証券に対する投資に先立ち、本書及び2019年度有価証券報告書に記載のリスク及びその他情報を慎重に検討すべきである。当行が直面するリスク及び不確定要因は、以下に記載するものに限定されない。当行が認識していないか、又は現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確定要因も、当行に影響を及ぼす重要な要因となる可能性がある。

当行の事業に関連するリスク

当行グループは、感染症やCOVID-19のようなパンデミックの発生によって悪影響を受けてきており、また、将来受ける可能性がある。

当行グループは、大規模な事業を展開しており、金融サービス業界の一員として経済を支える重要なサービスを提供している。当行グループは、感染症の発生やパンデミックの影響を受けやすい状況にある。現在進行中のCOVID-19のパンデミックは、多くの産業及び世界のサプライチェーンを混乱させ、今後も混乱させ続ける可能性があり、ビジネス、イベント会場、交通、移動及び人々の集会の制限、職場閉鎖、並びに学校や大学などの公的機関の閉鎖など、パンデミックの深刻度を緩和するための措置が経済活動に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、現在においては、COVID-19のパンデミックが当行の業績に影響を及ぼすことが予想される。しかし、現時点では、ウイルスの拡散や、COVID-19のパンデミックが経済や当行の事業に及ぼす長期的な影響を阻止するために要する時間は予測できない。COVID-19が当行の顧客、事業、業績及び財政状態にどの程度の影響を及ぼすかは、変化しつつあり、また、極めて不確実な今後の動向に左右される。

当行の商品やサービスの需要は、COVID-19のパンデミックによる経済活動の大幅な減少によって影響を受けており、また、今後も予測不可能な期間、受ける可能性がある。COVID-19のパンデミックにより、当行の顧客や取引先の中でも特に運輸、製造、教育、小売業、エンターテインメント及びホスピタリティ、旅行、観光、農業、食料及び飲料、商業用不動産、建設、コンサルティング並びに金融サービスの各セクターに生じた財政的圧迫によって、重大と見込まれる減損、債務不履行及び償却が増加することが予想される。当行は、COVID-19の影響により予想貸倒損失に対する引当金を増加させたが、パンデミックによる影響は極めて不確実であるため、今後、これらの引当金をさらに増加させる必要が生じる可能性がある。詳細については、本書の第一部 第6 1「中間財務書類」の財務諸表に対する注記10を参照のこと。

また、現在のCOVID-19のパンデミックは、資産価値の下落（「資産市場の低迷が当行の業務又は収益性に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）及び世界市場のボラティリティーの低下（後記「当行は、市場のボラティリティーによる損失を被る可能性がある」を参照のこと。）をもたらしている。さらに、COVID-19のパンデミックの進行状況によっては、経済的な悪影響が生じる可能性があり、その場合には、経済的なシステム・ショック（詳細については、後記「オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムにおけるシステム・ショックが、当行又はその顧客若しくは取引先に悪影響を与える可能性があり、かかる影響の予想及びそれへの対応は困難である。」に記載されている。）が発生する可能性がある。

当行は、現在のCOVID-19のパンデミックへの対応として、特定の商品の金利の引き下げ、特定の手数料の免除、COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客にローン返済の延期を認めるなど、様々なイニシアチブを実施することにより、顧客を支援してきた。このようなイニシアチブは、COVID-19のパンデミックによる顧客への影響とあいまって、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性が高く、また、当行グループが通常時よりも高レベルのリスクを負担することになる可能性がある。さらに、政府又は監督機関が、銀行（当行を含む。）に対し、COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客へのさらなる支援と対応を提供することを今後要求する、或いは要求しようとするリスクがある。これには、当行グループが利息の支払いを見送ること、貸付金の元本額の一部を免除すること、また、当行グループがローンを差し押さえる能力及び担保権の執行能力を制限することが含まれる。このような事態が発生した場合、当行グループの業績及び当行グループが負うリスクの水準にさらなる悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19のパンデミックに対する監督機関の対応は、当行グループに影響を及ぼしており、将来的にも影響を及ぼす可能性がある。例えば、一部の海外法域の監督機関は、銀行が配当を決定したり自己株を買い戻したりすることを阻止する権限を行使している。ニュージーランドでは、RBNZが、COVID-19の影響で経済情勢が不安定な間は、同国の全銀行の普通株配当を中止することを決定した。これにより、当行の子会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッドは配当を行うことができなくなり、当行のレベル1 CET 1 資本比率にマイナスの影響を与えることになる。

今後、APRAが同様のアプローチを取り、当行が投資家に配当を行えないようにする可能性がある。APRAはまだそのような措置を取っていないが、オーストラリアの銀行（当行を含む。）にレターを送り、今後数か月の間、配当や選択的資本分配を制限する見通しであることを示している。COVID-19に対して監督機関が実施した措置に関する更なる情報については、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」に記載されている。また、感染症や（COVID-19のパンデミックのような）パンデミックの発生が当行グループの事業、業績及び財務状態に与える影響や将来の影響により、当行グループは、配当金の支払い及び/又はその他の資本分配を停止又は削減する必要があると（規制指針とは無関係で）判断するに至る可能性がある。

当行の事業活動及び運営は、感染症の発生や（COVID-19のパンデミックのような）パンデミックによって中断されており、また、今後も中断される可能性がある。当行はこれまで、一部の事業所、支店、ATM、又はその他のチャネルを通じたサービスの提供を停止し、職場を閉鎖することを求められており、今後も求められる可能性がある。また、いかなる大流行やパンデミックも、当行のバックオフィス、サポート機能、主要サプライヤーの運営能力に悪影響を与え、同様に当行の事業や運営に支障をきたす可能性がある。COVID-19のパンデミックにより、これまで、海外のサポートセンターや住宅ローン処理サプライヤー、その他の第三者業務受託者が一定期間サービスを提供できない事態が生じている。また、海外地域に所在する事務所を含め、当行及び第三者契約業者のサポートオフィスを一定期間閉鎖しなければならなくなり、今後も当行の事業活動及び運営に更なる支障をきたす可能性がある。

感染症が流行したり、（COVID-19のパンデミックのような）パンデミックが発生したりしている期間中、当行は、パンデミックのより広範な影響に対応し、スタッフの健康を保護できるように、リスク選好度、ポリシー又は管理を一時的に調整する必要がある場合がある。これらの一時的な調整は、予期せぬ結果をもたらす可能性があり、その結果次第では、当行グループが監督機関の監視強化や規制措置に服することとなる可能性がある。さらに、感染症の大流行や（COVID-19のパンデミックのような）パンデミックによる影響に対応するために、当行はこれまで、非常に短期間で措置を講じたり、新たな対策を実施したりすることが求められており、将来的にも求められる可能性がある。このような措置を取ることは、運用上又はコンプライアンス上の問題が発生するリスクを高め、財務上の損失、顧客サービスへの影響、又は規制若しくは法的措置を招く可能性がある。

世界中の経済の運営に広範な影響を及ぼしてきた他の大規模な世界的事象と同様に、感染症の大流行や（COVID-19のような）パンデミックの発生は、当行グループの事業、見通し、業績、財務状態に悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。COVID-19のパンデミックに関連する大きな不安は依然として存在しており、その中には、感染症の重症度、パンデミックの期間、COVID-19のパンデミックを封じ込めるため、あるいはその影響を緩和するために政府当局及び民間企業が取ることとなる措置、並びにCOVID-19のパンデミックが当行の顧客、事業、運営に長期的かつ継続的な影響を及ぼす可能性などが含まれる。当行は、引き続き状況を監視し、当行グループの事業、見通し、業績及び財務状態に重大及び悪影響を及ぼす可能性のある更なる影響を評価する。また、COVID-19のパンデミックは、以下に述べる他のリスクを高める可能性がある。

当行の事業は、高度に規制されており、法規制若しくは規制政策の変更によって悪影響を受けてきており、また、受ける可能性がある。

金融機関として当行は、オーストラリア、ニュージーランド、英国、米国並びにアジア及び太平洋地域における様々な法域を含む、当行が事業又は資金調達を行う各法域における詳細な法規制に服している。当行はまた、当行の事業について広範な行政権を有する複数の異なる規制・監督当局に監視されている。

当行グループの事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態はすべて、法規制の変更、政策の変更並びに当行の監督機関による監督業務の変更及び期待によって影響を受けており、また今後受ける可能性がある。当行グループが現在事業を行う環境においては、金融サービス・セクターに対する監視が強化されており、具体的には、金融サービスの提供者に対する監督機関による監視の強化につながっている。このような環境の中、当行グループは、当行が事業又は資金調達を行っている法域において監視及び規制の強化に直面している。また、規制の変更のペースは加速しており、その範囲も拡大している。

規制の変更は、直接的に、及び不利に当行グループの財政状態及び財務状態に影響を及ぼしており、このような動きは今後も続く可能性がある。最近では、新たな法律が導入されたことにより、当行は、高水準の流動性を維持し、より高水準かつ良質の資本及び資金を保有するよう義務付けられている。新たな規制はまた、当行が事業を行う方法にも影響を与える。当行は規制上、既存の事業モデルを変更（当行が営むことのできる事業の種類又はその方法に制限を課すことによるものを含む。）し、又はその事業形態を修正する義務を負う可能性がある。

政策立案者及び監督機関も、当行が顧客に商品及びサービスを提供する方法に影響を与える様々な規制を展開し、施行している。特定の顧客に商品及びサービスを提供する当行の能力を更に規制し、商品及びサービス提供の変更を当行に義務付ける法律が導入されている。今後の規制により、当行が特定の商品及びサービスについて価格を設定する能力も影響を受ける可能性がある。

規制の変更は、当行の単一又は複数の事業に不利な影響を及ぼし、当行の柔軟性を制限し、当行が多額の費用を負担する必要性を生じさせ、当行の単一又は複数の事業ラインの収益性に影響し、当行グループが市場シェアを拡大又は維持できなくなる及び/又は当行グループの利鞘や手数料を圧迫する結果を招いたことがあり、また今後もそのような影響を及ぼす可能性があり、これらのいずれかが、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業に影響を及ぼす規制の変更をもたらす要因は、複数存在する。規制の変更は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）等の国際機関の主導により行われる場合がある。規制の変更はまた、政府又は監督機関より依頼されたレビュー及び調査から生じる可能性もある。これらのレビュー及び調査の依頼は、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な影響を及ぼすおそれのある大幅な規制変更又は調査を引き起こす可能性があり、また実際にかかる変更又は調査を引き起こした事例も存在する。

当行が事業又は資金調達を行う法域の政府又は監督機関が、当行の事業に適用されるか、又は影響を与える既存の規制政策の適用を変更する（貸付に係るマクロ・プルーデンス政策上の制限の導入によるものを含む。）ことも考えられる。監督機関又は政府は、国益及び/又はシステム上の安定に関する理由を含む、様々な理由によりこの措置を講じる場合がある。

規制の変更及びその導入のタイミングについては進行中であり、当行は規制が不確定かつ複雑な状況下で事業を運営している。将来の変更の性質及びその影響は予測不可能であり、当行が制御できるものではない。規制のコンプライアンス及び規制の変更の管理は、当行の計画立案プロセスの重要な一部となっている。当行は、引き続きコンプライアンス並びに規制変更の管理及び実施に多大な投資を行うことになると見込んでおり、同時に、(一定のデータ及び情報を監督機関に提供する義務等の)新しい規制又は既存の法律及び規制の新たな解釈を遵守するべく既存のプロセスを更新し、又は新しいプロセスを導入するためには、多大な経営上の注意と資源が必要になると見込んでいる。

規制変更を実施し、管理する当行グループの能力は、現在進行中のCOVID-19のパンデミック又は類似のパンデミック若しくは感染症の発生によって影響を受けており、また今後も影響を受けることになる。その結果、規制変更の管理プロジェクトに大きな混乱や遅延が生じ(また、今後も生じる可能性があり)、新たな規制の施行時に当行グループが規制に対応できなくなるリスクが高まっている。COVID-19に対する政府の対応として、多数の新たな法律、規制及び命令が導入されており、その影響は、不確実な環境と相まって、必ずしも予測可能なものではなく、コンプライアンス・リスクを高める可能性がある。このような多数の新たな法律、規制及び命令によっても、当行グループは、多額の追加費用を負担することになる可能性がある。

当行グループが規制変更を適切に管理及び実施できないことは(新しい規制を遵守する効果的なプロセスを実施できない場合を含む。)、場合によっては、当行グループがコンプライアンス義務を果たせなかった事例があり、また今後も果たせなくなる可能性がある。コンプライアンス義務を果たせない場合の結果に関する更なる情報については、下記「当行の事業は、高度に規制されており、法規制若しくは規制政策を遵守しないことによって悪影響を受けてきており、又は受ける可能性がある。」に記載されている。

当行が事業を行っているその他の法域における導入方法に抵触する形で、当行が事業を行っているある法域で規制が導入される場合、規制変更を管理する上で別の検討事項が発生する。

当行グループに影響を与える規制の変更に関する更なる情報については、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」並びに当行の2019年度有価証券報告書(具体的には第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」並びに第一部 第6 1「財務書類」の財務書類に対する注記1の「重要な会計上の仮定および見積り」及び「今後の展望」)を参照のこと。

当行の事業は、高度に規制されており、法規制若しくは規制政策を遵守しないことによって悪影響を受けてきており、又は受ける可能性がある。

当行は、当行が事業又は資金調達を行っている法域における適用あるすべての法的要件及び規制要件、並びに業界の行動規範を確実に遵守し、当行の倫理基準を確実に履行する責任を有している。

当行グループはコンプライアンス・リスクに服しており、これは、当行が要求されるコンプライアンス義務を遵守できなかった場合に生じる、法的若しくは規制上の制裁又は財務上若しくはレピュテーションの喪失のリスクのことである。このリスクは、規制がより複雑かつ広範にわたるものとなることで増幅され、また、当行が義務及び権利について当行の監督機関、又は裁判所、法廷若しくはその他の機関と異なる解釈をした場合にも生じる可能性がある。かかる事態が生じる可能性は、規制が新しく、試行されていない、若しくは広範な規制ガイダンスの対象で場合、又は裁判所、法廷若しくはその他の機関が規制にかかる規制ガイダンスとは異なる解釈をする場合に高まる。

当行グループは、コンプライアンス・リスクの特定、評価及び管理を目的とするコンプライアンス管理体制を採用している。こうした体制が現在実施されているものの、これが常に効果的ではなく、また今後も効果的であるとは限らない。統制又は基礎となるプロセスの設計上の欠陥等の原因により、当該体制に破綻が生じており、また生じる可能性がある。かかる破綻は、コンプライアンス義務の違反や、顧客に良くない結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。COVID-19のパンデミックにより、当該体制が崩壊するリスクが高まっている。パンデミックの発生により、当行グループのスタッフ及び当行グループの第三者業務受託者のスタッフの多くが遠隔地で業務を行うこととなっており、このような分散した業務形態は、当行グループのコンプライアンス管理及び監視プロセスの有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループはまた、コンプライアンス義務を果たす上で、その従業員、業務委託者、代理人、授権された代表者及び外部のサービス提供者が「正しい行動を取る」ことに依存している。これらの者が、方針に従うことを怠る又は不正行為を行うなどの不適切な行為を行った場合、顧客に良くない結果をもたらし、当行グループによるコンプライアンス義務の不遵守が生じたことがあり、またそのおそれがある。

COVID-19のパンデミックへの対応としてとられた従業員の配置によって、方針が遵守されないリスクが高まり、ひいてはコンプライアンス違反の可能性が高まる可能性がある。これは、スタッフが故意に行った行動のために起こる場合もあれば、スタッフが遠隔の業務環境で方針が（特に、技術の利用並びにデータ及びプライバシーの保護に関して）どのように適用されるかを理解していないために、不注意に起こる場合もある。

当行グループがコンプライアンス義務を遵守しない又は遵守していない疑いがある場合、監督機関が当行グループに対し監督又は調査を開始する可能性がある。当行グループは現在、監督機関（詳細については、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」及び第一部 第6 1「中間財務書類」の財務諸表に対する注記14を参照のこと。）による調査及び審査を受けており、これらの調査及び審査の強度は増している。当行グループは、これらの審査及び調査に対応するために多大な経営資源を投入し、多大なコストを負担しており、今後も継続する必要がある可能性がある。

監督機関の審査及び調査の結果として、状況によっては、監督機関が当行グループ及び/又はその代表者に対して行政・執行措置を講じた事例があり、また今後も講じる可能性がある。監督機関は、多額の罰金、民事罰則、又はその他のエンフォースメントの結果を求める民事又は刑事手続を追求する可能性がある。また、当行の競合会社とその義務を遵守しなかった場合、又は遵守していないと主張された場合において、金融サービス・セクターに対する規制上の監視の強化につながったことがあり、今後につながる可能性がある。

多くの場合、当行の監督機関は、非常に広範な権限を有している。例えば、APRAは、1959年銀行法（Cth）に基づき、一定の状況において当行に対して指示を発すること（健全性要件を遵守すること、監査を行うこと、取締役、業務執行役員若しくは従業員を解任すること、是正措置を行うこと又は取引を行わないことに関する指示を含む。）、又は銀行執行役員の説明責任体系における「説明責任者」の資格を剥奪することができる。

さらに、APRAは、追加資本を確保することを要求する権限を有しており、当行に対して当該権限を行使したことがある。例えば、APRAは、ガバナンス、文化及び説明責任に関する当行の枠組み及び慣行に対する自己評価の完了を受けて、当行のオペレーショナル・リスクの資本要件に500百万豪ドルのオーバーレイを適用した。APRAはまた、当行のオペレーショナル・リスクのプロファイルが高まっていることを理由に、AUSTRACが民事罰を求める訴訟を開始した後、500百万豪ドルの追加オーバーレイを要求した。当行グループが将来的に更なる資本オーバーレイの適用を受ける場合は、追加資本を調達する必要性が生じる可能性があり、これは、当行の事業、見通し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行グループが事業を行う近年の政治及び規制を取り巻く環境においては、新たな権限が当行の監督機関に付与される状況も見られた（今後も見られる可能性がある。）。例えば、近年、ASICは、金融商品の発行体が一定の行為に従事することを妨げる旨の命令を出すことができる権限を与えられた。また、このような環境の中、法人及び金融部門による不正行為に対して課される可能性のある刑罰を大幅に強化する法律が可決された。特に、（当行のような）オーストラリア金融サービス認可を受けた業者が、認可に基づき提供する金融サービスを効果的、誠実にかつ公平に提供することを徹底するために必要なすべてのことを行うことができない場合に、かかる業者に対して、ASICは、民事制裁金手続きを開始するかつ、多額の民事制裁金を請求することができるようになった。当行グループは、その他の義務（最近制定された消費者データに関する権利に基づくもの等）の不遵守により、多額の罰金を受ける可能性もある。コンプライアンス義務の不遵守による罰金が一層厳しいものとなりつつあるこのような傾向は、将来的にも継続し、また、当行グループが服するその他の規制分野にも拡大していく可能性がある。監督機関がより協議的なアプローチよりも執行権限を選ぶことにつながる可能性のある、監督機関による監督方法の変更が行われる場合もある。近年では、世界の監督機関による規制上の調査の性質及び規模、執行措置並びに罰金の額は、著しく拡大・増加している。

この動きは、ASICが規模の大きな金融機関に対して執行活動の実施を約束していること、及び「なぜ訴訟を起こさないのか？」という執行への姿勢を採択していることから明らかである。

APRAもまた公式に、改正された執行に関するアプローチに取り組んでいる。APRAは、重大な健全性リスクを回避し、対応し、かつ事業体及び個人の責任を問うため必要である場合は執行措置を取ると述べている。

監督機関が規制する機関を監督・監視する方法も、近年変化している。その代表的な例が「緊密及び継続的な監視（Close and Continuous Monitoring）」（CCM）プログラムであり、ASICのスタッフが当行を含め、かかる機関の現場レビューを行った。当行は、CCMプログラムの一環として、3件の現場レビューを完了した。

ASIC、APRA、その他の監督機関は、当面は現在のCOVID-19のパンデミックの影響への対応に注力しており、執行、監督活動、監視活動（CCMプログラムによる現場レビューを含む。）を一時停止したり、遅らせたりする可能性があることを示唆しているが、監督・監視の強化と執行活動の強化に向けた長期的な傾向は変わっていない。

また、監督機関が開始する執行手続の性質の変化が見られる可能性がある。当行の監督機関は、より多くの民事制裁金手続を提起するほか、将来的には、機関及び／又はその代表者に対し刑事手続を提起する可能性が高まることが考えられうる。また、別の方法として、監督機関は、コモンウェルス公訴部門又はその他の検察機関に刑事手続の推奨を行うことを選択する可能性もある。

監督機関がいっそう積極的な監督方法及び執行方法を採用したことに加え、監督機関に広範な新たな権限が付与されることにより、当行グループに対して不利益となる規制当局の措置が提起される可能性が高まる。さらに、法人及び金融部門による不正行為に対する刑罰が拡大していることを考慮すると、当該措置の程度及び結果はより大きなものとなっている。

現在進行中のCOVID-19のパンデミックは、当行グループによる監督機関への対応を様々な形で複雑にする可能性がある。特に、当該パンデミックの影響により、当行の事業、運営、第三者業務受託者及びサプライヤーに障害が発生した場合、当行は、監督機関に約束していたプロセスの改善及び／又は未解決の問題への対処を果たすことができなくなり、当行グループに対して不利益となる規制当局の措置がとられる可能性が高まる。

当行グループに対して開始される規制当局の措置によって、当行グループが第三者に訴訟を提起される（集団訴訟手続によるものを含む。）リスクにさらされ、また今後もさらされる場合があり、これにより、当行グループは、第三者に対する賠償の支払及び／又は更なる修復活動を行うことを要求される場合がある。

監督機関による調査、照会、訴訟、罰金、刑罰、権利侵害通知、関連する規制上の許可の取消し、停止若しくは条件変更、又はその他の執行措置、行政措置若しくは合意（執行可能な約束等）は、個別に、又は、他の規制当局の措置と併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループに影響を与える可能性のある監督機関に関する事項の更なる詳細については、本書の第一部 第1章 1「主な変更事項」を参照のこと。

金融犯罪に関する義務を遵守しない場合、当行の事業及びレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。

当行グループは、当行グループが事業を行う法域において、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策（AML/CTF）法、賄賂及び腐敗防止法、経済及び貿易制裁関連法並びに税の透明性に関する法律に服する。これらの法律は、複雑なものである可能性があり、場合によっては様々な義務を課す可能性がある。その結果、当行グループが事業を行う環境において、オペレーショナル及びコンプライアンス・リスクが高まっている。例えば、AML/CTF法によれば、当行及びその他の規制対象機関は、（とりわけ）該当する顧客の特定手続きを請け負い、顧客について継続的かつ強化されたデュー・ディリジェンスを実施し、AML/CTFプログラムを維持及び遵守し、かつ継続的なリスク評価を請け負わなければならない。またAML/CTF法によれば、当行は特定の事項及び取引を監督機関に報告（IFTI、TTR及び不審事項に関する報告に関連するものを含む。）し、また一定の情報がAML/CTF法の「内報（tipping off）」規定に違反して第三者に開示されないよう徹底しなければならない。

近年では、世界中の監督機関が、不遵守を特定した場合に（しばしば多額の制裁金を課すべく）、大規模な調査を開始し、執行措置を講じていることから、金融犯罪に関する義務の遵守がより重視されるようになってきている。また当行グループは多数の顧客にサービスを提供しており、当行グループの処理する取引量が多いため、システム、方針、プロセス又は統制に関して発覚していない不具合がある場合又はそれらの実施、監視若しくは修復が非効率的である場合（監督機関に対する報告義務に関するものを含む。）、AML/CTF上の多数の義務違反を引き起こした事例があり、今後も引き起こす可能性がある。これは、ひいては多額の制裁金をもたらす可能性がある。

当行グループは、金融犯罪に関する義務（報告義務を含む。）の管理を目的としたシステム、方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。これは、例えば、統制の設計の欠陥又はテクノロジー関連の不具合を含む、様々な理由による場合がある。

当行グループは現在、金融犯罪の管理体制（マネーロンダリング及びテロ資金のリスク評価及びガバナンスの重要な側面を含む。）の統制における脆弱な分野を強化し、当該リスク・クラスの管理を改善するために設計された複数年にわたるプログラムに取り組んでいる。詳細については、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」を参照のこと。

このような取組みの一環として、当行は、TTRを提出する義務に関連して、特定のシステム及び統制における欠陥を特定した。かかる欠陥により、長年にわたり、当行グループがTTRの報告を怠ったり、当行グループが不完全又は不正確な情報を含むTTRを提出したりする事態が生じていた。

当行グループは、これらのTTRの不備をAUSTRACに自ら報告しており、また、AUSTRACにその調査状況を常に報告している。これまでのところ、17,870件のTTRのAUSTRACへの提出の遅延があった。また、これまでに実施された（最終的には定量化されず解決されていない）予備的分析に基づく、TTR報告のシナリオは複数あり、AUSTRACに報告されていないTTRは60,000件から90,000件と推定されている。2020年6月12日、当行は、AUSTRACから、これらの事項について更に調査する予定であり、また、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（Cth）の違反の疑いに関連して2019年11月20日に連邦裁判所に提出済みの訴状を、かかる調査に基づく主張を含めるよう修正する可能性があるとの通知を受けたことを発表した。

当行グループは、AUSTRAC及び当行グループの他の監督機関に対し、当行グループの是正及びプログラムの更新活動に関する最新の情報を提供しているが、かかる是正及びプログラムの更新活動が当行グループのコンプライアンス・プログラムを適切又は効果的に強化するとAUSTRAC又は当行グループの他の監督機関が認めるという保証はない。

当行がこれらの金融犯罪に関する義務を遵守しない場合、又は遵守できなかった場合、2019年11月20日にAUSTRACが当行に対して民事訴訟を提起したように、当行は訴訟、多額の罰金、刑罰及び許可の条件の取消し、停止又は変更等の規制当局の執行措置に直面する可能性がある。AUSTRACの訴訟及びその他の金融犯罪に関する更なる詳細情報は、本書の第一部 第1 1「主な変更事項」に記載されている。これらの訴訟に関連して当行の潜在的な罰金のための規定に関する情報については、本書の第一部 第6 1「中間財務書類」の財務諸表に対する注記14を参照のこと。

金融犯罪の防止及び情報公開に関する当行の義務の不遵守又は不遵守の疑いによって、当行が事業を行っているオーストラリア以外の法域において、第三者による規制上の手続き又はその他の訴訟（オーストラリアの、米国の、又はその他の法域の集団訴訟手続を含む。）及び規制当局の措置を引き起こしている事例があり、また引き起こす可能性がある。これらの訴訟又は手続きは、当行に多大な財務上の損害及びレピュテーションの悪化をもたらす可能性がある。レピュテーションが悪化することによって、顧客の喪失を招く可能性があり、当行グループが有利な条件で資本市場にアクセスする能力を制限し、当行グループの事業、レピュテーション、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、そのような重大な悪影響があった場合には、当行グループの信用格付け等に悪影響を及ぼす可能性がある。AUSTRACによる他の機関に対する過去の執行措置は、関連する行為の性質及び重大性、並びにその結果（多額の制裁金を含む。）に応じて、様々な結果をもたらしている。

レピュテーションの悪化は、当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のレピュテーションが悪化した場合、当行の顧客を引き付けかつ引き止める能力及び当行の見通しが悪影響を受ける可能性がある。

レピュテーションに関するリスクとは、レピュテーション、利害関係者の信頼又は社会的な信頼と地位の喪失のリスクをいう。これは、利害関係者の現在及び発生途中の認識、信念及び期待と、当行の現在、過去又は計画中の活動、プロセス、業績及び行動との間に不一致がある場合に発生する。

レピュテーションの悪化は様々な潜在的要因によってもたらされる。当行のレピュテーションは、当行のサービス・レベル、商品、方針、プロセス、慣行又は行動が顧客又はある種類の顧客に不利な結果をもたらした場合、又はもたらすと認識された場合に悪化する可能性がある。レピュテーションの悪化のその他の潜在的要因には、当行のリスク管理の枠組みに沿った有効なリスク管理の失敗、法律上及び規制上の要件の不遵守、監督機関による執行又は監視措置、監督機関によるレビュー（当行個別のレビュー及び業界全体のレビューを含む。）における不利な結果、外部コミュニティのニーズへの適切な対応の不履行又は不履行と認識されること、環境・社会・倫理的問題、情報セキュリティー・システムの障害、テクノロジーの欠陥、セキュリティーの侵害、並びに当行の過去の決定がその時点において適切であったことの立証を妨げる不適切な記録管理が含まれる。

当行の行動、実務、言動又は事業活動が地域、当行の顧客、当行の監督機関及び/又はその他の利害関係者の常に変化する基準及び期待に合致しない場合、当行のレピュテーションの悪化を来たす場合がある。これらの期待は、法令遵守のために要求される基準を上回る場合があるため、当行は、その法的義務を遵守していた場合であっても、レピュテーションの悪化を来たす場合がある。当行のレピュテーションは、金融サービス業界全体の行為又は当行の競合会社、顧客、サプライヤー、合併事業パートナー、戦略的パートナー、その他の取引先及びオーストラリアの「オープン・バンキング」体制の下で消費者データを提供している認定されたデータ受領者の行為により悪影響を受ける可能性もある。

さらに、ソーシャル・メディアの利用の増加又は当行グループによるその事業のある側面に対する戦略又はアプローチに対し、公然と異議を申し立てようとする利益団体の存在の増加などの要因により、レピュテーションの悪化のリスクが高まる可能性がある。

レピュテーションに関するリスクをもたらす可能性がある、又は実際にもたらす問題を適切に処理できないか又は処理できないとみなされた場合、規制変更の計画に影響が生じ、追加的な法律上のリスクが発生し、当行が規制上の調査、規制上の執行措置、罰金及び刑罰を科されるか、第三者の提起する訴訟（集団訴訟を含む。）の対象となるか、又は改善及び顧客に対する賠償並びに回復費用の負担を義務付けられ、あるいは顧客、投資家及び市場における当行のレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を与え得る事業の喪失をもたらしており、また今後もたらす可能性がある。

王立委員会の活動の結果、監督機関による執行活動、訴訟及び法規制又は規制政策の変更が生じており、また引き続き生じる可能性があり、また、当行グループに継続的なレピュテーションの悪化が生じており、また引き続き生じるおそれがあり、これらはいずれも当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼしており、また引き続き悪影響を及ぼすおそれがある。

銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会は、（とりわけ）金融サービス会社による行動、慣行、言動又は事業活動が不正行為に相当する疑いがないか、又は地域の基準及び期待を下回っていないかについて調査を行った。

これらの調査（公聴会、意見提出、証言及び王立委員会の検討結果を含む。）は、当行グループのレピュテーション及び潜在的には当行グループの事業の業績に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼす可能性がある。また、王立委員会によって検討されたケーススタディ、及び王立委員会による検討結果を受けて、監督機関が金融機関（当行グループを含む。）に対する調査及び／又は執行措置を開始しており、また、今後も開始する可能性がある。このような環境は、当行グループの顧客が開始する集団訴訟手続又はその他の訴訟リスク（王立委員会が公表した事項に関連する場合を含む。）の増加を引き起こしている。このリスクに関する更なる情報については、下記「当行は、訴訟（集団訴訟手続を含む。）による損失を被っており、また被る可能性がある。」の項目を参照のこと。

また委員会の最終報告でなされた勧告により、その勧告が実施される程度によるものの、法律の更なる変更並びに当行の監督機関の方針及び慣行への更なる影響をもたらしており、今後ももたらす予定である。この結果、場合によっては既に当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響が生じており、今後も引き続き生じる可能性がある。

また、王立委員会の結果として、ニュージーランドの金融業界に対する行政上又は規制上の監視が強化されており、今後も引き続き強化される可能性がある。

当行は、訴訟（集団訴訟手続を含む。）による損失を被っており、また被る可能性がある。

当行グループ（及び当行グループ内の個々の事業体）は、随時、その事業運営並びに法律上及び規制上の義務の履行状況に起因して生じる法的手続、規制当局の措置又は仲裁の当事者となる可能性がある。

当行の顧客、株主、サプライヤー及び取引先等、様々な潜在的原告により、当行グループに対する法的手続が開始される可能性がある。かかる原告は、個別に又は集団訴訟手続として法的手続を開始する場合がある。

近年では、金融サービス会社（及びより広範なその他の組織）を相手に提起される集団訴訟手続の件数が大幅に増加しており、こうした集団訴訟手続の多くにおいて多額の和解金が支払われている。集団訴訟手続が開始されるリスクは、規制に係る調査又は照会（金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会等）の結果、不利なメディア報道、監督機関が提起した手続における不利な判断又は和解によって高まる。さらに、競合会社に対し開始された集団訴訟手続が、当行グループに対する同様の集団訴訟手続に発展するリスクもある。

オーストラリアにおいて第三者による訴訟資金の提供が増加していることも、近年オーストラリアで開始される集団訴訟数が増加している一因である。特定の集団訴訟の請求における債務及び損失に対する裁判所のアプローチが明確となった最近の裁判所の判決に照らすと、かかる傾向は継続する可能性がある。裁判所のアプローチが明確になったことにより、原告、法律事務所及び資金提供者が集団訴訟手続を提起し、維持することが促進され、また、原告が、特定の集団訴訟において請求を立てる能力が上昇する可能性がある。

当行グループに対する集団訴訟手続がときおり提起されている。現在当行グループが当事者となっている集団訴訟手続に関する更なる情報については、本書の第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記14を参照のこと。

訴訟（集団訴訟手続を含む。）は、個別に又は併せてのいずれであるかを問わず、当行グループの事業、業務、見通し、レピュテーション又は財政状態に悪影響を与えるおそれがある。このリスクは、法律の一定の違反に対する刑罰が近年厳格化していることを受けて高まっている。これらの問題には（結果を正確に予測することができない等）不確実な要素が多い。さらに、当行グループが訴訟に対応し、訴訟で防御活動を行う能力は、不適切な記録の保管によって悪影響を受ける可能性がある。

いずれの訴訟の結果によっても、当行グループは多岐にわたる裁判所命令（遵守命令及び執行命令を含む。）の遵守やその他賠償金、課徴金、罰金又は訴訟費用等の金銭の支払を求められる可能性がある。

当行グループの重要な引当金及び偶発債務については、本書の第一部 第6 1「中間財務書類」の財務書類に対する注記14に記載される。法的手続に関連して裁判所による和解又は決定の後に支払われる実際の罰金が引当金の金額よりも著しく高くなる、若しくは低くなる、又は偶発債務が予想を上回ることとなるリスクがある。これは、例えば、更なる請求又は訴訟の原因の追加により、当行グループに対する既存の訴訟の範囲が拡大されるなど、様々な状況で発生する可能性がある。さらに、追加的な訴訟若しくは他の偶発債務が生じるリスクが存在し、そのすべてが、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、サイバー攻撃を含む情報セキュリティ上のリスクに晒されており、今後も晒される可能性がある。

新たなテクノロジーの普及、金融取引を行う際のインターネット及び電気通信の利用の増加、並びに攻撃者（組織犯罪及び国家が支援する活動家を含む。）の巧妙化及び活動の増大は、当行を含む大手金融機関及び当行の外部のサービス提供者にとっての情報セキュリティ上のリスクの増加をもたらした。COVID-19のパンデミックにより、当行の多数のスタッフ及び第三者業務受託者が遠隔地又は別の作業場所から勤務をする必要が生じたことにより、これらのリスクはさらに悪化し、また、このような勤務形態は、悪意のあるサイバー・アクターが脆弱性を悪用する機会をさらに増やす可能性がある。

当行は、サイバー攻撃を予防・検出し、それに対処するシステムを設置しているものの、これらのシステムが常に効果的であったとは限らず、また今後も常に効果的であるとは限らない。当行が将来的にサイバー攻撃又はその他の情報セキュリティの侵害による損失を被らないという保証はない。当行グループは、サイバー攻撃を予期し、阻止することができない、又は進行中のサイバー攻撃に対処するための効果的な措置を実施することができない可能性がある。さらに、当行グループがサイバー攻撃による損失を是正又は最小化することができないリスクもある。

当行グループに対するサイバー攻撃が成功した場合、テクノロジー・システムが適切に動作しない又は使用不可能になるおそれがあり、その結果、当行グループ、その従業員、顧客又は第三者の秘密情報、機密情報及びその他の情報の無断の公開、収集、監視、不正使用、消失又は破棄を招き、また、ネットワークのアクセス、事業運営又はサービスの利用可能性にその他の悪影響を与える可能性がある。

また、サイバー上の脅威が進化するにつれ、当行は、当行システムの変更若しくは強化又は脆弱性若しくは事案の調査・是正のために多額の追加的資源を投じなければならない可能性がある。

当行の業務は、当行のコンピューター・システム及びネットワーク上、並びに外部サプライヤーのコンピューター・システム及びネットワーク上の情報の安全な処理、保管及び伝達に依拠している。当行は、その情報の安全性、完全性及び機密性を保護するために対策を実施しているが、当行が依拠しているコンピューター・システム、ソフトウェア及びネットワークが、当行の機密情報又は当行の顧客及び取引先の機密情報に悪影響を及ぼすおそれのある、セキュリティの侵害、不正アクセス、悪質なソフトウェア、外部からの攻撃又は内部侵害の対象となるリスクがある。

他の法域の大手銀行は、高度なサイバー攻撃によるセキュリティの侵害を被ったことがある。当行の外部のサービス提供者、当行の事業活動を促進するその他の者、並びに金融プラットフォーム及びインフラ（清算機関、支払システム及び証券取引所等）もサイバー攻撃を受けるリスクにさらされている。かかるセキュリティの侵害は、顧客及び事業機会の喪失、当行の業務の大幅な混乱、当行及び/又はその顧客の機密情報の不正利用、並びに当行及び/又はその顧客のコンピューター又はシステムの損害をもたらす可能性がある。また、かかるセキュリティの侵害は、レピュテーションの悪化、賠償請求、並びに規制上の調査及び処罰をもたらす可能性もあり、これらは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

かかる脅威に対する当行のリスク及びエクスポージャーは、発展してゆく技術の性質、当行の金融サービス業界における重要性、当行の顧客（政府、鉱業及び保健セクターの顧客を含む。）の重要性、外部の第三者がデータ及び情報を自由に利用できるようにする義務の増加並びに当行のインターネット及びモバイル・バンキングのインフラを引き続き改善し、拡大する計画により、引き続き高い状態にある。

当行は、テクノロジーの欠陥又は当行がそのテクノロジーの適切な管理及びアップグレードを行うことができないことによる損失を被る可能性がある。

当行の情報及び技術の信頼性、完全性及び安全性は、当行の顧客の銀行業務に関する要求事項を支援し、コンプライアンス義務を果たし、監督機関の期待に応えるにあたって非常に重要である。

当行グループは、当行システムの利用可能性及び回復を提供し、監視するためのプロセスを多数整備しているものの、当行が全面的に又は部分的に制御できない事象によって発生した場合を含め、当行の情報技術システムが適切に動作しない又は使用不可能になるリスクがある。一例として、COVID-19のパンデミックへの対応として、より多くの当行のスタッフ及び第三者業務受託者が遠隔地又は別の作業場所から勤務する必要が生じており、このことにより、当行の情報技術インフラ及びシステムに追加のストレスが加わる可能性がある。同様に、COVID-19のパンデミック及びその拡大を緩和するために各国政府が講じた対策により、当行グループが依存している重要な国家技術や通信インフラに対する需要が増大する可能性がある。これは、かかるインフラの信頼性に悪影響を及ぼし、当行の技術システムが適切に動作することが不可能となるリスクや、一定期間機能しなくなるリスクを高める可能性がある。

当行においてテクノロジーの欠陥が生じた場合、当行がコンプライアンス義務（必要な期間にわたって記録及びデータを保持する義務等）を果たせなくなる可能性や、当行の顧客が不利な影響を受ける可能性がある。その結果、レピュテーションの悪化や改善費用が生じ、また、監督機関が調査を開始し、かつ／又は当行に対し行政・執行措置を講じる可能性がある。旧来又は時代遅れのシステムを過度に使用又はそれに過度に依存することは、テクノロジーの欠陥が生じるリスクを高める可能性がある。

さらに、顧客に新たな商品及びサービスを提供し、規制上の義務（一定のデータ及び情報を監督機関に報告する義務等）を遵守し続け、当行の監督機関及び顧客の継続的な期待に沿うために、当行は、定期的にテクノロジーを更新し、強化する必要がある。当行は、テクノロジー基盤のアップグレード、テクノロジー基盤の統合、当行のテクノロジー及び運営環境の単純化及び強化、当行が法律上の義務を遵守することに対するサポート、生産性の向上、並びにより高い顧客満足度の提供を目的とするプロジェクトを含む、テクノロジー・プロジェクトを絶え間なく運営している。これらのプロジェクトを効果的に実施すること又は関連する変化を管理することに失敗した場合、費用超過、生産目標の未達成、運営上の不安定性、コンプライアンス義務を果たせないこと、レピュテーションの悪化及び／又は競合会社に市場シェアを奪われることをもたらす可能性がある。これらは、ひいては当行を競合会社よりも不利な立場におき、当行の事業、見通し、業績又は財務状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

不利な金融市場・資本市場の状況及び預金者の志向が、当行の資金調達及び流動性の必要性に対処する能力に大きく影響し、資金調達費用を増加させる可能性がある。

当行は、事業に必要な資金の調達を預金及び金融市場・資本市場に依存しており、また、それを流動性の源泉としている。当行の流動性及び資金調達を確保するための費用は、金融市場及び資本市場の状況に関連している。

国際金融市場及び資本市場は、著しいボラティリティー、混乱及び流動性の低下の時期を経験する可能性がある。これらの市場は、長期間にわたり安定している場合があるものの、世界金融危機やCOVID-19のパンデミックのシステミックな影響が示すように、環境は依然として予測不可能である。当行が直面している主要なリスクは、市場の信頼に対する悪影響、資金調達機会と費用に関する変化、及び国際的な経済活動の減速、又は当行が事業を共に行う法人に対するその他の影響である。

2020年3月31日現在、当行の調達資金総額の約29パーセントは、国内外の法人向け市場において調達されたものであり、このうち約68パーセントがオーストラリア及びニュージーランド外の市場から調達されたものであった。顧客預金は、調達資金全体の約63パーセントを占める。当行の保有する顧客預金は、一定期間の経過後に引出しが可能な定期預金と、随時引出しが可能な通知預金の両方で構成されている。

投資に関する志向の変化は、顧客による預金の引出しにつながり、当行が潜在的により不安定又は高コストな他の形態で資金調達を行う必要を増加させる可能性がある。

経済、財政、政治又はその他の理由（現在進行中のCOVID-19のパンデミックを含む。）により市況が悪化した場合には、銀行預金への信頼が失われ、当行に想定外の預金流出が生じるおそれがある。その場合、当行の資金調達費用も悪影響を被る可能性があり、当行の流動性、及び資金調達・貸付活動も抑制され、当行の財務の健全性が脅かされる可能性がある。

当行の現在の資金調達源が不十分であることが判明した場合、当行は代替資金調達源の確保を迫られる可能性がある。かかる代替資金調達源の利用の可否、及びかかる代替資金調達源の利用条件は、その時点の市況、信用状況、当行の信用格付け及び信用市場における能力といった多岐にわたる要素に左右されることになる。代替資金調達源が利用可能であっても、かかる代替資金調達源が現在の資金調達費用よりも高コストであるか又は不利な条件である可能性があり、それが当行の業績、流動性、資本の源泉又は財政状態に悪影響を与えることも考えられる。当行が十分な資金調達を行うことができ、かつ、これを許容可能な価格で行うことができるという保証、及び当行が追加費用を回収することができるという保証はない。

適切な資金調達を行うことができない場合、当行は貸付の削減又は流動性の高い有価証券の売却の開始を強いられる可能性もある。かかる事態は、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。当行が長期間にわたり適切な資金調達を行うことができない場合、又は流動性の高い有価証券をこれ以上売却することができない場合、当行は、支払期限の到来したその負債を返済することができなくなる可能性がある。当行が負う担保付デリバティブ債務について、当行は、市場レートに変動が生じた場合に追加担保の差入れを求められる可能性があり、その場合、当行の流動性又は当行がデリバティブ債務を金利、為替及びその他金融商品に関するリスクのヘッジに利用する当行の能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

流動性リスクの詳細については、当行の2019年度有価証券報告書の第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22の「資金調達及び流動性リスク」の項目を参照のこと。

ソブリン・リスクは、金融市場を不安定にするおそれがある。

ソブリン・リスクとは、政府がその債務について不履行となり、その債務が満期となった時点で借換えができず、又は経済の一部（当行のような金融機関の資産を含む。）を国有化するリスクである。ソブリン・デフォルトは、当行が保有する高品質の流動資産の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。また、その他の市場及び国へと伝播していくカスケード効果がある可能性があり、その結果を予想することは困難ではあるが、世界金融危機中に経験した状況と同様又はさらに厳しい状況となる可能性がある。かかる事象は、国際金融市場を不安定にさせ、当行の流動性、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

信用格付けを維持できない場合、当行の資金調達コスト、流動性、競争力及び資本市場へのアクセスが悪影響を受ける可能性がある。

信用格付けは、当行の信用価値についての独立第三者の意見である。当行の信用格付けは、資本市場及びその他の資金源からの当行の資金調達のコスト及び利用の可否に影響する場合があります。また顧客又は取引先が当行の商品及びサービスの評価を行う際に重要となる可能性がある。このため、高格付けを維持することは重要である。

格付機関による当行の信用格付けは、当行の財務力、当行のガバナンスの質、オーストラリアの金融システムに関する構造的考察及びオーストラリア・ソブリンの信用格付けを含む多数の要素の評価に基づいている。信用格付けの引下げは、オーストラリア・ソブリンの格下げ、当項目で挙げるその他のリスクのうち一つ若しくは複数又はその他の事象により発生する可能性があり、これには格付機関が格付けを決定する際に使用する方法の変更も含まれる。

現在進行中のCOVID-19のパンデミックの経済的影響は、当行の信用格付けに影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼす可能性がある。信用格付機関のフィッチは、最近、オーストラリアの主要銀行（当行を含む。）の短期・長期格付けをそれぞれ（AAから）A+、（F1+から）F1に一段階引き下げたが、これは、COVID-19の拡大を遅らせるために各国政府が取った行動が、当行のオーストラリア及びニュージーランドにおける中核的な市場に重大な経済的影響を理由とするものである。フィッチは、世界情勢の変化を踏まえ、経済見通しに対する重大な下方リスクを反映して、オーストラリアの主要銀行の格付け見通しを「ネガティブ」として維持している。S&Pグローバル・レーティングもまた、当行の長期発行体の信用格付けの見通しを「ネガティブ」に修正したが、これは、オーストラリア・ソブリンの見通しと同様の修正を反映している。COVID-19のパンデミックによる経済的影響が今後も続く中、当行の信用格付けは、さらに悪化するリスクがある。

当行の信用格付けの引下げが一度又は連続して生じた場合、当行の資金調達コスト及び関連する利鞘、担保要件、流動性、競争力並びに資本市場へのアクセスが悪影響を受ける可能性がある。これらの影響の程度及び性質は、格付けの変更の程度、当行の格付けが複数の格付機関の間で異なるかどうか（スプリット・レーティング）、及び格付けの変更が当行の競合会社又は金融業界にも影響するか等の複数の要因に左右される。

オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムにおけるシステムミック・ショックが、当行又はその顧客若しくは取引先に悪影響を与える可能性があり、かかる影響の予想及びそれへの対応は困難である。

大規模なシステムミック・ショックが発生するリスクがあり、これにより、オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムが悪影響を被る可能性がある。

過去10年間に於いて金融サービス業界及び資本市場は、市場ボラティリティー、世界経済の状況、外部事象、地政学的な不安定（世界各地で紛争が発生するおそれ又は実際に発生した紛争等）及び政治的变化により悪影響を受けており、また、今後も受ける可能性がある。特にCOVID-19のパンデミックによる経済的影響は、オーストラリア及びニュージーランドも含め、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性がある。

かかる市場及び経済の混乱が発生した場合、消費者及び企業の出費が減少し、失業率が上昇し、当行が提供する商品及びサービスの需要が減少する可能性があり、それにより収益が減少することで、当行を含む金融機関に悪影響が及ぶ可能性がある。これらの状況はまた、当行の借り手のローン返済能力又は取引先の債務履行能力にも影響を与え、それにより当行がより多くの信用損失を被り、また投資家の当行グループへの投資意欲に影響が生じる可能性がある。これらの事象は、金融システムに対する信用の低下、流動性の減少、当行の資金調達へのアクセスの制限、並びに当行の顧客及び取引先とそれらの事業への損害をもたらす可能性もある。かかる事象が起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

かかる事象の性質及び結果を予想することは困難であり、当行がかかる事象に効果的に対処できるという保証はない。

資産市場の低迷が当行の業務又は収益性に悪影響を与える可能性がある。

株式市場、居住用及び商業用不動産市場、並びにその他の資産市場を含むオーストラリア、ニュージーランド又はその他の資産市場の最近及び将来の低迷が、当行の業務及び収益性に悪影響を与えており、また今後も与える可能性がある。

また、資産価格の低下は、当行の資産管理業務に影響を及ぼす。当行が通常、保有又は管理する有価証券及び/又は資産の価値をベースに手数料を受領していることにより、当行の資産管理業務における収益の一部は、資産価値に依存している。資産価格の低下が当該事業の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産価格の低下が、顧客及び取引先、並びに当行が貸付及びデリバティブに対して保有する担保（居住用及び商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性もある。これにより顧客又は取引先が債務不履行に陥った場合、当行が貸付金額を回収する能力に影響を受ける可能性がある。また、これは当行の引当金の水準に影響を与え、ひいては当行の収益性及び財政状態に影響を与える可能性がある。

当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドの経済に大きく依存している。

当行の収益及び利益は、経済活動及び顧客が求める金融サービスの水準に左右される。特に貸付は、当行が事業を行う国々における経済成長、事業投資、企業・消費者心理、雇用水準、金利、資産価格及び貿易フロー等を含む様々な要素に左右される。

当行は、事業の大部分をオーストラリア及びニュージーランドで行っているため、当行の経営成績は、これらの国々における貸付の水準及び循環的性質に左右される。これらの要因は、また国内外の経済状況、自然災害及び政治事象による影響を受け、特に、現在、現在進行中のCOVID-19のパンデミックによる影響を受けている（上記「当行グループは、感染症やCOVID-19のようなパンデミックの発生によって悪影響を受けてきており、また、受ける可能性がある。」を参照のこと。）。

不動産価値を上回るローンを抱えた借り手は、債務不履行に陥る傾向が強いことから、オーストラリア及びニュージーランドの住宅価額及び商業用不動産価値の大幅な下落は、当行の住宅ローン活動に悪影響を及ぼす可能性がある。債務不履行が生じた場合、当行の担保が損なわれており、当行がより多くの信用損失を被る結果となる場合がある。また、税金に関する法律の不利な変化（税率、特別控除又は課税控除の変更等）、規制要件又は資産価値の下落に関する買い手のその他の懸念によって当行の住宅ローン商品の需要が減少する可能性がある。

オーストラリア及びニュージーランド、並びに中国、インド、日本及び米国といったその他の国々の経済及び事業状況における不利な変化も、オーストラリアの経済及び当行の顧客に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、特に鉱業及び資源部門における現在のオーストラリアと中国の経済関係に伴い、中国の経済成長の減速（関税又はその他の貿易保護政策の実施によるものを含む。）が、オーストラリアの経済に悪影響を及ぼす可能性がある。商品価格、中国政府の政策及びより広範な経済状況の変化は、ひいては当行の商品及びサービスに対する需要の減少をもたらし、当行の借り手のローン返済能力に影響を及ぼす可能性がある。これが起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

金融政策もまた、当行グループに重大な影響を与える可能性がある。金利設定（低金利又はマイナス金利を含む。）及び中央銀行が講じるその他の措置（量的緩和等）は、当行の資金調達コスト、当行の貸付及び投資業務の価値、並びに当行の利鞘に悪影響を及ぼす可能性がある。金融政策は、当行グループが事業又は資金調達を行う様々な法域のより広範囲な経済状況に影響を及ぼす。かかる政策は、当行の商品及びサービスの需要に影響を与え、また、当行グループの顧客及び取引先に悪影響を及ぼし、これらの者が当行グループに対し債務不履行となるリスクを増大させる可能性がある。これらの要因はすべて、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行の信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加は、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

信用リスクは、顧客又は取引先が当行に対するその金融債務を履行できない場合の財務上の損失のリスクである。これは重大なリスクであり、主に当行の貸付業務から発生する。

当行は、最新の情報及び当行の予想に基づき、信用減損に対する引当金を積んでいる。当行の予想以上に経済状況が悪化した場合、顧客及び／又は取引先の一部がより大きな財務上の圧力を経験する可能性があり、当行に対する債務不履行及び償却が著しく増加し、引当金を積み増さなければならない可能性がある。かかる事態は利用可能な資本を減少させ、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

これらのリスクは、経済活動に悪影響を及ぼし、幅広い顧客層に財政的ストレスをもたらしている現在のCOVID-19のパンデミックにより高まっている。COVID-19のパンデミックの拡大に対処するため、また場合によっては、政府の事業閉鎖命令に応じて、当行の顧客の多くが不確定期間の間、事業を停止又は大幅に縮小している。さらに、事業運営の停止又は縮小により、個人が解雇されたり、労働不能になったり、労働時間が減少した可能性がある。当行は、影響を受けた企業及び個人の顧客から支援の要請を受けており、当行はこれらの顧客を支援するための様々な取り組みを実施してきた。これらのイニシアチブには、影響を受けた特定の顧客に元利金返済停止期間及び利息の資産計上を認めることも含まれる。これらのイニシアチブは、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があり、当行グループが通常時よりも大きなリスクを負う可能性がある。

COVID-19のパンデミックが当行の顧客に及ぼす長期的な影響、債務不履行や減損の件数と程度については、その回復の態様と時期、政府による大規模な支援パッケージが経済活動に及ぼす影響、COVID-19のパンデミックの終息後も消費者の行動が変化する可能性などを考慮すると、不確実である。例えば、消費者は恒久的又は長期的に消費支出を減らす可能性があり、このことにより、特定の産業が回復するのに時間がかかることとなる。

更なる情報については、上記「当行グループは、感染症やCOVID-19のようなパンデミックの発生によって悪影響を受けてきており、また、受ける可能性がある。」を参照のこと。

また、信用リスクは、当行が締結する特定のデリバティブ契約、清算契約及び決済契約、並びに他行、金融機関、企業、清算機関、政府及び政府機関が発行する債券の取引及び所有からも発生する。これらについては、国際金融市場における経済状況により、その財政状態が様々な形で影響を受ける可能性がある。

信用リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、当行の2019年度有価証券報告書の第一部 第3 2 からxivの「リスク管理」及び第一部 第6 1「財務書類」の財務書類に対する注記21を参照のこと。

当行は、当行の事業のすべての側面において激しい競争に直面する。

金融サービス業界では、激しい競争が行われている。当行は、国内外において消費者向け及び商業銀行、資産運用管理会社、投資銀行、仲介業者、その他金融サービス会社及び金融サービスへの進出に意欲的なその他の業界の企業を含む様々な企業と競争している。これには、当行と同一の資本要件及び規制要件に服していないため、当行よりも効率的に業務を行うことができる専門的な競合会社が含まれる。デジタル技術により、消費者行動や競争環境は変化しつつある。顧客が銀行取引を行う上でのデジタル手段の利用は増え続けており、電子決済サービス等に関して最新技術を活用し、既存の事業モデルを断絶させることを狙う新興の競合会社も増えている。当行グループは、既存の金融サービス提供者との競争に直面すると同時に、非金融サービス会社の開発した銀行ビジネスとの競争にも直面している。

競争環境は、競争を促進し、顧客の選択を改善し、新規及び既存の業界参加者との競争を激化させる「オープン・バンキング」等の法改正の結果によっても左右される可能性がある。

当行が各種事業を運営している競争が一層激化している環境で、効果的な競争を行うことができない場合、当行の市場のシェアは減少する可能性がある。これは、当行の競合会社に業務を奪われることで、又は利鞘及び手数料の縮小の圧力を生じさせることで、当行に悪影響を及ぼす可能性もある。

預金に関する競争の激化も、当行の資金調達コストを増加させ、当行がその他の種類の資金調達の利用を模索するか、又は貸付を縮小する必要性を生じさせる可能性がある。当行は、当行の貸借対照表の大部分の資金源を銀行預金に依拠しており、預金は、これまで比較的安定した資金源であった。当行は、銀行及びその他の金融サービス会社と、かかる預金をめぐって競争している。当行は、預金をめぐる競争で優位に立つことができない場合、潜在的により不安定又は高コストな他の形態の資金調達により大きく依拠するか、又は貸付を縮小することを強いられる。

当行はまた、進化する顧客の志向に合致した商品及びサービスを提供する能力に依拠している。新たな商品及びサービスの開発若しくは導入に失敗した場合、又は顧客の志向及び傾向の変化に対応若しくは適応することに失敗した場合、当行は競合会社に顧客を奪われる可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の競争圧力への対応に関する詳細については、2019年度有価証券報告書の第一部 第2 3 (2) (d) の「 . 競争」を参照のこと。

当行は、市場のボラティリティによる損失を被る可能性がある。

当行は、金融市場における当行のトレーディング業務及び当行の確定給付制度の結果として、また当行の財務上の資産及び負債の管理を通じて市場リスクにさらされている。これは、外国為替相場、商品価格、株価及び金利（低金利又はマイナス金利の可能性を含む。）等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及びリスクである。これには、事業活動の通常の過程において生じる、資産及び負債のデュレーションのずれから生じる受取利息に対するリスクといった、銀行勘定における金利リスクが含まれる。

市場要因の変動は、あらゆる出来事によって引き起こされる可能性がある。一例として、現在進行中のCOVID-19のパンデミックは、重大な市場ボラティリティを引き起こしており、今後も継続する可能性が高い。公衆衛生に対する脅威の持続期間及び深刻さについて不確実性が続くと、今後の市場がさらに混乱し、当行グループが保有する市場エクスポージャーの価値に悪影響が及ぶ可能性がある。

市場ボラティリティをもたらす可能性のある出来事のもう一つの例として、2017年7月、ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）を規制する金融行動監視機構は、2021年以降、パネル銀行に対し、LIBORのベンチマーク算出のための金利を引き続き提出提示することを義務付けない旨を発表した。このため、LIBORは、2021年以降も現在の形式で継続されるという保証はなく、2021年までに廃止又は変更されるものとみられる。LIBOR又はその他のベンチマークの運用の進展又は将来的な変更は、当行グループが発行する有価証券又はその他の商品を含め、かかるベンチマークにその収益が連動する有価証券及びその他の商品の利益率、価値及び市場に悪影響を及ぼすこととなるおそれがある。

当行が市場ボラティリティ（有価証券又はその他の商品の利益率、価値又は市場の変化を含む。）により重大な損失を被った場合、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響が及ぶことがある。市場リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、2019年度有価証券報告書の第一部 第3 2 iiからxivの「リスク管理」を参照のこと。

当行は、オペレーショナル・リスクによる損失を被っており、また被る可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、不適切な内部処理、人員及びシステム、若しくはそれらの欠陥、又は外部事象を要因とする損失のリスクをいう。これはまた、とりわけ法的リスク、レピュテーションに関するリスク、テクノロジー・リスク、モデル・リスク及び外部委託リスク並びに自然災害、（現在進行中のCOVID-19のパンデミックのような）パンデミックや感染症の発生（「当行グループは、感染症やCOVID-19のようなパンデミックの発生によって悪影響を受けてきており、また、受ける可能性がある。」を参照のこと。）、環境災害、重要な公共施設への損害及び特定の行動主義・抗議活動等の外部事象により業務が中断するリスクも含んでいる。当行は、これらのリスクを管理する方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。

プロセス及び統制が効果的でないため、当行の顧客に不利な結果が生じており、また今後も生じる可能性がある。例として、プロセスが機能停止した場合、顧客は自らが合意した諸条件又は価格にて商品を受領できなくなる可能性がある。また、不適切な記録管理により、当行の過去の決定がその時点において適切であったこと又は特定の措置又は行為が行われたことを立証できなくなる場合がある。このような事態が生じた場合、当行は、顧客に対する返金及び賠償金の支払、並びに機能停止したプロセスの修復に多額の費用を負担することになる場合がある。プロセスの欠陥も、当行がその契約上の権利を行使することができないことにより損失を被ることとなる場合がある。これは、当行がその権利を正確に文書化しなかった場合又は担保権の対抗要件を具備することができなかった場合に生じる可能性がある。このような種類の業務上の不首尾によって、規制上の監視が強化される場合もあり、不首尾の性質及びその影響によっては、監督機関が調査を開始する、かつ／又はその他の執行、行政及び監督措置を講じる可能性がある。

当行は、詐欺的な貸付金申込み、又は不適当若しくは詐欺的な支払い及び決済（特にリアルタイムの支払い）により損失を被る可能性がある。詐欺的な行為は、外部者が、銀行のシステム及び顧客の口座にアクセスしようとする際にも発生する可能性がある。詐欺的行為の発生を管理するシステム、手続及びプロトコルが機能しない場合又は有効でない場合、それらは、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態だけでなく当行の顧客にも悪影響を及ぼす可能性のある損失をもたらすおそれがある。

当行はまた、モデル・リスク、すなわちデータ若しくはモデルにおけるエラー若しくは不備により、又はモデルの管理及び使用において生じる損失のリスクにさらされている。

当行は、そのコンプライアンス義務を充足するために、特定の保管期間にわたりデータ及び書類を保管し、アクセスすることが要求されている。場合によっては、当行は過去の決定がその時点において適切であったことを立証するためのデータも保管する。システム、プロセス及び方針の欠陥は、当行のデータを保管及びアクセスする能力に悪影響を与える可能性がある。

近年では、金融サービス会社は、その業務を行い、規制上の義務を果たすために、サプライヤー及び監督機関（国内及び海外の双方）等の第三者とデータを共有することが増えている。第三者に転送されるデータの転送、保管又は保護に関連するプロセス又は統制の破綻があった場合又は第三者がかかるデータを適切に取り扱うことができなかった場合、当行グループのコンプライアンス義務（関連あるプライバシー義務を含む。）の不遵守並びに / 又は当行の顧客及び当行グループへの悪影響が生じる可能性がある。

当行はまた、当行及び当行の顧客へのサービスの提供について、オーストラリア及び海外の両方における多数のサプライヤーに依存している。現在進行中のCOVID-19のパンデミックにより、当行の様々なサプライヤー及び第三者業務受託者の運営能力が妨げられ、このような状態は今後も継続する可能性が高い（詳細については、「当行グループは、感染症やCOVID-19のようなパンデミックの発生によって悪影響を受けてきており、また、受ける可能性がある。」を参照のこと。）。かかる第三者業務受託者やサプライヤーが、要求に応じたサービスを提供できない場合（COVID-19のパンデミックによるものか、その他の理由によるものかを問わない。）、当行がサービスを提供する能力に混乱が生じ、また、業務、収益性又はレピュテーションに悪影響が及び可能性がある。

また、中央銀行がマイナス金利を採用することも、当行グループの支障となる可能性がある。今後このような事態が発生した場合、当行グループ、その取引先及び / 又は金融インフラ提供者が使用するテクノロジー・システムが正常に動作せず、当行グループ及び / 又はその取引先が損失又は損害を被るリスクがある。

オペレーショナル・リスクは、当行のレピュテーションに影響を及ぼし、その結果、当行の業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある財務上の損失が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、2019年度有価証券報告書の第一部 第3 2 iiからxivの「リスク管理」を参照のこと。

質の悪いデータが、当行の事業及び業務に悪影響を及ぼす可能性がある。

正確、完全かつ信頼性の高いデータは、適切なデータ・ガバナンスの枠組み及びプロセスとともに、当行の事業を効果的に運営するために必要不可欠である。

データは、顧客への商品やサービスの提供、当行のシステム（顧客対面型及びバックオフィスの両方）、リスク管理の枠組み、意思決定や戦略的計画立案において重要な役割を果たしている。

当行の事業や業務の一部の分野では、質の悪いデータの影響を受けている。このような質の悪いデータは、システム、プロセス及び方針における不備によるものを含め、データ管理の枠組み及びプロセスの効果的でない導入など、様々な形で発生し、今後も発生する可能性がある。

質の悪いデータは、顧客サービスにおける失敗、リスク管理のマイナスの結果、並びに信用システム及びプロセスの欠陥につながる可能性がある。これらの信用システム及びプロセスの欠陥は、ひいては、信用供与及びそれが供与される条件に関する当行の判断に悪影響を及ぼす可能性がある。

質の悪いデータは、当行のコンプライアンス義務（監督機関に特定の情報を提供する義務を含む。）を遵守する能力にも影響を与え、監督機関が当行グループに対して措置を講じる可能性がある。当行は、財務報告プロセス（リスク調整後資産の算出を含む。）のためにも、正確なデータを必要としている。

データの重要性から、当行グループは多額なコストを負担しており、今後もデータ関連の不備の是正に多大な管理努力を傾注しており、今後も継続する見込みである。また、COVID-19のパンデミックの影響により、当行グループのデータに関する問題への継続的な取り組みは複雑化し、遅延している。当行グループがこのようなデータに関する問題を適時に是正できない場合、監督機関の監視が強化される可能性があり、また、監督機関が当行グループに対して監督権限を行使し、これらの問題の是正を求める可能性がある。

質の悪いデータによりもたらされる結果は、当行グループの事業、業務、業績及び/又は財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、コンダクト・リスク又はコンプライアンス・リスク事象により、当行が顧客是正活動を行うことが求められており、また今後も求められる可能性がある。

当行は、その業務を行うために多数の方針、プロセス、手続、システム及び人員に依存している。これらの領域のいずれかに（1以上のオペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、コンダクト・リスク又はコンプライアンス・リスク事象に起因する）破綻又は不備があったため、顧客にとって悪い結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。その場合、当行はこれを是正しなければならない。

これらの事象により、当行グループは多大な是正費用（顧客への補償金及び根本的な問題を是正するための費用を含む。）を被り、また、レピュテーションを損なう可能性がある。

顧客是正活動に際しては、重大な困難やリスクがある。問題が当行の記録の保管期間以前に及び過去のものである場合又は当行の記録の保管がその他不相当である場合、是正が必要となる可能性のある顧客に悪影響をもたらす結果を調査する当行の能力が妨げられる可能性がある。問題の性質によっては、是正活動を数値化し、調査するのが困難であり、また多大な時間がかかる場合がある。

顧客を適切かつ公平に補償する方法の決定についても、影響を受ける顧客、監督機関及び企業体等の多数の利害関係者に関係する複雑な作業となる場合がある。当行グループの是正に対するアプローチ案は、影響を受ける顧客の集団がより多くの人数を代表して集団訴訟手続を開始すること、又は監督機関等が是正のために特定のアプローチを行うことを要求する権限を行使すること等の多数の事由による影響を受ける可能性がある。これらの要素は、是正活動の完了までの期間に影響を与える可能性があり、結果として当行が適切な時期に是正を行うことができなくなる可能性がある。このような場合、監督機関が当行グループに対して執行措置を開始する可能性がある。是正の効果がない又はその完了までに時間がかかる場合もまた、当行グループは、監督機関、影響を受ける顧客、メディア及びその他の利害関係者からの批判や異議申し立てを受ける可能性があり、その結果レピュテーション・リスクが高まるおそれがある。

また、是正の範囲及び適切な時期に是正を実行することに関する重要な課題及びリスクを原因として、実際に被る是正費用が当行グループの当初の見積もりを上回る可能性も出てくる。さらに、是正プログラムが遅延した場合（COVID-19のパンデミックの影響によるものか他の理由によるものかを問わない。）、当行グループは当初の予想を上回るプログラム管理コストを追加的に負担することになり、その結果、貨幣の時間的価値の影響を反映するために、影響を受けた顧客に対してより高額の是正費用を支払うことになる可能性がある。

当行グループが、適時に、是正活動を効果的に調査、数値化又は実施できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及び可能性がある。

当行は、コンダクト・リスクによる損失を被っており、また被る可能性がある。

コンダクト・リスクは、当行のサービスや商品の提供が、当行の利害関係者にとって不相当若しくは不当な結果をもたらすか、又は市場における妥当性を弱体化させるリスクである。コンダクト・リスクは、当行の顧客に対する商品及びサービスの提供が当該顧客のニーズを満たさない又は市場における妥当性を擁護しない場合のほか、当行の従業員、業務委託者、代理人、授權代理人及び外部のサービス提供者の不適切な行為からも生じる可能性があり、これには、かかる個人による当行の統制、プロセス及び手続を回避するための意図的な取り組みが含まれる場合がある。これは、特定の顧客に対する業務上の義務（受託者責任及び適合性要件を含む。）の不履行、製品の設計及び導入不良、顧客のニーズを適切に検討しないこと、又は顧客ターゲットの市場外における商品及びサービスの販売により生じる可能性がある。コンダクト・リスクはまた、顧客に提供する旨を約束した商品又はサービスを適切に提供しないことにより生じる可能性もある。

当行は、不適切な行為の結果を管理することを目的とした枠組み、方針、プロセス及び統制を講じているが、これらの方針及びプロセスが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。これらの方針及びプロセスの失敗により、財務上の損失（監督機関や顧客による訴訟や多額の是正費用の負担する場合も含む。）又はレピュテーションの悪化につながる可能性があり、このことが当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

効果的なリスク管理の採用及び実施ができないことにより、当行は損失を被る可能性があり、かつ当行の事業は悪影響を受けており、また、受ける可能性がある。

当行のリスク管理の枠組みには、当行グループが直面するリスクの特定、監視及び管理を目的としたプロセス及び手続に関連するリスク管理戦略、方針及び内部統制が含まれる。しかしながら、当行のリスク管理の枠組みが、常に効果的であった又は今後も効果的であるとは限らない。

かかる事態は、枠組みの設計が不適切であること（これにより、重要な情報が適切な形で適時に意思決定者に提供されない事態となる可能性がある。）又はその基礎となるデータの脆弱性によって引き起こされる可能性がある。また、主要なリスク管理の方針、統制及びプロセスが、その不適切な設計又はその不適切な実施によって効果を発揮しない可能性もある。主要な役職に、十分な人数の、適切なスキルと十分な訓練を受けた適格の従業員が就いていない場合、リスク・プロセス及び統制の設計及び実施が失敗する可能性が高まる。

さらに、当行が想定していない若しくは特定していないリスクが存在若しくは将来発生し、当行の統制が効果を発揮しない可能性があるため、いかなるリスクの枠組みにも内在的限界がある。

また、リスク管理の枠組みは、リスク文化の脆弱性によって効果を発揮しない可能性があり、これによって、リスク及び統制の脆弱性が特定、上申及び対処されない可能性がある。さらに、適切な報酬の構造の構築も、健全なリスク文化を支える上で重要な役割を担う一方で、当行の報酬の構造の設計又は適用に不備があった場合、悪影響が及ぶおそれがあり、結果としてスタッフが過度のリスクを負担する行為を行う可能性がある。

上記に概説される種類のリスク管理の欠陥は、様々な形態で当行グループに悪影響を及ぼす可能性があり、これに伴い、当行グループは予想以上のレベルのリスクにさらされるおそれがあり、その結果、予想外の損失、コンプライアンス義務の違反及びレピュテーションの悪化を被る可能性がある。

当行グループのリスク管理の枠組みの一環として、当行グループはそのリスク選好に対するリスクを測定し、監視する。当行グループがあるリスクについてリスク選好外であると認定した場合、当行グループは適切な時期に、かかるリスクをリスク選好内に戻す手段を取る必要がある。ただし、当行グループがこれを常に提案された期限までに達成できるとは限らない。その原因として、例えば、当行グループがリスク選好外のリスクをより良い形で管理するためにその情報技術システムを強化することについて、また、要求される業務を担当する適切な訓練を受けたスタッフを十分な人数採用することについて遅れを経験した場合が挙げられる。また、当行グループの力の及ばない外部要因によって、特定のリスクが一定期間にわたり本質的にリスク選好外である場合がある。さらに、当行グループは、そのリスク管理の枠組みを定期的に見直し、それが見合ったものであるかを見極めることが要求されている。

当行グループがリスクをリスク選好内に戻すことができない場合又は当行グループのリスク管理の枠組みが不適切となったと判断した場合、当行グループは、予期せぬ損害を被る可能性があり、これを是正するために相当な是正作業（多額なコストを負担する場合も含む。）を行うことが要求される可能性がある。このような状況が是正できないことにより、当行グループが追加資本を確保することを要求する又は当行グループに対してそのリスク管理システム及び統制を強化するために投資を行うよう指示する等の監督措置を講じる可能性がある監督機関からの調査の強化をもたらす可能性がある。当行グループは、近時においてもリスク管理のシステム及び統制の脆弱性による悪影響を受けており、APRAは、当行に対し、文化、ガバナンス及び説明責任の自己評価の完了後に追加資本を保有することを要求し、また、AUSTRACによる民事制裁金手続の開始後に追加資本を保有することを要求した。リスク対応又は当行グループのリスク管理の枠組みにおける不備もまた、当行グループによるコンプライアンス義務の不履行及び/又は財務上の損失をもたらす可能性がある。

当行のガバナンス又はリスク管理プロセス及び手続が無効又は不適切であると判明した場合、あるいは適切に実施されていなかった場合、当行は、予想外の損失及びレピュテーションの悪化を被り、これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のリスク管理手続については、2019年度有価証券報告書の第一部 第3 2 iiからxivの「リスク管理」を参照のこと。

当行グループが主要な役員、従業員及び取締役の採用及び確保を怠ることは、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

主要な役員、従業員及び取締役は、当行の事業の運営及びその戦略的目標の追求において重要な役割を担っている。主要な役職の個人が予期しない形で退職した場合、又は当行がかかる役職に適切なスキルを持つ適任な人材を採用し、確保することを怠った場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

気候変動は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行、その顧客、外部のサプライヤー及び当行が事業を行っている地域は、気温及び海面の上昇、火災、荒天、洪水、干ばつ等の不利な気象事象の頻度及び程度の増加を含む、気候変動に関する自然界のリスクにより悪影響を受ける可能性がある。これらの影響は、その性質が急性か慢性かを問わず、レピュテーションの悪化、環境的要因、保険リスク及び業務の中断を通じて当行及びその顧客に直接影響を及ぼすおそれがあり、業績に悪影響（信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加によるものを含む。）を及ぼすおそれがある。

気候変動の軽減又は気候変動（変化に関するリスク）への対応に関するイチシアチブは、とりわけかかる変動の悪影響を受ける地域及び業界において、市場価格及び資産価格、経済活動並びに顧客の行動に影響を及ぼす可能性がある。また、気候変動に対して適切に対処していない、又は対処していないと認識された場合、第三者が当行グループに対して訴訟を開始するリスクが高まる可能性があり、この種の気候関連の訴訟は近年、より一般的なものになってきている。

これらの変化に関するリスクを効果的に管理及び開示できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶおそれがある。

当行は、環境的要因による損失を被る可能性がある。

当行及び当行の顧客は、様々な地域において事業を行っており、資産を所有している。これらの地域におけるすべての重大な環境的变化又は外部事象（火事、荒天、洪水、地震、現在進行中のパンデミックや感染症の発生（「当行グループは、感染症やCOVID-19のようなパンデミックの発生によって悪影響を受けてきており、また、受ける可能性がある。」を参照のこと。）、社会不安又はテロを含む。）は、当該地域での事業活動の混乱を引き起こし、当行の業務に影響を与え、財産に被害を与え、また、その他当該地域で所有される資産の価値及び当行が貸付金額を回収する能力に影響を及ぼす可能性を有している。加えて、かかる事象は経済活動、顧客及び投資家の信頼、又は金融市場におけるボラティリティー水準にも悪影響を及ぼすおそれがあり、それらはいずれも当行の事業、見通し、業績又は財政状態に不利な影響を及ぼすおそれがある。

当行は、保険リスクによる損失を被る可能性がある。

当行は、当行の生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険事業において、保険リスクにさらされており、これは、当行の事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

保険リスクは、当行の規制対象認可保険会社において、商品設計の欠陥、引受け、再保険契約又は保険事故の程度及び/若しくは頻度の上昇により、失効数が予想を上回る又は請求額が予想を上回るリスクである。一例として、現在進行中のCOVID-19のパンデミック及びそれに関連する経済的影響は、保険請求の増加をもたらす可能性があるほか、当行グループの保険会社の新規事業、失効及び資本カバレッジに影響を及ぼす可能性がある。

生命保険事業では、リスクは主に、死亡率（死亡）及び罹患率（病気及び負傷）のリスク、それらのリスクに関連する請求額がそれらのリスクの価格設定時に予想されていた額を上回ること、並びに保険契約の失効（予想外の又は持続的な保険契約の失効率に起因するものを含む。）で生じる。

損害保険事業では、保険リスクは主に、環境的要因（荒天、洪水及び山火事を含む。）並びに地震及び津波といったその他の災難のほか、住宅及び家財の保険請求額を通じて発生する。自然災害等の外部事象の頻度及び程度は予測困難であり、自然災害事象から生じたもの等、既存の事象に基づいた潜在的損失のための準備金の金額が、実際に発生する請求をカバーするのに不十分である可能性がある。

抵当権付住宅ローン貸付保険事業では、保険リスクは、主に失業率又はその他の経済的要因による住宅ローンの債務不履行の増加につながる予期せぬ経済状況の悪化によって生じる。

当行の再保険契約が有効でなかった場合、更なるリスクや予想を上回る損失につながる可能性がある。また、当行が満期を迎えた再保険契約を同一の条件（当該契約に基づき定められるコスト、期間及び再保険契約の保険金額を含む。）で更新できないリスクもある。

当行グループは、重要な会計上の見積り及び判断に関する変更により損失を被る可能性がある。

当行グループは、会計方針の適用及び当行の財務書類の作成にあたり、とりわけ引当金の計算（是正又は信用損失に関連するものを含む。）及び金融商品の公正価値の決定に関連して、見積り、仮定及び判断を行う必要がある。新たな情報又は状況若しくは経験の変化に伴う重要な会計上の見積り、仮定及び/又は判断の変更により、当行グループは予想額又は引当額を上回る損失を被る可能性がある。かかるリスクは、現在、COVID-19のパンデミックによって高まっており、これは当該パンデミックの予測不可能な性質及びその影響の程度の不確実性に起因する。特に、予想信用損失に係る引当金を上回る信用損失を負担する可能性があり、今後、引当金の上方修正が必要となる可能性がある。詳細については、本書の第一部 第6 1「中間財務書類」の財務諸表に対する注記10を参照のこと。

当行グループの実際の信用損失及び予想信用損失が現在計上されているものを超えた場合、又は将来的にその他の会計上の判断が変更された場合には、当行グループの業績、財政状態及びレピュテーションに悪影響を及ぼすおそれがある。また、当行グループの業績及び財政状態は、会計基準や一般に公正妥当と認められている会計原則の変更によっても影響を受けるおそれがある。

当行は、その事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある資産計上されたソフトウェア、のれん及びその他の無形資産の減損による損失を被る可能性がある。

特定の場合において、当行は、無形資産の価値の減少にさらされる場合がある。決算日現在、当行は、主にそのオーストラリアにおける投資に関連するのれん、主に子会社の買収に際し認識された資産に関連するその他の無形資産、及び資産計上されたソフトウェアの残高を有している。

当行は、のれん及びその他の無形資産の残高の回収可能性を少なくとも年に一度、又は減損の兆候がある際に評価することを要求されている。この目的上、当行は、DCF法を使用する。当該計算の基となる方法又は前提条件の変化、及び予測される将来的なキャッシュ・フローの変化は、当該評価に重大な影響を与え、無形資産の一部又は全部の償却をもたらす可能性がある。

資産が使用されなくなった場合、また、資産の価値が低下したか又はその見積耐用年数が減少した場合、減損が計上され、当行グループの財政状態は悪影響を受ける。資産の耐用年数を評価する際に用いられる見積り及び前提条件は、戦略の変更、並びに技術及び規制要件における外部変化の程度を含む様々な要因の影響を受ける。

引受証券のシンジケート又は売却ができない場合、当行は損失を被るおそれがある。

当行は、金融仲介機関として、上場及び非上場の債券及び株式の引受けを行っている。引受業務には、資本を必要とする企業や機関である顧客、及び特定の投資商品に投資意欲を示す投資家顧客に対する解決策の開発という側面も含まれている。当行は、これらのファシリティの価格設定及び販売を保証することがある。当行のリスクを他の市場参加者に対してシンジケート又は売却により解消することができない場合、当行は損失を被る可能性がある。このリスクは、現在COVIDのパンデミックの中世界的に経験されているように、市場のボラティリティーが上昇しているときにより顕著になる。

一部の戦略的な決断は、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は、時に戦略的な決断及び目標（多様化、革新、投資の引上げ又は事業の拡大に関するイニシアチブを含む。）を検討しており、それを実施する可能性がある。

新規事業の拡大若しくは統合又は新規事業への参入は、複雑かつ高コストである可能性があり、当行に、新たなリスクを伴う可能性のある更なる国内又は国外の規制要件を遵守することを強いる可能性がある。

当行はまた、外部者が所有及び運営する事業の取得やかかる事業への投資も行っている。これらの取引は、当行グループに関する数々のリスクを伴う。例えば、当行は、投資対象の事業の業績が予想を下回った場合又は取引開始時において過大評価されていたことがその後明らかになった場合、財務上の損失を被るおそれがある。

また、当行は、事業又は資産の売却を成功させることができない場合がある。これらの活動は、様々な理由により、期待されたプラスの事業成果をもたらさない可能性があり、当行の事業、見通し、レピュテーション、監督機関との約束、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

行動しないことを選択する場合も、当行グループに悪影響が及び可能性がある。当行が事業を行っている経営環境の変化（経済、地政学、規制、社会及び競争関連の要因に関する変化を含む。）に適切に対応できなかった場合、これは、当行の事業に様々な悪影響を及ぼす可能性がある。例として、当行の市場シェアの拡大又は維持ができなくなったり、利鞘及び手数料が圧力を受けたりすることが挙げられ、これらはいずれも当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績等の概要

業績の概要

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月に終了した 6か月間	2019年 9月に終了した 6か月間	2019年 3月に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%) ¹	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%) ¹
純利息収益	9,000	8,644	8,263	4	9
純手数料収益	755	829	826	(9)	(9)
資産管理及び保険業務による 純収益	465	703	326	(34)	43
トレーディング収益	460	492	437	(7)	5
その他の収益	(76)	2	127	大	大
純業務収益 (業務費用及び減損費用 控除前)	10,604	10,670	9,979	(1)	6
業務費用	(6,181)	(5,015)	(5,091)	23	21
減損費用及び法人税等控除前 利益	4,423	5,655	4,888	(22)	(10)
減損費用	(2,238)	(461)	(333)	大	大
税引前利益	2,185	5,194	4,555	(58)	(52)
法人税等	(994)	(1,580)	(1,379)	(37)	(28)
当期純利益	1,191	3,614	3,176	(67)	(63)
非支配株主持分に帰属する当期 純利益	(1)	(3)	(3)	(67)	(67)
ウエストパック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属 する当期純利益	1,190	3,611	3,173	(67)	(62)
実効税率	45.5%	30.4%	30.3%	大	大

1 割合の変動は、該当する比較対象期間に対する増/(減)を示している。本半期報告書において、「大」とは、a) 前期比で200パーセントを超える金額の変動があったこと、b) 前期比で400ベース・ポイントを超える割合の変動があったこと、又は c) 前期比で符号がプラスからマイナスに転じたこと若しくはその反対のいずれかを意味している。

当行の2020年度上半期の業績は、従業員、顧客及び経済全般への影響を含め、COVID-19のパンデミックによって大きく影響を受けた。この危機に対する当行の組織的なアプローチは、当行の人員の安全、顧客に対する支援、及び経済がこの厳しい時期を切り抜けるための手助けに重点を置いている。

当行の2020年度上半期の業績は、COVID-19が減損費用に及ぼす直接の影響及び予想される波及的な影響のほか、以下に記載する二つの要因により、2019年度下半期及び2019年度上半期をともに下回った。

第一は、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法違反の疑いに関してオーストラリア取引報告分析センター(「AUSTRAC」)が当行に対して起こした民事訴訟に関する引当金及び費用である。これらの民事訴訟は、取締役及び経営陣の異動の一因となったほか、想定される罰金及び追加費用(当行グループの対応計画に基づくものを含む。)のための引当金の設定につながった。全体として、これらの費用により、2020年度上半期のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は10億豪ドル超減少した。AUSTRAC民事訴訟のその他の影響については、以下に記載する。

第二に、当行を含む金融サービス・セクターは、銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会（「王立委員会」）並びにガバナンス、文化及び説明責任に関する自己評価による提言への対応を続けている。当行では、これらの提言を実行し、当行グループによる誤りがあった部分に関して顧客への適切な対応を取ることで、規制及びコンプライアンス関連コストの増加、並びに予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金の積増しが生じている。こうした引当金により、2020年度上半期、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は258百万豪ドル減少した。

COVID-19の発生前、当該セクターは、GDP成長率の鈍化、賃金伸び率の低迷、企業心理及び消費者心理の停滞、並びに低金利による影響を受けていた。金融サービス会社にとって、これは比較的低調な貸出需要、純利鞘の更なる圧縮、並びにとりわけ新規及び小規模の市場参加者との競争の激化につながった。一方で、住宅市場では、主要市場における住宅価格が当半期を通じて概ね改善するなど、回復の動きもいくらか見られた。しかしながら、最近の動向を考えると、この回復が持続する可能性は低い。

COVID-19

COVID-19が2020年度上半期の業績に与えた最大の財務的影響は、経済の見通しの変化に伴う減損費用の大幅な増加である。活動の鈍化及び資産価値の下落は、一定の資産及び資産計上されたソフトウェアの評価減にも寄与している。COVID-19は当行の事業の他の側面にも影響を与えたが、この危機が生じたのは当半期の後半であったため、かかる財務的影響は比較的小さいであった。2020年度下半期には更なる影響が生じるものと予想されるが、その規模は、危機の継続期間、刺激策の効果、並びに消費者及び企業の対応など、様々な要因に左右される。

当行は、過去2世紀以上にわたり、不況、恐慌及び様々な危機の中で人々、顧客及びより広い地域社会を支援してきた。当行は、COVID-19のパンデミックの中でも支援を続けていく。当行の活動の一例として、以下が挙げられる。

従業員の保護

従業員の心身の健康は最も重要であり、当行グループは、人員の安全を確保し、彼らが効果的に働けるよう助力し、顧客及び地域社会を継続的に支援するために、方針、慣行及び手続を強化してきた。これには以下が含まれる。

- ・ オーストラリアにおいて約22,000人の従業員の在宅勤務を支援し、約4,000人の従業員は不可欠な銀行業務を提供するために引き続き出社。
- ・ 12か月前には42,000時間であったのに対し、2020年3月には300,000時間超のビデオ会議。
- ・ 会社清掃の強化、追加的な手指消毒剤の提供、大型施設での検温、ポリカーボネート製保護スクリーンの設置、及び従業員の心身の健康管理に役立つリソースの増加。
- ・ 顧客からの支援要請の増加、支店への訪問の減少、及び海外の一部のサービス提供者が経験したロックダウンに対応するために勤務体制を積極的に変更。
- ・ 自主隔離が必要となった従業員（臨時従業員を含む。）に対する特別有給休暇。

消費者の支援

消費者が安全に銀行取引を行い、効果的に財務管理を行うための支援。これには以下が含まれる。

- ・インターネットバンキングの設定の支援、セルフサービスの奨励、並びに電子チャネル及び非接触チャネルの利用拡大など、対人接触を減らすための様々なイニシアチブ。
- ・2020年3月を通じて、オーストラリアの支店の94パーセント超を営業し、98パーセント超のATMを稼働するなど、営業を継続。
- ・抵当権付住宅ローン（6か月）及びカード/個人向け貸付（3か月）の元利金の支払猶予を含む様々な特別支援パッケージにより、消費者を支援。
- ・約120,000件の抵当権付住宅ローンに関する支援パッケージを承認。
- ・定期預金に関する特別金利、1年、2年及び3年の固定金利住宅ローン。
- ・タップ・アンド・ゴー取引の限度額の100豪ドルから200豪ドルへの引上げ、及びデジタル小切手預金の限度額の引上げ。

企業の支援

この厳しい時期における企業の財務管理の支援。これには以下が含まれる。

- ・特定の借入を有する企業向けの最大10百万豪ドルの支払猶予オプション。
- ・企業の資金繰りを支援するため、当行グループのビジネス・スペシャリストの一部をコンタクト・センターに派遣。
- ・31,000件を超える支援パッケージを承認。
- ・売上が50百万豪ドル未満の企業に対し、0.25百万豪ドルを上限とする3年間の無担保貸付（50パーセントを連邦政府が保証）を提供。
- ・雇用維持（JobKeeper）給付を待つ企業に対し、一時的な資金を提供。
- ・WIBが2020年度上半期の後半に貸付を50億豪ドル増加させるなど、流動性のニーズを支えるために大手の企業及び機関と緊密に連携。
- ・特別な金利及び手数料：当座貸越を200ベース・ポイント割引、現金ベース貸付を100ベース・ポイント割引、マーチャント・ターミナルのレンタル料を最大3か月免除、設備ファイナンス・ローンの申込手数料を無料化。

経済及び地域社会の支援

オーストラリア及びニュージーランドの大手銀行の一つとして、当行は、経済及び当行が事業を行う地域社会を支援する上で重要な役割を果たしている。これには以下が含まれる。

- ・外部からのハッキングからシステム及びデータを保護しながら重大インシデントを48パーセント削減するなど、システムの安定性と耐障害性を大幅に向上。
- ・債務購入、並びに消費者及び企業へのCOVID-19の影響に関するデータ分析に関し、州政府を支援。
- ・特定のCOVID-19関連事由にも対応するよう、当行グループの従業員マッチングギフト制度を改定。

- ・セント・ジョージ銀行が、主要スポンサーがCOVID-19により影響を受けたリトル・ウィングスの資金援助に乗り出す。リトル・ウィングスは、シドニー・チルドレンズ・ホスピタルで重要な医療を受ける地方の家族の移動を支援する無料サービスを提供している。
- ・顧客のための効果的な支援メカニズムを開発するために、政府及び業界と建設的に協力。

2020年度上半期を通じて、当行は、オーストラリア東部の大部分を襲った大規模な森林火災に、顧客、当行の人員及び被災地の支援者を対象とする現実的な現地支援策を立ち上げることにより対応した。これには、消費者及び企業向けの緊急現金給付への3.8百万豪ドルの充当、主たる住居を失った人々のための1年間の抵当権付住宅ローンの支払い、並びに企業の再建を支援するための低金利の貸付の提供などのイニシアチブが含まれる。更なる地域社会支援策としては、財務カウンセリングのための資金提供のほか、救世軍の災害募金活動、州の森林火災募金活動及び様々なボランティア・サービスへの寄付が挙げられる。当行の人員に関しては、当行は、森林火災の被災地における緊急サービスのボランティアに無制限の有給休暇を提供したほか、緊急救援を必要とする従業員には5,000豪ドルを支給した。

CEOの優先事項

CEO就任後、ピーター・キング氏は、より厳しい経営環境を受けての当行の規制及びコンプライアンス上の差し迫ったニーズ、並びに当行の業績重視を改善する活動を反映した、当行グループの優先事項のいくつかの変更を発表した。これらの優先事項では、当行グループの顧客重視及びサービスの方向性も再確認している。4つの優先事項は、以下のとおりである。

1. **顧客フランチャイズ** - 短期的には、COVID-19による危機の期間を通じて顧客を支援する。長期的には、優れたサービスを通じて顧客基盤を拡大し、関係性を深める。
2. **業績に関する規律** - ポートフォリオを簡素化し、当行グループの銀行業務全体にわたって業務執行の改善を推進。
3. **デジタル革新** - 共通のアップグレードされたテクノロジー・プラットフォームを構築し、より多くの活動をデジタルに移行。
4. **リスク管理** - 第1のラインから推進される、より強力なリスク文化の構築。当行グループの文化、ガバナンス及び説明責任（「CGA」）に関する自己評価及び王立委員会による提言を実行し、AUSTRAC訴訟に対応（対応計画の実行を含む。）。

業績の要約

こうした状況を背景に、2020年度上半期のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、2019年度下半期から2,421百万豪ドル（67パーセント）、2019年度上半期から1,983百万豪ドル（62パーセント）減少し、1,190百万豪ドルとなった。2020年度上半期の業績は、減損費用の増加のほか、AUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟の影響を大きく受けた。これらの項目は、当行の業績を説明する上で有用であり、本項の以下において説明するほか、本半期報告書の第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記14に更なる情報が記載される。

2020年度上半期の予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟並びにAUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）は、1,285百万豪ドル（2019年度下半期は377百万豪ドル、2019年度上半期は753百万豪ドル）となった。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに2019年度下半期における資産管理業務の再編を除くと、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は2,475百万豪ドルで、2019年度下半期から1,513百万豪ドル（38パーセント）、2019年度上半期から37パーセント減少したが、かかる減少の大部分は、2020年度上半期の減損費用の増加によるものであった。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに資産管理業務の再編を除くウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益については、本項の以下において要約する。

純利息収益は、平均利付資産が1パーセント増加、純利鞘が6ベース・ポイント拡大し、2019年度下半期から4パーセント増加した。2020年度上半期のバランスシートの成長は比較的緩やかであったが、質への逃避及び流動性の需要の高まりを受けて、2020年度上半期末現在の貸付金及び顧客預金は、それぞれ1パーセント及び4パーセント増加した。

2020年度上半期における利息以外の収益は21パーセント減少したが、これは主に暴風雨及び森林火災により保険金請求が増加した一方で、資産管理収益も減少したことに起因した。業務費用は、2019年度下半期から23パーセント増加したが、かかる増加の大部分は、AUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）によるものであった。予想される顧客への返金、支払い及び訴訟、AUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに2019年度下半期における資産管理業務の再編を除くと、業務費用は、リスク及びコンプライアンス費用の増加、一部の資産の評価損、並びにソフトウェアの償却の増加を反映して3パーセント増加した。

2020年度上半期の資産の質に関する指標は安定しており、貸付金総額に対する減損エクスポージャーは、2019年9月30日現在では25ベース・ポイントであったのに対し、2020年3月31日現在では30ベース・ポイントであった。ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年9月30日現在では1.20パーセントであったのに対し、1.32パーセントで当半期を終えた。COVID-19の影響が広がり始めたのは3月に入ってからであったため、これらの指標には、経済全体で生じ始めているより厳しい状況や、それが顧客に与える影響は反映されていない。

2020年3月31日現在のストレスを受けたエクスポージャーには増加が見られたが、COVID-19のパンデミックに関連して経済及び産業の見通しに大きな変化があったことから、2020年度上半期の減損費用は、2019年度下半期から1,777百万豪ドル、2019年度上半期から1,905百万豪ドル増加し、2,238百万豪ドルとなった。2020年度上半期の減損費用の増加の主な要因は、COVID-19のパンデミックにより生じるであろう影響の見積りであった。

減損費用の増加によって減損引当金及び引当金カバレッジ比率が引き上げられ、2020年3月31日現在の一括評価引当金が信用リスク調整後資産に占める割合は、2019年9月30日現在の0.95パーセントから増加し、1.40パーセントとなった。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の減少は、2020年度上半期に調達された資本と相まって、収益及び1株当たり指標の低下につながった。2020年度上半期の平均普通株主利益率は、2019年度下半期の11.24パーセントから低下し、3.52パーセントとなった。2020年度上半期の普通株式1株当たり利益は、2019年度下半期から68パーセント、2019年度上半期から64パーセント低下し、33.2豪セントとなった。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟並びにAUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）を除くと、普通株式1株当たり利益は69.2豪セントであった。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、すべての部門で減少し、グループ全体で純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）が減少したほか、減損費用が増加した。

変動を前年同期と比較すると、2020年度上半期のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、2019年度上半期から62パーセント減少した。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟関連費用（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに2019年度上半期における資産管理業務の再編を除くと、2020年度上半期のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、2019年度上半期から37パーセント減少した。かかる減少の大部分は、減損費用の増加によるものである。

資本面では、当行は、当半期中に機関投資家向けの株式の募集及び消費者向けの株式購入制度を完了し、28億豪ドルを調達した。これにより、資本水準が上昇し、発行済株式が3.5パーセント増加した。

その結果、2020年3月31日現在の普通株式等Tier 1（「CET 1」）自己資本比率は、2019年9月30日現在では10.7パーセント、2019年3月31日現在では10.6パーセントであったのに対し、10.8パーセントとなった。この自己資本比率の上昇は、AUSTRAC訴訟に関連するAPRAによる500百万豪ドルのオペレーショナル・リスクに関する追加的な資本の上乗せによるリスク調整後資産（「RWA」）の増加及び2019年度の期末配当の支払いを吸収しつつ実現された。銀行勘定内での金利リスクに関するRWAも増加し、これには新たなIRRBBモデルが最終決定され、承認されるまで適用される500百万豪ドルの資本の上乗せも含まれている。2020年3月31日現在の1株当たり純有形固定資産額は、2019年9月30日現在では15.36豪ドルであったのに対し、15.43豪ドルとなった。

当行グループの流動性比率は、規制上の最低水準を上回って推移した。顧客預金の伸びが貸付金の伸びを上回ったことにより、預貸率は75パーセントを超えた一方、流動性カバレッジ比率（「LCR」）及び安定調達比率（「NSFR」）はそれぞれ154パーセント及び117パーセントで2020年度上半期を終えた。

配当

取締役会は中間配当の決定に関する判断を延期しており、2020年6月には配当の支払いを行わない。多くのリテール株主が当行の配当を頼りにしていることから、これは難しい決断であった。

当行は、依然として十分な引当金及び自己資本を有している。しかしながら、取締役会は、経済状況及び経営状況の不確かさ、並びに今後6か月にそれらがどのように展開しうるかを認識している。取締役会はまた、配当及び現段階では慎重な姿勢を取ることに関するAPRAの一貫した指針を採用している。当行は、当行のストレス・テストのシナリオ及び資本の状況について、随時APRAに情報提供している。ウエストパック・バンキング・コーポレーションは、銀行の資本の状況に関し、APRAから何の心配も受けていない。取締役会は、配当に関する選択肢について、今年度を通じて引き続き検討していく。

当行は、当行グループ全体での資本の運用を向上させる機会の評価を続けていく。スペシャリスト・ビジネスの戦略的レビューにおいても、資本をさらに最適化する方法を検討する予定である。スペシャリスト・ビジネスに関する情報については、本半期報告書の第一部 第1 1「主な変更事項」を参照のこと。

銀行税

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の減少にかかわらず、2020年度上半期における政府の銀行税は、2019年度下半期の198百万豪ドルとほぼ同額の196百万豪ドルとなった。2020年度上半期の銀行税は、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の12パーセントに当たり、1株当たり4豪セントに相当し、純利息収益に含まれ、純利鞘を5ベース・ポイント縮小させた。全体として、銀行税と併せて支払う税金により、当行の調整後実効税率は47.5パーセントとなっている。

AUSTRAC民事訴訟

2019年11月20日、AUSTRACは、オーストラリア連邦裁判所に訴状を提出し、同裁判所において当行に対する民事訴訟を提起した。当行は、当行が多数の国際的資金振替に関する指示（「IFTI」）の報告漏れを自己報告したこと、並びにAUSTRACが当行のプロセス、手続及び監視に関する他の多くの領域についても調査していることを過去に開示している。

民事訴訟の開始は当行に大きな影響を及ぼし、以下につながっている。

- ・ブライアン・ハルツァー氏のCEO辞任、及びピーター・キング氏のCEO就任。
- ・取締役会議長のリンジー・マックステッド氏による退任の意向表明、及びこれを受けてのジョン・マクファーレン氏の当行取締役会議長（2020年4月から）への任命。
- ・2020年度通年での、CEO及びグループ業務執行役員の年間短期奨励金の取消し。
- ・当行グループの金融犯罪基準を直ちに引き上げ、オンライン児童搾取から人々を保護するための詳細な対応計画の開始。
- ・AUSTRACの民事訴訟に関連して想定される900百万豪ドル（税額控除対象外）の罰金及び対応計画に関連する追加費用のための引当金（税引後の利益への影響は127百万豪ドル）。
- ・企業監督機関（「ASIC」）及び健全性監督機関（「APRA」）による追加調査、並びにAPRAによる500百万豪ドルのオペレーショナル・リスクに関する追加的な資本の上乗せの要求。
- ・オーストラリア及び米国における株主代表訴訟の提起。

民事訴訟が提起された後、当行は、AUSTRACと共同で裁判所に提示しうる合意事実・承認内容陳述書及び罰金案について合意することを目指し、AUSTRACとの協議及び調停を行っている。

2020年3月30日の事件管理審問において、裁判所は、両当事者に対し、2020年5月8日までに合意事実・承認内容陳述書を提出するよう命じるとともに、当行に対し、2020年5月15日までに残りの事項に関する答弁書を提出するよう命じた。

当行は、入手可能な情報を検討し、AUSTRACの2019年11月20日付けの訴状に関して想定される罰金のために900百万豪ドルの引当金を設けた。この引当金は、適切な罰金の査定にあたっての裁判所のアプローチに関して相当の不確かさが残り、かつ、当行及びAUSTRACが裁判所に共同で提言する罰金案（裁判所はこれを考慮するものの、受け入れる義務を負わない。）について合意に至る可能性が残っている状況において設けられたものである。

裁判所による適切な罰金の決定には、多くの対立する複雑な要素の調整や、裁量権の行使が関わってくる可能性が高い。したがって、当行が実際に支払う罰金は、現在の引当金から大きく増減する可能性がある。この引当金に関する更なる情報については、本半期報告書の第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記14を参照のこと。

2019年11月24日、当行は、AUSTRAC訴訟に対する詳細な対応計画を発表した。この対応計画には、3つの構成要素と、当半期における進捗状況が含まれた。

対応計画の構成要素	進捗状況
即時の是正措置	<ul style="list-style-type: none"> 未処理のIFTIをAUSTRACに報告。 関連するオーストラリアン・キャッシュ・マネジメント及びライトペイ商品の廃止。
当行基準の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会附属金融犯罪委員会を新設。 プロモントリー社に、AUSTRAC訴訟で提起された問題に関する経営陣の説明責任についての当行の自己評価及び当行の金融犯罪プログラムの適切性のレビューを委託。 AUSTRAC訴訟で提起された問題に関する取締役会のリスク・ガバナンス及び取締役会の説明責任のレビューを行う独立した諮問パネルを設置。 取引監視規則を改定し、プロセスの監督を強化。
人々の保護	<ul style="list-style-type: none"> 国際司法使節団（International Justice Mission）及びセーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）とのパートナーシップを含め、金融犯罪が人々に与える影響の軽減のために投資。 オンライン児童搾取の防止を支援する作業計画への投資の指針を示すため、児童の安全・コミュニティの安全の推進のためのラウンドテーブル（Safer Children, Safer Communities Roundtable）を設立。

AUSTRAC訴訟に関する更なる詳細は、本半期報告書の第一部 第1 1「主な変更事項」及び第一部 第3 2「リスク要因」並びに第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記14を参照のこと。

リスク管理の向上

この数年間に、当行グループは商品及び業務を見直し、苦情への対応を改善し、文化を向上させ、かつリスクに関するプロセス及び統制を強化するために相当の作業を行ってきた。これには、継続的な商品の見直し、判明した顧客関係の是正に係る金額の見積り、文化、ガバナンス及び説明責任（「CGA」）に関する自己評価及び王立委員会からの提言の実行、非中核活動の終了、旧来の規制及びコンプライアンス事項の打切り、並びに苦情の特定及び対応の方法の再構築が含まれる。

2020年度上半期中、AUSTRACの訴状を受けて、APRAは当行に対し、CGA是正計画が「目的に適っている（fit for purpose）」か判断するために同計画の見直しを行うよう求めた。この見直しは現在進行中であり、2020年6月30日までに完了する予定である。見直しと並行して、当行は、以下を含む様々な作業計画からの提言の実行を続けている。

- ・ 王立委員会：王立委員会の当行に関連する49の提言のうち、13の提言が実行済みであり、22の提言が実行中であり、14の提言について監督当局の更なる説明を待っている。
- ・ CGA自己評価：CGAの是正計画を実行中であり、2020年3月31日現在、提言のうち67パーセントが整備状況の有効性に関して実行済みである。

顧客関係の是正

「明確かつ正確に（get it right, put it right）」というイニシアチブを通じて、当行グループは、顧客の利益に適っていなかった可能性のあるものを特定するための商品、プロセス及び方針の見直しを続けてきた。問題が特定された場合には、当行グループは是正及び顧客への返金に取り組んできた。かかるイニシアチブにより、継続的な是正が必要な複数の問題が特定されている。当行グループは、2020年度上半期、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟に関して258百万豪ドルの税引後費用を計上した。

2020年度上半期の費用は、主に以下の項目に関連するものであった。

- ・ 消費者信用保護法及び国内金融規範の対象となるローンを提供されるべきであったにもかかわらず法人向けローンの提供を受けた一部の法人顧客に対する予想される返金のための引当金。
- ・ 特定の会社行為について知らされていなかった当行グループのプラットフォーム上の顧客に対する予想される補償のための引当金。かかる顧客はかかる行為に関連する価値について機会を逃した可能性があるため、補償金が支払われる。
- ・ 特定の資産管理業務手数料の開示が不十分であった一部のBT顧客に対する予想される返金のための引当金。

当行グループの主な顧客関係是正プログラムは、当行グループの是正ハブにおいて集中管理されており、これまでに600,000を超える顧客が350百万豪ドルを超える返金を受けている。

業績の要約 2020年度上半期 - 2019年度下半期

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、対2019年度下半期比で2,421百万豪ドル（67パーセント）減少して1,190百万豪ドルとなった。ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の減少は主に、減損費用の増加並びに予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、並びにAUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）の増加によるものであった。

当行の業績を説明するにあたり、当該業績における特定の項目は、「顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟」、「AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）」並びに「資産管理業務の再編」として記載されている。当該項目には、以下のものが含まれる。

- ・ 予想される顧客への返金及び支払い、関連コスト並びに訴訟のための引当金
- ・ AUSTRACの民事訴訟に関連して想定される罰金のための引当金
- ・ 当行のAUSTRACへの対応策に関連するコスト
- ・ 2019年度における当行の資産管理戦略の再編に関連する再編コスト

本書を通じて、「予想される顧客への返金及び支払い」、「予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコスト」、「AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）」並びに「資産管理業務の再編」とは、これらの項目（第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記14においても詳述する。）のみを指す。これらの項目は、損益計算書の主要勘定科目であるウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益と特定の業績指標に影響を与える。下表は、当該項目が損益計算書の主要勘定科目に与える影響（表1）、当該項目の金額とそれらが損益計算書の主要勘定科目に与える影響（表2）及び過去3中間会計期間における特定の業績指標（表3）を示したものである。

表1：予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに資産管理業務の再編の影響

(単位：百万豪ドル)	2020年3月に終了した6か月間			2019年9月に終了した6か月間			2019年3月に終了した6か月間		
	AUSTRAC 訴訟に関連 するコスト (想定され る罰金のた めの引当金 を含む。)	予想される 顧客への返 金、支払 い、関連コ スト及び訴 訟	合計	予想される 顧客への返 金、支払 い、関連コ スト及び訴 訟	資産管理業 務の再編	合計	予想される 顧客への返 金、支払 い、関連コ スト及び訴 訟	資産管理 業務の再編	合計
純利息収益	-	(106)	(106)	(132)	-	(132)	(212)	-	(212)
純手数料収益	-	(147)	(147)	(118)	-	(118)	(165)	-	(165)
資産管理及び保険業務 による純収益	-	16	16	(102)	-	(102)	(435)	-	(435)
利息以外の収益	-	(131)	(131)	(220)	-	(220)	(600)	-	(600)
純業務収益（業務費用 及び減損費用控除前）	-	(237)	(237)	(352)	-	(352)	(812)	-	(812)
人件費	-	(61)	(61)	(33)	(27)	(60)	(66)	(142)	(208)
テクノロジー費用	-	(3)	(3)	(2)	(13)	(15)	(9)	(11)	(20)
その他の費用	(1,058)	(68)	(1,126)	(101)	(11)	(112)	(9)	(37)	(46)
業務費用	(1,058)	(132)	(1,190)	(136)	(51)	(187)	(84)	(190)	(274)
税引前利益	(1,058)	(369)	(1,427)	(488)	(51)	(539)	(896)	(190)	(1,086)
法人税等	31	111	142	147	15	162	279	54	333
ウエストバック・バン キング・コーポレーシ ョン所有者に帰属する 当期純利益	(1,027)	(258)	(1,285)	(341)	(36)	(377)	(617)	(136)	(753)

表2：予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに資産管理業務の再編の影響、並びに主要勘定科目の変動への影響

(単位：百万豪ドル)	主要勘定科目に対する 影響 ¹ (単位：百万豪ドル)		2019年9月-2020年 3月の増減率(%)	
	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	報告値	特定の項 目 ¹ の影響 を除く
純利息収益	(106)	(132)	4	4
利息以外の収益	(131)	(220)	(21)	(23)
業務費用	(1,190)	(187)	23	3
減損費用及び法人税等控除前利益	(1,427)	(539)	(22)	(6)
減損費用	-	-	大	大
法人税等	142	162	(37)	(35)
ウエストバック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益	(1,285)	(377)	(67)	(38)

(単位：百万豪ドル)	主要勘定科目に対する 影響 ¹ (単位：百万豪ドル)		2019年3月-2020年 3月の増減率(%)	
	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	報告値	特定の項 目 ¹ の影響 を除く
純利息収益	(106)	(212)	9	7
利息以外の収益	(131)	(600)	(7)	(25)
業務費用	(1,190)	(274)	21	4
減損費用及び法人税等控除前利益	(1,427)	(1,086)	(10)	(2)
減損費用	-	-	大	大
法人税等	142	333	(28)	(34)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰 属する当期純利益	(1,285)	(753)	(62)	(37)

1 別段の記載のある場合を除き、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに資産管理業務の再編の影響を除く。

表3：予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに資産管理業務の再編を含む/除く特定の業績指標

(単位：%)	2020年 3月に終了した 6か月間		2019年 9月に終了した 6か月間		2019年 3月に終了した 6か月間	
	報告値	特定の項 目 ¹ を除く	報告値	特定の項 目 ¹ を除く	報告値	特定の項 目 ¹ を除く
株主資本利益率	3.52%	7.32%	11.24%	12.41%	10.05%	12.43%
純利鞘	2.21%	2.24%	2.15%	2.18%	2.09%	2.14%
費用収益比率	58.29%	46.04%	47.00%	43.80%	51.02%	44.64%

1 別段の記載のある場合を除き、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに資産管理業務の再編の影響を除く。

2020年度上半期のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益（予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに2019年度下半期の資産管理業務の再編を除く。）は、対2019年度下半期比で1,513百万豪ドル（38パーセント）減少して2,475百万豪ドルとなった。当該減少は、主に減損費用の増加と資産管理及び保険業務による収益の減少によるものであった。

純利息収益は、対2019年度下半期比で356百万豪ドル（4パーセント）増加したが、当該増加は、平均利付資産の1パーセントの増加並びに財務部門及びマーケット部門の収益の増加によるものであった。予想される顧客への返金及び支払いが純利息収益の変動に与える影響はほとんどなかった。

貸付けは、ニュージーランド及びその他海外の貸付けからの寄与の増加（オーストラリアの貸付けの減少によって部分的に相殺された。）により、1パーセント増加した。ニュージーランドでは、抵当権付住宅ローンと法人向け貸付で均等に増加し、その寄与は、ニュージーランド・ドルに対する豪ドル安によってさらに後押しされた。オーストラリアにおいて、抵当権付住宅ローンは、新規の貸付けの減少及び返済の増加によって減少したが、その他すべての消費者向け貸付（カード、個人向けローン及び自動車ローン）も減少した。

とりわけ2020年度上半期後半における法人による流動性強化のための融資枠からの引出しにより、法人向け貸付は増加した。

顧客預金は、対前半期比で4パーセント増加（190億豪ドル増）し、貸付金の増加（49億豪ドル増）を賄ってなお余りあるものであった。その結果、顧客の預貸率は、2パーセンテージ・ポイント超上昇して75.6パーセントとなった。政府及び企業の顧客が銀行預金において追加の流動性の保有を求めたことから、顧客預金の増加の大部分は、2020年度上半期の期末に向けて発生した。豪ドル安も当該増加に寄与した。

純利鞘は、対2019年度下半期比で6ベーシス・ポイント拡大した。当該増加は、財務部門及びマーケット部門の収益の411百万豪ドルの増加を反映していた。これを除いた場合、主に金利の低下が預金の利幅、資本及び流動性に与えた影響により、純利鞘は3ベーシス・ポイント縮小した。新規の貸付けとリテンションをめぐる競争は、当上半期を通じて利鞘、とりわけ抵当権付住宅ローンに悪影響を与えた。これらの減少は、2019年度下半期後半における金利改定の影響と短期資金調達コストの減少によって部分的に相殺された。

利息以外の収益は、対2019年度下半期比で21パーセント減少し、予想される顧客への返金及び支払いを除外した場合は23パーセントの減少となった。当該減少は主に、保険金請求の増加（主にオーストラリア西部における森林火災及び甚大な嵐による。）、BTスーパーに対する団体生命保険の提供の変更に伴う繰延新契約費（「DAC」）の評価切下げ、並びに投資プラットフォームにおける利鞘の縮小によるものであった。主にデリバティブ評価調整費用の40百万豪ドルの増加によって、マーケット部門の利息以外の収益も減少した。

費用は、主に予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコスト、並びにAUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）の増加によって23パーセント増加した。予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコスト、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに2019年度下半期における資産管理業務の再編を除外した場合、費用は、規制及びコンプライアンス関連費用の増加並びに特定の資産（資産計上されたソフトウェアを含む。）の評価額切下げによって3パーセント増加した。

経常費用は、対前半期比で167百万豪ドル増加したが、生産性向上による費用の188百万豪ドルの削減（31支店のさらなる削減及び当行グループの資産管理業務の再編の通年の影響を含む。）は、当該増加を相殺してなお余りあるものであった。

2020年3月31日現在、資産の質は安定していたが、資産の質の指標の大部分について、当上半期後半において若干の悪化が経験された。当該悪化は、新規の減損エクスポージャーの増加と、夏を通じて経験された森林火災と甚大な嵐に伴う顧客の財務的困難の増加を反映していた。また、既存の債務不履行の管理というよりは、COVID-19に伴う財務的困難の申請の評価に取り組むための資源の再配置も反映している。

抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行は、対前半期比で5ベース・ポイント増加し、抵当権付住宅ローンの30日以上の債務不履行は、23ベース・ポイント増加した。いずれについても、増加は主に2020年3月に生じた。当行グループも、抵当権付住宅ローンに関する財務的困難の著しい増加（50パーセント超の増加）を経験した。その他消費者の90日以上の債務不履行も対前半期比で25ベース・ポイント増加した。COVID-19の全体的な影響は、将来の会計期間において発現することが予想される。

COVID-19に対する業界全体の対応の一環として、当行グループは、多くの消費者及び小企業の元本及び利息の支払猶予の申請を受けた。支払猶予を承認された顧客は、当該パッケージが適用される間は従来のストレスの指標には記録されないが、特に猶予期間の終了後には慎重に監視される。

経済と業界の見通しの悪化に伴う資産の質の傾向を反映して、減損費用は対前半期比で1,777百万豪ドル増加した。COVID-19に関連する減損費用は、総額で1,581百万豪ドルとなった。

減損費用の増加により、引当金のカバレッジが増加し、一括評価引当金が信用リスク調整後資産に占める割合は、2019年9月30日現在から0.95パーセント上昇して2020年3月31日現在1.40パーセントとなった。

当行の2020年度上半期の実効税率は、45.5パーセントであり、オーストラリアの法人税率30パーセントを上回った。控除の対象とならないAUSTRACの罰金のための引当金の影響を除外した場合、実効税率は32.2パーセントであった。

業績の要約 2020年度上半期 - 2019年度上半期

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、対2019年度上半期比で1,983百万豪ドル（62パーセント）減少して1,190百万豪ドルとなった。当該減少は主に、減損費用の増加及びAUSTRAC対応計画に関連する費用の増加によるものであった。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに2019年度上半期の資産管理業務の再編を除外した場合、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、対2019年度上半期比で1,451百万豪ドル減となる2,475百万豪ドルであった。

純利息収益は、主に予想される顧客への返金及び支払いの減少並びに平均利付資産の増加により対2019年度上半期比で9パーセント増加した。予想される顧客への返金及び支払いを除外した場合、純利息収益は、7パーセント増加した。貸付合計は、ニュージーランドの貸付けの60億豪ドルの寄与及び海外の貸付け（主にFX関連）の17億豪ドルの寄与により、対前年同期比で1パーセント（50億豪ドル）増加した。当該増加は、オーストラリアの貸付けの減少（25億豪ドル減）によって部分的に相殺された。オーストラリアの貸付けの減少は、消費者向け貸付の減少と引当金の増加によるものであったが、法人向けローンの残高の増加によって部分的に相殺された。COVID-19への対応として顧客が流動性を強化したことから2020年3月後半に堅調な増加がみられたため、顧客預金は、対前年同期比で増加した。純利鞘は、予想される顧客への返金及び支払いの減少により、対前年同期比で拡大した。予想される顧客への返金及び支払いを除外した場合、財務部門及びマーケット部門を除外した利鞘は、5ベース・ポイント縮小した。金利の低下と競争が当該縮小につながった。

利息以外の収益は、予想される顧客への返金及び支払いを除外した場合、対前年同期比で25パーセント減少した。当該減少は、保険金請求の増加及びDACの評価額切下げによる保険料収益の減少、アドバイス収益の減少、カード収益の減少、シンジケーション業務の減少並びにデリバティブ評価調整費用の増加による。資産売却も減少した。

予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関するコスト、並びにAUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）の増加によって、費用は21パーセント増加した。予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコスト、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに2019年度上半期における資産管理業務の再編を除外した場合、費用は4パーセント増加した。当該増加は、規制及びコンプライアンス関連費用の増加、並びにソフトウェアの償却の増加によるものであった。

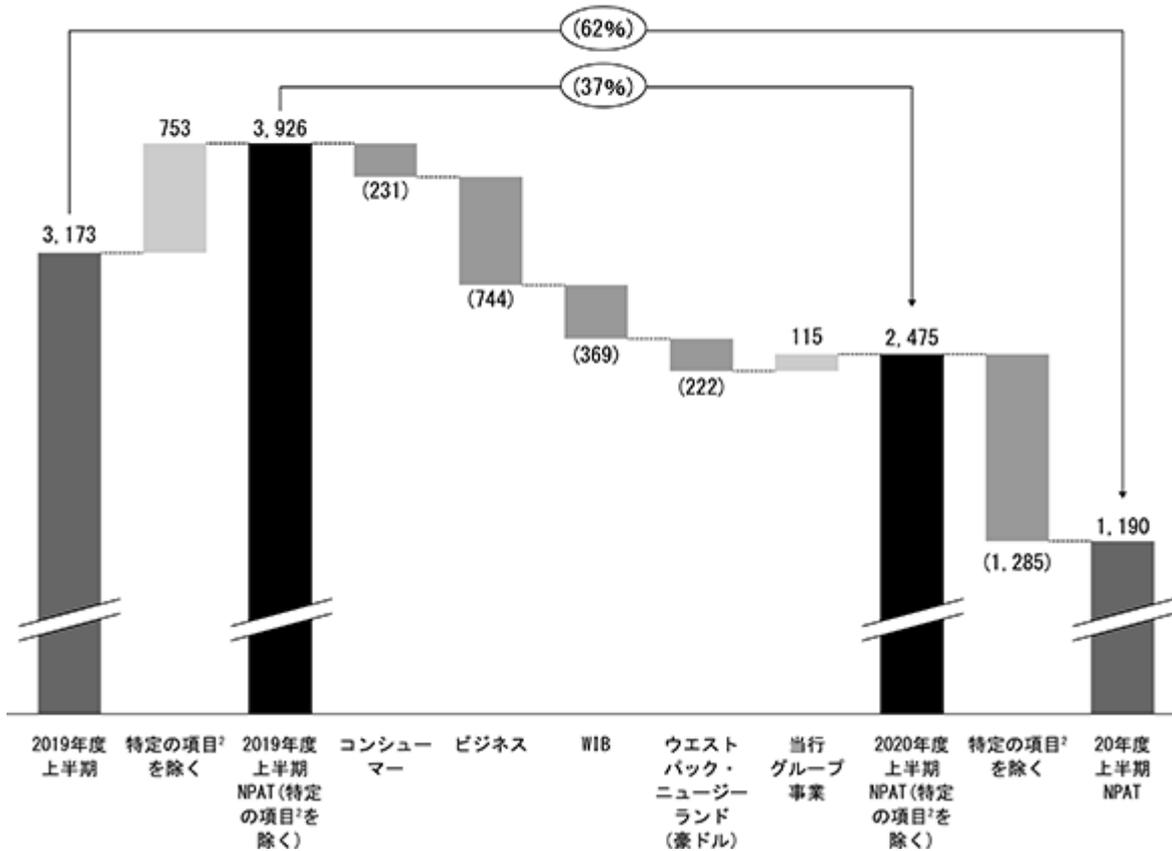
業務環境の悪化並びに森林火災及び甚大な気象事象により、2020年度上半期を通じて資産の質は悪化した。COVID-19の発生が2020年度上半期における資産の質の指標に与えた影響はわずかであった。

減損費用は、ストレスの増加とCOVID-19に関連する引当金を反映して、1,905百万豪ドル増加して2,238百万豪ドルとなった。

部門別税引後純利益（NPAT）の概要¹

部門別NPATの変動（単位：百万豪ドル）

2020年度上半期—2019年度上半期



1 税引後純利益のグラフは、各部門の税引後純利益（豪ドル建て）の変動を示したものである。

2 特定の項目には、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに資産管理業務の再編が含まれる。

事業部門別税引後純利益の変動の要約（2020年度上半期 - 2019年度上半期）

コンシューマー部門の税引後純利益は、森林火災及び甚大な気象事象に関連する保険金請求の増加、特定の資産の評価額切下げ（団体生命保険に関連するDAC評価額切下げを含む。）並びに減損費用の増加によって、対2019年度上半期比で226百万豪ドル（14パーセント）減少した。減損費用は、COVID-19の影響を反映して増加した。

ビジネス部門の税引後純利益は、減損費用の増加、純利鞘の縮小及び資産管理収益の減少によって、対2019年度上半期比で692百万豪ドル（56パーセント）減少した。減損費用は、COVID-19の影響を反映して増加した。

ウエストパック・インスティテューショナル・バンクの税引後純利益は、対2019年度上半期比で369百万豪ドル（68パーセント）減少した。当該減少は主に、減損エクスポージャーの増加及びCOVID-19の影響による経済シナリオの変更を反映した減損費用の増加によるものであった。純利鞘の縮小も、税引後純利益の減少につながった。減損費用は、COVID-19の影響を反映して増加した。

ウエストパック・ニュージーランドの税引後純利益は、対2019年度上半期比で227百万豪ドル（44パーセント）減少した。当該減少は、減損費用の増加、さらなる手数料簡略化イニシアチブによる利息以外の収益の減少及び費用の増加（リスク、規制及びコンプライアンス関連コストの増加を含む。）並びに業務手続の改善に関連する費用の増加による。減損費用は、COVID-19の影響を反映して増加した。

当行グループ事業の税引後純利益は、対2019年度上半期比で469百万豪ドル（62パーセント）減少した。当該減少は主に、AUSTRACの民事訴訟に関連して想定される罰金に対する900百万豪ドルの（控除対象外の）引当金及びCOVID-19に関連する減損費用の増加によるものであった。

部門別の業績

部門別の業績は、経営陣による報告ベースで表示される。

現金利益に関する方針

会計基準AASB第8号「オペレーティング・セグメント」により、当行の主要意思決定者に内部的に提供される情報と合致する方式で各セグメントの業績を表示することが求められる。業績（部門別の業績を含む。）を評価するにあたり、当行グループは、「現金利益」と呼ばれる業績指標を使用する。現金利益は、継続事業から創出される利益の水準の指標とみなされるため、分配（配当金を含む。）を検討するにあたって考慮される。現金利益には、法定純利益に対する現金及び非現金双方の調整が含まれるため、現金利益は、現金会計主義で決定されるキャッシュ・フローや純利益の指標とはならない。

経営陣は、当該調整により、当行グループがより効果的に当期の業績を過去の業績と比較して評価することが可能になり、また、事業部門間及び同業他社間での業績の比較を行うことが可能となるものと考えている。

現金利益を決定するにあたり、報告される業績について以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・当行グループにおける主要意思決定者が当行グループの事業成績を反映していないと判断する重要な項目。

- ・無形資産の償却、自己株式の影響及び経済的ヘッジの影響等、配当を提案する時点で考慮されない一部の項目。
- ・報告される業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替え。

当該情報の表示にあたっては、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の規制ガイド230に規定された指針を遵守している。

経営陣による報告ベースで部門別の業績を表示するにあたり、内部費用及び移転価格の調整額は、各部門の業績に含まれており、法人格よりはむしろ管理構造を反映させている（かかる業績を個々の法人の業績と比較することはできない。）。経営陣による報告枠組又は会計上の分類が変更された場合、比較対象の財務成績が修正され、過去に報告された値と異なる場合がある。

当行グループの内部移転価格の枠組みは、リスク移転、収益性の測定、資本配分及び事業ユニットの配置を円滑化するものであり、当行が事業を行う法域に合わせて調整されている。移転価格により、当行の商品及び部門の当行グループの純利鞘に対する相対的寄与、並びに業績のその他の特徴を測定することが可能となる。当行グループの移転価格の枠組みの主要な構成要素は、金利及び流動性リスクに係る資金移転価格、並びに通常及び偶発の流動性コストの配分（資本配分を含む。）である。

2020年度上半期において、当行は、コンシューマー部門とビジネス部門の間の顧客の再編について、部門別の損益計算書及び貸借対照表について修正再表示を行った。

当行の部門別の業績及び特定のデータについては、別段の記載がない限り、現金利益ベースで表示されている。現金利益を、本書のその他の箇所に表示される法定業績と直接比較することはできない。

予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに資産管理業務の再編の影響

下表は、2020年度上半期及び2019年度下半期において、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）並びに資産管理業務の再編が部門に与えた影響を示している。当該項目については、第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記14も参照のこと。

(単位：百万豪ドル)	コンシューマー	ビジネス	ウエストバック・イン ステイテュ ーショナル バンク	ウエスト バック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	当行 グループ 事業	当行 グループ
2020年3月に終了した 6か月間						
純利息収益	5	(107)	-	(4)	-	(106)
利息以外の収益	-	(2)	-	(3)	(126)	(131)
業務費用	-	(32)	-	-	(1,158)	(1,190)
減損費用及び法人税等控除前 利益	5	(141)	-	(7)	(1,284)	(1,427)
税金及び非支配株主持分	(2)	42	-	2	100	142
現金利益	3	(99)	-	(5)	(1,184)	(1,285)

**2019年9月に終了した
6か月間**

純利息収益	(38)	(81)	-	(13)	-	(132)
利息以外の収益	(2)	(23)	-	(4)	(191)	(220)
業務費用	(6)	(67)	-	(15)	(99)	(187)
減損費用及び法人税等控除前利益	(46)	(171)	-	(32)	(290)	(539)
税金及び非支配株主持分	15	52	-	9	86	162
現金利益	(31)	(119)	-	(23)	(204)	(377)

**2019年3月に終了した
6か月間**

純利息収益	(47)	(165)	-	-	-	(212)
利息以外の収益	-	(32)	-	-	(568)	(600)
業務費用	31	(20)	-	-	(285)	(274)
減損費用及び法人税等控除前利益	(16)	(217)	-	-	(853)	(1,086)
税金及び非支配株主持分	14	66	-	-	253	333
現金利益	(2)	(151)	-	-	(600)	(753)

コンシューマー部門

コンシューマー部門は、オーストラリアにおける消費者顧客向けの販売及びサービスを担う。コンシューマー部門はまた、当行グループの保険業務（生命保険、損害保険及びプライベート・モーゲージ保険の組成と販売を対象としている。）も担う。さらに、同部門は、特定の損害保険商品の組成に第三者を利用している。

バンキング商品は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で提供されているが、保険商品は、ウエストパック及びBTのブランドの下で提供されている。コンシューマー部門は、特定の金融サービス及び商品（退職年金、プラットフォーム、自動車ローン及び為替を含む。）に関する販売、サービス及び照会について、ビジネス部門及びWIBと連携している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	4,177	4,094	3,915	2	7
利息以外の収益	313	584	554	(46)	(44)
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前)	4,490	4,678	4,469	(4)	-
業務費用	(2,024)	(1,901)	(1,867)	6	8
減損費用及び法人税等控除前利益	2,466	2,777	2,602	(11)	(5)
減損費用	(448)	(317)	(272)	41	65
税引前利益	2,018	2,460	2,330	(18)	(13)
法人税等及び非支配株主持分 (「NCI」)	(608)	(737)	(694)	(18)	(12)
現金利益	1,410	1,723	1,636	(18)	(14)
現金利益調整	-	-	-	-	-
税引後純利益	1,410	1,723	1,636	(18)	(14)
現金利益	1,410	1,723	1,636	(18)	(14)
戻入れ、予想される顧客への返金、支 払い、関連コスト及び訴訟	(3)	31	2	大	大
現金利益(予想される顧客への返 金、支払い、関連コスト及び訴訟 を除く。)	1,407	1,754	1,638	(20)	(14)
業務費用/純業務収益比率 (現金利益ベース)	45.08%	40.64%	41.78%	大	330bps

(単位：十億豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
顧客預金					
定期預金	53.4	59.9	65.4	(11)	(18)
その他	157.4	150.7	141.8	4	11
顧客預金合計	210.8	210.6	207.2	-	2
貸付金純額					
抵当権付住宅ローン	378.6	381.1	379.0	(1)	-
その他	11.8	12.5	13.3	(6)	(11)
引当金	(1.6)	(1.5)	(1.5)	7	7
貸付金純額合計	388.8	392.1	390.8	(1)	(1)
資産合計	400.4	402.9	401.5	(1)	-

現金利益（予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟を除く。）

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
バンキング	1,463	1,626	1,541	(10)	(5)
保険 生命保険	(19)	41	77	大	大
保険 損害保険	(41)	62	-	大	-
保険 プライベート・モーゲージ保 険	10	13	10	(23)	-
資本及びその他	(6)	12	10	大	大
保険合計（資本及びその他を除 く。）	(56)	128	97	大	大
現金利益合計（予想される顧客へ の返金、支払い、関連コスト及び 訴訟を除く。）	1,407	1,754	1,638	(20)	(14)

保険主要指標

	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
生命保険保有契約保険料 (単位：百万豪ドル)					
期首残高	1,212	1,259	1,277	(4)	(5)
販売 / 新契約	67	33	55	103	22
失効	(71)	(80)	(73)	(11)	(3)
期末残高¹	1,208	1,212	1,259	-	(4)

保険事業保険金請求率² (単位：%)

生命保険	54	53	48	1	大
損害保険	107	43	81	大	大
プライベート・モーゲージ保険	15	16	25	(1)	大

総計上収入保険料

(単位：百万豪ドル)

損害保険総計上収入保険料	273	279	259	(2)	5
プライベート・モーゲージ保険	89	84	76	6	17
総計上収入保険料³					

1 生命保険保有契約保険料は、以下から構成される。

2020年3月31日現在の個人生命保険契約949百万豪ドル（2019年9月30日現在：960百万豪ドル、2019年3月31日現在：979百万豪ドル）、2020年3月31日現在の団体生命保険契259百万豪ドル(2019年9月30日現在：252百万豪ドル、2019年3月31日現在：280百万豪ドル)。

2 請求率は、保険金請求額の経過保険料・再保険払戻金に対する超過率である。プライベート・モーゲージ保険の請求率は、為替手数料を含めて算出されている。

3 プライベート・モーゲージ保険の総計上収入保険料には、アーチ・リインシュアランス・リミテッドに対して出再保険が行われているLVRが90パーセント超の貸付金が含まれている。2020年3月に終了した上半期の総計上収入保険料には、当該取引に関する63百万豪ドルが含まれている（2019年度下半期：56百万豪ドル、2019年度上半期：52百万豪ドル）。

業績

2020年度上半期 - 2019年度下半期

現金利益は、森林火災及び甚大な気象事象に関連する保険金請求の増加、特定の資産の評価額切下げ並びに減損費用の増加により、対2019年度下半期比で313百万豪ドル（18パーセント）減少して1,410百万豪ドルとなった。

純利息収益は、83百万豪ドル（2パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金は、新規フローの減少及び抵当権付住宅ローンにおけるランオフの増加によって1パーセント（33億豪ドル）減少した。個人向け貸付も、カード及び個人向けローンの両方について減少した。 定期預金残高の減少の大部分が通知預金口座（とりわけ決済用口座）の5パーセントの増加によって相殺されたことから、預金は、対前半期比でほとんど変動しなかった。 純利鞘は、抵当権付住宅ローンの金利改定のタイミングによって7ベース・ポイント拡大した（予想される顧客への返金及び支払いの影響を除外した場合は5ベース・ポイント）（当該恩恵は、リテンション・プライシングの拡大、インタレスト・オンリー・ローンから元本・利息返済型ローンへの移行及び新規抵当権付住宅ローンの利幅の縮小によって部分的に相殺された。）。預金の利幅は、金利のさらなる低下によって縮小した。
利息以外の収益は、271百万豪ドル（46パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> 利息以外の収益は、以下の要因により減少した。 <ul style="list-style-type: none"> 森林火災及び甚大な気象事象に関する損害保険の保険金請求140百万豪ドル。2019年度下半期においては、甚大な気象事象はなかった。 団体生命保険の提供の変更に関連する繰延新契約費（「DAC」）の97百万豪ドルの償却。 クレジットカード及びデビットカードの収益の減少も、当該減少につながった。
費用は、123百万豪ドル（6パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 費用は、以下の要因により増加した。 <ul style="list-style-type: none"> 詳細な検討（資産計上されたソフトウェア、不動産、設備及びリースの改善が含まれる。）に伴う、66百万豪ドルにのぼる一部の資産の評価額切下げ。 カスタマー・サービス・ハブの展開に関連するコストの増加。 リスク、規制及びコンプライアンス関連プログラムに関する費用の増加。 毎年の給与の見直し及びインフレによるコストの増加は、主に組織再編、2020年度上半期における24支店の合理化及びデジタル網の利用強化による生産性向上の恩恵によって相殺された。
減損費用は、131百万豪ドル（41パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 抵当権付住宅ローンの90日以上延滞は、2019年9月（0.90パーセント）から4ベース・ポイント増加して0.94パーセントとなった。その他消費者の90日以上延滞は、対前半期比で21ベース・ポイント上昇して1.96パーセントとなったが、増加の大部分は、COVID-19の影響に伴う回収能力の低下によるものであった。ポートフォリオの縮小も、当該増加につながった。 主にCOVID-19の影響を反映して減損費用は増加した。これらは、ベースケースの経済予想の変更とAASB第9号の引当金モデルにおいて使用される下向きの経済シナリオに適用される加重の増加及びその他の個人向け貸付に関連するオーバーレイの引当金の増加につながった。

業績

2020年度上半期 - 2019年度上半期

現金利益は、森林火災及び甚大な気象事象に関連する保険金請求の増加、特定の資産の評価額切下げ並びに減損費用の増加により、2019年度上半期から226百万豪ドル（14パーセント）減少して1,410百万豪ドルとなった。

<p>純利息収益は、262百万豪ドル（7パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金は、顧客が他の短期の融資形態の利用を求めたことから主にクレジットカード及び個人向け貸付（14億豪ドル減）について対前年同期比で20億豪ドル減少した。 ・預金は、決済用口座（住宅ローン相殺口座を含む。）の残高の増加が定期預金残高の減少によって部分的に相殺されたことから、2パーセント（36億豪ドル）増加した。 ・預貸率は、対前年同期比で120ベース・ポイント上昇して54.2パーセントとなった。 ・純利鞘は、抵当権付住宅ローンの金利改定のタイミングによって14ベース・ポイント拡大した（予想される顧客への返金及び支払いの影響を除外した場合は、11ベース・ポイント）（当該恩恵は、リテンション・プライシングの拡大、インタレスト・オンリー・ローンから元本・利息返済型ローンへの移行及び新規抵当権付住宅ローンの利幅の縮小によって部分的に相殺された。）。預金の利幅は、金利のさらなる低下によって縮小した。
<p>利息以外の収益は、241百万豪ドル（44パーセント）減少した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利息以外の収益は、以下の要因により減少した。 団体生命保険の変更及び「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令の影響を反映した97百万豪ドルのDACの償却による生命保険収益の減少（130百万豪ドル減）。 主に森林火災及び甚大な気象事象に起因する損害保険の保険金請求の68百万豪ドルの増加。 残高の減少に伴うカード手数料収益の減少も、当該減少につながった。
<p>費用は、157百万豪ドル（8パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度上半期は、予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコストのための引当金の戻入れ31百万豪ドルの恩恵を受けた。当該影響を除外した場合、費用は、以下の要因により126百万豪ドル（7パーセント）増加した。 詳細な検討（資産計上されたソフトウェア、不動産、設備及びリースの改善が含まれる。）に伴う、66百万豪ドルにのぼる一部の資産の評価額切下げ。 カスタマー・サービス・ハブの展開並びにリスク及びコンプライアンス関連プログラムに関するコストの増加。 毎年の給与の見直し及びインフレによるコストの増加は、組織的な生産性向上の恩恵（2019年度に閉鎖された57支店の通年の影響を含む。）によって相殺された。
<p>減損費用は、176百万豪ドル（65パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当権付住宅ローンの90日以上の延滞は、2019年3月（0.84パーセント）から10ベース・ポイント増加して0.94パーセントとなった。その他消費者の90日以上の延滞は、対前年同期比で29ベース・ポイント増加して1.96パーセントとなったが、増加の大部分は、COVID-19の影響に伴う回収能力の低下によるものであった。ポートフォリオの縮小も、当該増加につながった。 ・主にCOVID-19の影響を反映して減損費用は増加した。これらは、ベースケースの経済予想の変更、AASB第9号の引当金モデルにおいて使用される下向きの経済シナリオに適用される加重の増加及びその他の個人向け貸付に関連するオーバーレイの引当金の増加につながった。90日以上の延滞の増加も、当該増加につながった。

ビジネス

ビジネス部門は、オーストラリアの顧客にビジネスバンキング及び資産管理のファシリティ及び商品を提供している。ビジネス部門は、原則として、最大で200百万豪ドルのエクスポージャーを有する中小企業及び商業顧客（農業関連事業を含む。）に対するファシリティの組成及び販売を担う。中小企業顧客には、関係性を管理された中小企業顧客及び関係性を管理されていない中小企業顧客が含まれる。同部門は、顧客の借入れ、決済及び取引上のニーズを支援するための各種バンキング商品・サービスを提供している。さらに、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、自動車及び設備金融並びに不動産金融について専門家によるサービスも提供されている。同部門は、個人向け資産管理並びに投資商品（マージン・レンディング及びエクイティ仲介業務を含む。）、退職年金商品及び退職商品、並びに資産管理のプラットフォームの組成と販売も担う。ビジネス部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びBTの各ブランドの下で事業を行っている。ビジネス部門は、一部の金融サービス及びリスク管理商品（企業年金、外国為替及び金利ヘッジを含む。）に係る販売、照会及びサービスについてコンシューマー部門及びWIBと連携している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 - 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月 - 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	2,438	2,538	2,487	(4)	(2)
利息以外の収益	706	721	746	(2)	(5)
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前)	3,144	3,259	3,233	(4)	(3)
業務費用	(1,468)	(1,460)	(1,394)	1	5
減損費用及び法人税等控除前利益	1,676	1,799	1,839	(7)	(9)
減損費用	(805)	(194)	(70)	大	大
税引前利益	871	1,605	1,769	(46)	(51)
法人税等及びNCI	(267)	(483)	(531)	(45)	(50)
現金利益	604	1,122	1,238	(46)	(51)
現金利益調整	(63)	(40)	(5)	58	大
税引後純利益	541	1,082	1,233	(50)	(56)
現金利益	604	1,122	1,238	(46)	(51)
戻入れ 予想される顧客への返金、 支払い、関連コスト及び訴訟	99	119	151	(17)	(34)
現金利益(予想される顧客への返金、 支払い、関連コスト及び訴訟 を除く。)	703	1,241	1,389	(43)	(49)
業務費用/純業務収益比率 (現金利益ベース)	46.69%	44.80%	43.12%	189bps	357bps
現金利益(予想される顧客への返金、 支払い、関連コスト及び訴訟 を除く。)					
バンキング(個人向け資産管理業務 を含む。)	647	1,134	1,249	(43)	(48)
退職年金、投資、プラットフォーム 及びその他 ¹	56	107	140	(48)	(60)
現金利益合計(予想される顧客への 返金、支払い、関連コスト及び 訴訟を除く。)	703	1,241	1,389	(43)	(49)

(単位：十億豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月 - 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月 - 2020年3月の 増減率(%)
顧客預金					
定期預金	56.2	62.1	64.1	(10)	(12)
その他	90.8	84.4	77.2	8	18
顧客預金合計	147.0	146.5	141.3	-	4
貸付金純額					
抵当権付住宅ローン	67.0	68.2	68.5	(2)	(2)
法人	92.8	93.4	91.7	(1)	1
その他	8.5	9.3	9.8	(9)	(13)
引当金	(2.1)	(1.5)	(1.4)	40	50
貸付金純額合計	166.2	169.4	168.6	(2)	(1)
資産合計	174.0	183.8	182.9	(5)	(5)

¹ 資本及びその他を含む。

業績

2020年度上半期 - 2019年度下半期

現金利益は、対2019年度下半期比で518百万豪ドル（46パーセント）減少して604百万豪ドルとなった。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟を除外した場合、現金利益は、主にCOVID-19の影響に連動する経済の見通しの変更に関連する減損費用の増加によって538百万豪ドル（43パーセント）減少した。純利鞘の縮小及び資産管理報酬の減少も、当該減少につながった。

<p>純利息収益は、100百万豪ドル（4パーセント）減少した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金は、抵当権付住宅ローン（主に投資用ローン）の2パーセント（12億豪ドル）の減少、法人向け貸付の減少（1パーセント、すなわち6億豪ドルの減少）及び新車販売の減少に伴う自動車ローンの減少（6パーセント、すなわち4億豪ドルの減少）によって、対前下半期比で2パーセント（32億豪ドル）減少した。引当金の増加も、貸付金純額の減少につながった。 預金は、決済用口座の残高の9パーセントの増加及び貯蓄口座の残高の増加（通知預金において資金を維持することへの選好の高まりによる定期預金の減少によって部分的に相殺された。）によって5億豪ドル増加した。 純利鞘は、9ベース・ポイント縮小した（予想される顧客への返金及び支払いを除外した場合は、4ベース・ポイントの縮小）。利鞘の縮小は主に、低金利の影響を受けた預金の利幅の縮小（抵当権付住宅ローン及び法人向けローンの金利改定並びに預金構成の変化によって部分的に相殺された。）。
<p>利息以外の収益は、15百万豪ドル（2パーセント）減少した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度上半期において予想される顧客への返金及び支払いは、対2019年度下半期比で21百万豪ドル減少した。これらを除外した場合、利息以外の収益は、以下の要因により、36百万豪ドル（5パーセント）減少した。 プラットフォームの価格設定の変更、利鞘の小さい退職年金商品への商品の移行及び「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令に関連する変更の通期の影響による利鞘の縮小。 キャッシュ・デュレーション運用残高の金利の低下に伴うプラットフォーム収益の減少。 上記は、マーチャント収益の増加によって部分的に相殺された。
<p>費用は、8百万豪ドル（1パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度上半期における予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコストは、対2019年度下半期比で35百万豪ドル減少した。これらを除外した場合、費用は、主に特定の資産（パノラマの資産計上されたソフトウェアの一部の残高を含む。）の評価額切下げによって43百万豪ドル（3パーセント）増加した。これらの項目を除外した場合、リスク、規制及びコンプライアンス関連プログラム並びにその他のテクノロジー・プロジェクトの費用の増加が生産性向上（業務モデルの簡略化を含む。）によって相殺されたことから、費用は、概ね横ばいとなった。
<p>減損費用は、611百万豪ドル（大）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占めるレベルは、商業ポートフォリオにつき、主に「監視対象」と「基準以下」の増加によって、26ベース・ポイント上昇して3.02パーセントとなった。 COVID-19の影響を反映して、減損費用は増加した。これらは、ベースケースの経済予想の変更とAASB第9号の引当金モデルにおいて使用される下向きの経済シナリオに適用される加重の増加及び自動車ローンに関連するオーバーレイにつながった。個別評価引当金も、主に多数の単一銘柄の大規模エクスポージャーについて40百万豪ドル増加した。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

現金利益は、対2019年度上半期比で634百万豪ドル（51パーセント）減少して604百万豪ドルであった。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟を除外した場合、現金利益は、主にCOVID-19の影響に関連する減損費用の増加によって686百万豪ドル（49パーセント）減少した。純利鞘の縮小、資産管理収益の減少、並びにリスク、規制及びコンプライアンス関連コストの増加も、現金利益の減少につながった。

純利息収益は、49百万豪ドル（2パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人向け貸付けの増加が抵当権付住宅ローン（主に投資用ローン）の2パーセントの減少及び自動車ローンの減少によって相殺されたことから、貸付金は、対前年同期比で1パーセント（24億豪ドル）減少した。 ・預金は、主に決済用口座及び通知預金口座の残高において4パーセント（57億豪ドル）増加した。これらの利益は、定期預金の12パーセントの減少によって部分的に相殺された。顧客が資金を通知預金口座において保持することを選択したことから、定期預金は減少した。 ・純利鞘は、5ベース・ポイント縮小したが、予想される顧客への返金及び支払いの減少（58百万豪ドル）の影響を除外した場合、純利鞘は、11ベース・ポイント縮小した。利鞘の縮小の大部分は、低金利の影響を受けた預金の利幅の縮小（抵当権付住宅ローン及び法人向けローンの金利改定、並びに預金構成の変化によって部分的に相殺された。）によるものであった。
利息以外の収益は、40百万豪ドル（5パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度上半期において、予想される顧客への返金及び支払いは、対2019年度上半期比で30百万豪ドル減少した。これを除外した場合、利息以外の収益は、主に以下により70百万豪ドル（9パーセント）減少した。 プラットフォームの価格設定の変更に伴う利鞘の縮小、利鞘の小さい退職年金商品への商品の移行及び「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令の施行。 プラットフォーム収益も、現金残高への低金利の影響により減少した。
費用は、74百万豪ドル（5パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度上半期の予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコストは、対2019年度上半期比で12百万豪ドル増加した。これを除外した場合、費用は、以下によって62百万豪ドル（5パーセント）増加した。 特定の資産の評価額切下げ（パノラマの資産計上額の減少を含む。） 規制、リスク及びコンプライアンス（金融犯罪を含む。）関連プログラム、並びにソフトウェアの償却のコストの増加は、生産性の向上（業務モデルの簡略化を含む。）によって部分的に相殺された。
減損費用は、735百万豪ドル（大）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスを受けたエクスポージャーのレベルは、商業部門につき、主に監視対象と標準以下のカテゴリーの増加によって55ベース・ポイント上昇して、3.02パーセントとなった。ストレスの増加は、主に小売業（自動車販売業者を含む。）及び商業用不動産におけるものであった。 ・主にCOVID-19が一括評価引当金に与えた影響（691百万豪ドル）を反映した減損費用の増加。個別評価引当金も、主に多数の単一銘柄の大規模エクスポージャーについて40百万豪ドル増加した。

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク (WIB)

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(「WIB」)は、オーストラリア及びニュージーランドにおいて営業する、又はオーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、資金調達、トランザクション・バンキング、並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア全域並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じたサポートを受けている。WIBはまた、フィジー及びパプア・ニューギニアにおいてあらゆるバンキング・サービスを提供しているウエストパック・パシフィックに対しても責任を負う。WIBは、市場に関連する財務上のニーズの充足(為替や固定金利ソリューションを含む。)について当行グループのすべての部門と連携している。

(単位:百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	655	700	743	(6)	(12)
利息以外の収益	603	610	682	(1)	(12)
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前)	1,258	1,310	1,425	(4)	(12)
業務費用	(654)	(631)	(653)	4	-
減損費用及び法人税等控除前利益	604	679	772	(11)	(22)
減損費用	(315)	(31)	(15)	大	大
税引前利益	289	648	757	(55)	(62)
法人税等及びNCI	(114)	(178)	(213)	(36)	(46)
現金利益	175	470	544	(63)	(68)
現金利益調整	-	-	-	-	-
税引後純利益	175	470	544	(63)	(68)
業務費用/純業務収益比率 (現金利益ベース)	51.99%	48.17%	45.82%	382bps	大

(単位:十億豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
顧客預金	112.5	101.3	95.7	11	18
貸付金純額					
貸付金	80.8	75.6	76.7	7	5
引当金	(0.4)	(0.2)	(0.2)	100	100
貸付金純額合計	80.4	75.4	76.5	7	5
資産合計	112.8	98.0	99.8	15.0	13.0

収益への寄与

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
貸付及び預金収益	767	801	848	(4)	(10)
市場、販売及び手数料収益	433	445	458	(3)	(5)
顧客収益合計	1,200	1,246	1,306	(4)	(8)
デリバティブ評価調整	(93)	(53)	(11)	75	大
トレーディング収益	174	114	126	53	38
その他 ¹	(23)	3	4	大	大
WIBの収益合計	1,258	1,310	1,425	(4)	(12)

1 資本からの収益と銀行税を含む。

業績

2020年度上半期 - 2019年度下半期

現金利益は、対2019年度下半期比で295百万豪ドル（63パーセント）減少して175百万豪ドルとなった。当該減少は主に、COVID-19の影響による経済状況の変化を反映した減損費用の増加によるものであった。純利鞘の縮小及び費用の増加も現金利益の減少につながった。

純利息収益は、45百万豪ドル（6パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金純額は、7パーセント（50億豪ドル）増加したが、増加の大部分は、顧客がCOVID-19危機への対応として、既存の融資枠を活用して流動性や運転資金の需要の強化を目指したことから、当上半期の後半に生じた。為替の変動（豪ドル安）により、当上半期において貸付けが15億豪ドル増加した。 預金は、主に顧客がCOVID-19の影響への対応として流動性を強化したことに伴う通知預金残高の増加により、11パーセント（112億豪ドル）増加した。為替の変動は、当該増加に13億豪ドル寄与した。当該増加は、顧客が即時に利用可能な資金を選好したことを反映した定期預金の減少によって部分的に相殺された。 純利鞘は、金利の低下が預金の利幅を縮小させたことから11ベース・ポイント縮小した。マーケット収益の減少及び資本収益の減少も、純利鞘の縮小につながった。
利息以外の収益は、7百万豪ドル（1パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> 主に当上半期末に向けた信用スプレッドの拡大による、デリバティブ評価調整費用の40百万豪ドルの増加。 債券の販売の減少による、顧客の市場収益の減少。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。 FX及び商品に関する、非顧客市場収益の増加。
費用は、23百万豪ドル（4パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 費用は、主にテクノロジー・コストの増加並びにリスク、規制及びコンプライアンス関連プログラムの費用の増加によって増加した。 毎年の給与の見直し及びインフレによるコストの増加は、組織再編に伴う生産性向上の恩恵によってその大部分が相殺された。
減損費用は、284百万豪ドル（大）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年9月から50ベース・ポイント上昇して1.18パーセントとなった。 COVID-19の影響を反映して、減損費用は増加した。これらは、ベースケースの経済予想の変更とAASB第9号の引当金モデルにおいて使用される下向きの経済シナリオに適用される加重の増加につながった。2020年度上半期において多数の融資枠が減損に格下げされたことも、個別評価引当金の増加につながった。当該増加は、戻入れと回収額の増加によって部分的に相殺された。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

現金利益は、主に減損費用の増加と業務収益の12パーセントの減少によって、対2019年度上半期比で369百万豪ドル（68パーセント）減少して175百万豪ドルとなった。デリバティブ評価調整費用の82百万豪ドルの増加及び純利鞘の14ベシス・ポイントの縮小は、業務収益の減少の主因となった。

純利息収益は、88百万豪ドル（12パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金純額は、5パーセント（39億豪ドル）増加したが、増加の約半分（22億豪ドル）は、為替換算の影響によるものであった。COVID-19の経済的影響から生じた顧客の流動性と運転資金需要を支援するための既存の融資枠の利用の増加が、残りの増加につながった。 ・預金は、主に政府預金及び通知預金の残高の増加によって、18パーセント（168億豪ドル）増加した。為替換算の影響は、17億豪ドルの増加に寄与した。当該増加は、顧客が即時に利用可能な資金を愛好したことを反映した定期預金の減少によって、部分的に相殺された。 ・純利鞘は、低金利環境により預金の利幅が縮小したことから、14ベシス・ポイント縮小した。これは、厳格な金利改定に伴う貸付金の利幅の拡大によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、79百万豪ドル（12パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブ評価調整費用の増加（2019年度上半期の11百万豪ドルに対し、2020年度上半期には93百万豪ドルとなった。） ・2019年度上半期に複数の大規模取引が含まれたことに伴うシンジケーション手数料の減少。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。 ・FX及び商品に関する、非顧客市場収益の増加。
費用は、1百万豪ドル増と横ばいであった。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編に伴う生産性向上の恩恵（FTEが対前年同期比で6パーセント減少した。）及び変動報酬コストの減少の大部分が、規制、リスク及びコンプライアンス関連コストの増加によって相殺された。
減損費用は、300百万豪ドル（大）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年3月に対して55ベシス・ポイント上昇して1.18パーセントとなった。 ・減損費用の増加は、主にCOVID-19が一括評価引当金に与えた影響（156百万豪ドル）及び多数の融資枠の格下げを反映したものであった。

ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド、及びオーストラリアにおいて設立されたウエストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド支店）を通じて行っている。ウエストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキング商品は、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランド部門は、独自のインフラ（テクノロジー、運営及び財務を含む。）も維持している。

(単位：百万ニュージーランド・ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	987	967	1,000	2	(1)
利息以外の収益	175	200	248	(13)	(29)
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前)	1,162	1,167	1,248	-	(7)
業務費用	(541)	(513)	(480)	5	13
減損費用及び法人税等控除前利益	621	654	768	(5)	(19)
減損(費用)/戻入益	(211)	24	(14)	大	大
税引前利益	410	678	754	(40)	(46)
法人税等及びNCI	(115)	(191)	(199)	(40)	(42)
現金利益	295	487	555	(39)	(47)
現金利益調整	12	5	(6)	140	大
税引後純利益	307	492	549	(38)	(44)
現金利益	295	487	555	(39)	(47)
戻入れ 予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟	5	24	-	(79)	-
現金利益(予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟を除く。)	300	511	555	(41)	(46)
業務費用/純業務収益比率 (現金利益ベース)	46.56%	43.96%	38.46%	260bps	大

(単位：十億ニュージーランド・ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
顧客預金					
定期預金	32.8	33.5	33.3	(2)	(2)
その他	36.3	31.0	30.9	17	17
顧客預金合計	69.1	64.5	64.2	7	8
貸付金純額					
抵当権付住宅ローン	53.3	51.5	49.6	3	7
法人	32.5	31.1	30.9	5	5
その他	1.7	1.9	2.0	(11)	(15)
引当金	(0.5)	(0.3)	(0.4)	67	25
貸付金純額合計	87.0	84.2	82.1	3	6
資産合計	105.0	97.1	93.4	8	12

業績（ニュージーランド・ドル）

2020年度上半期 - 2019年度下半期

現金利益は、対2019年度下半期比で192百万ニュージーランド・ドル（39パーセント）減少して295百万ニュージーランド・ドルとなった。当該減少は、減損費用の増加、手数料の簡略化イニシアチブの強化による利息以外の収益の減少、並びに主にリスク、規制及びコンプライアンス関連コストの増加に起因する費用の5パーセントの増加によるものであった。

純利息収益は、20百万ニュージーランド・ドル（2パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金は、抵当権付住宅ローンの18億ニュージーランド・ドルの増加によって対前上半期比で3パーセント（28億ニュージーランド・ドル）増加した。法人向け貸付は、14億豪ドル増加したが、増加は、各種セグメントにおいてみられた。 決済用口座の増加に後押しされ、かつ消費者の預金残高が16億ニュージーランド・ドル、法人の預金残高が37億ニュージーランド・ドル増加したことから、預金は7パーセント（46億ニュージーランド・ドル）増加した。顧客が資金を通知預金口座において保持することを選好したことから、定期預金は減少した。 純利鞘は、3ベース・ポイント縮小した（予想される顧客への返金及び支払いを除外した場合は、5ベース・ポイント減）。予想される顧客への返金及び支払いを除外した場合、利鞘の縮小は、主に金利のさらなる低下（預金の利幅の縮小につながった。）によるものであった。これは、固定金利抵当権付住宅ローンの利幅の拡大及び法人向けローンの若干の金利改定によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、25百万ニュージーランド・ドル（13パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> 利息以外の収益の減少の大部分は、手数料の簡略化イニシアチブの強化によるものであった。 投資、保険及びカード収益も減少した。
費用は、28百万ニュージーランド・ドル（5パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 予想される顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコスト（2020年度上半期において16百万ニュージーランド・ドル減少）の影響を除外した場合、費用は、44百万ニュージーランド・ドル（9パーセント）増加した。 上記の大部分は、リスク、規制及びコンプライアンス関連プログラム（BS11の外部委託を含む。）の費用の増加並びに再編費用の増加によるものであった。 給与の増加及びその他のインフレに関連する増加は、生産性向上の恩恵によって相殺された。
24百万ニュージーランド・ドルの減損損失戻入益に対し、211百万ニュージーランド・ドルの減損費用となった。	<ul style="list-style-type: none"> ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2ベース・ポイント減少して1.64パーセントとなった。COVID-19により、消費者と企業の両方がさらなるストレスに直面することから、資産の質は悪化するものとみられている。 2019年度において、財務的困難の報告方法がAPRAの定義に統一され、債務不履行に影響を与えた。これらの変化は、その他消費者の90日以上の債務不履行を77ベース・ポイント増加させ、抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行を14ベース・ポイント増加させた。これらの変更の影響を除外した場合、その他消費者の90日以上の債務不履行は、37ベース・ポイント増加し、抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行は、3ベース・ポイント増加した。 減損費用は、予想されるCOVID-19の影響を反映して増加した。これらには、ベースケースの経済予想の変更と引当金モデルにおいて使用される下向きの経済シナリオに適用される加重の増加が含まれた。2件の大規模なエクスポージャーに対する新規個別評価引当金も、当該増加につながった。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

現金利益は、対2019年度上半期比で260百万ニュージーランド・ドル（47パーセント）減少して295百万ニュージーランド・ドルとなった。2019年度上半期における資産売却益（40百万ニュージーランド・ドル（税引後））を除外した場合、現金利益は、220百万ニュージーランド・ドル（40パーセント）減少した。当該減少は、減損費用の増加、純利鞘の縮小、手数料収益の減少並びにリスク、規制及びコンプライアンス関連コストの増加による。

純利息収益は、13百万ニュージーランド・ドル（1パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金は、対前年同期比で6パーセント（49億ニュージーランド・ドル）増加した。抵当権付住宅ローンは、37億ニュージーランド・ドル（7パーセント）増加したが、増加の大部分は、固定金利の抵当権付住宅ローンにおけるものであった。法人向け貸付けは、16億ニュージーランド・ドル（5パーセント）増加し、当該増加は、各種セグメントにおいてみられた。 預金は、決済用口座の増加（54億ニュージーランド・ドル増）によって、8パーセント（49億ニュージーランド・ドル）増加した。顧客が通知預金の残高を維持することを選好したことを反映して、定期預金は減少した。 純利鞘は、主に低金利環境を反映した預金の利幅の縮小によって17ベース・ポイント縮小した。貸付構成の変化も、利鞘の縮小につながった。当該縮小は、住宅ローン及び法人向けローンの金利改定によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、73百万ニュージーランド・ドル（29パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> 2019年度上半期には、ペイマークの売却益40百万ニュージーランド・ドルが含まれた。当該項目を除外した場合、利息以外の収益は、主に手数料簡略化イニシアチブにより、33百万ニュージーランド・ドル（13パーセント）減少した。 投資、保険及びカード収益も減少した。
費用は、61百万ニュージーランド・ドル（13パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> リスク、規制及びコンプライアンス関連プログラム（BS11の外部委託を含む。）の費用の増加並びに再編費用の増加。 給与の増加及びその他のインフレに関連する増加も、当該増加につながった。
減損費用は、197百万ニュージーランド・ドル（大）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ストレスを受けたエクスポージャーがコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合は、対前年同期比で7ベース・ポイント上昇して1.64パーセントとなった。 その他消費者の90日以上債務不履行は、財務的困難の報告方法の変更により、57ベース・ポイント増加して1.59パーセントとなった。抵当権付住宅ローンの90日以上債務不履行も、上記の方法の変更により13ベース・ポイント増加した。 COVID-19の影響を反映して、減損費用は増加した。これらには、ベースケースの経済予想の変更と引当金モデルにおいて使用される下向きの経済シナリオに適用される加重の増加が含まれた。2件の大規模なエクスポージャーに対する新規個別評価引当金も、当該増加につながった。

ウエストバック・ニュージーランド部門の業績（豪ドル換算）

業績は、各報告期間の平均為替レートで豪ドルに換算されており、2020年度上半期については1豪ドル = 1.0493ニュージーランド・ドルである（2019年度下半期：1豪ドル = 1.0565ニュージーランド・ドル、2019年度上半期：1豪ドル = 1.0584ニュージーランド・ドル）。別段の記載がない限り、資産及び負債は、各期間の末日現在のスポットレートで換算されており、2020年度上半期については1豪ドル = 1.0264ニュージーランド・ドルである（2019年度下半期：1豪ドル = 1.0790ニュージーランド・ドル、2019年度上半期：1豪ドル = 1.0439ニュージーランド・ドル）。

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	940	915	945	3	(1)
利息以外の収益	167	189	234	(12)	(29)
純業務収益(業務費用及び減損費用 控除前)	1,107	1,104	1,179	-	(6)
業務費用	(516)	(486)	(453)	6	14
減損費用及び法人税等控除前利益	591	618	726	(4)	(19)
減損(費用)/戻入益	(200)	24	(14)	大	大
税引前利益	391	642	712	(39)	(45)
法人税等及びNCI	(110)	(181)	(188)	(39)	(41)
現金利益	281	461	524	(39)	(46)
現金利益調整	11	4	(5)	175	大
税引後純利益	292	465	519	(37)	(44)
現金利益	281	461	524	(39)	(46)
戻入れ 予想される顧客への返 金、支払い、関連コスト及び訴訟	5	23	-	(78)	-
現金利益(予想される顧客への返 金、支払い、関連コスト及び訴訟 を除く。)	286	484	524	(41)	(45)
業務費用/純業務収益比率 ¹ (現金利益ベース)	46.56%	43.96%	38.46%	260bps	大

(単位：十億豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
顧客預金	67.3	59.7	61.5	13	9
貸付金純額	84.8	78.0	78.6	9	8
資産合計	102.3	90.0	89.5	14	14
ファンド合計	10.6	10.7	10.4	(1)	2

¹ 比率は、ニュージーランド・ドルを用いて算出されている。

当行グループ事業

当該セグメントは、以下から構成される。

- ・当行グループのバランスシートの管理(大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。)に責任を負う財務部門。また、財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う(当行グループの資産及び負債のミスマッチの管理を含む。)。財務部門の利益は、(ウエストパック・ニュージーランドを除き)主として当行グループのバランスシート及び金利リスクを所定のリスク限度内で管理することに由来する。
- ・テクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合に責任を負うオーストラリア事業向け機能から成る、グループ・テクノロジー部門¹。
- ・オーストラリアにおける銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、コンプライアンス、法務、人事並びに顧客及び法人関係といった、中央で実施される機能から成るコア・サポート部門²。

- ・2019年3月に当行グループが資産管理業務の再編及びアドバイス業務の廃止を決定したことに伴い、残存するアドバイス業務（関連する是正を含む。）及び旧BTFG部門の一部のサポート機能は、当行グループ事業に移転している。
- ・当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの事業セグメントの業績の提示を容易にする、特定のグループ間取引に関する会計項目、非中核資産の売却益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及びコスト並びにその他集約的に調達される引当金等の本店関連項目も含まれる。

1 コストの全額が当行グループのその他の部門に割り当てられる。

2 コストの一部が当行グループのその他の部門に割り当てられ、事業活動に由来するコストは、当行グループ事業において留保される。

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	456	317	299	44	53
利息以外の収益	(114)	(116)	(502)	(2)	(77)
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前)	342	201	(203)	70	大
業務費用	(1,498)	(512)	(674)	193	122
減損費用及び法人税等控除前 利益/(損失)	(1,156)	(311)	(877)	大	32
減損(費用)/戻入益	(470)	57	38	大	大
税引前利益/(損失)	(1,626)	(254)	(839)	大	94
法人所得税及びNCI	149	31	193	大	(23)
現金利益	(1,477)	(223)	(646)	大	129
現金利益調整	249	94	(113)	165	大
税引後純利益/(損失)	(1,228)	(129)	(759)	大	62
現金利益 戻入れ	(1,477)	(223)	(646)	大	129
AUSTRAC訴訟に関連するコスト (予想される罰金のための引当金 を含む。)	1,027	-	-	-	-
予想される顧客への返金、支払い、 関連コスト及び訴訟	157	168	464	(7)	(66)
資産管理事業の再編	-	36	136	(100)	(100)
現金利益(AUSTRAC訴訟に関連する コスト(予想される罰金のため の引当金を含む。)、予想される 顧客への返金、支払い、関連コスト 及び訴訟、並びに資産管理事業 の再編を除く。)	(293)	(19)	(46)	大	大

財務部門 (単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	429	273	239	57	79
利息以外の収益	(1)	9	(4)	大	(75)
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前)	428	282	235	52	82
現金利益	273	179	143	53	91
現金利益調整	222	52	(83)	大	大
税引後純利益/(損失)	495	231	60	114	大

財務部門のバリュウ・アット・リスク(「VaR」)¹

(単位：百万豪ドル)	平均	高	低
2020年3月に終了した6か月間	46.3	176.7	33.7
2019年9月に終了した6か月間	35.1	41.1	28.6
2019年3月に終了した6か月間	26.8	33.6	20.9

¹ VaRには、トレーディング勘定及びバンキング勘定のエクスポージャーが含まれる。バンキング勘定の要素には、内部管理の目的で利用される金利リスク、流動性資産の信用スプレッド・リスク及びその他のベースス・リスクが含まれている。

業績

2020年度上半期 - 2019年度下半期

当行グループ事業の現金利益は、対2019年度下半期比で1,254百万豪ドル減少して、1,477百万豪ドルの損失となった。AUSTRAC訴訟に関連するコスト(想定される罰金のための引当金を含む。)、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、並びに2019年度下半期における資産管理業務の再編を除外した場合、当行グループ事業の現金利益は、主に470百万豪ドルの減損費用(財務部門からの寄与の増加によって部分的に相殺された。)によって対2019年度下半期比で274百万豪ドル減少した。

純業務収益は、141百万豪ドル(70パーセント)増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 金利変動のポジショニングに関連する財務部門の収益の増加は、以下によって部分的に相殺された。 2020年度上半期における資産売却益の減少、及び ファイナンシャル・プランニングの廃止に関連する収益の減少。
費用は、986百万豪ドル(193パーセント)増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコスト、AUSTRAC訴訟につき予想されるコスト(想定される罰金のための引当金を含む。)、並びに2019年度下半期における資産管理業務の再編に関連するコストは、対2019年度下半期比で1,059百万豪ドル増加したが、以下によって部分的に相殺された。 アドバイス業務の廃止によるコストの減少及び再編コストの減少。
減損費用は、527百万豪ドル(大)増加した。	<ul style="list-style-type: none"> 470百万豪ドルの減損費用が計上された。527百万豪ドルの変動は主に、COVID-19、森林火災及び干ばつの影響を反映した、中心部門で保有されるオーバーレイによるものであった。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

当行グループ事業の現金利益の損失は、対2019年度上半期比で831百万豪ドル増加して1,477百万豪ドルとなった。AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟、並びに2019年度下半期における資産管理業務の再編を除外した場合、当行グループ事業の現金利益は、主に470百万豪ドルの減損費用（財務部門からの寄与の増加によって部分的に相殺された。）によって対2019年度上半期比で247百万豪ドル減少した。

純業務収益は、545百万豪ドル（大）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される顧客への返金及び支払いは、対2019年度上半期比で442百万豪ドル減少した。 ・ 金利変動のポジショニングに関連する財務部門の収益の増加は、以下によって部分的に相殺された。 ・ 対2019年度上半期比での投資及び資産売却の利益の減少、並びに ・ ファイナンシャル・プランニングの廃止に伴う収益の減少
費用は、824百万豪ドル（122パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客への返金及び支払い並びに訴訟に関連するコスト、AUSTRAC訴訟に関連するコスト（想定される罰金のための引当金を含む。）、並びに2019年度上半期における資産管理業務の再編に関連するコストは、対2019年度上半期比で873百万豪ドル増加したが、以下によって部分的に相殺された。 ・ アドバイス業務の廃止によるコストの減少。
減損費用は、508百万豪ドル（大）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 470百万豪ドルの減損費用が計上された。508百万豪ドルの変動は主に、COVID-19、森林火災及び干ばつの影響を反映した、中心部門で保有されるオーバーレイによるものであった。

現金利益調整

(単位：百万豪ドル)	2020年3月までの 6か月間	2019年9月までの 6か月間	2019年3月までの 6か月間
現金利益調整（税引後）は、以下で構成されている。			
経済的ヘッジに係る公正価値（利益）/損失	(219)	(90)	125
非有効ヘッジ	(24)	(15)	(5)
ペンダルに関連する調整	63	40	5
自己株式	(17)	7	(2)
現金利益調整（税引後）合計	(197)	(58)	123

以下は、報告された業績に対する現金利益調整である。

- ・（AASに基づくヘッジ会計の対象とならない）経済的ヘッジに係る公正価値（利益）/損失は、以下から成る。
 - 利息以外の収益に影響を与える将来のニュージーランド業務の利益の為替ヘッジに係る未実現の公正価値（利益）/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該（利益）/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
 - 発生主義で会計処理される期限付きの資金調達取引のヘッジに係る未実現の公正価値（利益）/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該（利益）/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。

- ・非有効ヘッジ：非有効ヘッジの未実現（利益）／損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該ヘッジの公正価値の変動に由来する利益又は損失が時間の経過とともに戻し入れられ、当行グループの利益に長期的な影響を与えないためである。
- ・ペンダルに関連する調整：過年度における取扱いと同様に、当該項目は、その金額と継続事業を反映していない点を踏まえて現金利益調整として扱われている。当行グループは、残るペンダル株式の持分についても今後売却する意向を表明している。当該調整は、当初売却に関連する株式の時価評価及び分離コストに関するものである。将来における当該株式保有に関する損益も同様に、現金利益の算出から除外される。
- ・自己株式：AASに基づき、当行グループが運用ファンド及び生命保険業務において保有する当行の株式は自己株式とみなされ、報告される業績において当該株式の保有による損益を認識することはできない。当該損益は、当行グループの利益に不均衡な影響を与えていないことを保証するため、現金利益を算出するにあたり、組み入れられる。これは、収益を計上するにあたり再評価される保険契約者の負債及びエクイティ・デリバティブ取引を自己株式が裏付けているためである。
- ・報告される業績に影響を与えない個別勘定科目間の会計上の組替えは、以下から成る。
 - オペレーティング・リース：AASに基づき、オペレーティング・リースに係る賃貸料は、リース対象となる資産の減価償却費を含めて表示される。当該金額は、現金利益ベースで利息以外の収益及び業務費用を算出する際に相殺される。
 - 保険契約者の税金還付：生命保険業務に関するAAS（保険契約者の税金還付）を遵守するためにグロスアップされる所得及び税金の金額は、現金利益ベースで所得及び税金費用を計上する際に戻し入れられる。

当行グループ利益の調整

2020年3月に終了した 6か月間 (単位:百万豪ドル)	報告値	経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失	非有効ヘッジ	ペンダルに関連する調整	自己株式	オペレーティング・リース	保険契約者の税金還付	現金利益
純利息収益	9,000	(300)	(34)	-	-	-	-	8,666
純手数料収益	755	-	-	-	-	-	-	755
資産管理及び保険業務による純収益	465	-	-	-	(18)	-	34	481
トレーディング収益	460	(31)	-	-	-	-	-	429
その他の収益	(76)	16	-	91	-	(21)	-	10
利息以外の収益	1,604	(15)	-	91	(18)	(21)	34	1,675
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	10,604	(315)	(34)	91	(18)	(21)	34	10,341
人件費	(2,444)	-	-	-	-	-	-	(2,444)
賃料	(514)	-	-	-	-	21	-	(493)
テクノロジー費用	(1,277)	-	-	-	-	-	-	(1,277)
その他の費用	(1,946)	-	-	-	-	-	-	(1,946)
業務費用	(6,181)	-	-	-	-	21	-	(6,160)
減損費用及び法人税等控除前利益	4,423	(315)	(34)	91	(18)	-	34	4,181
減損費用	(2,238)	-	-	-	-	-	-	(2,238)
税引前利益	2,185	(315)	(34)	91	(18)	-	34	1,943
法人税等	(994)	96	10	(28)	1	-	(34)	(949)
当期純利益	1,191	(219)	(24)	63	(17)	-	-	994
NCIに帰属する当期純利益	(1)	-	-	-	-	-	-	(1)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益	1,190	(219)	(24)	63	(17)	-	-	993
現金利益調整:								
経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失	(219)	219	-	-	-	-	-	-
非有効ヘッジ	(24)	-	24	-	-	-	-	-
ペンダルに関連する調整	63	-	-	(63)	-	-	-	-
自己株式	(17)	-	-	-	17	-	-	-
現金利益	993	-	-	-	-	-	-	993

当行グループ利益の調整（続き）

2019年9月に終了した
6か月間
(単位：百万豪ドル)

	報告値	経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失	非有効ヘッジ	ペンダルに関連する調整	自己株式	オペレーティング・リース	保険契約者の税金還付	現金利益
純利息収益	8,644	(59)	(21)	-	-	-	-	8,564
純手数料収益	829	-	-	-	-	-	-	829
資産管理及び保険業務による純収益	703	-	-	-	8	-	(11)	700
トレーディング収益	492	(49)	-	-	-	-	-	443
その他の収益	2	(18)	-	57	-	(25)	-	16
利息以外の収益	2,026	(67)	-	57	8	(25)	(11)	1,988
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	10,670	(126)	(21)	57	8	(25)	(11)	10,552
人件費	(2,393)	-	-	-	-	-	-	(2,393)
賃料	(497)	-	-	-	-	25	-	(472)
テクノロジー費用	(1,180)	-	-	-	-	-	-	(1,180)
その他の費用	(945)	-	-	-	-	-	-	(945)
業務費用	(5,015)	-	-	-	-	25	-	(4,990)
減損費用及び法人税等控除前利益	5,655	(126)	(21)	57	8	-	(11)	5,562
減損費用	(461)	-	-	-	-	-	-	(461)
税引前利益	5,194	(126)	(21)	57	8	-	(11)	5,101
法人税等	(1,580)	36	6	(17)	(1)	-	11	(1,545)
当期純利益	3,614	(90)	(15)	40	7	-	-	3,556
NCIに帰属する当期純利益	(3)	-	-	-	-	-	-	(3)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益	3,611	(90)	(15)	40	7	-	-	3,553
現金利益調整：								
経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失	(90)	90	-	-	-	-	-	-
非有効ヘッジ	(15)	-	15	-	-	-	-	-
ペンダルに関連する調整	40	-	-	(40)	-	-	-	-
自己株式	7	-	-	-	(7)	-	-	-
現金利益	3,553	-	-	-	-	-	-	3,553

当行グループ利益の調整（続き）

2019年3月に終了した
6か月間
(単位：百万豪ドル)

\$m	報告値	経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失	非有効ヘッジ	ベンダルに関連する調整	自己株式	オペレーティング・リース	保険契約者の税金還付	現金利益
純利息収益	8,263	133	(7)	-	-	-	-	8,389
純手数料収益	826	-	-	-	-	-	-	826
資産管理及び保険業務による純収益	326	-	-	-	(2)	-	(1)	323
トレーディング収益	437	27	-	-	-	-	-	464
その他の収益	127	17	-	(14)	-	(29)	-	101
利息以外の収益	1,716	44	-	(14)	(2)	(29)	(1)	1,714
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	9,979	177	(7)	(14)	(2)	(29)	(1)	10,103
人件費	(2,645)	-	-	21	-	-	-	(2,624)
賃料	(526)	-	-	-	-	29	-	(497)
テクノロジー費用	(1,139)	-	-	-	-	-	-	(1,139)
その他の費用	(781)	-	-	-	-	-	-	(781)
業務費用	(5,091)	-	-	21	-	29	-	(5,041)
減損費用及び法人税等控除前利益	4,888	177	(7)	7	(2)	-	(1)	5,062
減損費用	(333)	-	-	-	-	-	-	(333)
税引前利益	4,555	177	(7)	7	(2)	-	(1)	4,729
法人税等	(1,379)	(52)	2	(2)	-	-	1	(1,430)
当期純利益	3,176	125	(5)	5	(2)	-	-	3,299
NCIに帰属する当期純利益	(3)	-	-	-	-	-	-	(3)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益	3,173	125	(5)	5	(2)	-	-	3,296
現金利益調整：								
経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失	125	(125)	-	-	-	-	-	-
非有効ヘッジ	(5)	-	5	-	-	-	-	-
ベンダルに関連する調整	5	-	-	(5)	-	-	-	-
自己株式	(2)	-	-	-	2	-	-	-
現金利益	3,296	-	-	-	-	-	-	3,296

(2) 生産、受注及び販売の状況

上記第一部 第3 (1) 「業績等の概要」を参照。

[次へ](#)

(3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

・ 当行グループの業績の検討

経営成績の検討

純利息収益¹

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	9,000	8,644	8,263	4	9
平均利付資産	812,971	803,165	794,660	1	2
当行グループの純利鞘(%)	2.21%	2.15%	2.09%	6bps	12bps

¹ 経営成績の内訳については、第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記3を参照のこと。

2020年度上半期 2019年度下半期

純利息収益は、2019年度下半期から356百万豪ドル(4パーセント)増加した。その主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・平均利付資産は、ニュージーランドの貸付及び第三者流動性資産の保有増を主因として1パーセント増加したものの、オーストラリアの住宅ローン残高の減少によって部分的に相殺された。
- ・当行グループの純利鞘は、財務部門及びマーケット部門の収益の411百万豪ドルの増加を反映して6ベース・ポイント拡大した。これは、経済的ヘッジの公正価値の変動及び財務部門における金利の変動のためのポジショニングを主因とするものであった。
- ・財務部門及びマーケット部門を除く当行グループの純利鞘は、3ベース・ポイント縮小した。この縮小は、顧客預金の利幅及び資本から生じた収益に影響を与える金利の低下、並びに第三者流動性資産の保有増を主因とするものであった。これらは、オーストラリアの変動金利の住宅ローンの金利改定によって部分的に相殺された。

2020年度上半期 2019年度上半期

純利息収益は、2019年度上半期から737百万豪ドル(9パーセント)増加した。その主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・平均利付資産は、ニュージーランドの住宅ローン及び第三者流動性資産の保有増を主因として2パーセント増加したものの、機関投資家向け銀行貸付の減少によって部分的に相殺された。
- ・当行グループの純利鞘は、12ベース・ポイント拡大した。これは、経済的ヘッジの公正価値の変動及び金利の変更のためのポジショニングにより財務部門及びマーケット部門の収益が663百万豪ドル増加したことによるものであった。

- ・財務部門及びマーケット部門を除く当行グループの純利鞘は、3ベース・ポイント縮小した。この縮小は、顧客預金の利幅及び資本から生じた収益に影響を与える金利の低下、並びに第三者流動性資産の保有増を主因とするものであった。これらは、短期資金調達コストの減少、オーストラリアの変動金利の住宅ローンの金利改定並びに予想される顧客への返金及び支払いの減少によって部分的に相殺された。

貸付金¹

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
オーストラリア	616,328	619,564	618,811	(1)	-
住宅	445,663	449,201	447,164	(1)	-
個人向け	19,854	21,247	22,463	(7)	(12)
法人向け	155,322	152,360	152,424	2	2
引当金	(4,511)	(3,244)	(3,240)	39	39
ニュージーランド (単位：百万豪ドル)	85,176	78,428	79,000	9	8
ニュージーランド (単位：百万ニュージーランド ・ドル)	87,425	84,626	82,470	3	6
住宅	53,411	51,504	49,584	4	8
個人向け	1,652	1,844	1,937	(10)	(15)
法人向け	32,867	31,599	31,308	4	5
引当金	(505)	(321)	(359)	57	41
その他海外 (単位：百万豪ドル)	18,174	16,778	16,486	8	10
貸付金合計	719,678	714,770	714,297	1	1

¹ スポット貸付金残高。

2020年度上半期 2019年度下半期

貸付金合計は、2019年度下半期から49億豪ドル(1パーセント)増加した。外貨換算の影響を除くと、貸付金合計は10億豪ドル減少した。

貸付金合計の変動の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローンは、35億豪ドル(1パーセント)減少した。この減少は、ランオフの増加、返金及び新規貸付の減少を反映していた。ポートフォリオの構成が変更された結果、インタレスト・オンリー・ローンの残高は13パーセント減少し、ポートフォリオの23パーセントを占めている。
- ・オーストラリアの個人向け貸付は、カード、個人向け貸付及び自動車ローンにおいて14億豪ドル(7パーセント)減少した。無担保貸付の需要は、市場の低迷と一貫して2020年度上半期も引き続き減少した。

- ・オーストラリアの法人向け貸付は、30億豪ドル（2パーセント）増加した。この増加は、2020年度上半期の終わりの方に集中しており、企業がCOVID-19への対応として運転資本要件を満たすために流動性を構築するべく、それぞれの融資枠から引出しを行ったことを主因とするものであった。
- ・オーストラリアの引当金の残高は、COVID-19による経済シナリオの変更及びAASB第9号の引当金モデルで使用されるウェイトの変更を反映して、2020年度上半期中13億豪ドル（39パーセント）増加した。
- ・ニュージーランドの貸付は、28億ニュージーランド・ドル（3パーセント）増加した。住宅ローンは、主に固定金利商品において4パーセント増加し、法人向け貸付は4パーセント増加した。これは、個人向け貸付が10パーセント減少したことによって部分的に相殺された。引当金は、COVID-19による経済シナリオの変更及びAASB第9号の引当金モデルで使用されるウェイトの変更を反映して、57パーセント（2億ニュージーランド・ドル）増加した。

2020年度上半期 2019年度上半期

貸付金合計は、2019年度上半期から54億豪ドル（1パーセント）増加した。外貨換算の影響を除くと、貸付金合計は、13億豪ドル増加した。

貸付金合計の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローンは、15億豪ドル減少した。この減少は、金利の低下によるランオフ及び返金の増加を反映していた。
- ・オーストラリアの個人向け貸付は、カード、個人向け貸付及び自動車ローンにおいて26億豪ドル（12パーセント）減少した。無担保貸付の需要は、市場の低迷と一貫して2020年度上半期も引き続き減少した。
- ・オーストラリアの法人向け貸付は、29億豪ドル（2パーセント）増加した。この増加は、2020年度上半期の終わりの方に集中しており、企業は、COVID-19への対応として運転資本要件を満たすために流動性を構築するべく、それぞれの融資枠から引出しを行った。
- ・オーストラリアの引当金の残高は、COVID-19による経済シナリオの変更及びAASB第9号の引当金モデルで使用されるウェイトの変更を反映して、13億豪ドル（39パーセント）増加した。
- ・ニュージーランドの貸付は、50億ニュージーランド・ドル（6パーセント）増加した。住宅ローンは、主に固定金利商品において8パーセント増加し、法人向け貸付は、5パーセント増加した。これは、個人向け貸付が15パーセント減少したことによって部分的に相殺された。引当金は、COVID-19による経済シナリオの変更及びAASB第9号の引当金モデルで使用されるウェイトの変更を反映して、41パーセント（1億ニュージーランド・ドル）増加した。

預金及びその他の借入金^{1, 2}

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
顧客預金					
オーストラリア	460,561	449,066	433,736	3	6
通知預金	274,071	247,161	222,733	11	23
定期預金	141,933	158,564	168,313	(10)	(16)
無利息預金	44,557	43,341	42,690	3	4
ニュージーランド (単位：百万豪ドル)	67,273	59,743	61,516	13	9
ニュージーランド (単位：百万ニュージーラン ド・ドル)	69,050	64,464	64,218	7	8
通知預金	26,504	24,053	24,520	10	8
定期預金	32,768	33,540	33,320	(2)	(2)
無利息預金	9,778	6,871	6,378	42	53
その他海外 (単位：百万豪ドル)	15,967	15,707	16,391	2	(3)
顧客預金合計	543,801	524,516	511,643	4	6
譲渡性預金証書	39,119	38,731	43,364	1	(10)
オーストラリア	21,029	26,259	31,123	(20)	(32)
ニュージーランド (単位：百万豪ドル)	3,452	1,058	858	大	大
その他の海外 (単位：百万豪ドル)	14,638	11,414	11,383	28	29
預金及びその他の借入金合計	582,920	563,247	555,007	3	5

1 スポット預金残高。

2 無利息預金は、金利を有さない商品に関連する。

2020年度上半期 2019年度下半期

顧客預金合計は、2019年度下半期から193億豪ドル（4パーセント）増加した。外貨換算の影響を除くと、顧客預金合計は140億豪ドル増加した。

顧客預金合計の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの顧客預金は、115億豪ドル（3パーセント）増加し、2020年度上半期の終わりの方に増加が集中していた。通知預金の残高の増加は、政府及び法人顧客がCOVID-19への対応として追加の流動性を保有していたことを反映していた。預金ポートフォリオの構成は、低金利環境で定期預金を保有する恩恵が減少したことに伴い、顧客が流動性を維持することを優先したため、定期預金から通知預金に移行した。無利息預金は、住宅ローン相殺口座の残高の増加により、3パーセント増加した。
- ・ニュージーランドの顧客預金は、46億ニュージーランド・ドル（7パーセント）増加し、ビジネス取引口座の残高並びに消費者のオンライン口座及び貯蓄口座の残高の増加を伴った。この増加も、2020年度上半期の終わりの方に集中しており、法人顧客は、COVID-19への対応として追加の流動性を保有していた。無利息預金は、消費者の決済用預金の増加を主因として29億ニュージーランド・ドル増加した。

譲渡性預金証書は、ニュージーランド及びその他海外の法域で発行された譲渡性預金証書がオーストラリアの譲渡性預金証書の減少によって部分的に相殺されたことにより、1パーセントの増加となった。

2020年度上半期 2019年度上半期

顧客預金合計は、2019年度上半期から322億豪ドル（6パーセント）増加した。外貨換算の影響を除くと、顧客預金合計は、280億豪ドル増加した。

顧客預金合計の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

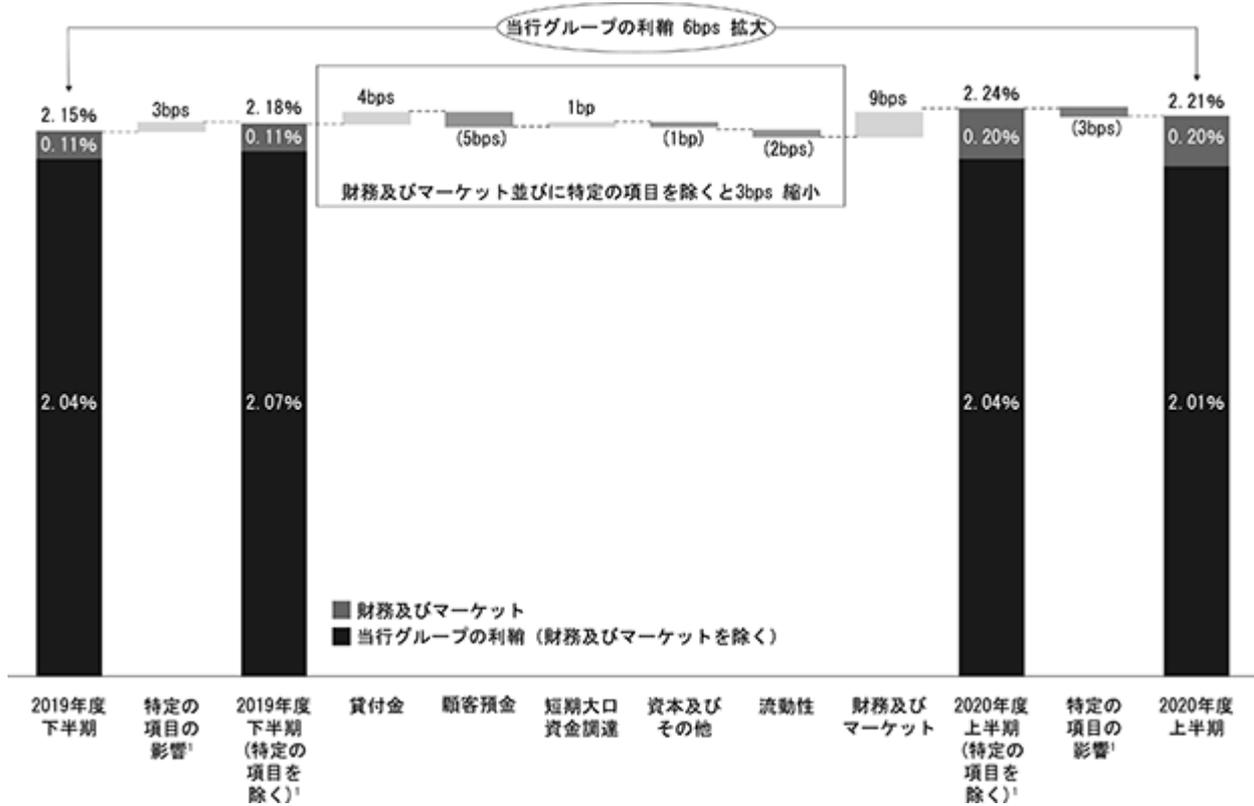
- ・オーストラリアの顧客預金は、268億豪ドル（6パーセント）増加し、貯蓄及び決済用預金における増加を伴った。預金ポートフォリオの構成は、低金利環境で定期預金を保有する恩恵が減少したことに伴い、顧客が流動性を維持することを優先したため、定期預金から通知預金に移行した。これは、政府及び法人顧客がCOVID-19への対応として追加の流動性を保有していたことも反映していた。無利息預金は、主に住宅ローン相殺口座の残高の増加によって4パーセント増加した。
- ・ニュージーランドの顧客預金は、顧客がCOVID-19への対応として追加の流動性を保有していたことにより、48億ニュージーランド・ドル（8パーセント）増加し、ビジネス取引口座の増加を伴った。無利息預金は、消費者の決済用預金の増加を主因として増加した。

譲渡性預金証書は、オーストラリアの譲渡性預金証書の残高の減少が、ニュージーランド及びその他海外の法域で発行された譲渡性預金証書の増加によって部分的に相殺されたことにより、42億豪ドル（10パーセント）の減少となった。

純利鞘

当行グループの純利鞘の変動(%)

2020年度上半期 2019年度下半期

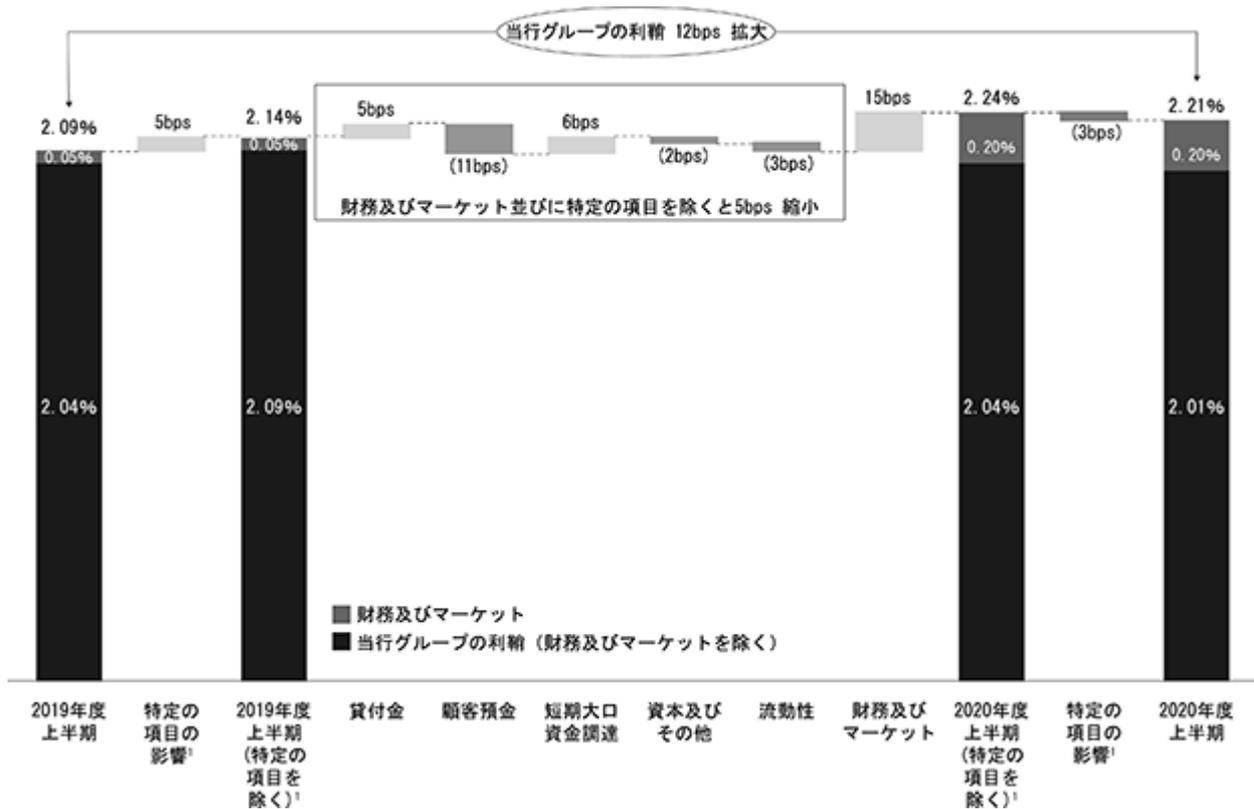


1 特定の項目は、予想される顧客への返金及び支払いに関連している。

2020年度上半期 2019年度下半期

- ・当行グループの純利鞘は、2019年度下半期比で6 ベーシス・ポイント拡大の2.21パーセントとなり、その主な特徴には以下が含まれる。
 - オーストラリアの変動金利のローンの金利改定及び満期となった固定金利の住宅ローンからより利幅の高い変動金利の商品への切り替えの影響を受けて、貸付金の利幅によって、4 ベーシス・ポイント拡大した。これは、新規貸付の利幅の縮小、競争及び顧客がインタレスト・オンリー・ローンから元本・利息返済型の融資枠に引き続き移動したことに伴う住宅ローンのポートフォリオの構成の変更によって部分的に相殺された。
 - 金利の低下の影響を主因とする顧客預金の利幅の縮小によって、5 ベーシス・ポイント縮小した。
 - 短期大口資金調達コストの減少によって、1 ベーシス・ポイント拡大した。
 - ヘッジ対象の資本残高における収益の減少による資本及びその他によって、1 ベーシス・ポイント縮小した。
 - 第三者流動性資産の保有増によって、2 ベーシス・ポイント縮小した。
- ・財務部門及びマーケット部門の寄与は、金利の変更のためのポジショニングによる財務部門の増加によって、9 ベーシス・ポイント拡大した。

当行グループの純利鞘の変動（％）
 2020年度上半期 2019年度上半期



1 特定の項目は、予想される顧客への返金及び支払いに関連している。

2020年度上半期 2019年度上半期

当行グループの純利鞘は、2019年度上半期比で12ベース・ポイント拡大し、2.21パーセントであった。予想される顧客への返金及び支払いは減少し、利鞘を2ベース・ポイント改善した。

- ・財務部門及びマーケット部門を除く当行グループの純利鞘は、3ベース・ポイント縮小し、2.01パーセントとなり、その主な特徴には以下が含まれる。
 - オーストラリアの変動金利のローンの金利改定及び満期となった固定金利の住宅ローンからより利幅の高い変動金利の商品への切り替えの影響を受けて、貸付金の利幅によって、5ベース・ポイント拡大した。これは、競争及び顧客がインタレスト・オンリー・ローンから元本・利息返済型の融資枠に引き続き移動したことに伴う住宅ローンのポートフォリオの構成の変更によって部分的に相殺された。
 - 金利の低下の影響を主因とする預金の利幅の縮小によって、11ベース・ポイント縮小した。
 - 銀行間取引金利（BBSW）が2020年度上半期中に低下した影響による短期大口資金調達コストの減少によって、6ベース・ポイント拡大した。
 - ヘッジ対象の資本残高から生じた収益の減少によって、資本及びその他は2ベース・ポイント縮小した。
 - 第三者流動性資産の保有増によって、3ベース・ポイント縮小した。
- ・財務部門及びマーケット部門の寄与は、金利の変更のためのポジショニングによって、2019年度上半期比で15ベース・ポイント拡大した。

利息以外の収益¹

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純手数料収益	755	829	826	(9)	(9)
資産管理及び保険業務による 純収益	465	703	326	(34)	43
トレーディング収益	460	492	437	(7)	5
その他の収益	(76)	2	127	大	大
利息以外の収益合計	1,604	2,026	1,716	(21)	(7)

1 経営成績の内訳については、第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記4を参照のこと。

2020年度上半期 - 2019年度下半期

利息以外の収益は、2019年度下半期から422百万豪ドル（21パーセント）減少した。主な特徴には以下が含まれる。

- ・予想される顧客への返金及び支払によって、89百万豪ドル減少した。
- ・これらの項目を除くと、利息以外の収益は、主に資産管理及び保険業務による純収益の減少によって、511百万豪ドル（23パーセント）減少した。

純手数料収益

純手数料収益は、2019年度下半期から74百万豪ドル（9パーセント）減少した。これには、主にファイナンシャル・プランニングに関連する予想される顧客への返金及び支払いの29百万豪ドルの純増が含まれた。これらの項目を除くと、純手数料収益は、国際的な取引量の減少及び純仲介報酬の減少によるカード収益の減少（36百万豪ドル減）を主因として、45百万豪ドル（5パーセント）減少した。

資産管理及び保険業務による純収益

資産管理及び保険業務による純収益は、2019年度下半期から238百万豪ドル（34パーセント）減少した。これには、主にファイナンシャル・プランニングに関連する予想される顧客への返金及び支払いの118百万豪ドルの純減が含まれた。これらの項目を除くと、資産管理及び保険業務による純収益は、以下により356百万豪ドル（44パーセント）減少した。

- ・損害保険収益は、森林火災及び深刻な気象事象に関連する保険金請求の増加を主因として減少した（150百万豪ドル減）。
- ・生命保険収益は、団体生命保険の引当金の変更による繰延新契約費（DAC）の償却及び保険契約者の税金還付の減少を主因として減少した（124百万豪ドル減）。
- ・プラットフォーム及び退職年金の収益は、プラットフォームの金利改定による利鞘の縮小、利鞘が低い商品への商品の移動及び「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令に関連する変更の通年の影響を反映して減少した（38百万豪ドル減）。プラットフォーム収益は、現金期間管理口座の残高の金利の低下によって減少した。
- ・資本に係る利益は、市場の動向を反映して減少した（39百万豪ドル減）。

トレーディング収益

トレーディング収益は、信用スプレッドの拡大によるデリバティブ評価調整（40百万豪ドル減）を主因として、2019年度下半期から32百万豪ドル（7パーセント）減少したものの、外国為替及びコモディティにおける非顧客市場収益の増加によって部分的に相殺された。

その他の収益

その他の収益は、2020年度上半期の資産売却の減少及びペンダルの評価の減少を主に反映して、2019年度下半期から78百万豪ドル減少した。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

利息以外の収益は、2019年度上半期から112百万豪ドル（7パーセント）減少し、主な特徴には以下が含まれる。

- ・予想される顧客への返金及び支払いは、469百万豪ドル純減した。
- ・これらの項目を除くと、利息以外の収益は、主に資産管理及び保険業務による純収益の減少によって、581百万豪ドル（25パーセント）減少した。

純手数料収益

純手数料収益は、主にファイナンシャル・プランニングに関連する予想される顧客への返金及び支払いの18百万豪ドルの純減を含め、2019年度上半期から71百万豪ドル（9パーセント）減少した。これらの項目を除くと、純手数料収益は、以下を主因として89百万豪ドル（9パーセント）減少した。

- ・カード収益は、報酬プログラムに関連する収益の減少及び純仲介報酬の減少を主因として減少した（51百万豪ドル減）。
- ・シンジケーション手数料は、顧客活動の減少によって減少した（25百万豪ドル減）。
- ・アドバイス収益は、2019年度下半期のファイナンシャル・プランニングの廃止によって減少した（31百万豪ドル減）。

資産管理及び保険業務による純収益

資産管理及び保険業務による純収益は、2019年度上半期から139百万豪ドル（43パーセント）増加した。これには、主にファイナンシャル・プランニングに関連する予想される顧客への返金及び支払いの451百万豪ドルの純減が含まれた。これらの項目を除くと、資産管理及び保険業務による純収益は、以下により312百万豪ドル減少した。

- ・損害保険収益は、森林火災及び深刻な気象事象に関連する保険金請求の増加を主因として減少した（60百万豪ドル減）。
- ・生命保険収益は、団体生命保険の引当金の変更によるDACの償却及び保険契約者の税金還付の減少を主因として減少した（167百万豪ドル減）。
- ・プラットフォーム及び退職年金の収益は、プラットフォームの金利改定による利鞘の縮小、利鞘が低い商品への商品の移動、「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令に関連する変更の通年の影響及び現金期間管理口座の残高の金利の低下によるプラットフォーム収益の減少を反映して減少した（40百万豪ドル減）。
- ・資本に係る利益は、市場の動向を反映して減少した（43百万豪ドル減）。

トレーディング収益

トレーディング収益は、以下を主因として2019年度上半期から23百万豪ドル（5パーセント）増加した。

- ・外国為替及びコモディティにおける非顧客市場収益の増加（99百万豪ドル増）。但し、これは、以下によって部分的に相殺された。
- ・信用スプレッドの拡大によるデリバティブ評価調整（82百万豪ドル減）。

その他の収益

その他の収益は、2020年度上半期の評価損、並びに2019年度上半期における資産売却益の増加及びフィンテック投資の再評価を主因として2019年度上半期から203百万豪ドル減少した。

当行グループのファンド

	2020年 3月31日 現在	イン フロー	アウト フロー	正味 流入額	その他の 変動	2019年 9月30日 現在	2019年 9月- 2020年 3月の 増減率 (%)	2019年 3月31日 現在	2019年 3月- 2020年 3月の 増減率 (%)
(単位：十億豪ドル)									
退職年金	35.3	2.0	(2.2)	(0.2)	(5.1)	40.6	(13)	38.9	(9)
プラットフォーム	109.0	15.1	(15.9)	(0.8)	(16.7)	126.5	(14)	120.8	(10)
パッケージ型ファンド	38.8	4.7	(3.8)	0.9	(5.7)	43.6	(11)	39.8	(3)
その他	2.8	-	-	-	(1.9)	4.7	(40)	3.6	(22)
オーストラリアの ファンド合計	185.9	21.8	(21.9)	(0.1)	(29.4)	215.4	(14)	203.1	(8)
ニュージーランドの ファンド合計 (単位：十億豪ドル)	10.6	1.7	(1.7)	-	(0.1)	10.7	(1)	10.4	2
当行グループの ファンド合計	196.5	23.5	(23.6)	(0.1)	(29.5)	226.1	(13)	213.5	(8)
ニュージーランドの ファンド合計 (単位：十億ニュー ジーランド・ドル)	10.9	1.8	(1.8)	-	(0.6)	11.5	(5)	10.9	-

市場関連の収益¹

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
純利息収益	67	81	68	(17)	(1)
利息以外の収益	434	435	486	-	(11)
市場収益合計	501	516	554	(3)	(10)
顧客収益	420	455	438	(8)	(4)
非顧客収益	174	114	127	53	37
デリバティブ評価調整	(93)	(53)	(11)	75	大
市場収益合計	501	516	554	(3)	(10)

1 市場収益は、WIBマーケット部門、ビジネス部門、コンシューマー部門及びウエストパック・ニュージーランドの市場を含む。

市場収益は、当行グループの消費者、事業、企業及び機関である顧客に対するリスク管理商品の創造、価格設定及び配布から生じる販売及びリスク管理収益により構成される。特定関係者である専門家は、これらの顧客が、その金利、外国為替、コモディティ、信用及び組成された商品のリスク・エクスポージャーを管理する支援を行うために商品ソリューションを提供している。

2020年度上半期 - 2019年度下半期

市場収益合計は、信用スプレッドの拡大によってデリバティブ評価調整の費用が40百万豪ドル増加したことを主因として、2019年度下半期から15百万豪ドル（3パーセント）減少した。

顧客収益は、債券の売買の減少によって、2020年度上半期は8パーセント減少した。

非顧客収益は、外国為替及びコモディティによる収益拡大によって、53パーセント増加したものの、債券の取引実績の減少によって部分的に相殺された。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

市場収益合計は、デリバティブ評価調整の費用が82百万豪ドル増加したことを主因として、2019年度上半期から53百万豪ドル（10パーセント）減少したものの、非顧客収益の増加によって部分的に相殺された。

顧客収益は、債券の売買の減少によって4パーセント減少し、外国為替売買の変動はわずかであった。

非顧客収益は、外国為替及びコモディティによるトレーディング収益拡大により、2019年度上半期から47百万豪ドル増加した。

市場のバリュー・アット・リスク（「VaR」）¹

（単位：百万豪ドル）	平均	最高	最低
2020年3月31日に終了した6か月間	7.0	33.4	3.3
2019年9月30日に終了した6か月間	9.0	43.0	3.3
2019年3月31日に終了した6か月間	9.6	17.5	6.3

市場VaRの構成要素は、以下のとおりである。

平均 （単位：百万豪ドル）	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間
金利リスク	4.0	2.8	3.2
為替リスク	1.4	1.5	2.0
株式リスク	0.1	0.1	-
コモディティリスク ²	2.2	8.2	8.1
信用及びその他の市場リスク ³	5.1	2.3	2.8
分散化による効果	(5.8)	(5.9)	(6.5)
市場リスク純額	7.0	9.0	9.6

1 上記に表示されているデイリーVaRは、VaRのWIBの部門別の観点を反映している。この表示は、当行の2019年度年次報告書及びパーゼルに基づいたオーストラリア健全性基準（「APS」）第330号「健全性の開示」におけるVaRの表示とは異なっている。これらの表示では市場リスクの開示はトレーディング勘定及び銀行勘定として区別される。VaRは、過去の価格ボラティリティーを用いて、損失の可能性を測定する。

2 電力関連リスクを含む。

3 期限前償還リスク及び信用スプレッドリスク（一般的な信用格付けの変動に対するエクスポージャー）を含む。

業務費用¹

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
人件費	(2,444)	(2,393)	(2,645)	2	(8)
賃借費用	(514)	(497)	(526)	3	(2)
テクノロジー費用	(1,277)	(1,180)	(1,139)	8	12
その他の費用	(1,946)	(945)	(781)	106	149
業務費用合計	(6,181)	(5,015)	(5,091)	23	21

1 経営成績の内訳については、第一部 第6 1「中間財務書類」の財務諸表に対する注記5を参照のこと。

2020年度上半期 - 2019年度下半期

業務費用は、2019年度下半期から1,166百万豪ドル(23パーセント)増加した。想定される罰金のための引当金を含むAUSTRAC訴訟に関連するコスト(1,058百万豪ドル)、予想される顧客への返金と支払い及び訴訟関連のコスト、並びに資産管理業務の再編に関連するコスト(55百万豪ドル減)を除くと、業務費用は、163百万豪ドル(3パーセント)増加した。この増加は、99百万豪ドルの資産計上されたソフトウェア及び有形資産の評価額切下げ、並びに規制及びコンプライアンス関連支出の増加を主因とするものであった。これらを除くと、生産性イニシアチブの恩恵及びアドバイ業務の廃止が業務コストの増加を相殺してなお余りあるものであったため、費用は1パーセント減少した。

人件費は、2020年度上半期中に51百万豪ドル(2パーセント)増加した。この増加は、主に2020年1月から実施された年間給与の引上げによるものであった。これは、生産性イニシアチブによるフルタイム相当従業員の平均数の1パーセントの減少及びアドバイ業務の廃止によって部分的に相殺された。

賃借費用は、主に有形資産の評価額切下げ及び年間賃貸料の増加によって2019年度下半期から17百万豪ドル(3パーセント)増加したものの、支店数の減少(31店舗減)による生産性向上の恩恵によって部分的に相殺された。

テクノロジー費用は、2019年度下半期から97百万豪ドル(8パーセント)増加した。予想される顧客への返金と支払い及び訴訟に関連するコスト、並びに資産管理業務の再編に関連するコスト(12百万豪ドル減)を除くと、テクノロジー費用は、資産計上されたソフトウェアの評価額切下げ及び2019年度下半期に開始された顧客サービス・ハブの上半期を通しての償却の影響によって109百万豪ドル(9パーセント)増加した。

その他の費用は、2019年度下半期から1,001百万豪ドル(106パーセント)増加した。想定される罰金のための引当金を含むAUSTRAC訴訟に関連するコスト(1,058百万豪ドル)、予想される顧客への返金と支払い及び訴訟に関連するコスト、並びに資産管理業務の再編に関連するコスト(44百万豪ドル減)を除くと、その他の費用は、13百万豪ドル(2パーセント)減少した。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

業務費用は、2019年度上半期から1,090百万豪ドル（21パーセント）増加した。想定される罰金のための引当金を含むAUSTRAC訴訟に関連するコスト（1,058百万豪ドル）、予想される顧客への返金と支払い及び訴訟に関連するコスト、並びに資産管理業務の再編に関連するコスト（142百万豪ドル減）を除くと、業務費用は、99百万豪ドルの資産の評価額切下げ、償却の増加、並びに規制及びコンプライアンス関連支出の増加を主因として、174百万豪ドル（4パーセント）増加した。生産性イニシアチブによる恩恵及びアドバイス業務の廃止は、業務コストの増加を相殺してなお余りあるものであった。

人件費は、2019年度上半期から201百万豪ドル（8パーセント）減少した。予想される顧客への返金と支払い及び訴訟に関連するコスト、並びに資産管理業務の再編に関連するコスト（147百万豪ドル減）を除くと、人件費は、54百万豪ドル（2パーセント）減少した。これは、生産性イニシアチブによるフルタイム相当従業員の平均数の3パーセントの減少、アドバイス業務の廃止及びBTIMの分離コストを主因とするものであったが、年間給与の引上げによって部分的に相殺された。

賃借費用は、主に支店数の減少（54店舗減）によって2019年度上半期から12百万豪ドル（2パーセント）減少したものの、有形資産の評価額切下げ及び年間賃貸料の増加によって部分的に相殺された。

テクノロジー費用は、138百万豪ドル（12パーセント）増加した。予想される顧客への返金と支払い及び訴訟に関連するコスト、並びに資産管理業務の再編に関連するコスト（17百万豪ドル減）を除くと、テクノロジー費用は、顧客サービス・ハブ及び新決済プラットフォームを含む主要なプラットフォームが運営可能になったことによる資産計上されたソフトウェアの評価額切下げ及びソフトウェア資産の償却を主因として155百万豪ドル（14パーセント）増加した。

その他の費用は、1,165百万豪ドル（149パーセント）増加した。想定される罰金のための引当金を含むAUSTRAC訴訟に関連するコスト（1,058百万豪ドル）、予想される顧客への返金と支払い及び訴訟に関連するコスト、並びに資産管理業務の再編に関連するコスト（22百万豪ドル増）を除くと、その他の費用は、専門サービス費用の増加によって85百万豪ドル（12パーセント）増加した。

投資費用

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
費用計上	296	277	331	7	(11)
資産計上された ソフトウェア及び固定資産	432	506	392	(15)	10
合計	728	783	723	(7)	1
成長及び生産性	296	383	401	(23)	(26)
規制の変更	336	308	195	9	72
その他のテクノロジー	96	92	127	4	(24)
合計	728	783	723	(7)	1

当行グループは2020年度上半期に728百万豪ドルの投資を行い、その内訳は、成長及び生産性イニシアチブが41パーセント、規制の変更が46パーセント、その他のテクノロジー・プログラムが13パーセントであった。

2020年度上半期の投資費用が2019年度下半期比で7パーセント減少したのは、一般的に上半期の方が費用の減少が見られる年間投資及び12月の年次休暇の通常パターンと一貫している。費用は、2020年度上半期の初めに一部の主要プロジェクトが完了したことを反映しており、これは、特に金融犯罪を中心とする規制及びコンプライアンスの枠組みへの投資の増加（2019年度下半期比で9パーセント増）によって部分的に相殺された。

投資費用は前年同期比で1パーセント増加し、これは72パーセント増であった規制の変更への投資の増加を主因とするものであった。

2020年度上半期中、主要な投資カテゴリーにおいて実現した進展は以下のとおりである。

規制の変更

- ・システムのアップグレード、例外報告の自動化、警告及び事例管理能力の強化、並びにデータの質及び統制の改善を含む金融犯罪のリスク管理能力を強化した。
- ・銀行取引準則、包括的信用調査、オープン・バンキング、「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令、並びにAPRAの経済及び金融統計の報告を含む新たな規制上の義務を遵守するためにシステム及び手続を更新した。
- ・新たな更新されたAPRA健全性基準の報告（APS221を含む。）を実施した。

生産性及び成長

- ・プラットフォームの近代化
 - 顧客サービス・ハブは、マルチブランドのオペレーティング・システムを創出する主要なプログラムである。当該システムは、機能性及び生産性を大幅に改善し、顧客及び銀行員の双方にとってより良い経験を作り出す見込みである。当該システムは、住宅ローンについては2019年に公開され、当行のホーム・ファイナンス・マネージャーへの展開も2019年に完了した。2020年度上半期において、地域ブランド及びブローカーの住宅ローンの申込みの組成を実現するための取組みは引き続き行われ、2020年後半には実現する見込みである。
 - 2020年2月に無担保貸付プラットフォームが開始された。当該プラットフォームは、既存の単独トレーダー及び単独取締役の顧客がウエストパック・ライブを通じてオンラインで無担保の当座貸越及び長期貸付ファシリティを申し込むことを可能にする。
 - 当行グループのパソコン及びラップトップのオペレーティング・システム並びにWindows 10、Office 365及びアップグレードされた機器のインフラが大幅にアップグレードされた。当該アップグレードは、クラウド・ベースのコラボレーション・ツールにアクセスできる、よりモバイル型のオペレーティング・モデル、セキュリティーの向上、文書を共有する能力、より速いかつ簡単なソフトウェア及びセキュリティーの更新、並びにログイン時間の短縮を支えている。これは、当行グループの在宅勤務の能力を大幅に改善し、COVID-19の制限中に在宅勤務の従業員をサポートするにあたって非常に有効であった。

・会社のデジタル化

当行グループは引き続き、そのデジタル能力を改善し、顧客がオンライン・バンキングを利用するサポートを行い、バック・オフィス・プロセスの簡略化及び自動化を行っている。実現された主要なイニシアチブには以下が含まれる。

- セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルン及びバンクSAのためにアップル・ペイの提供を開始した。すべての購入取引が顔認証、指紋認証又はデバイスのパスコードで認証される。150,000名の顧客がこれまで登録しており、3百万件超の購入取引（80万豪ドル相当）が行われてきた。
- 個人向けローン契約の審査及び承認、カード取引への異議申立て、農業経営預金の更新、ABN情報の追加及び更新、並びにCOVID-19の顧客サポートパッケージの様式を含め、オンラインで行うことができる手続数を増やした。
- 個人情報更新された場合、1日当たりの支払上限が変更された場合、預入れ又は引出しが行われた場合の警告、並びにクレジットカード決済日のリマインダー等のセキュリティーを改善すると同時に顧客機能を多数改善した。当行グループは、デジタル・カードを実現し、これにより顧客は物理的なカードを受領する前に購入取引を行うために新規又は再発行カードを使用することが可能になった。

その他のテクノロジー

当該カテゴリーに基づく主要なイニシアチブには、以下が含まれた。

- ・サイバー・セキュリティ・リスク、並びにデータ及びプライバシーの侵害から顧客を保護するための継続的な投資を行った。
- ・コア・システムの回復力の継続的な強化を行い、事故及び機能停止を減少させた。
- ・当行グループの在宅勤務の能力を大幅に向上し、22,000名の従業員が在宅勤務を行い、これを倍増させる余力を有していた。

資産計上されたソフトウェア

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
期首残高	2,365	2,244	2,177	5	9
増加の合計 ¹	430	511	395	(16)	9
償却費用	(393)	(376)	(318)	5	24
減損費用	(75)	(9)	(16)	大	大
為替換算	8	(5)	6	大	33
期末残高	2,335	2,365	2,244	(1)	4

¹ 資産計上された借入費用及びカード・スキームを含む。

資産計上されたソフトウェアの2020年3月31日現在の残高は、2,335百万豪ドルであり、2019年度下半期比で30百万豪ドル（1パーセント）の減少で、2019年度上半期比で91百万豪ドル（4パーセント）の増加であった。

2019年度下半期と比較すると、増加は、投資費用の減少及び資産計上の水準の低下（65パーセントと比較して59パーセント）によって、81百万豪ドル（16パーセント）減少した。2019年度上半期と比較すると、増加は、資産計上の水準の上昇（54パーセントと比較して59パーセント）によって、35百万豪ドル（9パーセント）増加した。

ソフトウェアの償却費用は、主要な投資が使用可能になったため、2019年度下半期比で17百万豪ドル（5パーセント）増加し、2019年度上半期比で75百万豪ドル（24パーセント）増加した。

COVID-19は世界各地で資産価値に重大な影響を与えており、その結果、当行グループは特定の資産の価値の再評価又は見直しを行っている。このレビューの結果、66百万豪ドルの資産計上されたソフトウェアの評価額切下げが行われた。

全体として、資産計上されたソフトウェア資産の平均償却期間は2.9年であった。

減損費用

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
個別評価引当金					
新規個別評価引当金	(351)	(170)	(173)	106	103
戻入れ	70	69	79	1	(11)
回収	100	101	71	(1)	41
個別評価引当金、戻入れ及び 回収の合計	(181)	-	(23)	-	大
一括評価引当金					
償却	(438)	(535)	(418)	(18)	5
COVID-19の影響	(1,581)	-	-	-	-
一括評価引当金のその他の変動	(38)	74	108	大	大
新規一括評価引当金合計	(2,057)	(461)	(310)	大	大
減損費用合計	(2,238)	(461)	(333)	大	大

減損費用は、2020年度上半期に大幅に増加して2,238百万豪ドルとなり、これは、総貸付金の62ベース・ポイント相当であった。減損費用の増加は、引当金の計算において更新された将来的に予想される経済インプットが使用されたこと、ダウンサイドの経済シナリオのウェイトの増加及びパンデミックの予想される影響によるオーバーレイ引当金の増加を主因とするものであり、1,581百万豪ドルの増加であった。

下表は、当行グループが2020年3月31日現在、2019年9月30日現在及び2019年3月31日現在に適用したウェイトを示している。

マクロ経済シナリオのウェイト(%)	2020年3月31日現在	2019年9月30日現在	2019年3月31日現在
アップサイド	5	10	10
ベース	55	62.5	65
ダウンサイド	40	27.5	25

2019年9月30日以降のダウンサイドのシナリオのウェイトの増加は、ベースケースで使用される経済仮定に関する重大なリスクを反映している。特に、現在のベースケースの経済予想は、比較的短期かつ急激な影響の後の回復を示している。

2020年度上半期 - 2019年度下半期

2020年度上半期の減損費用は、2019年度下半期から1,777百万豪ドル増の2,238百万豪ドルであった。

2020年度上半期の引当金の増加は、2019年度下半期からの増加の主因であったCOVID-19のパンデミックによる1,581百万豪ドルの影響を含んでいた。

- ・新規一括評価引当金合計の変動は、2019年度下半期から1,596百万豪ドル増加した。

- COVID-19の影響による一括評価引当金の増加は、以下によるものであった。

- COVID-19のパンデミックによるマクロ経済の将来見通し及びシナリオのウェイトの変更による一括評価引当金の1,135百万豪ドルの増加。

- 経済のシャットダウンによって最も影響を受ける業界及び消費者を主な対象とするオーバーレイの446百万豪ドルの純増。

- 一括評価引当金のその他の変動は、以下によって112百万豪ドル増加した。

- オーストラリアの森林火災及び継続的なオーストラリアの干ばつの影響に主に関連する61百万豪ドルのオーバーレイのその他の変動（2019年度下半期は45百万豪ドル減であった）。

- WIB及びニュージーランドにおけるストレスの発生を主因とする一括評価引当金の増加。

- 2020年度上半期の償却は、季節的な影響及びバランスシートの縮小によって、2019年度下半期と比較して97百万豪ドル減少した。

- ・個別評価引当金合計、戻入れ及び回収は、以下を主因として、2019年度下半期比で181百万豪ドル増であった。

- 新規個別評価引当金は、ビジネス部門において顧客の格下げが多数の顧客について行われたこと及び海外のインスティテューショナル・バンクにおいて製造及び取引業における3件の重大な格下げが行われたこと、並びに製造セクターにおけるウエストパック・ニュージーランドが正常、監視対象及び基準以下から減損に移行したことを要因として、2019年度下半期比で181百万豪ドル増であった。

- 戻入れ及び回収は、2019年度下半期から横ばいであった。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

減損費用は、2019年度上半期から1,905百万豪ドル増の2,238百万豪ドルであった。

- ・新規一括評価引当金合計の変動は、一括評価引当金の1,727百万豪ドルの増加及び主に無担保貸付における償却の20百万豪ドルの増加によって、1,747百万豪ドル増加した。一括評価引当金のその他の変動の増加のうち1,621百万豪ドルは、更新された経済見通し及びダウンサイドの経済シナリオのウェイトの増加によるものであった。一括評価引当金の潜在的な増加の一部は、WIB及びビジネス部門におけるストレスを受けたエクスポージャーの増加にも起因していた。

- ・新規個別評価引当金合計、戻入れ及び回収は、2019年度上半期から158百万豪ドル増加した。これは、取引及び製造業における3件の重大な顧客の格下げ、インスティテューショナル・バンクにおける2名の顧客及びニュージーランドにおける1名の顧客による新規個別評価引当金の増加、並びにオーストラリアの無担保ポートフォリオにおける回収の増加によるものであった。

法人税等

2020年度上半期 - 2019年度下半期

2020年度上半期の45.5パーセントの実効税率は、2019年度下半期の30.4パーセントの実効税率から大幅に上昇した。当該実効税率は、オーストラリアの法人税率である30パーセントを上回っており、これは、控除の対象とならないIAUSTRAC民事訴訟に関連する想定される罰金のための引当金を主因とするものであった。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

2020年度上半期の45.5パーセントの実効税率も、控除対象とならないIAUSTRAC民事訴訟に関連する想定される罰金のための引当金によって、2019年度上半期の30.3パーセントから大幅に上昇した。

非支配株主持分

非支配株主持分は、当行以外の株主に帰属する非完全所有子会社の成績を表す。これには、当行の所有していない、ウエストパック・バンク・ピーエヌジー・リミテッドの株式保有10.1パーセント及びセント・ジョージ・モーター・ファイナンス・リミテッドの株式保有25パーセントに帰属する利益が含まれる。

信用度

パンデミックの開始前は、ポートフォリオは十分な成績を収めており、消費者ポートフォリオは好成績を収め、機関投資家及び企業ポートフォリオでは、近年見られる低い基準から発生したストレスを受けたエクスポージャーのわずかな増加が見られた。ストレスを受けたエクスポージャーがコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年度下半期からは12ベース・ポイント上昇、2019年度上半期からは22ベース・ポイント上昇の1.32パーセントとなった。ストレスを受けたエクスポージャーの12ベース・ポイントの増加は、監視対象及び基準以下の増加（7ベース・ポイント）並びに減損貸付金及び90日以上期日経過（減損が生じていないもの）（5ベース・ポイント）の両方に起因していた。ストレスの発生は、COVID-19のパンデミックの影響によるものであった。

減損貸付金の増加により、減損エクスポージャー総額が総貸付金に占める割合は、2019年度下半期から5ベース・ポイント上昇の0.30パーセントであった。2020年3月31日現在、減損エクスポージャー引当金総額が減損エクスポージャー総額に占める割合は50.1パーセントであった一方、一括評価引当金が信用リスク調整後資産に占める割合は上昇し、140ベース・ポイント（2019年度下半期比で45ベース・ポイントの上昇）となった。

引当金の水準は、パンデミックの予想される影響によって、2019年度下半期から1,867百万豪ドル増加し、1,581百万豪ドルの増加となり、個別評価引当金は194百万豪ドル増加した。

COVID-19のパンデミックがオーストラリアの経済及び当行グループに及ぼす影響は、依然として不確実である。影響の深刻度は、蔓延の程度及び期間、顧客の反応、資本市場の反応、並びに政府及び中央銀行の対応に左右される。

最も深刻な影響を受ける顧客（消費者、企業及び機関投資家全体）は、社会的距離戦略、旅行及びサプライチェーンの混乱による影響を受ける業界、並びにこれらに隣接する業界となることが予想される。多大な影響を受ける業界には、サービス業（パブ及びクラブ、カフェ及びレストラン）、航空業及び関連インフラ、旅行関連の業界、小売業（百貨店、被服、自動車等）、卸売業、並びに製造業が含まれる。

最も重大な二次影響は、キャッシュ・フローの減少（減額、拒否又は債務不履行による）によって商業用不動産及び建設（投資の中断及び/又は削減）におけるものである。

ポートフォリオ・セグメント

機関投資家セグメントでは、COVID-19のパンデミックの初期段階からストレスを受けたエクスポージャーのわずかな増加が見られ始め、ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年度下半期から50ベース・ポイント上昇の1.18パーセントであった。パンデミックの管理が展開していくにつれ、当行は、ストレスを受けたエクスポージャーの増加についてポートフォリオを引き続き監視する。

商業用不動産部門は、引き続き好成績を収め、2020年3月31日現在のストレスは、23ベース・ポイント増の1.8パーセントであった。当該ストレスについては、最近の期間において緩やかな上昇傾向が見られる。しかしながら、依然として長期平均をはるかに下回った状態である。

中小企業ポートフォリオでは、ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は増加し、3.02パーセントとなった（2020年度下半期比で26ベース・ポイント増）。これは複数の業界で見られ、最大の増加は、小売業及び自動車販売店、並びに商業用不動産で見られた。

ニュージーランド企業ポートフォリオでは、上記のエクスポージャーを主因としてストレスは増加し、減損エクスポージャー総額がコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、2019年度下半期から36ベース・ポイント上昇の0.59パーセントであった。

オーストラリアの抵当権付住宅ローンの90日以上延滞は、当行の顧客サポート業務の問合せ数が大幅に増加したことを受けて、2020年度上半期は、2019年度下半期から6ベース・ポイント増の0.94パーセントであった。オーストラリアの抵当権付住宅ローンの財務的困難手当の申込みは、オーストラリアの夏季期間中の森林火災の影響及び顧客が2020年3月にパンデミックの救済パッケージを要求したことによる初期の影響の両方により増加した。差押物件（PIP）は、クイーンズランド州（29件減）及び西オーストラリア州（37件減）によって2019年度下半期から90件減の468件となったが、ニュー・サウス・ウェールズ州は同期間中6件増加した。2019年度上半期と比較すると、PIPは、西オーストラリア州（37件減）がニュー・サウス・ウェールズ州（15件増）及び南オーストラリア州（9件増）によって相殺されたことにより14件減少した。

実現した抵当権付住宅ローン損失は、2020年度上半期において67百万豪ドルで、これに対し、2019年度下半期は59百万豪ドルで、2019年度上半期は52百万豪ドルであった。

その他消費者向け貸付の90日以上延滞は、2019年度下半期からは25ベース・ポイント増の1.94パーセントで、2019年度上半期からは14ベース・ポイント増であった。ポートフォリオのサイズの縮小は、当該増加のうち約8ベース・ポイントに寄与した。90日以上延滞の最大の増加は、個人向け貸付及びクレジットカード・ポートフォリオにおけるものであった。その他消費者向け貸付の延滞の残りの成長は、顧客サポートの混乱に関連するものであった。

ニュージーランドのその他消費者向け貸付の90日以上延滞は、主にバランスシートの縮小及び財務的困難手当を付与された顧客について延滞の測定方法が変更されたことを主因として、2019年度下半期から77ベース・ポイント増の1.59パーセントであった。

引当金

当期間中の引当金は、2019年度下半期から1,867百万豪ドル増の5,791百万豪ドルとなり、以下を伴った。

- ・貸付金及び信用コミットメントの一括評価引当金は、2019年度下半期から1,659百万豪ドル増加し、2020年度上半期は5,160百万豪ドルであった。この引当金の増加は、引当金の計算における更新された将来的に予想される経済インプット、ダウンサイドの経済シナリオのウェイトの増加、COVID-19のパンデミックの予想される影響によるオーバーレイ引当金の増加を主因とするものであり、1,581百万豪ドルの増加となった。78百万豪ドルの一括評価引当金のその他の変動は、ストレスのわずかな上昇によるものであった。
- ・個別評価引当金は、取引及び製造業における3件の大規模な顧客の格下げ、インスティテューショナル・バンクにおける2名の顧客及びニュージーランドにおける1名の顧客を主因とする減損エクスポージャーの増加により、194百万豪ドル増の606百万豪ドルであったが、これは、オーストラリアの無担保ポートフォリオにおける回収の増加によって相殺された。

信用度の主要な指標

	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在
ストレスを受けたエクスポージャーがTCEに占める割合 (信用度別)			
減損	0.20%	0.17%	0.17%
90日以上期日経過(減損が生じていないもの)	0.50%	0.48%	0.43%
監視対象及び基準以下	0.62%	0.55%	0.50%
ストレスを受けたエクスポージャー合計	1.32%	1.20%	1.10%
企業及び機関投資家の減損エクスポージャー総額がTCEに 占める割合			
オーストラリア企業	0.71%	0.61%	0.59%
ニュージーランド企業	0.59%	0.23%	0.41%
機関投資家	0.08%	0.03%	0.05%
抵当権付住宅ローンの90日以上の延滞			
当行グループ全体	0.87%	0.82%	0.75%
オーストラリア	0.94%	0.88%	0.82%
ニュージーランド	0.27%	0.13%	0.14%
その他消費者向け貸付の90日以上の延滞			
当行グループ全体	1.94%	1.69%	1.80%
オーストラリア	1.97%	1.77%	1.87%
ニュージーランド	1.59%	0.82%	1.02%
その他¹			
減損エクスポージャー総額が総貸付金価額に占める割合	0.30%	0.25%	0.24%
減損エクスポージャー引当金総額が減損エクスポージャー総額 に占める割合	50.09%	44.92%	45.74%
貸付引当金合計が総貸付金価額に占める割合	80bps	54bps	56bps
一括評価引当金が信用リスク調整後資産に占める割合	140bps	95bps	98bps
引当金合計が信用リスク調整後資産に占める割合	157bps	107bps	110bps
貸付減損費用が年率換算した平均総貸付金価額に占める割合	62bps	13bps	9bps
貸倒償却額(純額)が年率換算した平均総貸付金価額に占める 割合	12bps	15bps	12bps

1 平均は6か月を基準とする。

減損エクスポージャー総額の推移

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
期首残高	1,763	1,749	1,416	1	25
個人による運用 (新規分及び増加分)	897	550	519	63	73
貸倒償却額	(537)	(655)	(499)	(18)	8
正常債権に戻ったもの又は 返済済み	(516)	(447)	(378)	15	37
ポートフォリオによる運用(新規 分/増加分/正常化/返済済み)	572	565	701	1	(18)
為替レート及びその他調整	(25)	1	(10)	大	150
期末残高	2,154	1,763	1,749	22	23

貸借対照表及び資金調達

貸借対照表

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在 豪ドル	2019年 9月30日現在 豪ドル	2019年 3月31日現在 豪ドル	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
資産					
現金及び中央銀行預け金	45,815	20,059	19,486	128	135
支払担保金	5,339	5,930	6,103	(10)	(13)
トレーディング目的有価証券、損益 計算書を通じて公正価値(FVIS)で 測定する金融資産及び投資有価証券	112,069	105,182	97,843	7	15
金融派生商品	56,661	29,859	21,765	90	160
貸付金	719,678	714,770	714,297	1	1
生命保険に関する資産	2,574	9,367	9,374	(73)	(73)
その他の資産	25,526	21,459	22,194	19	15
資産合計	967,662	906,626	891,062	7	9
負債					
受入担保金	12,728	3,287	1,889	大	大
預金及びその他の借入金	582,920	563,247	555,007	3	5
その他の金融負債	33,996	29,215	29,013	16	17
金融派生商品	48,089	29,096	23,384	65	106
発行済債券	185,835	181,457	188,759	2	(2)
生命保険債務	604	7,377	7,503	(92)	(92)
借入資本	25,807	21,826	16,736	18	54
その他の負債	10,037	5,614	4,836	79	108
負債合計	900,016	841,119	827,127	7	9
株主持分					
ウエストパック・バンキング・コー ポレーション(WBC)所有者に帰属 する株主持分合計	67,590	65,454	63,884	3	6
非支配株主持分	56	53	51	6	10
株主持分合計	67,646	65,507	63,935	3	6
平均残高					
資産合計	912,364	902,253	887,154	1	3
貸付金及びその他の債権	700,256	694,373	696,112	1	1
株主持分合計	67,678	64,126	63,400	6	7

2020年度上半期 - 2019年度下半期

2020年度上半期の当行グループの貸付金の増加は、オーストラリアの住宅ローンが35億豪ドル減少したため、抑制された。COVID-19の発生を受けて、2020年3月には預金が急増し、政府機関及び法人顧客が追加で流動性を保有することになった。その結果、当行グループが保有する現金を中心とした流動性資産も増加し、LCRIは2019年度下半期の127パーセントから2020年度上半期には154パーセントとなった。

当上半期中の主要な変動には以下が含まれていた。

資産

- ・現金及び中央銀行預け金は、この形態により保有されている流動性資産の増加を反映して、258億豪ドル（128パーセント）増加した。
- ・トレーディング目的有価証券、FVISで測定する金融資産及び投資有価証券は、この形態により保有されている残高の増加を反映して、69億豪ドル（7パーセント）増加した。
- ・金融派生商品関連の資産は、クロスカレンシー・スワップ及び外貨先渡契約の変動を主因として268億豪ドル（90パーセント）増加した。
- ・貸付金は、49億豪ドル（1パーセント）増加した。上記「貸付金」を参照のこと。
- ・2020年度上半期の生命保険に関する資産は、非連結ファンドへの移行を主因として、68億豪ドル（73パーセント）減少した。
- ・その他の資産は、AASB第16号の適用を主因として、41億豪ドル（19パーセント）増加した。

負債

- ・受入担保金は、担保にされた金融派生商品関連の資産純額が増加したことを主因として、94億豪ドル増加した。
- ・預金及びその他の借入金は、197億豪ドル（3パーセント）増加した。上記「預金及びその他の借入金」を参照のこと。
- ・その他の金融負債は、現先取引にて売却された有価証券が増加したことを主因として、48億豪ドル（16パーセント）増加した。
- ・金融派生商品関連の負債は、クロスカレンシー・スワップ及び外貨先渡契約の変動により、190億豪ドル（65パーセント）増加した。
- ・発行済債券は、44億豪ドル（2パーセント）増加した（外貨換算の影響を除外した場合は、81億豪ドル（4パーセント）減）。下記「資金調達及び流動性リスクの管理」を参照のこと。
- ・2020年度上半期の生命保険に関する負債は、非連結ファンドへの移行を主因として、68億豪ドル（92パーセント）減少した。
- ・借入資本は、Tier 2の資本証券15億米ドルが発行されたこと並びに外貨換算及び公正価値によるヘッジ取引の影響20億豪ドルを主因として、40億豪ドル（18パーセント）増加した。
- ・その他の負債は、AASB第16号の適用及び引当金の15億豪ドルの増加を主因として、44億豪ドル（79パーセント）増加した。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分は、新規株式発行、2019年度の期末配当金株式再投資制度(DRP)及び利益剰余金による28億豪ドル(当期中の配当金支払額により部分的に相殺された。)を反映して、21億豪ドル(3パーセント)増加した。

2020年度上半期 - 2019年度上半期

2020年度上半期の当行グループの貸付金の増加は、オーストラリアの住宅ローンが15億豪ドル減少したため、抑制された。COVID-19の発生を受けて、2020年3月には預金が急増し、政府機関及び法人顧客が追加で流動性を保有することになった。その結果、当行グループが保有する現金を中心とした流動性資産も増加し、LCRIは2019年度上半期の138パーセントから2020年度上半期には154パーセントとなった。

主要な変動には以下が含まれていた。

資産

- ・現金及び中央銀行預け金は、この形態により保有されている流動性資産の増加を反映して、263億豪ドル(135パーセント)増加した。
- ・トレーディング目的有価証券、FVISで測定する金融資産及び投資有価証券は、この形態により保有されている残高の増加を反映して、142億豪ドル(15パーセント)増加した。
- ・金融派生商品関連の資産は、クロスカレンシー・スワップ及び外貨先渡契約の変動を主因として、349億豪ドル(160パーセント)増加した。
- ・貸付金は、54億豪ドル(1パーセント)増加した。上記「貸付金」を参照のこと。
- ・生命保険に関する資産は、2020年度上半期中における非連結ファンドへの移行を主因として、68億豪ドル(73パーセント)減少した。
- ・その他の資産は、AASB第16号の適用を主因として、33億豪ドル(15パーセント)増加した。

負債

- ・受入担保金は、担保にされた金融派生商品関連の資産純額が増加したことで、108億豪ドル増加した。
- ・預金及びその他の借入金は、279億豪ドル(5パーセント)増加した。上記「預金及びその他の借入金」を参照のこと。
- ・その他の金融負債は、現先取引にて売却された有価証券及びショートで売却された有価証券の増加を主因として、50億豪ドル(17パーセント)増加した。
- ・金融派生商品関連の負債は、クロスカレンシー・スワップ及び外貨先渡契約の変動により、247億豪ドル(106パーセント)増加した。
- ・発行済債券は、29億豪ドル(2パーセント)減少した(外貨換算の影響を除外した場合は、205億豪ドル(11パーセント)減)。下記「資金調達及び流動性リスクの管理」を参照のこと。
- ・生命保険に関する負債は、2020年度上半期中における非連結資産への移行を主因として、69億豪ドル(92パーセント)減少した。

- ・借入資本は、Tier 2 資本証券65億豪ドルの発行並びに外貨換算及び公正価値によるヘッジ取引の影響28億豪ドルを主因として、91億豪ドル（54パーセント）増加した。
- ・その他の負債は、AASB第16号の適用及び引当金の19億豪ドルの増加を主因として、52億豪ドル（108パーセント）増加した。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分は、新規株式発行、2019年度の間配当金株式再投資制度（DRP）及び期末配当金株式再投資制度（DRP）並びに利益剰余金による28億豪ドル（当期中の配当金支払額により部分的に相殺された。）を反映して、37億豪ドル（6パーセント）増加した。

資金調達及び流動性リスクの管理

流動性リスクは、当行グループが資産の資金調達及び満期を迎えた債務の履行を行うことができないリスクである。このタイプのリスクは、預金者と借り手の間の仲介者として、すべての銀行に内在するものである。当行グループは、あらゆる市況（当行特有及び市場全体に係るストレス・シナリオを含む。）において、そのキャッシュ・フロー債務を履行し、LCR及びNSFRの規制要件を満たすことを目指し、流動性リスク管理の枠組みを有している。

2020年1月以降、COVID-19が世界経済に与えた課題は、金融市場が混乱状態に陥る速度及び程度、並びに銀行が常に十分な流動性を維持することの重要性を浮き彫りにした。当行グループは、この危機に先立ち、規制上の最低値を優に上回る水準で資金調達及び流動性の指標を維持してきたことから、これらの課題に対する備えが十分であることを確信している。2020年3月31日現在、当行グループのLCRは154パーセントであり、NSFRは117パーセントであったところ、規制上の最低基準は、それぞれ100パーセントであった。

2020年3月19日、準備銀行は、金融市場への流動性の供給及び銀行による企業への信用供与の支援を目的とした広範な措置を発表した。これらの措置には、現金金利の引下げだけでなく、日々の市場操作を通じて金融システムに流動性を追加投入すること、流通市場でオーストラリア国債を購入すること、為替決済残高の金利の引上げ及びターム物資金調達ファシリティ（「TFF」）の導入等が含まれていた。

TFFの主な目的は、オーストラリア企業への融資を支援することである。総計で、ADIは、TFFに基づき、各ADIの当初引当金に追加引当金を加えた少なくとも900億豪ドルを利用することができる。当該ファシリティの条件に基づく当行の当初引当金は179億豪ドルであり、2020年9月30日まで引き出すことができる。追加引当金は、2020年1月31日に終了する四半期から2021年1月31日に終了する四半期までにADIが大企業及び中小企業の両方に提供した融資の増加に基づき、2021年3月31日まで引き出すことができる。

ADIは、TFFを通じ、最大3年間、25ベーシス・ポイントの固定金利で資金の提供を受ける。TFFを利用するためには、ADIは、自社証券化抵当権付き住宅ローン証券を含む適格担保に質権を設定しなければならない。

TFFに対する規制アプローチに基づき、ADIが十分な未引当担保を有する限りにおいて、当初引当金及び追加引当金をLCR及びNSFRの計算に含めることができる。当行は、2020年3月31日のLCR及びNSFRの計算にその当初引当金の全額を含めている。

流動性

当行グループは、流動性にストレスがかかる時期に備えてバッファーを提供する、流動性の供給源を多数有している。これらには質の高い流動性資産（「HQLA」）及び約定付流動性ファシリティ（「CLF」）が含まれており、当行グループのLCRの要件を満たすために利用されている。当行グループはまた、非HQLA及び一定の条件に基づき中央銀行における買戻し可能なその他の資産を利用することもできる。

- ・2020年3月31日現在、当行は1,210億豪ドル（2019年9月30日：899億豪ドル）のHQLAを所有していた。HQLAには、現金、中央銀行預金、政府証券及びその他オーストラリア準備銀行（「RBA」）における買戻し可能な質の高い証券が含まれる。HQLAのポートフォリオは、当行グループのリスク選好の範囲内かつ規制要件内で管理されている。
- ・APRAより承認された、当行の2020暦年についてのCLFの割当は、520億豪ドルであった（2019暦年：540億豪ドル）。CLFとは、流動性にストレスがかかる時期を通じ、質の高い担保により担保された資金を提供するためのRBAによる誓約である。ADIは、オーストラリアにおける国債の数量が限られていることを前提として、LCRの要件を満たすため、この誓約を重視している。ADIは、CLFを利用するにあたり、適格性条件を満たさなければならず、承認された未使用ファシリティについて、RBAに対して手数料を支払わなければならない。2020年1月1日、RBAは手数料を（15ベース・ポイントから）17ベース・ポイントに値上げしており、さらに2021年1月1日には20ベース・ポイントまで値上げする予定である。
- ・当行グループはまた、RBAにおける買戻し可能な非HQLA流動性資産のポートフォリオを保有している。これには、民間証券及び自社発行AAA格付抵当権付き住宅ローン証券が含まれる。

2020年3月31日現在、当行グループの無担保流動性資産は1,999億豪ドル（2019年9月30日：1,699億豪ドル）であった。

LCR

LCRは、銀行の短期間における強靱性を高め、これにより銀行に対し、監督機関によって定義される深刻なストレス・シナリオに30日間耐えうる十分な質の高い流動性資産（HQLA）を保有することを義務付けるものである。HQLAに加え、当行を含むオーストラリアのADIは、LCRの要件を満たすため、上記のとおりCLFを利用することもできる。

スポット・ベースで計算した2020年3月31日の当行のLCRは、154パーセント（2019年9月30日：127パーセント）であった。当行のTFFの引当金を含めることにより、この比率は14パーセント・ポイント上昇した。当行グループのLCRのその他の変動は、当半期中に、現金流出純額（NCO）が102億豪ドル増加した一方で、HQLAが311億豪ドル増加したことを反映したものである。

NSFR

NSFRは、より長期にわたる銀行による資金調達の強靱性を高めることを目的とするものである。これを遵守するため、銀行は、常時100パーセント以上のNSFRを維持することを義務付けられている。当行の2020年3月31日現在のNSFRは、117パーセント（2019年9月30日：112パーセント）であった。当行のTFFの引当金を含めることにより、この比率は2パーセント・ポイント上昇した。当半期中の当行グループのNSFRのその他の変動は、主に、利用可能な安定調達額が、預金（90億豪ドル増）、大口資金調達（90億豪ドル増）及びその他（30億豪ドル増）により、210億豪ドル増加したことを反映したものである。所要安定調達額は、TFFの影響を除外した場合は20億豪ドル増加した。

資金調達

当行グループは、資金調達をリスク選好の範囲内で維持できるよう、その構成及び安定性を監視している。これには、LCR及びNSFRの双方を遵守することが含まれる。当行グループの資金調達構成は、当半期を通じてほとんど変化しなかった。

顧客預金

2020年3月31日現在、顧客預金は当行グループの資金調達総額の62.7パーセントを占め、2019年9月30日（62.5パーセント）と比較して20ベース・ポイント増加した。当半期中の顧客預金の増加は、豪ドルの下落に伴う外貨大口残高の増加を一部の要因として、他の資金調達源と同水準となった。

長期大口資金調達

2020年3月31日現在、長期大口資金調達は当行グループ全体の資金調達総額の16.3パーセントを占めており（2019年9月30日：16.6パーセント）、証券化はさらに1.1パーセントを占めている（2019年9月30日：1.0パーセント）。

2020年度上半期、当行グループは新たな長期大口資金調達により129億豪ドルを調達した。当行グループは、発展的な市場環境を利用して、ほぼすべての資金調達を2020暦年の初めに行った。このため当行グループは、COVID-19のパンデミックにより状況が大幅に悪化したことを受けて、当半期後半はグローバル市場から撤退することが可能となった。

当行の新規発行は主に、無担保シニア債（56億豪ドル）、カバード債（26億豪ドル）、抵当権付き住宅ローン証券（25億豪ドル）及びTier 2 資本証券（22億豪ドル）であった。米ドル市場における2020年初めの有利な価格設定を受けて、当行グループの新たな長期大口資金調達の77パーセントが米ドル発行によるものとなった。当行は引き続き、米ドル市場でSEC登録債を発行できる唯一のオーストラリアの大手銀行であり、特にSEC登録債以外の債券と比較して優れた流動性を生み出すことがメリットであると当行は考えている。

2020年度上半期中、新たに発行した長期債券の満期までの加重平均残存期間（証券化を除く。）は5.2年で、2019年度通年（6.0年）と比べ若干短くなった。

短期大口資金調達

資金調達総額に占める短期大口資金調達の比率は、当半期を通じて変わらず12.1パーセントであった。短期ポートフォリオ（長期から短期にスクロールされたものを含む。）は1,049億豪ドル（2019年9月30日：1,012億豪ドル）であり、満期までの加重平均残存期間は136日であった。

流動性カバレッジ比率

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
質の高い流動性資産 (「HQLA」) ¹	121,017	89,883	79,701	35	52
約定付流動性ファシリティ (「CLF」) ²	52,000	54,000	54,000	(4)	(4)
ターム物資金調達ファシリティ (「TFF」) ³	17,897	-	-	-	-
LCR流動性資産合計	190,914	143,883	133,701	33	43
APRAが定義する30日間のモデル・ストレス・シナリオにおけるキャッシュ・アウトフロー					
顧客預金	85,922	74,860	65,819	15	31
大口資金調達	12,639	14,544	11,741	(13)	8
その他フロー ⁴	25,036	23,986	19,482	4	29
合計	123,597	113,390	97,042	9	27
LCR⁵	154%	127%	138%	大	大

1 LCRの分子にHQLAとして含めるためのAPRAの基準を満たす資産。

2 RBAは、オーストラリアの認可預金受入機関（「ADI」）に対し、適格条件に従うことを条件として、APS210の流動性規定に基づくLCR要件を満たすために利用可能なCLFを提供している。

3 適格条件に従うことを条件として、オーストラリアの事業者への貸付を支援するため、オーストラリアのADIに対し、現先取引を通じた3年間のターム物資金調達を提供するRBAが設立したファシリティ。

4 その他フローは、信用及び流動性ファシリティ、担保アウトフロー並びに顧客からの流入が含まれる。

5 スポット・ベースで計算される。

安定調達比率

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
利用可能な安定調達額	627,676	606,774	606,217	3	4
所要安定調達額	536,601	543,958	536,414	(1)	-
安定調達比率	117%	112%	113%	大	396bps

残存期間別資金調達

	2020年3月31日現在		2019年9月30日現在		2019年3月31日現在	
	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)
大口資金調達						
6か月未満	49,097	5.7	45,334	5.4	58,244	7.0
6か月以上12か月未満	17,301	2.0	25,566	3.1	22,860	2.8
短期に対する長期スク ロール ¹	38,539	4.4	30,255	3.6	32,375	3.9
大口資金調達 - 残存期間 12か月未満	104,937	12.1	101,155	12.1	113,479	13.7
証券化	9,523	1.1	8,190	1.0	9,472	1.1
12か月超	140,974	16.3	139,328	16.6	132,089	15.9
大口資金調達 - 残存期間 12か月超	150,497	17.4	147,518	17.6	141,561	17.0
顧客預金	543,801	62.7	524,516	62.5	511,643	61.6
エクイティ²	67,604	7.8	65,785	7.8	64,347	7.7
資金調達合計	866,839	100.0	838,974	100.0	831,030	100.0

1 スクロールは、当初の満期が12か月超で、現在の残存期間が12か月未満の大口資金調達を表している。

2 株式資本総額、株式報酬に関する積立金及び利益剰余金を含む。

預金が貸付金純額に占める割合

	2020年3月31日現在		2019年9月30日現在		2019年3月31日現在	
	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)	(百万豪ドル)	全体に占める 割合(%)
顧客預金	543,801		524,516		511,643	
貸付金純額	719,678	75.6	714,770	73.4	714,297	71.6

資金調達面からの貸借対照表

(単位：百万豪ドル)	流動性資産 合計	顧客預金	大口 資金調達	顧客フラン チャイズ	市場在庫	合計
2020年3月31日現在						
資産合計	199,949	-	-	673,994	93,719	967,662
負債合計	-	(543,801)	(255,434)	-	(100,781)	(900,016)
株主持分合計	-	-	-	(67,604)	(42)	(67,646)
合計	199,949	(543,801)	(255,434)	606,390	(7,104)	-
貸付金純額¹	63,189	-	-	656,489	-	719,678
2019年9月30日現在						
資産合計	169,871	-	-	670,261	66,494	906,626
負債合計	-	(524,516)	(248,673)	-	(67,930)	(841,119)
株主持分合計	-	-	-	(65,785)	278	(65,507)
合計	169,871	(524,516)	(248,673)	604,476	(1,158)	-
貸付金純額¹	59,278	-	-	655,492	-	714,770
2019年3月31日現在						
資産合計	151,588	-	-	679,713	59,761	891,062
負債合計	-	(511,643)	(255,040)	-	(60,444)	(827,127)
株主持分合計	-	-	-	(64,347)	412	(63,935)
合計	151,588	(511,643)	(255,040)	615,366	(271)	-
貸付金純額¹	49,151	-	-	665,146	-	714,297

1 貸付金純額における流動性資産には、RBA及びRBNZとの現先取引に適格な、内部で担保を供された資産が含まれる。

資本及び配当

	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
レベル2 規制資本構造					
控除後の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 (百万豪ドル)	47,982	45,752	44,680	5	7
リスク調整後資産 (RWA) (百万豪ドル)	443,905	428,794	419,819	4	6
CET 1 資本比率	10.81%	10.67%	10.64%	14bps	17bps
その他Tier 1 資本比率	2.13%	2.17%	2.20%	(4bps)	(7bps)
Tier 1 資本比率	12.94%	12.84%	12.84%	10bps	10bps
Tier 2 資本比率	3.35%	2.79%	1.78%	56bps	157bps
規制資本比率合計	16.29%	15.63%	14.62%	66bps	167bps
APRAレバレッジ比率¹	5.66%	5.68%	5.72%	(2bps)	(6bps)
レベル1 規制資本構造					
控除後のCET 1 資本 (百万豪ドル)	48,482	46,380	43,850	5	11
リスク調整後資産 (百万豪ドル)	437,137	422,475	409,231	3	7
レベル1 CET 1 資本比率	11.09%	10.98%	10.72%	11bps	37bps

1 Tier 1 資本を「エクスポーズド・メジャー」で除して百分率で表したものの。「エクスポージャー・メジャー」とは、オンバランスシート・エクスポージャー、デリバティブ・エクスポージャー、有価証券資金調達取引エクスポージャー及びその他オフバランスシート・エクスポージャーの合計をいう。

資本に関するAPRAの発表

APRAは、COVID-19後の現在の経済情勢への対応の一環として、銀行資本に対する期待を調整した。2020年3月19日、APRAは、COVID-19がもたらした混乱期において、銀行がCET 1について10.5パーセントの「疑いなく強力なベンチマーク」を満たしていない場合、APRAは懸念しないと発表した。銀行は、現行の規制要件（現在、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）¹については8.0パーセント以上）を上回っている限り、現行のその資本バッファを使用することができる。APRAはまた、少なくとも12か月間、「疑いなく強力な」ベンチマークを復活させることを想定していないことを示した。これを受けて当行は、以下に示す資本管理戦略を更新した。

APRAはまた、バーゼルIII資本改革の実施を2023年1月までの1年間延期し、支払延期を可能とするCOVID-19救済パッケージのリスク調整後資産の計算の修正を発表した。これらのCOVID-19パッケージは、その提供されるタイミング上、2020年3月31日現在のリスク調整後資産には影響を与えていないが、今後影響を与える可能性がある。

APRAの規制変更の詳細については、本書の第一部 第1章「主な変更事項」に記載されている。

¹ APRAは、各ADIに対しより厳格なCET 1要件を課す場合がある。

資本管理戦略

当行の資本管理アプローチは、当行がADIとして適切な自己資本を維持することを保証するというものである。当行はその資本管理へのアプローチについて、自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・規制上の最低値、資本バッファ及び不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定
- ・規制資本と経済的資本の両方の要件の検討
- ・不利な経済シナリオの影響を組み込んだ自己資本測定、カバレッジ及びその他の要件に取り組むストレス・テストの枠組み、並びに
- ・格付機関、株式投資家及び債券投資家等の外部の利害関係者の観点の考慮

COVID-19がもたらした混乱期間中、当行は、資本に関して以下の原則に従って事業活動を行うことを目指す。

- ・資本力維持を優先する。
- ・APRAのガイダンスに従い、「疑いなく強力な」バッファの一部を利用し、規制上の最低値を超えるバッファを維持するよう努める。
- ・信用の質のさらなる低下を吸収するために資本を留保し、このストレスの期間及び深さに関する不確実性が高いことを認識する。
- ・顧客への融資を支援するため、資本の融通を許可する。

以下の原則が考慮される。

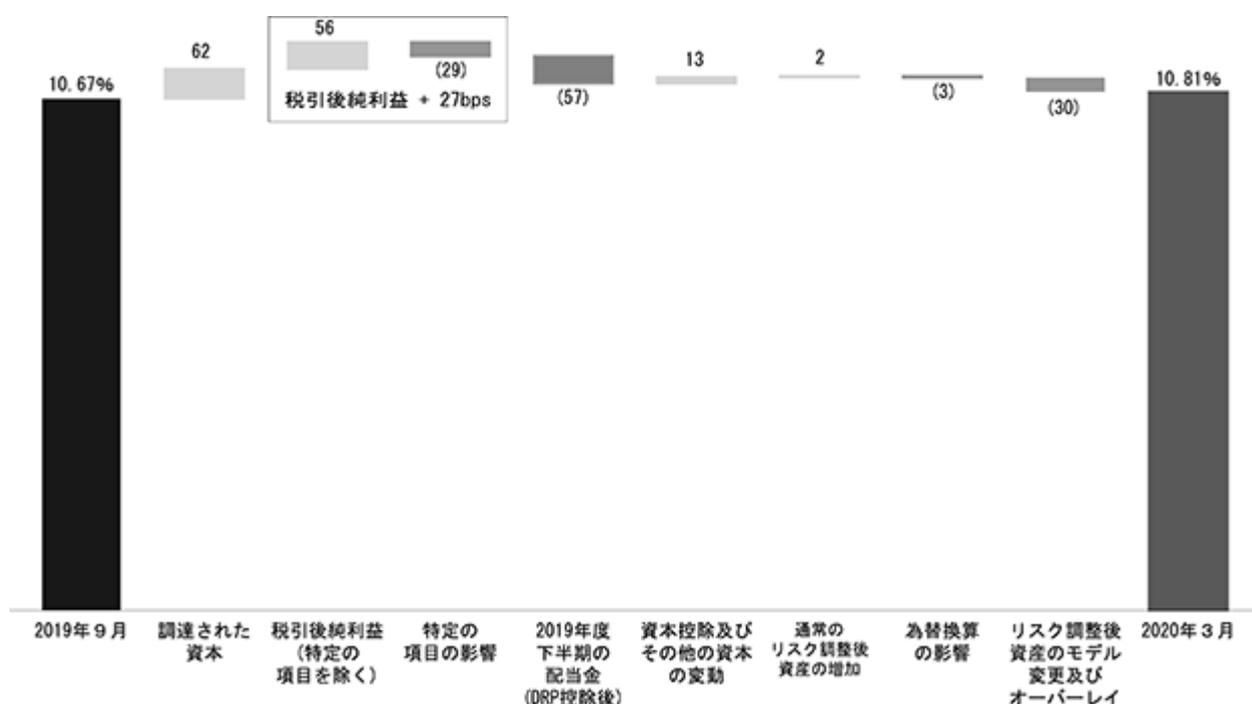
- ・ 現行の規制資本の最低値及び資本保全バッファ（CCB）。これらは合わせてCET 1 全要件を成す。上記に従って、当行に課されるCET 1 全要件は、CET 1 要件の業界最低基準である4.5パーセントに、D-SIBに適用される3.5パーセント以上の資本バッファを加算し、8.0パーセント以上となる^{1、2}。
- ・ 景気後退時に対する適切なバッファを調整するための、ストレス・テスト。
- ・ 半期ごとの通常の配当金の支払いを要因とする資本比率の四半期ごとのボラティリティー。

当行は、必要とされる資本再構築の時期に関するAPRAの期待及びAPRAによる自己資本比率の枠組みの見直しの完了を考慮の上、COVID-19の中長期的な影響が明らかとなった時点で、目標資本水準を修正する予定である。

1 APRAは、各ADIに対しより厳格なCET 1 要件を課す場合がある。

2 ADIのCET 1 比率がCET 1 全要件（8パーセント以上）を下回る場合、当該ADIは、AT 1 資本商品の配当、分配金支払及び社員変動賞与等の収益分配に関する制限に直面する。

2020年度上半期におけるCET 1 資本比率の変動



2020年3月31日現在の当行のCET 1 資本比率は、10.81パーセントであった。CET 1 比率は、上半期における機関投資家向け募集及び株式購入制度（これにより合わせて28億豪ドルの資本を調達した。）及び税引後純利益を反映して2019年9月30日より14ベース・ポイント上昇し、一部は2019年度の期末配当金の支払い及びリスク調整後資産の増加により相殺された。

2020年度上半期の税引後純利益は、1,190百万豪ドル（27ベース・ポイントの増加）であった。税引後純利益には、当行がCOVID-19のパンデミックにより被る信用損失を見込んだ税引後1,107百万豪ドルの追加減損費用が含まれている。COVID-19に関連する減損引当金の増加によるCET 1 資本比率への正味の影響は、税引後純利益への影響、規制上の予想損失控除額のゼロへの減少及び繰延税金資産に対する控除額の増加を反映して、11ベース・ポイントの減少となっている。税引後純利益はまた、AUSTRAC手続きに関連する追加引当金及び費用、並びに予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟の増加（合計で税引後1,285百万豪ドル、29ベース・ポイントの影響）の影響も受けた。

当上半期中の主要な変動は、以下の通りである。

- ・当上半期を通じ、合計で28億豪ドルの資本調達（62ベース・ポイントの増加）。
- ・2020年度上半期の税引後純利益（27ベース・ポイントの増加）。
- ・2019年度の期末配当金（配当金株式再投資制度(DRP)関連の株式の発行を控除後）の支払い（57ベース・ポイントの減少）。
- ・資本控除及びその他の資本の変動（13ベース・ポイントの増加）。これは主に、COVID-19に関連する減損引当金の増加の影響により、規制上の予想損失控除額がゼロに減少したこと（25ベース・ポイントの増加）、及び繰延税金資産に対する控除額が増加したこと（13ベース・ポイントの減少）を反映している。その他の資本項目は、1ベース・ポイントの増加であった。
- ・通常のリスク調整後資産の増加（モデル変更、オーバーレイ及び外貨換算の前）は、この期間にわずかに減少した（2ベース・ポイントの増加）。
- ・豪ドルに対するニュージーランド・ドル高による外貨換算の影響（3ベース・ポイントの減少）。¹

リスク調整後資産モデルの変更及びオーバーレイによりリスク調整後資産は123億豪ドル増加し、CET 1 資本比率は30ベース・ポイント減少した。これは、主に次の要因によるものであった。

- ・AUSTRACの訴状に従ってAPRAが賦課したオペレーショナル・リスク資本の上乗せ500百万豪ドル（15ベース・ポイント減少、リスク調整後資産の62.5億豪ドル増加）。
- ・低金利により適合した新しいIRRBBモデルの導入計画によるIRRBB資本の増加。モデルが完成し承認されるまで、当行は500百万豪ドル（15ベース・ポイント減少、リスク調整後資産の62.5億豪ドル増加）のIRRBB資本の上乗せを含める予定である。
- ・その他の資産リスク計算における2019年10月1日以降のAASB第16号リース方式の適用（8ベース・ポイント減少、リスク調整後資産の33億豪ドル増加）。
- ・オーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオ及びニュージーランドの住宅ローンのセグメントのモデル変更（8ベース・ポイント増加、リスク調整後資産の35億豪ドル減少）。

2020年度上半期のその他Tier 1 及びTier 2 資本の変動

当上半期中、当行は15億米ドルのTier 2 資本商品（49ベース・ポイント増）を発行し、12.5億人民元のTier 2 資本商品を償還した（6ベース・ポイント減）。新規発行額の増加は、APRAが2024年1月1日までに満たす必要のある総資本額要件の増額に対応したものである。

レバレッジ比率

レバレッジ比率は、エクスポージャーに対するTier 1 資本の金額を示している²。2020年3月31日現在の当行のレバレッジ比率は、2019年9月30日から2 ベーシス・ポイント低下し5.66パーセントであった。

1 外貨換算積立金及びリスク調整後資産の変動への正味の影響を反映している。

2 APS110別紙Dの「自己資本比率」の定義に基づく。

国際的に比較可能な自己資本比率

APRAのバーゼル の自己資本比率要件は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のものより保守的であるため、報告ベースの自己資本比率は国際的な大手銀行のものを下回ることとなる。APRAは、2015年7月に調査を行い、国際的に比較可能な自己資本比率を測定するためのそのメソドロジーの概要を示した。

下表は、当該メソドロジーに沿って当行グループの報告ベースの自己資本比率を計算したものである。

	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率（%）	2019年3月- 2020年3月の 増減率（%）
国際的に比較可能な自己資本比率					
CET 1 資本比率	15.81%	15.85%	16.17%	(4bps)	(36bps)
Tier 1 資本比率	18.55%	18.64%	19.07%	(9bps)	(52bps)
規制上の資本比率合計	22.69%	22.08%	21.25%	61bps	144bps
レバレッジ比率	6.28%	6.36%	6.39%	(8bps)	(11bps)

リスク調整後資産 (RWA)

(単位: 百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
信用リスク:					
法人 ¹	78,288	74,807	73,551	5	6
法人向け貸付 ²	34,493	35,470	35,294	(3)	(2)
ソブリン ³	2,192	2,068	1,653	6	33
銀行 ⁴	6,956	8,339	7,066	(17)	(2)
住宅ローン	131,424	131,629	132,133	-	(1)
オーストラリアのクレジット カード	4,837	5,089	5,910	(5)	(18)
その他のリテール	11,594	12,395	13,082	(6)	(11)
中小事業 ⁵	16,812	16,090	16,092	4	4
特定貸付: 不動産及びプロ ジェクト・ファイナンス ⁶	56,004	55,262	54,833	1	2
証券化 ⁷	5,747	5,749	5,583	-	3
標準貸付	9,506	9,653	10,455	(2)	(9)
時価評価関連の信用リスク	11,289	11,313	7,110	-	59
信用リスク合計	369,142	367,864	362,762	-	2
市場リスク	8,396	9,350	8,338	(10)	1
オペレーショナル・リスク ⁸	54,093	47,680	38,641	13	40
銀行勘定内での金利リスク (IRRBB)	5,305	530	7,076	大	(25)
その他	6,969	3,370	3,002	107	132
リスク調整後資産合計	443,905	428,794	419,819	4	6

1 法人 - 通常、借り手の年間売上が50百万豪ドルを超える場合のエクスポージャー、及び法人向け貸付又は中小事業の定義に該当しないその他の事業エクスポージャーを含む。

2 法人向け貸付 - 借り手の年間売上が50百万豪ドル以下の場合であって他の項目では捉えられないエクスポージャーを含む。

3 ソブリン - 政府及び政府が所有又は支配するその他の非営利会社に対するエクスポージャーを含む。

4 銀行 - 認可銀行及び当該銀行が所有又は支配する子会社、並びに海外の中央銀行に対するエクスポージャーを含む。

5 中小事業 - プログラムで管理されている法人向け貸付のエクスポージャー。

6 特定貸付 - 不動産及びプロジェクト・ファイナンス - 特定の資産への資金提供及び/又はその運営を目的として設立され、資金を提供した当該資産からの収益以外に、借り手が他の活動又は資産から返済を行う独立した能力をほとんどあるいは全く持たない事業体に対するエクスポージャーを含む。

7 証券化 - ウエストパックがオリジネーションから投資まで幅広い活動に関与していることを反映するエクスポージャーであり、資本市場へのアクセスを望む顧客に対する証券化サービスの提供を含む。

8 オペレーショナル・リスク - 内部プロセス、人材及びシステムが不適切であること又は機能しないこと、あるいは外部の事象に起因する損失のリスクであり、法務リスクを含むが戦略リスクあるいは風評リスクは含まない。

リスク調整後資産全体では、当半期中に非信用リスクに係るリスク調整後資産の増加を主因として、151億豪ドル(3.5パーセント)の増加となった。

信用リスクに係るリスク調整後資産の13億豪ドルの増加には、以下が含まれる。

- ・消費者の債務不履行の増加を含むオーストラリアの住宅ローンにおける資産の質の変化によるリスク調整後資産の11億豪ドルの増加。
- ・リスク調整後資産の12億豪ドルの減少をもたらした、小売商品を中心とした貸付の減少。
- ・上記のモデル変更によるリスク調整後資産の35億豪ドルの減少。
- ・主に法人向け住宅ローン及びニュージーランド住宅ローンに影響を与える豪ドルに対する米ドル及びニュージーランド・ドルの高騰により、リスク調整後資産の39億豪ドルの増加をもたらした外貨換算の影響。
- ・主に法人エクスポージャー内の時価評価関連の信用リスク及びカウンターパーティ信用リスクに係るリスク調整後資産の10億豪ドルの増加。

非信用リスク調整後資産は、資本の上乗せ及び上記AASB第16号の適用の影響を主因として、138億豪ドル増加した。これらは市場リスクに係るリスク調整後資産の10億豪ドルの減少及びIRRBBに係るリスク調整後資産の金利の低下による収益の増加により一部相殺された。

自己資本比率

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在
Tier 1 資本			
CET 1 資本			
払込済普通株式	40,503	37,508	36,351
自己株式	(619)	(575)	(571)
株式報酬	1,645	1,548	1,527
外貨換算積立金	59	(199)	(331)
その他の包括利益累計額	(190)	(68)	15
非支配持分 - その他	61	58	54
利益剰余金	25,985	27,188	26,949
控除：生命保険及び損害保険会社、 ファンド管理会社並びに証券化会社 における利益剰余金	(1,326)	(1,407)	(1,289)
繰延手数料	229	267	234
CET 1 資本合計	66,347	64,320	62,939
CET 1 資本からの控除			
のれん（ファンド管理会社を除く）	(8,673)	(8,648)	(8,665)
繰延税金資産	(2,610)	(2,034)	(1,710)
生命保険及び損害保険会社、ファン ド管理会社並びに証券化会社におけ るのれん	(935)	(940)	(941)
資産計上費用	(1,656)	(1,719)	(1,778)
資産計上されたソフトウェア	(2,029)	(2,019)	(1,881)
規制上連結されない子会社への投資	(1,633)	(1,540)	(1,522)
適格引当金を超える規制上の景気後 退期の予想損失	-		(1,148)
確定給付型退職年金基金の剰余金	(80)	(73)	(66)
エクイティ投資	(327)	(425)	(482)
公正価値ポジションに対する規制上 の調整	(407)	(63)	(65)
その他のTier 1 控除	(15)	(1)	(1)
CET 1 資本からの控除合計	(18,365)	(18,568)	(18,259)
控除後のCET 1 資本合計	47,982	45,752	44,680
その他Tier 1 資本			
パーゼル に準拠している金融商品	9,473	9,299	9,216
その他Tier 1 資本合計	9,473	9,299	9,216
規制上のTier 1 資本純額	57,455	55,051	53,896

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在
Tier 2 資本			
パーゼル に準拠している金融商品	14,455	11,645	7,143
パーゼル の移行措置対象の金融商品	567	519	495
信用損失に対する適格一般積立金	79	62	66
Tier 2 資本合計	15,101	12,226	7,704
Tier 2 資本からの控除			
規制上連結されない子会社への投資	(140)	(140)	(140)
自社及び他の金融機関のTier 2 資本商品の保有	(102)	(115)	(103)
Tier 2 資本からの控除合計	(242)	(255)	(243)
規制上のTier 2 資本純額	14,859	11,971	7,461
規制上の自己資本合計	72,314	67,022	61,357
リスク調整後資産	443,905	428,794	419,819
CET 1 資本比率	10.81%	10.67%	10.64%
その他Tier 1 資本比率	2.13%	2.17%	2.20%
Tier 1 資本比率	12.94%	12.84%	12.84%
Tier 2 資本比率	3.35%	2.79%	1.78%
規制上の自己資本比率合計	16.29%	15.63%	14.62%

配当

普通株式配当 (単位：1株当たり豪セント)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間	2019年9月- 2020年3月の 増減率(%)	2019年3月- 2020年3月の 増減率(%)
中間配当(全額フランキング済)	未定	-	94	未定	未定
期末配当(全額フランキング済)	-	80	-	-	-
普通株式配当合計	未定	80	94	未定	未定
配当性向(報告ベース)	未定	77.26%	102.00%	未定	未定
調整後フランキング・ クレジット残高(百万豪ドル)	2,881	1,558	1,234	85	133
株主帰属方式税額控除(1株当たり ニュージーランド・セント)	未定	7.0	7.0	未定	未定

取締役会は、中間配当の決定を延期し、2020年6月には配当金を支払わない予定である。これは、多くの個人株主が当行の配当金に依存していることを踏まえると、困難な決定であった。

当行は、引き続き十分な引当金及び資本を有している。それにもかかわらず、取締役会は、不確実な経済状況及び営業状況、並びにこれらが今後6か月間にどのように進展するかを認識している。取締役会はまた、配当金に関するAPRAの一貫した指針を受け入れており、現時点では慎重な姿勢を示している。当行は、APRAに対し、ストレス・テスト・シナリオ及び資本状況を報告し続けている。WBCは、APRAから銀行の資本状況に関し、何らの問題報告も受けていない。取締役会は、本年中に配当金オプションの見直しを継続する予定である。

当行は引き続き、当行グループ全体の資本活用を改善する機会を評価する。スペシャリスト・ビジネスの戦略レビューでは、資本をさらに最適化する方法も検討される。スペシャリスト・ビジネスに関する情報については、本書の第一部 第11「主な変更事項」を参照のこと。

規制上の予想信用損失に係る資本控除

自己資本の適切性のため、APRAは、適格引当金を超える規制上の予想信用損失額をCET 1 資本から控除するよう求めている。下表は、当該資本控除の計算を示している。

(単位：百万豪ドル)	2020年 3月31日現在	2019年 9月30日現在	2019年 3月31日現在
適格ポートフォリオ関連引当金			
予想信用損失に対する引当金合計 (第一部 第6 1「中間財務書類」 に対する注記10)	5,791	3,924	3,997
付加：一部貸倒償却に係る引当金	41	41	94
控除：不適格引当金 ¹	(129)	(89)	(79)
適格引当金合計	5,703	3,876	4,012
規制上の景気後退期の予想損失	5,540	4,982	5,160
規制上の景気後退期の予想損失 に対する適格引当金の(超過)・ 不足	(163)	1,106	1,148
適格引当金を超える 規制上の景気後退期の予想損失のため のCET 1 資本控除²	-	(1,106)	(1,148)

1 信用リスクに対するバーゼルの標準的なアプローチの対象となるポートフォリオに関連する引当金は、不適格である。

2 規制上の予想損失は、信用リスクに対するバーゼル先進資本IRBアプローチの対象となるポートフォリオについて計算される。規制上の予想損失及び適格引当金の比較は、デフォルトしたエクスポージャー及びデフォルトしていないエクスポージャーとで区別して行う。

． キャッシュ・フロー分析

ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配会社

(単位：百万豪ドル)	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間
営業活動によるキャッシュ・フロー			
利息受取額	14,637	16,389	16,704
利息支払額	(6,183)	(7,709)	(8,777)
配当金受取額（生命保険事業を除く）	1	2	4
利息以外の収益受取額	1,947	1,568	2,297
業務費用支払額	(4,250)	(4,127)	(4,953)
法人税等支払額（生命保険事業を除く）	(1,762)	(1,529)	(1,877)
生命保険事業：			
保険契約者及び顧客からの入金	1,133	1,154	1,035
利息その他類似の項目	11	2	4
配当金受取額	182	502	51
保険契約者及びサプライヤーへの支払い	(1,189)	(1,407)	(843)
法人税等支払額	(1)	(44)	(50)
営業資産及び負債の増減考慮前の 営業活動からのキャッシュ・フロー	4,526	4,801	3,595
純（増）／減：			
支払担保金	877	371	(1,218)
トレーディング目的有価証券及び FVISで 測定する金融資産	8,114	(2,203)	(5,426)
金融派生商品	4,966	4,937	2,668
貸付金	(694)	(2,399)	(1,789)
その他の金融資産	1	570	(234)
生命保険に関する資産及び負債	(143)	(130)	(4)
その他の資産	69	(15)	2
純増／（減）：			
受入担保金	8,900	1,324	(317)
預金及びその他の借入金	12,908	8,685	(7,572)
その他の金融負債	2,627	454	1,009
その他の負債	8	3	(8)
営業活動から得た／（に使用した） 現金・預金（純額）（第一部 第 6 1「中間財務書類」に対する 注記16）	42,159	16,398	(9,294)

	2020年3月 に終了した 6か月間	2019年9月 に終了した 6か月間	2019年3月 に終了した 6か月間
(単位：百万豪ドル)			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資有価証券による収入	14,984	6,796	12,972
投資有価証券の購入	(25,568)	(10,143)	(19,384)
被支配会社の売却による収入 / (支出) (処分現金控除後)	-	-	(1)
関連会社の売却による収入	-	1	44
関連会社の取得	(2)	(9)	(16)
不動産及び設備の売却による収入	23	106	51
不動産及び設備の購入	(57)	(188)	(92)
無形資産の購入	(427)	(511)	(395)
投資活動から得た / (に使用した) 現金・預金(純額)	(11,047)	(3,948)	(6,821)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
債券発行による収入(発行費用控除後)	27,063	22,191	39,293
発行済債券の償還	(36,224)	(36,585)	(26,728)
リース債務の元本部分の支払い	(284)	-	-
借入資本の発行(発行費用控除後)	2,225	4,245	690
借入資本の償還	(251)	(11)	(1,651)
株式発行による収入	2,751	-	-
従業員オプション及び新株引受権の行使に係る株式の購入	(4)	(2)	(4)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式	(25)	-	(27)
RSP自己株式の買戻し	(44)	(3)	(66)
その他の自己株式の売却 / (買戻し) 純額	11	7	-
配当金の支払い	(2,518)	(2,080)	(2,897)
非支配株主持分(NCI)に対する配当金の支払い	(1)	-	(5)
財務活動から得た / (に使用した) 現金・預金(純額)	(7,301)	(12,238)	8,605
現金・預金及び中央銀行預け金の 純増 / (減)額	23,811	212	(7,510)
現金・預金及び中央銀行預け金の 為替相場変動による影響額	1,945	361	208
現金・預金及び中央銀行預け金の期首 残高	20,059	19,486	26,788
現金・預金及び中央銀行預け金の 期末残高	45,815	20,059	19,486

2020年度上半期 2019年度上半期

営業活動によるキャッシュ・フローは、2019年度上半期の9,294百万豪ドルのキャッシュ・アウトフローから51,453百万豪ドル増加し、42,159百万豪ドルのキャッシュ・インフローとなった。これは主に、2,095百万豪ドルの支払担保金、13,540百万豪ドルのトレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産、2,298百万豪ドルの金融派生商品、9,217百万豪ドルの受入担保金、20,480百万豪ドルの預金及びその他の借入金並びに1,618百万豪ドルのその他の金融負債並びに1,095百万豪ドルの貸付金によるアウトフローの減少によるインフローの増加によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、2019年度上半期の6,821百万豪ドルから4,226百万豪ドル増の11,047百万豪ドルであり、当該増加は、投資有価証券の購入額（純額）の増加を主因としていた。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2019年度上半期の8,605百万豪ドルのキャッシュ・インフローから15,906百万豪ドル減の7,301百万豪ドルのキャッシュ・アウトフローであった。これは主に、債券発行による収入が12,230百万豪ドル減少したこと及び発行済債券の償還が9,496百万豪ドル増加したことによるものであったが、借入資本の発行が1,535百万豪ドル増加したこと、借入資本の償還が1,400百万豪ドル減少したこと、及び2020年度上半期の株式発行による収入が2,751百万豪ドルであったことによって部分的に相殺された。

4【経営上の重要な契約等】

2020年3月31日に終了した中間会計期間中、過年度に言及されたもの（第一部 第1 1「主な変更事項」において言及されたものを含む。）のほかに、以下のものに重大な影響を与えた、又は重大な影響を与える可能性がある事象又は状況は発生していない。

- 当行グループの業務
- 当行グループの業績
- 当会計期間における当行グループの営業状況

5【研究開発活動】

当行は大手金融機関であるため、研究開発活動はほとんどない。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

2019年10月1日から2020年3月31日までの期間における重要な変更点はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

普通株式の総数（2020年3月31日現在）

授権普通株式数 無制限 (無額面*)	発行済普通株式総数	未発行普通株式数
	3,611,684,870株	該当なし

* 法人格の変更に伴い額面株式の概念は当行では適用されなくなっている。

発行済株式（2020年3月31日現在）

記名・無記名の別 及び額面・ 無額面の別	種類	普通株式発行数	上場金融商品 取引所名	内容
記名式無額面株式	普通株式	3,611,684,870株	オーストラリア証券 取引所、ニュージ ーランド証券取引所及 びニューヨーク証券 取引所	すべての当行の普通株式 は、同一の議決権を有す る。ニューヨーク証券取 引所に上場されている各 米国預託証券は、全額払 込済普通株式1株を受領 する権利を表象する。

普通株式オプション

当行は、現在、経営責任者・上席役員株式制度の下で、普通株式について一定の株式オプション、新株引受権及び制限株式を発行している。詳細については、以下の「発行済のオプション、新株引受権及び制限株式」を参照のこと。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当なし。

(3) 発行済普通株式総数及び資本金等の状況

単位：千豪ドル
(百万円)

年月日	発行済株式 増(減)数	発行済株式総数	増(減)資額	資本収支	摘要
2019年9月30日		3,489,928,773		37,508,179 (2,731,608)	
	110,919,861		2,751,122 (184,416)		株式発行
	10,836,236		272,748 (18,283)		配当金株式再投資 制度
	1,082,635		37 (2)		資本金合計の10% 未満の様々な取引
	-1,082,635		-28,800 (-1,931)		市場における購入
2020年3月31日		3,611,684,870		40,503,286 (2,715,061)	

(注) 便宜上、2019年9月30日現在の残高は、2019年9月30日時点の換算率により日本円に換算されている。当期中の変動及び2020年3月31日現在の残高は、2020年3月31日時点の換算率により日本円に換算されている。

2019年度の間配当のみに関してDRPに適用される市場価格の算出に関する取締役による決定については、第一部 第3 3の「 . 当行グループの業績の検討」を参照のこと。2020年3月31日に終了した当該半期中の市場における購入に関する詳細については、第一部 第6 1「中間財務書類」に対する注記15を参照のこと。

発行済のオプション、新株引受権及び制限株式**従業員株式制度の下で発行されたオプション及び新株引受権**

2020年3月31日に終了した当該半期中、ウエストパック従業員株式制度の下で、合計698,551個の業績連動型新株引受権及び410,394個の業績要件を課さない新株引受権が対価なしで付与された。新株引受権は、権利確定条件を満たすことにより、対価なしで行使することができる。2020年3月31日現在、発行済新株引受権は4,590,612個である。

2020年3月31日に終了した当該半期中、オプションは付与されなかった。2020年3月31日現在、発行済株式オプションはなかった。

業績連動型新株引受権及び業績連動型オプションは、業績期間の終了後、業績要件により行使可能な割合（もしあれば）が決定される。業績要件を課さない新株引受権は、最低勤続要件に服する。

市場における株式購入

連結	2020年3月期半期 株式数	2020年3月期半期 平均株価 (単位：豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度（「ESP」）	931,524	26.46
RSP	1,820,433	24.46
ウエストパック業績連動型制度（WPP） - 行使された 新株引受権	151,111	27.51
自己株式として：		
買戻された自己株式	114,376	24.52
売却された自己株式	(551,659)	25.17
市場において買戻された / (売却された) 普通株式数 合計	2,465,785	

普通株式分配（2020年3月31日現在）

	株主数	所有普通株式数(A) (株)	普通株式総数に対する (A)の割合(%)
個人	515,639	1,039,125,490	28.77
受取名義人	14,525	40,416,151	1.12
法人	150,267	2,532,143,229	70.11
合計	680,431	3,611,684,870	100.00

(4) 普通株式の大株主の主要保有者の状況

普通株式の大株主の状況

(2020年3月31日現在)

名 称	住 所	所有株式数	発行済普通株式総数に対する割合(%)
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	810,343,208	22.44
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・プロプライアタリー・リミテッド (J P Morgan Nominees Australia Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	482,677,951	13.36
シティコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド (Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	244,858,045	6.78
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド (National Nominees Limited)	ビクトリア州メルボルン市	124,642,280	3.45
BNPパリバ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(エージェンシー・レンディングDRP a/c) (BNP Paribas Nominees Pty Ltd (Agency Lending DRP a/c))	ニュー・サウス・ウェールズ州ロイヤル・エクスチェンジ	74,227,411	2.06
BNPパリバ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(DRP) (BNP Paribas Noms Pty Ltd(DRP))	ニュー・サウス・ウェールズ州ロイヤル・エクスチェンジ	33,415,082	0.93
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド(NTコモンウェルス・スーパー・コープa/c) (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited (NT-Commonwealth Super Corp a/c))	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	26,537,879	0.73
シティコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(コロニアル・ファースト・ステート・インクa/c) (Citicorp Nominees Pty Limited (Colonial First State Inv a/c))	ビクトリア州メルボルン市	24,522,207	0.68
オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッド (Australian Foundation Investment Company Limited)	ビクトリア州メルボルン市	15,545,000	0.43
パシフィック・カストディアン・プロプライアタリー・リミテッド (Pacific Custodian Pty Limited (WBC Plans Ctrl))	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	14,026,930	0.38
合 計		1,850,795,993	51.24

2【役員の状況】

男性の取締役及び業務執行役員の数：14名、女性の取締役及び業務執行役員の数：8名（女性の取締役及び業務執行役員の割合：36.36パーセント）。

(1) 新任取締役／役員

- ・ギリエルメ・リマ氏は、2019年12月2日付けでビジネス部門担当最高責任者に選任された。
- ・ジョン・マクファーレン氏は、2020年2月17日付けで、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役兼次期取締役会議長に選任され、2020年4月1日付けで、リンジー・マックステッド氏の後任として取締役会議長に就任した。
- ・ジェyson・イエットン氏は、2020年5月18日付けで、スペシャリスト・ビジネス部門担当最高責任者に選任された。
- ・レス・バンス氏は、2020年6月15日付けで、金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員に選任された。
- ・グループ財務部長のカート・ズーパー氏は、2020年7月1日付けで、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理に選任された。

(2) 退任・辞任取締役／役員

- ・ブライアン・ハルツァー氏は、2019年12月2日付けで最高経営責任者を辞任した。
- ・イーウェン・クラウチ氏は、2019年12月12日の当行の2019年度定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役を退任した。
- ・リンジー・マックステッド氏は、2020年3月31日付けで、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役会議長兼非業務執行取締役を退任した。
- ・ユエン・メイ・アニータ・ファン氏は、2020年3月31日付けで、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役を退任した。
- ・2020年5月19日、当行は、コンシューマー部門担当最高責任者のデイビッド・リンドバーグ氏及び首席情報担当役員のクレイグ・ブライト氏が、海外で新たな役割を担うために退職する予定であることを発表した。両氏の後任に関しては、国内外からの選定作業が開始されており、選定作業が行われる間はリチャード・バートン氏がコンシューマー部門担当最高責任者を務める。
- ・2020年5月29日、当行は、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者のリン・コブリー氏が退職する予定であることを発表した。彼女の後任について国内外からの選定作業が行われる予定である。

(3) 取締役 / 役員の役職の異動

- ・ピーター・キング氏は、2019年12月2日付けで、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの最高経営責任者代理兼マネージング・ディレクターに選任され、その後2020年4月2日付けで、最高経営責任者に選任された。現職就任前は、主席財務担当役員を務めた。
- ・アラスデア・ウェルシュ氏は、2019年12月2日付けで企業向けサービス担当グループ業務執行役員に選任された。現職就任前は、ビジネス部門担当最高責任者代理を務めた。
- ・ギャリー・サズビー氏は、2019年12月2日付けで、首席財務担当役員代理に選任された。現職就任前は、最高執行責任者を務めた。

第6【経理の状況】

本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーション及びその被支配会社（以下「当行グループ」という。）の中間連結財務書類は、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）に基づいて作成されている。当行グループの採用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては下記の「3 オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

本書記載の当行グループの中間連結財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定の適用を受けている。

本書記載の当行グループの中間連結財務書類（原文）は豪ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2020年3月30日現在のブルームバーグの発表にかかる豪ドルと米ドルの仲値（すなわち、買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値の双方を横断的に計算することにより算出した値、1豪ドル=67.0331円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、豪ドル額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

この中間連結財務書類は公認会計士による監査を受けていない。

1【中間財務書類】

() 連結損益計算書(未監査)

	注記	2020年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月30日に 終了した6ヶ月間		2019年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月 から2020年 3月の 増減率	2019年3月 から2020年 3月の 増減率
		百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
受取利息：									
実効金利法で計算	3	14,412	966,081	15,900	1,065,826	16,618	1,113,956	(9)	(13)
その他	3	272	18,233	354	23,730	350	23,462	(23)	(22)
受取利息合計		14,684	984,314	16,254	1,089,556	16,968	1,137,418	(10)	(13)
支払利息	3	(5,684)	(381,016)	(7,610)	(510,122)	(8,705)	(583,523)	(25)	(35)
純利息収益		9,000	603,298	8,644	579,434	8,263	553,895	4	9
純手数料収益	4	755	50,610	829	55,570	826	55,369	(9)	(9)
資産管理および保険業務による純収益	4	465	31,170	703	47,124	326	21,853	(34)	43
トレーディング収益	4	460	30,835	492	32,980	437	29,293	(7)	5
その他の収益	4	(76)	(5,095)	2	134	127	8,513	large	large
純業務収益(業務費用および減損費用控除前)		10,604	710,819	10,670	715,243	9,979	668,923	(1)	6
業務費用	5	(6,181)	(414,332)	(5,015)	(336,171)	(5,091)	(341,266)	23	21
減損費用	10	(2,238)	(150,020)	(461)	(30,902)	(333)	(22,322)	large	large
税引前利益		2,185	146,467	5,194	348,170	4,555	305,336	(58)	(52)
法人税等	6	(994)	(66,631)	(1,580)	(105,912)	(1,379)	(92,439)	(37)	(28)
当期純利益		1,191	79,836	3,614	242,258	3,176	212,897	(67)	(63)
非支配株主持分(NC1)に帰属する当期純利益		(1)	(67)	(3)	(201)	(3)	(201)	(67)	(67)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション(WBC)所有者に帰属する当期純利益		1,190	79,769	3,611	242,057	3,173	212,696	(67)	(62)
1株当たり利益		豪セント	円	豪セント	円	豪セント	円	%	%
基本的	7	33.2	22	104.1	70	92.3	62	(68)	(64)
希薄化後	7	33.2	22	99.9	67	89.5	60	(67)	(63)

上記の連結損益計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

() 連結包括利益計算書(未監査)

	2020年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月30日に 終了した6ヶ月間		2019年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月 から2020年 3月の 増減率	2019年3月 から2020年 3月の 増減率
	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
当期純利益	1,191	79,836	3,614	242,258	3,176	212,897	(67)	(63)
その他の包括利益								
後に損益に振替えられる可能性のある項目								
株主持分で認識される利益/ (損失):								
その他の包括利益を通じて公正 価値(FVOCI)で測定する負債 証券	(143)	(9,586)	(111)	(7,441)	65	4,357	29	large
キャッシュ・フロー・ヘッジの ヘッジ手段	145	9,720	(11)	(737)	(192)	(12,870)	large	large
損益計算書に振替:								
FVOCIで測定する負債証券	(28)	(1,877)	(4)	(268)	(25)	(1,676)	large	12
キャッシュ・フロー・ヘッジの ヘッジ手段	128	8,580	117	7,843	80	5,363	9	60
外貨換算積立金	-	-	-	-	(10)	(670)	-	(100)
FVOCIで測定する負債証券に係る 損失引当金計上額	1	67	-	-	-	-	-	-
在外事業体の換算から生じる為替 差額(関連ヘッジ控除後)	265	17,764	127	8,513	55	3,687	109	large
株主持分に計上されたまたは株主 持分から振替えられた項目に係 る法人税等:								
FVOCIで測定する負債証券	50	3,352	34	2,279	(14)	(938)	47	large
キャッシュ・フロー・ヘッジの ヘッジ手段	(80)	(5,363)	(31)	(2,078)	33	2,212	158	large
後に損益に振替えられない項目								
FVOCIで測定する持分証券に係 る利益/(損失)	(18)	(1,207)	10	670	1	67	large	large
公正価値で測定するものとして 指定された金融負債に係る自 社の信用リスクの調整(税引 後)	344	23,059	(8)	(536)	(2)	(134)	large	large
確定給付債務の再測定	54	3,620	(125)	(8,379)	(151)	(10,122)	large	large
当期その他の包括利益(税引 後)	718	48,130	(2)	(134)	(160)	(10,725)	large	large
当期包括利益合計	1,909	127,966	3,612	242,124	3,016	202,172	(47)	(37)
以下に帰属:								
WBC所有者	1,905	127,698	3,608	241,855	3,012	201,904	(47)	(37)
NCI	4	268	4	268	4	268	-	-
当期包括利益合計	1,909	127,966	3,612	242,124	3,016	202,172	(47)	(37)

上記の連結包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結貸借対照表(未監査)

	注記	2020年3月31日現在		2019年9月30日現在		2019年3月31日現在		2019年9月 から2020年 3月の 増減率	2019年3月 から2020年 3月の 増減率
		百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
資産									
現金および中央銀行預け金		45,815	3,071,121	20,059	1,344,617	19,486	1,306,207	128	135
支払担保金		5,339	357,890	5,930	397,506	6,103	409,103	(10)	(13)
トレーディング目的有価証券および損益計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する金融資産		26,280	1,761,630	31,781	2,130,379	29,307	1,964,539	(17)	(10)
金融派生商品		56,661	3,798,162	29,859	2,001,541	21,765	1,458,975	90	160
投資有価証券		85,789	5,750,703	73,401	4,920,297	68,536	4,594,181	17	25
貸付金	9	719,678	48,242,247	714,770	47,913,249	714,297	47,881,542	1	1
その他の金融資産		5,849	392,077	5,367	359,767	6,444	431,961	9	(9)
当期税金資産		-	-	-	-	72	4,826	-	(100)
生命保険に関する資産		2,574	172,543	9,367	627,899	9,374	628,368	(73)	(73)
関連会社に対する投資		101	6,770	129	8,647	115	7,709	(22)	(12)
不動産および設備		4,170	279,528	1,155	77,423	1,200	80,440	large	large
繰延税金資産		2,623	175,828	2,048	137,284	1,723	115,498	28	52
無形資産		11,943	800,576	11,953	801,247	11,850	794,342	-	1
その他の資産		840	56,308	807	54,096	790	52,956	4	6
資産合計		967,662	64,865,384	906,626	60,773,951	891,062	59,730,648	7	9
負債									
受入担保金		12,728	853,197	3,287	220,338	1,889	126,626	large	large
預金およびその他の借入金	12	582,920	39,074,935	563,247	37,756,192	555,007	37,203,840	3	5
その他の金融負債		33,996	2,278,857	29,215	1,958,372	29,013	1,944,831	16	17
金融派生商品		48,089	3,223,555	29,096	1,950,395	23,384	1,567,502	65	106
発行済債券		185,835	12,457,096	181,457	12,163,625	188,759	12,653,101	2	(2)
未払法人税等		31	2,078	163	10,926	-	-	(81)	-
生命保険債務		604	40,488	7,377	494,503	7,503	502,949	(92)	(92)
引当金	14	4,669	312,978	3,169	212,428	2,764	185,279	47	69
繰延税金負債		45	3,016	44	2,949	-	-	2	-
その他の負債		5,292	354,739	2,238	150,020	2,072	138,893	136	155
借入資本を除く負債合計		874,209	58,600,939	819,293	54,919,750	810,391	54,323,021	7	8
借入資本		25,807	1,729,923	21,826	1,463,064	16,736	1,121,866	18	54
負債合計		900,016	60,330,863	841,119	56,382,814	827,127	55,444,887	7	9
純資産額		67,646	4,534,521	65,507	4,391,137	63,935	4,285,761	3	6
株主持分									
株式資本：									
普通株式	15	40,503	2,715,042	37,508	2,514,278	36,351	2,436,720	8	11
自己株式および制限株式制度(RSP)自己株式	15	(586)	(39,281)	(553)	(37,069)	(557)	(37,337)	6	5
積立金	15	1,688	113,152	1,311	87,880	1,141	76,485	29	48
利益剰余金		25,985	1,741,855	27,188	1,822,496	26,949	1,806,475	(4)	(4)
WBC所有者に帰属する株主持分合計		67,590	4,530,767	65,454	4,387,585	63,884	4,282,343	3	6
NCI		56	3,754	53	3,553	51	3,419	6	10
株主持分およびNCI合計		67,646	4,534,521	65,507	4,391,137	63,935	4,285,761	3	6

上記の連結貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結株主持分変動計算書(未監査)

	株式資本 (注記15)	積立金 (注記15)	利益剰余金	WBCの所有者に 帰属する株主 持分合計	NCI	株式持分 および NCI合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2018年9月30日現在残高	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573
新会計基準の適用による影響	-	2	(727)	(725)	-	(725)
2018年10月1日現在残高	35,561	1,079	27,156	63,796	52	63,848
当期純利益	-	-	3,173	3,173	3	3,176
当期その他の包括利益純額	-	(8)	(153)	(161)	1	(160)
当期包括利益合計	-	(8)	3,020	3,012	4	3,016
株主持分保有者としての取引：						
普通株式配当金 ¹	-	-	(3,227)	(3,227)	-	(3,227)
配当金株式再投資制度	330	-	-	330	-	330
その他の株主持分の増減：						
株式報酬制度	-	70	-	70	-	70
株式の購入(発行費用控除後)	(31)	-	-	(31)	-	(31)
自己株式の純(取得)/処分	(66)	-	-	(66)	-	(66)
その他	-	-	-	-	(5)	(5)
拠出金および分配金合計	233	70	(3,227)	(2,924)	(5)	(2,929)
2019年3月31日現在残高	35,794	1,141	26,949	63,884	51	63,935
当期純利益	-	-	3,611	3,611	3	3,614
当期その他の包括利益純額	-	130	(133)	(3)	1	(2)
当期包括利益合計	-	130	3,478	3,608	4	3,612
株主持分保有者としての取引：						
普通株式配当金 ¹	-	-	(3,239)	(3,239)	-	(3,239)
配当金株式再投資制度	1,159	-	-	1,159	-	1,159
その他の株主持分の増減：						
株式報酬制度	-	38	-	38	-	38
株式の購入(発行費用控除後)	(2)	-	-	(2)	-	(2)
自己株式の純(取得)/処分	4	-	-	4	-	4
その他	-	2	-	2	(2)	-
拠出金および分配金合計	1,161	40	(3,239)	(2,038)	(2)	(2,040)
2019年9月30日現在残高	36,955	1,311	27,188	65,454	53	65,507

	株式資本 (注記15)	積立金 (注記15)	利益剰余金	WBCの所有者に 帰属する株主 持分合計	NCI	株式持分 および NCI合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	-	-	1,190	1,190	1	1,191
当期その他の包括利益純額	-	317	398	715	3	718
当期包括利益合計	-	317	1,588	1,905	4	1,909
株主持分保有者としての取引：						
株式の発行	2,751	-	-	2,751	-	2,751
普通株式配当金 ¹	-	-	(2,791)	(2,791)	-	(2,791)
配当金株式再投資制度	273	-	-	273	-	273
その他の株主持分の増減：						
株式報酬制度	-	60	-	60	-	60
株式の購入(発行費用控除後)	(29)	-	-	(29)	-	(29)
自己株式の純(取得)/処分	(33)	-	-	(33)	-	(33)
その他	-	-	-	-	(1)	(1)
拠出金および配当金合計	2,962	60	(2,791)	231	(1)	230
2020年3月31日現在残高	39,917	1,688	25,985	67,590	56	67,646

¹ 2020年度上半期の内訳は、2019年度最終配当金 1株当たり80豪セント(2,791百万豪ドル)(2019年度下半期：2019年度中間配当金 1株当たり94豪セント(3,239百万豪ドル)および2019年度上半期：2018年度最終配当金 1株当たり94豪セント(3,227百万豪ドル))を反映しており、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の連結株主持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

	株式資本 (注記15)	積立金 (注記15)	利益剰余金	WBCの所有者に 帰属する株主 持分合計	NCI	株式持分 および NCI合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年9月30日現在残高	2,383,764	72,195	1,869,084	4,325,043	3,486	4,328,528
新会計基準の適用による影響	-	134	(48,733)	(48,599)	-	(48,599)
2018年10月1日現在残高	2,383,764	72,329	1,820,351	4,276,444	3,486	4,279,929
当期純利益	-	-	212,696	212,696	201	212,897
当期その他の包括利益純額	-	(536)	(10,256)	(10,792)	67	(10,725)
当期包括利益合計	-	(536)	202,440	201,904	268	202,172
株主持分保有者としての取引：						
普通株式配当金 ¹	-	-	(216,316)	(216,316)	-	(216,316)
配当金株式再投資制度	22,121	-	-	22,121	-	22,121
その他の株主持分の増減：						
株式報酬制度	-	4,692	-	4,692	-	4,692
株式の購入(発行費用控除後)	(2,078)	-	-	(2,078)	-	(2,078)
自己株式の純(取得)/処分	(4,424)	-	-	(4,424)	-	(4,424)
その他	-	-	-	-	(335)	(335)
拠出金および配金合計	15,619	4,692	(216,316)	(196,005)	(335)	(196,340)
2019年3月31日現在残高	2,399,383	76,485	1,806,475	4,282,343	3,419	4,285,761
当期純利益	-	-	242,057	242,057	201	242,258
当期その他の包括利益純額	-	8,714	(8,915)	(201)	67	(134)
当期包括利益合計	-	8,714	233,141	241,855	268	242,124
株主持分保有者としての取引：						
普通株式配当金 ¹	-	-	(217,120)	(217,120)	-	(217,120)
配当金株式再投資制度	77,691	-	-	77,691	-	77,691
その他の株主持分の増減：						
株式報酬制度	-	2,547	-	2,547	-	2,547
株式の購入(発行費用控除後)	(134)	-	-	(134)	-	(134)
自己株式の純(取得)/処分	268	-	-	268	-	268
その他	-	134	-	134	(134)	-
拠出金および配金合計	77,825	2,681	(217,120)	(136,613)	(134)	(136,748)
2019年9月30日現在残高	2,477,208	87,880	1,822,496	4,387,585	3,553	4,391,137

	株式資本 (注記15)	積立金 (注記15)	利益剰余金	WBCの所有者に 帰属する株主 持分合計	NCI	株式持分 および NCI合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益	-	-	79,769	79,769	67	79,836
当期その他の包括利益純額	-	21,249	26,679	47,929	201	48,130
当期包括利益合計	-	21,249	106,449	127,698	268	127,966
株主持分保有者としての取引：						
株式の発行	184,408	-	-	184,408	-	184,408
普通株式配当金 ¹	-	-	(187,089)	(187,089)	-	(187,089)
配当金株式再投資制度	18,300	-	-	18,300	-	18,300
その他の株主持分の増減：						
株式報酬制度	-	4,022	-	4,022	-	4,022
株式の購入(発行費用控除後)	(1,944)	-	-	(1,944)	-	(1,944)
自己株式の純(取得)/処分	(2,212)	-	-	(2,212)	-	(2,212)
その他	-	-	-	-	(67)	(67)
拠出金および配当金合計	198,552	4,022	(187,089)	15,485	(67)	15,418
2020年3月31日現在残高	2,675,760	113,152	1,741,855	4,530,767	3,754	4,534,521

¹ 2020年度上半期の内訳は、2019年度最終配当金 1株当たり54円(187,089百万円)(2019年度下半期：2019年度中間配当金 1株当たり63円(217,120百万円)および2019年度上半期：2018年度最終配当金 1株当たり63円(216,316百万円))を反映しており、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の連結株主持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結キャッシュ・フロー計算書(未監査)

	注記	2020年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月30日に 終了した6ヶ月間		2019年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月 から2020年 3月の 増減率	2019年3月 から2020年 3月の 増減率
		百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
営業活動によるキャッシュ・ フロー									
利息受取額		14,637	981,163	16,389	1,098,605	16,704	1,119,721	(11)	(12)
利息支払額		(6,183)	(414,466)	(7,709)	(516,758)	(8,777)	(588,350)	(20)	(30)
配当金受取額(生命保険事業 を除く)		1	67	2	134	4	268	(50)	(75)
利息以外の収益受取額		1,947	130,513	1,568	105,108	2,297	153,975	24	(15)
業務費用支払額		(4,250)	(284,891)	(4,127)	(276,646)	(4,953)	(332,015)	3	(14)
法人税等支払額(生命保険事 業を除く)		(1,762)	(118,112)	(1,529)	(102,494)	(1,877)	(125,821)	15	(6)
生命保険事業：									
保険契約者および顧客から の入金		1,133	75,949	1,154	77,356	1,035	69,379	(2)	9
利息その他類似の項目		11	737	2	134	4	268	large	175
配当金受取額		182	12,200	502	33,651	51	3,419	(64)	large
保険契約者およびサプライ ヤーへの支払		(1,189)	(79,702)	(1,407)	(94,316)	(843)	(56,509)	(15)	41
法人税等支払額		(1)	(67)	(44)	(2,949)	(50)	(3,352)	(98)	(98)
営業資産および負債の増減 考慮前の営業活動からの キャッシュ・フロー		4,526	303,392	4,801	321,826	3,595	240,984	(6)	26
純(増)/減：									
支払担保金		877	58,788	371	24,869	(1,218)	(81,646)	136	large
トレーディング目的有価証 券およびFVISで測定する 金融資産		8,114	543,907	(2,203)	(147,674)	(5,426)	(363,722)	large	large
金融派生商品		4,966	332,886	4,937	330,942	2,668	178,844	1	86
貸付金		(694)	(46,521)	(2,399)	(160,812)	(1,789)	(119,922)	(71)	(61)
その他の金融資産		1	67	570	38,209	(234)	(15,686)	(100)	large
生命保険に関する資産およ び負債		(143)	(9,586)	(130)	(8,714)	(4)	(268)	10	large
その他の資産		69	4,625	(15)	(1,005)	2	134	large	large
純増/(減)：									
受入担保金		8,900	596,595	1,324	88,752	(317)	(21,249)	large	large
預金およびその他の借入金		12,908	865,263	8,685	582,182	(7,572)	(507,575)	49	large
その他の金融負債		2,627	176,096	454	30,433	1,009	67,636	large	160
その他の負債		8	536	3	201	(8)	(536)	167	large
営業活動から得た/(使用 した)現金・預金(純額)	16	42,159	2,826,048	16,398	1,099,209	(9,294)	(623,006)	157	large

注記	2020年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月30日に 終了した6ヶ月間		2019年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月 から2020年 3月の 増減率	2019年3月 から2020年 3月の 増減率
	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	百万豪ドル	百万円	%	%
投資活動によるキャッシュ・フロー								
投資有価証券による収入	14,984	1,004,424	6,796	455,557	12,972	869,553	120	16
投資有価証券の購入	(25,568)	(1,713,902)	(10,143)	(679,917)	(19,384)	(1,299,370)	152	32
被支配会社の売却による収入/(支出)(処分現金控除後)	-	-	-	-	(1)	(67)	-	(100)
関連会社の売却による収入	-	-	1	67	44	2,949	(100)	(100)
関連会社の取得	(2)	(134)	(9)	(603)	(16)	(1,073)	(78)	(88)
不動産および設備の売却による収入	23	1,542	106	7,106	51	3,419	(78)	(55)
不動産および設備の購入	(57)	(3,821)	(188)	(12,602)	(92)	(6,167)	(70)	(38)
無形資産の購入	(427)	(28,623)	(511)	(34,254)	(395)	(26,478)	(16)	8
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	(11,047)	(740,515)	(3,948)	(264,647)	(6,821)	(457,233)	180	62
財務活動によるキャッシュ・フロー								
債券発行による収入(発行費用控除後)	27,063	1,814,117	22,191	1,487,532	39,293	2,633,932	22	(31)
発行済債券の償還	(36,224)	(2,428,207)	(36,585)	(2,452,406)	(26,728)	(1,791,661)	(1)	36
リース債務の元本部分の支払	(284)	(19,037)	-	-	-	-	-	-
借入資本の発行(発行費用控除後)	2,225	149,149	4,245	284,556	690	46,253	(48)	large
借入資本の償還	(251)	(16,825)	(11)	(737)	(1,651)	(110,672)	large	(85)
株式発行による収入	2,751	184,408	-	-	-	-	-	-
従業員オプションおよび新株引受権の行使に係る株式の購入	(4)	(268)	(2)	(134)	(4)	(268)	100	-
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式	(25)	(1,676)	-	-	(27)	(1,810)	-	(7)
RSP自己株式の買戻し	(44)	(2,949)	(3)	(201)	(66)	(4,424)	large	(33)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額	11	737	7	469	-	-	57	-
配当金の支払	(2,518)	(168,789)	(2,080)	(139,429)	(2,897)	(194,195)	21	(13)
NCIに対する配当金の支払	(1)	(67)	-	-	(5)	(335)	-	(80)
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	(7,301)	(489,409)	(12,238)	(820,351)	8,605	576,820	(40)	large
現金・預金および中央銀行預け金の純増/(減)額	23,811	1,596,125	212	14,211	(7,510)	(503,419)	large	large
現金・預金および中央銀行預け金の為替相場変動による影響額	1,945	130,379	361	24,199	208	13,943	large	large
現金・預金および中央銀行預け金の期首残高	20,059	1,344,617	19,486	1,306,207	26,788	1,795,683	3	(25)
現金・預金および中央銀行預け金の期末残高	45,815	3,071,121	20,059	1,344,617	19,486	1,306,207	128	135

上記の連結キャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

() 連結財務書類注記(未監査)

注記1 財務書類の作成

2020年3月31日に終了した6ヶ月間の一般目的の本中間財務報告書は、オーストラリア会計基準AASB第134号「中間財務報告」および2001年会社法(Cth)に準拠して作成されており、国際会計基準IAS第34号「中間財務報告」にも準拠している。

本中間財務報告書は、年次財務報告書に通常含まれる注記のすべてを含んではいない。したがって、本中間財務報告書は、2019年9月30日終了事業年度の年次財務報告書、ならびに2001年会社法(Cth)およびオーストラリア証券取引所上場規則の継続開示規定に従って中間報告期間にウエストパックが公表した関連情報と併せて読まれるべきである。

本中間財務報告書は、中間財務報告書に関連している現行のオーストラリア会計基準(以下「AAS」という。)に準拠している。

本中間財務報告書は、2020年5月4日に取締役会によって公表を承認された。

別途記載のない限り、すべての金額は、ASIC通達(財務/取締役報告書における四捨五入)金融商品2016/191に従い、百万豪ドル単位に四捨五入されている。

比較数値の修正

比較情報は、比較可能性を高めるために、必要に応じて修正されている。

重要な会計上の仮定および見積り

本中間財務報告書の作成にあたり、当行グループの会計方針の適用には、判断、仮定および見積りの使用が必要となる。

本中間財務報告書の判断、仮定および見積りの分野(見積りの不確実性の主な原因を含む)は、2019年9月30日終了事業年度の年次財務報告書と一致しているが、以下に記載するものは除く。

のれん

2020年3月31日現在、当行グループの純資産の帳簿価額は、時価総額を上回り減損の兆候を示していた。その結果、減損テストが実施されたが、のれんは回収可能であり、減損の認識は不要であると判定された。

当行グループは基礎となる仮定を再評価し、現在の環境における事業ユニットと当行グループの使用価値を合理的に見積るために必要であると考えられる場合にはその修正を行った。当行グループは、年次報告書で報告した2019年9月30日現在で使用していた仮定を、「2年間の予測期間を超える期間の成長率はゼロ」から「3.5年間の予測期間を超える期間の成長率は2%」に修正した。

急速に変化する経済環境の不確実性、市場心理および規制当局や業界の対応を鑑みると、この予測は変わる可能性が高い。これについては、継続して見直しを行い、期末に更なる減損テストを実施する予定である。

予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する引当金

新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」という。)がECLに対する引当金の算定に及ぼす影響に関連する特定の判断の詳細は、注記10に記載されている。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

コンプライアンス、規制および是正に係る重要な引当金に関連する具体的な判断の詳細は注記14に含まれている。

当期に発効している会計基準の修正

当行グループでは、2019年10月1日にAASB第16号「リース」(以下「AASB第16号」という。)を適用した。AASB第16号では、リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用権(ROU)資産およびリース債務として表示することが求められる。貸し手の会計処理については重要な変更は生じない。

当行グループは、簡便法による移行を用いて当該基準を適用し、比較情報の修正再表示を行っておらず、利益剰余金への影響はない。

リース債務は、2019年10月1日現在の借り手の追加借入利率で割引かれた残存リース料の現在価値で測定される。新しい基準への移行により、その他の負債に認識されたリース債務は33億豪ドルであった。32億豪ドルの関連する使用権資産は、過去に認識された未払リース料1億豪ドルを控除し、リース債務と同額で測定された。当該使用権資産は不動産および設備として認識されている。

貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息および使用権資産の減価償却が発生する。支払利息は、実効利回りベースで純利息収益として認識される。減価償却費はリース期間にわたって定額法で認識される。

延長オプションは複数のリース契約に含まれている。延長オプションは、(当行グループがリース開始日時点で行う評価により)リースの延長が合理的に確実である場合にのみ、そのリース期間に含まれる。当該評価は、当該評価に影響を及ぼすような重要な事象または重要な状況の変化が発生し、それが当行グループの支配の範囲内にある場合に見直される。

当行グループは、現在価値を決定する際の割引率として、移行日現在のリースの満期までの残存期間に基づく追加借入利率を使用した。適用した加重平均追加借入利率は2.1%であった。

AASB第16号に基づき2019年10月1日現在で認識されたリース債務は33億豪ドルであったのに対し、AASB第117号「リース」に基づき開示されたオペレーティング・リース・コミットメントは2019年9月30日現在で37億豪ドルであった。この差異は主に、AASB第16号に基づく契約上のリース料が割引かれていることによる。

当行グループは、2019年10月1日にAASB解釈指針第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」(以下「解釈指針第23号」という。)を適用した。解釈指針第23号は、法人所得税の税務処理に不確実性が存在するAASB第112号「法人所得税」(以下「AASB第112号」という。)の認識および測定基準を明確にし、それぞれの不確実な税務ポジションについて、税務当局がそのポジションを受け入れる可能性が高いかどうかを評価することを要求している。

可能性が高いとみなされない場合、不確実性の影響は、関連する課税所得もしくは税務上の欠損金、税務基準額、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除、または税率の決定に反映される。金額は、考え得る結果の範囲における可能性が最も高い単一の金額または確率加重金額の合計額のいずれかのうち、不確実性の解消をより適切に予測するものとして決定される予定である。判断は、新たな事実や状況が提示された時点で再評価される。

解釈指針第23号は当行グループに重要な影響を及ぼさなかった。

当行グループはAASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の修正 - 金利指標改革」(以下「AASB第2019-3号」という。)を、当該基準で認められているとおり、2019年10月1日に早期適用した。

AASB第2019-3号は、AASB第9号、AASB第139号およびAASB第7号を修正するものであり、当行グループは当該基準により、市場全体の金利指標改革により影響を受けるヘッジ関係に関連する標準的なヘッジ要件に関して特定の例外を適用することができる。具体的には、当行グループは当該例外により、以下のことを認められる。

- ・ 予定取引が発生する可能性が非常に高いかどうかについて、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が当該改革の結果として変更されないものと仮定して判定することができる。
- ・ ヘッジ対象/ヘッジ手段の金利指標は当該ヘッジの期間を通じて変更されないものと仮定して、当該ヘッジが高い有効性を保つことが見込まれるかどうかを評価することができる。
- ・ 金利指標改革により生じる不確実性の影響を受けるヘッジ関係は、有効性評価において80%から125%の範囲にある必要はないが、実際に非有効性が生じている場合は損益計算書に計上されなければならない。
- ・ ポートフォリオ・ヘッジにおけるエクスポージャーのうち、どの構成要素を指定するかは決定は、当該構成要素の最初の指定時にのみ要求され、当該ポートフォリオの取消時または再指定時には要求されない。

これらの修正により認められる例外は、LIBORの参照廃止日である2021年12月31日以降に満期が到来する、LIBORに連動する当行グループのヘッジ関係に適用されている。当行グループでは、こうした変更により影響を受けるエクスポージャーおよび社内プロセスの識別に焦点を当てたLIBOR移行プロジェクトを既に開始している。

報告日にヘッジ対象とヘッジ手段の両方をLIBORに連動する既存の変動金利から新たな代替参照金利(以下「ARR」という。)に修正することは、同日時点でヘッジ会計を実施するにあたっての主要な仮定となっている。これら2つの日付が実際には異なる場合、ヘッジの非有効部分が損益計算書に計上される。

2020年4月9日、IASBIは、現行の金利指標がARRに置き換えられた場合に財務報告に影響を及ぼすような論点を検討する「金利指標改革 - フェーズ2」の公開草案を公表した。当行グループは、これらの動向および予想される影響について引き続き監視している。

以下の表は、IBOR改革およびこれらのリスクの額により影響を受ける可能性のある2021年12月31日以降に満期が到来するヘッジ関係において、ウエストパックが現在有するエクスポージャーを要約したものである。リスク・エクスポージャーの範囲は、関連するヘッジ手段の想定元本額も反映している。

ベンチマーク

米ドルLIBOR
英ポンドLIBOR
スイスフランLIBOR
日本円LIBOR

ヘッジ・エクスポージャー の想定元本	
(十億豪ドル)	
	53
	2
	2
	2

会計基準の今後の展望

当行グループに重要な影響を及ぼす可能性のある以下の新しい基準および解釈指針が公表されているが、まだ発効しておらず、別途記載のない限り、当行グループによる早期適用も行われていない。

AASB第17号「保険契約」が2017年7月19日に公表され、早期適用されない限り、2022年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準はAASB第4号「保険契約」、AASB第1023号「損害保険契約」およびAASB第1038号「生命保険契約」を置き換えるものである。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 当該基準の適用範囲により、現在「アンバンドリング」されている(すなわち、保険契約および投資契約として個別に会計処理されている)一部の契約は、「バンドリング」され、1つの保険契約として会計処理されることが求められる。
- ・ 契約ポートフォリオ(類似のリスクを有し、一緒に管理されるもの)は、契約期間中の利益(すなわち、契約上のサービス・マージン)の認識を決定するため、契約の経過期間と不利な契約となる可能性の双方によって細分化する必要がある。契約上のサービス・マージンは、生命保険の場合の現行マージン・オン・サービス(Margin on Services)法とは異なる基準を用いて利益を認識するため、利益の認識パターンが異なる可能性が高い。
- ・ リスク調整は将来キャッシュ・フローの金額とタイミングの不確実性を反映するものであり、現在の会計基準のように損害保険契約にのみ必要ではなく、損害保険契約と生命保険契約の両方において必要とされる。
- ・ 契約の境界(利益の認識期間である)はさまざまであり、保険契約者に保険料の支払いを強制できるかどうかまたは補償やサービスを提供する実質的な義務があるかどうかによって決定される。一部の損害保険契約(例：一部の抵当権付住宅ローン貸付保険契約および再保険契約)では、契約の境界が長くなることがある。生命保険については、特に更新可能定期保険において、契約の境界が短くなると予想される。いずれも現在の基準と比較した利益の認識パターンの違いによる影響を受けることになる。
- ・ 繰延可能な取得費用の定義が狭められた。
- ・ 割引率に関する仮定の変更を、損益を通じてではなくその他の包括利益に認識することを選択できる。
- ・ 保険契約債務の裏付けとなる資産の公正価値の変動を、損益を通じてではなくその他の包括利益に認識することを選択できる。
- ・ 再保険契約およびその関連債務は総契約債務とは別に算定され、異なる契約の境界を有することができる。
- ・ 新たな開示要件が設けられた。

当該基準により、繰延取得費用の水準の低下が見込まれるが、この低下額および当行グループへの損益の影響額はまだ算定できない。

2019年6月26日、IASBは保険契約の基準に対する複数の修正を提案する公開草案を公表した。これらの修正は、一部について重要性の低い変更が行われたうえで、2020年3月17日にIASBにより承認された。これらの修正には以下が含まれる。

- ・ 当初の契約の境界線外で想定される更新に関する取得費用の繰延。
- ・ 契約上のサービス・マージンの更なる明確化。
- ・ 再保険契約に係る利得を損益計算書に認識し、当初認識時の不利な契約からの損失を相殺する能力。
- ・ 追加的な経過措置。

また、本基準の発効日は2年延期され、当行グループに適用されるのは2024年9月30日終了事業年度となる。

2019年5月に、改訂概念フレームワーク(以下「フレームワーク」という。)が公表された。これは、当行グループにおいては、2021年9月30日終了事業年度より発効する。改訂フレームワークには、資産、負債、収益および費用、ならびにその他の関連する財務報告の概念に関する新たな定義および認識基準が含まれている。この変更が当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思われている。

既存の基準に対する未発効のその他の修正は、当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思われている。

注記2 セグメント報告

事業セグメントは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供された情報と一貫性のある基準により表示されており、当行グループの法的構造ではなく、事業の経営管理を反映している。

ウエストパックは、各事業部門の財務業績を評価する際に内部的には「現金利益」を利用している。経営陣は、これにより、当行グループが以下のことを可能にするものと考えている。

- ・ 過年度との比較による当期の業績のより効果的な評価
- ・ 各事業部門間の業績の比較
- ・ 同業他社との業績の比較

現金利益は継続事業によりもたらされる利益水準の評価基準とみなされており、そのため、配当金を含む分配金の評価の際に考慮される。現金利益は、法定当期純利益に対する現金項目と非現金項目の両方の調整を含んでいるため、キャッシュ・フローまたは現金主義会計により算定される当期純利益の評価基準のいずれでもない。

現金利益を算定するために、法定損益に対して以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ ウエストパックの主要な意思決定者が継続事業を反映していないと考える重要な項目
- ・ 無形資産の償却、自己株式の影響、経済的ヘッジの影響等、配当金が決定される際に考慮されない一部の項目
- ・ 法定損益に影響を及ぼさない個々の勘定科目間の会計上の組替

報告すべき事業セグメント

事業セグメントは、サービスを提供する顧客および提供するサービスにより定義される。

- ・ **コンシューマー：**
 - オーストラリアの個人顧客への銀行業務および金融関連の商品およびサービスの販売および提供を担当する。
 - 当行グループのオーストラリアの保険業務も担当し、これは生命保険、損害保険および抵当権付住宅ローン貸付保険の組成と販売を対象としている。
 - ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン、RAMSおよびBTの各ブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ **ビジネス：**
 - オーストラリアのSME顧客および商業顧客向けに銀行業務および金融関連の商品およびサービスの販売および提供を担当する。SME顧客および商業顧客は通常、約200百万豪ドル以下のファシリティを有している。
 - 個人向け資産管理を担当し、銀行業務の各ブランドにわたり富裕層顧客の銀行業務のニーズへの対応を担当する。

- 投資商品(マージン・レンディングおよびエクイティ仲介業務を含む)、退職年金商品および退職商品、ならびに資産管理プラットフォームの組成と販売を担当する。
- ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルンおよびBTの各ブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。):
 - オーストラリアおよびニュージーランドに関連する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客および政府顧客への幅広い金融商品およびサービスの提供を担当する。
 - サービスには、融資、トランザクション・バンキング、金融および借入資本市場が含まれる。
 - 顧客は、オーストラリア全土、ならびにニュージーランド、米国、英国およびアジアに所在する支店および子会社を通じた支援が受けられる。
 - また、ウエストパック・パシフィックを統括しており、フィジーおよびパプアニューギニアにおいて幅広い銀行業務を提供している。
- ・ ウエストパック・ニュージーランド:
 - ニュージーランドの顧客への銀行業務、資産管理および保険の商品の販売およびサービスの提供を担当する。
 - 顧客基盤には、個人顧客、事業顧客および機関投資家顧客が含まれる。
 - 銀行業務商品はウエストパックのブランド、生命保険商品はウエストパック・ライフのブランド、資産管理商品はBTのブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ 当行グループ事業には、以下が含まれる。
 - 財務部門：大口資金調達、資本および流動性管理を含む当行グループの貸借対照表の管理を担当する。財務部門はまた、当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む貸借対照表に固有の金利リスクおよび外国為替リスクを管理する。財務部門の利益は主に、設定されたリスク限度の範囲内で、当行グループ(ウエストパック・ニュージーランドを除く)の貸借対照表および金利リスクを管理することから生じている。
 - グループ・テクノロジー¹：オーストラリアの事業向けの機能から構成されており、テクノロジー戦略およびアーキテクチャ、インフラおよびオペレーション、アプリケーション開発ならびに事業統合を担当する。
 - コア・サポート²：オーストラリアの銀行業務事業、不動産サービス、ストラテジー、ファイナンス、リスク、コンプライアンス、法務および人事、ならびに個人および法人顧客とのリレーションを含め、集約的に実施される機能から構成される。
 - 2019年の資産運用部門の再構築および助言業務からの撤退という当行グループの決定を受けて、残りのアドバイス活動(関連する改善を含む)およびサポート機能は、当行グループ事業に移管されている。
 - グループ事業は、各部門に割り当てられない資本利益率、当行グループの事業セグメントの業績表示を容易にする特定のグループ内取引、コア資産以外の売却による利益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益および費用等の項目、ならびに集中管理される引当金等の特定のその他本社項目を含む。

¹ 費用は当行グループの他の部門に全額配分される。

² 費用の一部は当行グループの他の部門に配分され、企業活動に帰属する費用は当行グループ事業内に留保される。

セグメント業績の変更

2020年に、ウエストパックは部門別財務情報の表示を変更した。この変更による影響は、部門別の業績や貸借対照表に対してのみで、当行グループ全体の業績や貸借対照表への影響はない。この変更による部門別財務情報の比較数値は修正再表示されている。

この変更は、ウエストパックが中小企業顧客の定義に微調整を加えたことを受けて、顧客移動に関してコンシューマー部門およびビジネス部門の部門別収益ならびに貸借対照表の開示を再調整するものであった。この変更は、顧客のニーズを満たすのに最適な部門に顧客を割当てることにより、よりカスタマイズされたサービスを顧客に提供することを目指すものである。この変更により、約49,000の顧客口座がビジネス部門からコンシューマー部門に移管される。

これらの表は、当行グループの現金利益基準によるセグメント業績を示している。

2020年3月31日に終了した6ヶ月間						
コンシューマー	ビジネス	ウエスト パック・イ ンステイ ション ナル・バン ク	ウエスト パック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	当行 グループ 事業	当行 グループ	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	4,177	2,438	655	940	456	8,666
純手数料収益	272	272	283	67	(139)	755
資産管理および保険業務による純収益	(13)	382	-	78	34	481
トレーディング収益	48	62	301	18	-	429
その他の収益	6	(10)	19	4	(9)	10
純業務収益(業務費用および減損費用 控除前)	4,490	3,144	1,258	1,107	342	10,341
業務費用	(2,024)	(1,468)	(654)	(516)	(1,498)	(6,160)
減損(費用)/戻入	(448)	(805)	(315)	(200)	(470)	(2,238)
税引前利益	2,018	871	289	391	(1,626)	1,943
法人税等	(608)	(267)	(113)	(110)	149	(949)
NCIに帰属する当期純利益	-	-	(1)	-	-	(1)
当期現金利益	1,410	604	175	281	(1,477)	993
現金利益調整純額	-	(63)	-	11	249	197
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,410	541	175	292	(1,228)	1,190
貸借対照表						
貸付金	388,820	166,212	80,416	84,778	(548)	719,678
預金およびその他の借入金	210,775	146,952	112,478	70,725	41,990	582,920

2019年9月30日に終了した6ヶ月間

	コンシューマー	ビジネス	ウエスト パック・イ ンステイ テューショ ナル・バン ク	ウエスト パック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	当行 グループ 事業	当行 グループ
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	4,094	2,538	700	915	317	8,564
純手数料収益	296	233	291	88	(79)	829
資産管理および保険業務による純収益	231	455	-	96	(82)	700
トレーディング収益	49	52	338	12	(8)	443
その他の収益	8	(19)	(19)	(7)	53	16
純業務収益(業務費用および減損費用 控除前)	4,678	3,259	1,310	1,104	201	10,552
業務費用	(1,901)	(1,460)	(631)	(486)	(512)	(4,990)
減損(費用)/戻入	(317)	(194)	(31)	24	57	(461)
税引前利益	2,460	1,605	648	642	(254)	5,101
法人税等	(737)	(483)	(176)	(181)	32	(1,545)
NCIに帰属する当期純利益	-	-	(2)	-	(1)	(3)
当期現金利益	1,723	1,122	470	461	(223)	3,553
現金利益調整純額	-	(40)	-	4	94	58
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,723	1,082	470	465	(129)	3,611
貸借対照表						
貸付金	392,149	169,432	75,353	78,005	(169)	714,770
預金およびその他の借入金	210,625	146,531	101,262	60,801	44,028	563,247

2019年3月31日に終了した6ヶ月間

	コンシューマー	ビジネス	ウエスト パック・イ ンステイ テューショ ナル・バン ク	ウエスト パック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	当行 グループ 事業	当行 グループ
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	3,915	2,487	743	945	299	8,389
純手数料収益	309	234	319	75	(111)	826
資産管理および保険業務による純収益	194	444	-	81	(396)	323
トレーディング収益	44	54	357	25	(16)	464
その他の収益	7	14	6	53	21	101
純業務収益(業務費用および減損費用 控除前)	4,469	3,233	1,425	1,179	(203)	10,103
業務費用	(1,867)	(1,394)	(653)	(453)	(674)	(5,041)
減損(費用)/戻入	(272)	(70)	(15)	(14)	38	(333)
税引前利益	2,330	1,769	757	712	(839)	4,729
法人税等	(694)	(531)	(210)	(188)	193	(1,430)
NCIに帰属する当期純利益	-	-	(3)	-	-	(3)
当期現金利益	1,636	1,238	544	524	(646)	3,296
現金利益調整純額	-	(5)	-	(5)	(113)	(123)
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,636	1,233	544	519	(759)	3,173
貸借対照表						
貸付金	390,846	168,580	76,485	78,608	(222)	714,297
預金およびその他の借入金	207,179	141,258	95,690	62,374	48,506	555,007

当期純利益報告額から現金利益への調整

	2020年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2019年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
当期現金利益	993	3,553	3,296	(72)	(70)
経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失	219	90	(125)	143	large
非有効ヘッジ	24	15	5	60	large
ペンダル関連調整額	(63)	(40)	(5)	58	large
自己株式	17	(7)	2	large	large
現金利益調整合計(税引後)	197	58	(123)	large	large
WBC所有者に帰属する当期現金利益	1,190	3,611	3,173	(67)	(62)

注記3 純利息収益¹

	2020年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2019年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
受取利息					
実効金利法で計算					
現金および中央銀行預け金	114	141	193	(19)	(41)
支払担保金	69	99	102	(30)	(32)
投資有価証券	881	961	958	(8)	(8)
貸付金	13,336	14,679	15,350	(9)	(13)
その他の金融資産	12	20	15	(40)	(20)
実効金利法で計算する受取利息合計	14,412	15,900	16,618	(9)	(13)
その他					
適格ヘッジに係る非有効部分 - 純額	35	21	7	67	large
トレーディング目的有価証券およびFVIS で測定する金融資産	234	328	334	(29)	(30)
貸付金	3	5	9	(40)	(67)
その他合計	272	354	350	(23)	(22)
受取利息合計	14,684	16,254	16,968	(10)	(13)
支払利息					
実効金利法で計算					
受入担保金	(19)	(37)	(20)	(49)	(5)
預金およびその他の借入金	(2,860)	(3,843)	(4,124)	(26)	(31)
発行済債券	(1,829)	(2,407)	(2,299)	(24)	(20)
借入資本	(430)	(390)	(386)	10	11
その他の金融負債	(87)	(131)	(143)	(34)	(39)
実効金利法で計算する支払利息合計	(5,225)	(6,808)	(6,972)	(23)	(25)
その他					
預金およびその他の借入金	(295)	(427)	(551)	(31)	(46)
トレーディング負債 ²	177	(27)	(888)	large	large
発行済債券	(68)	(110)	(53)	(38)	28
銀行税	(196)	(198)	(193)	(1)	2
その他の支払利息 ³	(77)	(40)	(48)	93	60
その他合計	(459)	(802)	(1,733)	(43)	(74)
支払利息合計	(5,684)	(7,610)	(8,705)	(25)	(35)
純利息収益	9,000	8,644	8,263	4	9

¹ 受取利息には、顧客への返金、支払い、関連費用および訴訟に関連する見積りが含まれており、132百万豪ドル(2019年度下半期：146百万豪ドル、2019年度上半期：226百万豪ドル)が受取利息の減額として認識された。

² 財務部門のバランスシート管理業務を含む。

³ 2020年3月31日現在のその他の支払利息には、当行グループが2019年10月1日よりAASB第16号を適用したことによる、32百万豪ドルのリース債務に係る利息収益が含まれている。比較数値は修正再表示されていない。詳細については注記1を参照のこと。

注記4 利息以外の収益¹

	2020年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2019年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年9月 から2020年 3月の増減 率	2019年3月 から2020年 3月の増減 率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
純手数料収益					
信用手数料	372	355	375	5	(1)
取引手数料	582	601	624	(3)	(7)
その他の無リスクの手数料	(86)	(17)	(59)	large	46
手数料収益	868	939	940	(8)	(8)
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム 取引に係る支払手数料	(62)	(58)	(63)	7	(2)
手数料費用	(113)	(110)	(114)	3	(1)
純手数料収益	755	829	826	(9)	(9)
資産管理および保険業務による純収益					
資産管理による収益	384	308	(32)	25	large
生命保険料収益	688	736	707	(7)	(3)
損害保険および抵当権付住宅ローン貸付保険 (以下「LMI」という。)に係る純経過保険料	247	242	240	2	3
生命保険運用およびその他の収益 ²	(4)	383	26	large	large
損害保険およびLMIの運用ならびにその他の収益	24	27	25	(11)	(4)
保険料、投資およびその他の収益合計	955	1,388	998	(31)	(4)
生命保険金および保険債務の変動	(574)	(852)	(414)	(33)	39
損害保険金、LMI保険金およびその他の費用	(300)	(141)	(226)	113	33
保険金、保険債務の変動およびその他の費用 合計	(874)	(993)	(640)	(12)	37
資産管理および保険業務による純収益	465	703	326	(34)	43
トレーディング収益	460	492	437	(7)	5
その他の収益					
その他の会社からの受取配当金	1	2	4	(50)	(75)
関連会社の売却に係る純利益/(損失)	-	-	38	-	(100)
資産の売却に係る純利益/(損失)	2	59	2	(97)	-
リスク管理目的で保有する金融派生商品に係る 純利益/(損失) ³	(23)	17	(28)	large	(18)
公正価値で測定する金融商品に係る純利益/(損 失)	(92)	(83)	44	11	large
被支配会社の売却に係る純利益/(損失)	-	-	3	-	(100)
オペレーティング・リースに係る賃貸料	29	34	38	(15)	(24)
関連会社の純利益/(損失)に対する持分	(14)	(13)	(10)	8	40
その他	21	(14)	36	large	(42)
その他の収益合計	(76)	2	127	large	large
利息以外の収益合計	1,604	2,026	1,716	(21)	(7)

¹ 利息以外の収益には、顧客への返金、支払い、関連費用および訴訟に関連する見積りが含まれており、129百万豪ドル(2019年度下半期：235百万豪ドル、2019年度上半期：625百万豪ドル)の無リスク手数料、資産管理による収益およびその他の収益の減額として認識された。詳細は注記14を参照のこと。

² 保険契約者の税金還付が含まれる。

³ リスク管理目的で保有する金融派生商品による収益は、外貨建資本および利益の経済的ヘッジの影響を反映している。

注記5 業務費用¹

	2020年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2019年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
人件費					
従業員の報酬、受給権および諸経費	2,155	2,081	2,239	4	(4)
退職年金費用	207	184	194	13	7
株式報酬	47	51	57	(8)	(18)
事業再編費用	35	77	155	(55)	(77)
人件費合計	2,444	2,393	2,645	2	(8)
賃借費用					
オペレーティング・リース賃借料	64	315	343	(80)	(81)
不動産および設備の減価償却費 ²	388	113	109	large	large
その他	62	69	74	(10)	(16)
賃借費用合計	514	497	526	3	(2)
テクノロジー費用					
ソフトウェア資産の償却および減損 ³	468	385	334	22	40
IT機器の減価償却費および減損 ²	125	61	68	105	84
技術サービス	348	405	405	(14)	(14)
ソフトウェアのメンテナンスおよび ライセンス	193	186	185	4	4
電気通信	99	98	109	1	(9)
データ処理	44	45	38	(2)	16
テクノロジー費用合計	1,277	1,180	1,139	8	12
その他の費用					
専門処理サービス	600	607	453	(1)	32
無形資産および繰延費用の償却および減損	3	4	5	(25)	(40)
郵便および事務用消耗品	83	92	87	(10)	(5)
広告	122	116	129	5	(5)
貸付以外の損失	969	67	(9)	large	large
その他の費用	169	59	116	186	46
その他の費用合計	1,946	945	781	106	149
業務費用合計	6,181	5,015	5,091	23	21

¹ 業務費用には、罰金の可能性に対する引当金900百万豪ドルを含むAUSTRACによる訴訟に関連する見積費用、ならびに302百万豪ドル(2019年度下半期：112百万豪ドル、2019年度上半期：84百万豪ドル)の顧客への返金、支払い、関連費用および訴訟に関連する見積りが含まれている。詳細については注記14を参照のこと。

² 2020年3月31日に終了した6ヶ月間において、これらの残高には、2019年10月1日より当行グループがAASB第16号を適用したことによる、使用权資産の減価償却費317百万豪ドルが含まれている。比較数値は修正再表示されていない。詳細は注記1を参照のこと。

³ ソフトウェア資産に係る減損は75百万豪ドル(2019年度下半期：9百万豪ドル、2019年度上半期：16百万豪ドル)であった。

注記6 法人税等

法人税等は税引前利益に対して以下のとおり調整される。

	2020年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2019年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
税引前利益	2,185	5,194	4,555	(58)	(52)
オーストラリアの法人税率30%による税額	656	1,558	1,367	(58)	(52)
課税所得の計算における損金不算入/ (非課税)額の影響:					
ハイブリッド資本の分配金	30	31	41	(3)	(27)
生命保険:					
保険契約者の稼得に対する税金調整	(24)	8	-	large	-
生命保険事業に係る税率に対する調整	1	(1)	-	large	-
配当金調整	-	-	(1)	-	(100)
その他の非課税項目	(1)	(1)	(13)	-	(92)
その他の損金不算入項目	295	7	5	large	large
海外税率の調整	10	(16)	(16)	large	large
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	-	(5)	(5)	(100)	(100)
その他の項目	27	(1)	1	large	large
法人税等合計	994	1,580	1,379	(37)	(28)
実効税率	45.49%	30.42%	30.27%	large	large

注記7 1株当たり利益

基本的1株当たり利益(以下「EPS」という。)は、株主に帰属する当期純利益を、発行済普通株式の期中加重平均株式数(自己株式について調整後)で除することによって算定される。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されると仮定して、基本的EPSを調整することによって算定される。

	2020年3月31日に 終了した6ヶ月間		2019年9月30日に 終了した6ヶ月間		2019年3月31日に 終了した6ヶ月間	
	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル
株主に帰属する当期純利益	1,190	1,190	3,611	3,611	3,173	3,173
RSPの配当金に関する調整 ¹	(2)	(2)	(4)	(4)	(2)	(2)
潜在的希薄化効果の調整：						
転換可能な借入資本保有者への分配金 ²	-	-	-	136	-	154
株主に帰属する当期純利益(調整後)	1,188	1,188	3,607	3,743	3,171	3,325
普通株式の加重平均株式数(百万株)						
発行済普通株式の加重平均株式数	3,579	3,579	3,470	3,470	3,442	3,442
自己株式(RSP新株引受権を含む) ¹	(5)	(5)	(6)	(6)	(6)	(6)
潜在的希薄化効果の調整：						
株式報酬	-	1	-	1	-	1
転換可能借入資本 ²	-	-	-	283	-	278
普通株式の加重平均株式数(調整後)	3,574	3,575	3,464	3,748	3,436	3,715
普通株式1株当たり利益(豪セント)	33.2	33.2	104.1	99.9	92.3	89.5

¹ 一部のRSP新株引受権は権利が確定しておらず、普通株式ではないが、配当金を受け取っている。これらのRSPの配当金は普通株主に帰属する利益を示す目的で控除される。RSP新株引受権は、表示されている全期間において希薄化効果をもたらさなかった。

² 当行グループは、将来において普通株式へ転換される可能性がある転換可能借入資本を発行している。これらの転換可能借入資本商品は、2019年9月30日に終了した6ヶ月間および2019年3月31日に終了した6ヶ月間において希薄化効果をもたらした。そのため、これらの期間における希薄化後EPSは、当該商品がそれぞれの期間の期首または当該商品の発行日(当該発行日の方が遅い場合)に転換されていたかのように算定される。2020年3月31日に終了した6ヶ月間において、当該商品は希薄化効果をもたらさなかった。

注記8 平均残高および金利

	2020年3月31日に 終了した6ヶ月間			2019年9月30日に 終了した6ヶ月間			2019年3月31日に 終了した6ヶ月間		
	平均残高 百万 豪ドル	利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	利息 百万 豪ドル	平均金利 %
資産									
利付資産									
支払担保金	13,126	69	1.1	11,368	99	1.7	10,275	102	2.0
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融 資産	27,237	234	1.7	30,174	328	2.2	27,968	334	2.4
投資有価証券	72,352	881	2.4	67,250	961	2.9	60,305	958	3.2
貸付金およびその他の債権 ¹	700,256	13,500	3.9	694,373	14,866	4.3	696,112	15,574	4.5
利付資産および受取利息合計	812,971	14,684	3.6	803,165	16,254	4.0	794,660	16,968	4.3
無利息資産									
金融派生商品	30,617			27,818			24,090		
生命保険に関する資産	6,831			10,026			9,192		
その他すべての資産 ²	61,945			61,244			59,212		
無利息資産合計	99,393			99,088			92,494		
資産合計	912,364			902,253			887,154		
負債									
利付負債									
受入担保金	6,579	19	0.6	4,849	37	1.5	2,378	20	1.7
預金およびその他の借入金	512,522	3,155	1.2	508,112	4,270	1.7	505,459	4,675	1.9
借入資本	22,182	430	3.9	18,419	390	4.2	17,942	386	4.3
その他の利付負債 ³	201,285	2,080	2.1	207,779	2,913	2.8	203,600	3,624	3.6
利付負債および支払利息合計	742,568	5,684	1.5	739,159	7,610	2.1	729,379	8,705	2.4
無利息負債									
預金およびその他の借入金	52,823			49,765			48,772		
金融派生商品	30,279			27,574			25,556		
生命保険契約債務	5,611			8,018			7,286		
その他すべての負債 ⁴	13,405			13,611			12,761		
無利息負債合計	102,118			98,968			94,375		
負債合計	844,686			838,127			823,754		
株主持分	67,625			64,078			63,348		
NCI	53			48			52		
株主持分合計	67,678			64,126			63,400		
負債および株主持分合計	912,364			902,253			887,154		
貸付金およびその他の債権¹									
オーストラリア	587,528	11,401	3.9	589,007	12,657	4.3	589,849	13,274	4.5
ニュージーランド	83,841	1,738	4.1	80,074	1,799	4.5	78,432	1,851	4.7
その他の海外	28,887	361	2.5	25,292	410	3.2	27,831	449	3.2
預金およびその他の借入金									
オーストラリア	426,021	2,333	1.1	426,878	3,325	1.6	424,715	3,698	1.7
ニュージーランド	56,464	516	1.8	55,038	601	2.2	54,400	634	2.3
その他の海外	30,037	306	2.0	26,196	344	2.6	26,344	343	2.6

¹ 貸付金およびその他の債権は、ステージ3の引当金控除後の金額であり、受取利息は帳簿価額に基づき算定されている。ステージ1およびステージ2の引当金は、平均利付資産残高に含まれていないが、これは受取利息が貸付金およびその他の債権の価値の総額に基づき算定されるためである。

² 不動産および設備、無形資産、繰延税金、モーゲージ相殺勘定に関連する無利息貸付金ならびにその他のすべての無利息金融資産が含まれる。

³ 財務部門のバランスシート管理業務および銀行税の正味影響額を含む。

⁴ その他の金融負債、引当金、当期税金負債および繰延税金負債ならびにその他の負債を含む。

注記9 貸付金

	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
オーストラリア					
住宅	445,663	449,201	447,164	(1)	-
個人向け	19,854	21,247	22,463	(7)	(12)
法人向け	155,322	152,360	152,424	2	2
オーストラリア合計	620,839	622,808	622,051	-	-
ニュージーランド					
住宅	52,037	47,731	47,499	9	10
個人向け	1,610	1,709	1,855	(6)	(13)
法人向け	32,021	29,285	29,990	9	7
ニュージーランド合計	85,668	78,725	79,344	9	8
その他の海外合計	18,361	16,845	16,539	9	11
貸付金合計	724,868	718,378	717,934	1	1
貸付金の予想信用損失(ECL)に対する 引当金(注記10)	(5,190)	(3,608)	(3,637)	44	43
貸付金純額合計^{1,2}	719,678	714,770	714,297	1	1

¹ 貸付金純額合計には、2020年3月31日現在、9,029百万豪ドル(2019年9月30日現在：7,737百万豪ドル、2019年3月31日現在：8,901百万豪ドル)の証券化された貸付金が含まれている。証券化された貸付金には、ウエストパックが関連債券の保有者である貸付金は含まれていない。

² 貸付金純額合計には、2020年3月31日現在、39,348百万豪ドル(2019年9月30日現在：38,832百万豪ドル、2019年3月31日現在：37,548百万豪ドル)のカバード債プログラムの担保に差入れられた資産が含まれている。

注記10 予想信用損失に対する引当金**貸付金および信用コミットメント**

以下の表は、ステージ別の貸付金および信用コミットメントに係るECLに対する引当金を示している。

	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
正常 - ステージ 1	1,181	884	916	34	29
正常 - ステージ 2	2,878	1,674	1,711	72	68
不良 - ステージ 3	1,707	1,355	1,358	26	26
貸付金および信用コミットメントのECL に対する引当金合計	5,766	3,913	3,985	47	45
内:					
貸付金のECLに対する引当金(注記9)	5,190	3,608	3,637	44	43
信用コミットメントのECLに対する引当金 (注記14)	576	305	348	89	66
貸付金および信用コミットメントのECL に対する引当金合計	5,766	3,913	3,985	47	45
内:					
個別評価引当金	606	412	433	47	40
一括評価引当金	5,160	3,501	3,552	47	45
貸付金および信用コミットメントのECL に対する引当金合計	5,766	3,913	3,985	47	45

貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金の増減

	連結					合計	
	正常		不良		一括評価 引当金		個別評価 引当金
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3				
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル		
2018年9月30日現在残高	-	-	-	2,631	422	3,053	
AASB第9号の適用による修正再表示	877	1,884	1,272	(2,631)	(422)	980	
2018年10月1日現在残高	877	1,884	1,272	-	-	4,033	
ステージ1への移動	701	(678)	(23)	-	-	-	
ステージ2への移動	(123)	469	(346)	-	-	-	
ステージ3への移動	(3)	(290)	293	-	-	-	
当期事業活動	87	(25)	(217)	-	-	(155)	
ECL引当金の再測定(純額)	(628)	342	844	-	-	558	
償却	-	-	(499)	-	-	(499)	
外貨換算およびその他調整額	5	9	34	-	-	48	
2019年3月31日現在残高	916	1,711	1,358	-	-	3,985	
ステージ1への移動	757	(726)	(31)	-	-	-	
ステージ2への移動	(119)	487	(368)	-	-	-	
ステージ3への移動	(2)	(331)	333	-	-	-	
当期事業活動	92	6	(113)	-	-	(15)	
ECL引当金の再測定(純額)	(757)	532	803	-	-	578	
償却	-	-	(655)	-	-	(655)	
外貨換算およびその他調整額	(3)	(5)	28	-	-	20	
2019年9月30日現在残高	884	1,674	1,355	-	-	3,913	
ステージ1への移動	600	(583)	(17)	-	-	-	
ステージ2への移動	(131)	466	(335)	-	-	-	
ステージ3への移動	(2)	(334)	336	-	-	-	
当期事業活動	120	114	(50)	-	-	184	
ECL引当金の再測定(純額)	(297)	1,527	911	-	-	2,141	
償却	-	-	(537)	-	-	(537)	
外貨換算およびその他調整額	7	14	44	-	-	65	
2020年3月31日現在残高	1,181	2,878	1,707	-	-	5,766	

以下の表は、ECL引当金のステージ別の内訳である。

	正常		不良	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
住宅	154	324	570	1,048
個人向け	256	535	254	1,045
法人向け	506	852	534	1,892
2019年3月31日現在残高	916	1,711	1,358	3,985
住宅	163	354	591	1,108
個人向け	268	459	248	975
法人向け	453	861	516	1,830
2019年9月30日現在残高	884	1,674	1,355	3,913
住宅	195	544	583	1,322
個人向け	267	562	319	1,148
法人向け	719	1,772	805	3,296
2020年3月31日現在残高	1,181	2,878	1,707	5,766

2020年3月31日に終了した6ヶ月間のECL引当金に対するCOVID-19の影響

COVID-19は、世界および国内の経済、そして当行グループの多くの顧客にも重大な影響を及ぼしている。

COVID-19による現在確認されているおよび将来予測される経済の急速な悪化により、ECL引当金は著しく増加した。

以下の表は、当期のECL引当金の再測定(純額)を算出するものである。

	連結 百万豪ドル
最新の経済的インプット/ウェイトを使用してモデル化されたECL引当金	1,135
COVID-19のオーバーレイ	446
2020年3月31日現在のECL引当金に対するCOVID-19の影響	1,581
その他の純増減	560
2020年3月31日に終了した6ヶ月間に係るECL引当金の再測定(純額)合計	2,141

これらの変更は本報告書作成日までに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報に基づいており、その詳細は以下のとおりである。

モデル化されたECL引当金

モデル化されたECL引当金は、3つのシナリオに基づき確率で加重計算した見積りであり、この3つのシナリオはともに、当行グループによる損失配分のフォワードルッキングの予想を示している。モデル化されたECLの変更による引当金の増加額は、「貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金の増減」の表中の「ECL引当金の再測定(純額)」として表示されている。ECL引当金の再測定(純額)合計2,141百万豪ドルのうち1,135百万豪ドルは、COVID-19が当行グループの顧客に与える影響に対応するためにモデル化におけるインプットを更新したことに関連している。「その他の純増減」には、ステージ2(正常)からステージ3(不良)への移動を含め、COVID-19に関連しないモデル化の際のインプットおよびポートフォリオの変更が含まれている。

ベースケースのシナリオは、ウエストパック・エコノミクスによる現行の予測を用いており、短期的な悪化の後は回復するという、入手可能な最新のマクロ経済の見解を反映している。最新の予想は、COVID-19による経済および社会的影響の双方、ジョブキーパー・パッケージを含む、当該影響の緩和目的でオーストラリア政府が実施した景気刺激策、ならびにニュージーランド政府による景気刺激策パッケージを考慮している。ウエストパック・オーストラリア・エコノミクスによる予測は以下を前提としている。

- ・ 2020年4～6月期における年間GDPは短期的に8.2%低下、2020年の残りの期間にわたり5%の低下に改善、2021年に4%のプラスの成長に回復することにより、2022年6月に終了する年度に2.7%のわずかな成長となる。
- ・ 商業用不動産価格指標は、2020年度第1四半期の大幅なピーク時から2021年度第1四半期の底値までの下落を組み込み急速に下落、2022年度第1四半期にプラスの成長に回復する。
- ・ 2020年にわたり、商業用不動産価格は10%から15%下落し、2021年にはさらに約5%下落。2021年6月までに住宅不動産価格は安定すると仮定する。
- ・ 失業率が短期的に9%に上昇し、2020年末までに7%に低下する。

ダウンサイドのシナリオは、予想信用損失が現在のベースケースのシナリオを上回る、より深刻なシナリオである。ダウンサイドにおけるより深刻な損失は、GDPのマイナス成長、商業用および居住用不動産価格の下落ならびに失業率の上昇の組み合わせが同時に、報告日以降のすべてのポートフォリオにわたる予想信用損失に影響を与える景気後退のシナリオ下で発生する。このシナリオの仮定およびベースケースのシナリオとの関連性は、今後の経済状況を注視しながら監視し、必要に応じて更新される。アップサイドのシナリオは、ベースケースのシナリオから若干の改善を表すものである。

以下の感応度の表は、確率加重したシナリオに基づく報告済みのECL引当金と、ベースケースのシナリオおよびダウンサイドのシナリオに100%のウェイトを適用することを前提とした場合(他の前提はすべて一定とする)のECL引当金を示している。

	連結 百万豪ドル
確率加重したECL引当金報告額	5,766
ベースケースのシナリオを100%とした場合のECL	4,476
ダウンサイドのシナリオを100%とした場合のECL	7,902

以下の表は、2020年3月31日、2019年9月30日および2019年3月31日現在において、当行グループが適用したウェイトを示している。

	2020年3月31日 現在	2019年9月30日 現在	2019年3月31日 現在
	%	%	%
マクロ経済シナリオのウェイト			
アップサイドのシナリオ	5	10	10
ベースケースのシナリオ	55	62.5	65
ダウンサイドのシナリオ	40	27.5	25

2019年9月30日以降のダウサイドのシナリオのウェイトの増加は、ベースケースに用いた経済仮定に関する著しいリスクを反映している。特に現在のベースケースの経済予測では、比較的短期間かつ急激な経済的影響に続いて後に回復することを示している。COVID-19の経済的影響は、より深刻かつ長期化する可能性があり、ベースケースに基づきモデル化された信用損失よりも拡大するリスクがある。

COVID-19によるパンデミックは、経済および顧客の行動、ならびに銀行、政府および規制当局の対応に前例のない重要な構造的変化をもたらしている。ECLモデルは当期中において、通常の不確実性のレベルよりも高くなることを見込まれる。この環境において、今後のこれらの関係やリスクを反映する判断を適用する必要性が高まっている。

当該判断はシナリオのウェイト修正およびCOVID-19のオーバーレイとして反映されている。

COVID-19のオーバーレイ

広範な経済に対する影響は、経済シナリオに用いられる仮定および当該シナリオに適用されるウェイトに含まれているが、これらの全般的な経済全体への影響は個々の顧客に対する特定の影響を反映するものではない。COVID-19によるパンデミックの完全な影響は当半期決算日時点では把握されていなかったため、当行グループは、想定される支払延滞、下方修正および債務不履行の増加の見通しができていない。将来生じる可能性の高い下方修正は、現時点ではモデル化の結果で把握されていないため、当行グループは、影響が大きい産業に属する顧客および個人顧客への影響を特に考慮し、モデル化された引当金に加えた上乘せとして446百万豪ドルのオーバーレイを積み立てた。

当行グループは顧客の信用格付に対する重大な影響をまだ観察していないため、COVID-19のオーバーレイは、COVID-19により信用リスクが著しく増加している貸付金および信用コミットメントをECLモデルが完全に把握していないことを反映するものである。状況が明らかになり、COVID-19のパンデミックによる信用リスク/損失の影響をモデル化または理解するためのデータがより多く入手可能になり、また政府による経済刺激パッケージが影響を緩和していくことにより、これらの貸付金および信用コミットメントに係る会計上の対応は変動していくと予想している。当行グループは、モデル化された結果に対してこの影響がより反映されるにつれ、経時的にオーバーレイが削減されると見込んでいる。

留意すべきは、通常、困窮に係る取決めでの顧客による支払繰延は信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)の兆候として扱うが、モーゲージや法人向け貸付金に対する現在のCOVID-19の支援パッケージに基づく支払繰延は単独ではSICRの兆候として扱わない点である。当該パッケージは、COVID-19により収益を失ったものの、COVID-19の発生前までは期限内に支払いを行っていた顧客が利用することができる。当該救済パッケージは、短期的な支払繰延を可能にするものである。当期において、繰延利息は資産化され、繰延元本は資産化された利息とともに、貸付金の残存期間にわたって返済されることになる。当該パッケージは、COVID-19による最も重要な制限を整備しつつ、短期的なキャッシュ・フローを支援するよう設計されている。これらは短期的な性質のものと見込まれているため、当該取決めを活用する多くの顧客は後に通常取引または就業の取決めに戻ることを見込んでいる。従って現段階では、当行グループは、当該パッケージを活用する顧客は必ずしも信用リスクの著しい増加を経験しているとは見なしておらず、この評価は全期間のデフォルト確率に基づいて行われるものである。これは、2020年3月27日にIASBが公表した「IFRS第9号およびCOVID-19」のガイダンスと整合している。

当行グループは、状況が今後変化し、COVID-19によるパンデミックの影響が明らかになり次第、この扱いについて再評価する。一部の顧客は、COVID-19の特定の支援パッケージ以外の通常の困窮に係る取決めを選択する可能性が高いため、SICRを経験しているものとして扱われる可能性がある。

信用リスクの著しい増加によりCOVID-19の支援パッケージを活用するすべての顧客に対応するための代替策として、当行グループは、可能性が高い影響をポートフォリオ・レベルで検討し、以下に記述するSICRが発生する可能性の高い当行グループの法人および個人向けセグメントの全期間のECLに対する引当金を繰り入れた。

法人向け貸付(機関投資家を含む)

業界セグメントは、COVID-19により及ぼされる可能性の高い各業界への経済的影響を判断することにより、高、中または低リスクに格付されている。当行グループは、最も深刻な影響を受けている顧客は、ソーシャル・ディスタンスによる影響を受ける産業、旅行産業、サプライ・チェーンの混乱に影響を受ける産業、およびそれらに関連する産業により影響を受けた顧客であると評価している。重要な影響を受けていると判断される業界には、運輸、製造、小売、エンターテインメントおよびホスピタリティ、旅行、観光、食品ならびに飲料が含まれる。最も著しく二次的影響を受けた業界は、商業用不動産および建設である。

ECLのオーバーレイを決定するため、高レベルおよび中レベルに格付された業界におけるどのエクスポージャーを含めるかを決定する際に、当行グループは、エクスポージャーが投資適格のリスク格付であるか否か、資金調達または追加の資金を集めることができる可能性、事業を支援するための他の施策を講じる能力などの要因を検討した。当行グループは、現在の顧客のリスク格付を用いて、これらの顧客に係るモデル化された引当金を著しくストレスのかかったマクロ経済の状況下で予想される全期間のECL(ステージ2)まで増加させた場合に生じる可能性のある引当金の増加について検討した。中レベルに格付された業界については、類似する比較を行い、わずかにストレスのかかったマクロ経済状況における12ヶ月のECL(ステージ1)の増加を検討した。当行グループはその後、引当金の必要増加額を見積るための判断を適用した。

この判断に基づき、当行グループは541億豪ドルの高レベルに格付された事業ポートフォリオのエクスポージャーを識別し、これに対して全期間のECLのオーバーレイを算定した。その結果、高レベルに格付された業界に対する257百万豪ドルのオーバーレイが、ステージ2の引当金に含まれている。中レベルに格付された業界に対する41百万豪ドルのオーバーレイは、ステージ1の引当金に含まれている。

オーバーレイの見積りに用いた判断および仮定は、COVID-19によるパンデミックの今後の状況に伴い、見直しと精緻化が行われる。当行グループは、顧客のポートフォリオを通じたリスク格付の移動を観測しており、当該オーバーレイは減少すると見込んでいる。

個人向け貸付

長期失業率の構造的増加により、ステージ2の残高および損失が長期的に増加することが見込まれる。(失業率の中期的増加が見込まれる集団を表す)ステージ2の母集団におけるポートフォリオ・レベルの増加では、オーストラリアの個人向け2%、ニュージーランドの個人向け2.5%からオーバーレイが発生すると仮定している。このアプローチでは、当行グループの顧客ベースは幅広いコミュニティを表していると仮定しており、個々の顧客の影響は顧客の信用スコアにまだ反映されてはいないが、当該ポートフォリオに対する一定の比率でSICRが存在していることを反映している。

当行グループは、115億豪ドルの個人向けエクスポージャーを識別し、これに基づき全期間のECLのオーバーレイを決定した。その結果、57百万豪ドルのオーバーレイがステージ2の引当金に含まれている。

ECLのオーバーレイを決定する際に参照した、656億豪ドルの法人向けおよび個人向けのポートフォリオのエクスポージャーはまだ正常であることに留意されたい。当該エクスポージャーの一部は将来信用が悪化する可能性があるが、残りについてはその可能性はない。

当行グループは上記の項目に加え、その他のモデル化による結果が、現在の環境において予想される将来の損失に影響を与えるかについても検討した。個人向け貸付金のモデルは現時点において、COVID-19が債券回収や自動車ファイナンス資産の時価に与える影響や、現在の状況において個人向け貸付金に係る債務不履行の実績から予想される損失傾向を考慮に入れていないため、91百万豪ドルの追加オーバーレイを個人向けのポートフォリオに繰り入れ、モデル化された引当金を調整している。

投資有価証券 - 負債証券

以下の表は、負債証券のECLに対する引当金を調整している。

	FVOCIで測定する 負債証券 ¹	償却原価で測定 する負債証券	負債証券合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2018年9月30日現在残高	-	-	-
AASB第9号の適用による修正再表示	2	9	11
2018年10月1日現在残高	2	9	11
ステージ1 - 当期における引当金増減額	-	1	1
2019年3月31日現在残高	2	10	12
ステージ1 - 当期における引当金増減額	-	(1)	(1)
2019年9月30日現在残高	2	9	11
ステージ1 - 当期における引当金増減額	1	10	11
ステージ2 - 当期における引当金増減額	-	3	3
2020年3月31日現在残高	3	22	25

減損費用の調整

	2020年3月31日 に終了した 6ヶ月間	2019年9月30日 に終了した 6ヶ月間	2019年3月31日 に終了した 6ヶ月間
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
引当金繰入額			
引当金純増減額	2,338	562	404
回収	(100)	(101)	(71)
減損費用	2,238	461	333
うち、各項目に係る:			
貸付金および信用コミットメント	2,224	462	332
FVOCIで測定する負債証券 ¹	1	-	-
償却原価で測定する負債証券	13	(1)	1
減損費用	2,238	461	333

¹ FVOCIで測定する負債証券に係る減損は、損益計算書で認識され、対応する金額がその他の包括利益に計上される(注記15参照)。負債証券の帳簿価額は公正価値のまま減額されない。

注記11 信用格付

ステージ3(不良債権)の貸付金および信用コミットメント残高は、債務不履行となっている貸付金および信用コミットメントを表す。債務不履行は、(保証の現金化などの措置に対する償還請求権を当行グループが有するか否かを問わず)顧客が債権を全額返済する可能性が低いとウエストパックが判断した場合、または顧客の重大な債務のいずれかに対する支払いが90日を超えて経過している場合に発生する。この債務不履行の定義はAPRAの規制上の債務不履行の定義と一致している。これらは、減損している貸付金および信用コミットメント(条件緩和貸付金を含む債権を全額支払う可能性が低い場合)と、90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目とに分解することができる。

減損している貸付金および信用コミットメントには以下が含まれる。

- ・ 元本および利息の支払をカバーできる十分な担保が付されていない住宅および法人向け貸付金(行内の信用リスク評価における減損と一致)。
- ・ 延滞期間が90日超の個人向け貸付金。
- ・ 条件緩和貸付金(財政困難に直面している顧客のために、原契約の条件が緩和されるように条件変更が行われている)。

90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目には以下が含まれる。

- ・ 延滞期間が現在90日以上であるが、十分な担保が付されている資産¹。
- ・ 過去には延滞期間が90日以上であり、現在は90日以上ではないものの、分類の変更を容認できるほど継続的な改善を十分には示していない資産。
- ・ 破産命令または同様の法的措置が取られている場合(管財人の任命等)を含め、債務不履行だが、減損が生じていないその他の資産。

¹ 当行グループが償還請求権を有する有価証券の見積正味実現可能価額は、元本および利息全額を十分カバーしている。

これらの残高の詳細は以下の通りである。

減損貸付金および信用コミットメント

	オーストラリア			ニュージーランド		
	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅および法人向け：						
総額	1,267	1,215	1,204	175	62	105
減損引当金 ²	(530)	(491)	(513)	(73)	(26)	(40)
純額	737	724	691	102	36	65
個人向け						
総額	402	384	379	33	20	19
減損引当金 ³	(285)	(233)	(215)	(26)	(15)	(17)
純額	117	151	164	7	5	2
条件緩和						
総額	14	16	12	-	12	16
減損引当金 ²	(3)	(6)	(6)	-	(3)	(3)
純額	11	10	6	-	9	13
減損資産合計：						
総額	1,683	1,615	1,595	208	94	140
減損引当金 ^{2,4}	(818)	(730)	(734)	(99)	(44)	(60)
純額	865	885	861	109	50	80

	その他の海外			合計		
	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅および法人向け：						
総額	259	50	11	1,701	1,327	1,320
減損引当金 ²	(161)	(17)	(5)	(764)	(534)	(558)
純額	98	33	6	937	793	762
個人向け						
総額	1	1	-	436	405	398
減損引当金 ³	-	-	-	(311)	(248)	(232)
純額	1	1	-	125	157	166
条件緩和						
総額	3	3	3	17	31	31
減損引当金 ²	(1)	(1)	(1)	(4)	(10)	(10)
純額	2	2	2	13	21	21
減損資産合計：						
総額	263	54	14	2,154	1,763	1,749
減損引当金 ^{2,4}	(162)	(18)	(6)	(1,079)	(792)	(800)
純額	101	36	8	1,075	971	949

² 減損エクスポージャーに係る個別評価引当金および一括評価引当金が含まれている。

³ 減損エクスポージャーに係る一括評価引当金が含まれている。

⁴ 減損エクスポージャーに係る1,079百万豪ドル(2019年9月30日現在：792百万豪ドル、2019年3月31日現在：800百万豪ドル)の減損引当金、および90日超期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目に係る628百万豪ドル(2019年9月30日現在：563百万豪ドル、2019年3月31日現在：558百万豪ドル)の減損引当金は、貸付金および信用コミットメントのECLに対するステージ3の引当金1,707百万豪ドル(2019年9月30日現在：1,355百万豪ドル、2019年3月31日現在：1,358百万豪ドル)に一致する。

90日超期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない資産

	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
オーストラリア	4,965	4,684	4,295	6	16
ニュージーランド	389	340	192	14	103
その他の海外	55	64	35	(14)	57
合計⁴	5,409	5,088	4,522	6	20

⁴ 減損エクスポージャーに係る1,079百万豪ドル(2019年9月30日現在：792百万豪ドル、2019年3月31日現在：800百万豪ドル)の減損引当金、および90日超期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目に係る628百万豪ドル(2019年9月30日現在：563百万豪ドル、2019年3月31日現在：558百万豪ドル)の減損引当金は、貸付金および信用コミットメントのECLに対するステージ3の引当金1,707百万豪ドル(2019年9月30日現在：1,355百万豪ドル、2019年3月31日現在：1,358百万豪ドル)に一致する。

注記12 預金およびその他の借入金

	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
オーストラリア					
譲渡性預金証書	21,029	26,259	31,123	(20)	(32)
無利息、要求払	44,557	43,341	42,690	3	4
その他の利付通知預金	274,071	247,161	222,733	11	23
その他の利付定期預金	141,933	158,564	168,313	(10)	(16)
オーストラリア合計	481,590	475,325	464,859	1	4
ニュージーランド					
譲渡性預金証書	3,452	1,058	858	large	large
無利息、要求払	9,526	6,368	6,110	50	56
その他の利付通知預金	25,822	22,291	23,488	16	10
その他の利付定期預金	31,925	31,084	31,918	3	-
ニュージーランド合計	70,725	60,801	62,374	16	13
その他の海外					
譲渡性預金証書	14,638	11,414	11,383	28	29
無利息、要求払	1,007	824	800	22	26
その他の利付通知預金	1,834	1,610	1,323	14	39
その他の利付定期預金	13,126	13,273	14,268	(1)	(8)
その他の海外合計	30,605	27,121	27,774	13	10
預金およびその他の借入金合計	582,920	563,247	555,007	3	5

注記13 金融資産および金融負債の公正価値

公正価値評価の統制フレームワーク

当行グループは、公正価値が取引から独立した機能によって算定または検証される、公正価値評価の統制フレームワークを用いている。このフレームワークは、該当する会計上、業界および規制上の基準の遵守を達成するために利用される方針および手続きをまとめたものである。このフレームワークには、以下に関連する具体的な統制が含まれている。

- ・ 金融商品の再評価
- ・ 独立した価格の検証
- ・ 公正価値の調整
- ・ 財務報告

このフレームワークの主要な要素は、当行グループ内の評価の上級専門家からなる再評価委員会である。再評価委員会は、公正価値測定基準が適用されていることを評価するために、定められた方針および手続きの適用の見直しを行う。

公正価値を決定する方法は、入手可能な情報によって異なる。

公正価値のヒエラルキー

評価ヒエラルキーにおける金融商品のカテゴリーは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低位のレベルのインプットに基づいている。

当行グループは、以下のヒエラルキーに従って公正価値で測定するすべての金融商品を分類している。

評価手法

当行グループは店頭(以下「OTC」という。)デリバティブの公正価値を決定するにあたり、市場で認められた評価手法を適用している。これには信用評価調整(以下「CVA」という。)および資金調達評価調整(以下「FVA」という。)が含まれ、それぞれの評価手法には無担保のデリバティブ・ポジションに関して発生する信用リスクならびに資金調達の費用および便益が組み込まれている。

具体的な評価手法、評価モデルに使用されるインプットの観察可能性および重要な各商品カテゴリーに関するその後の分類については、以下に概要が記載されている。

レベル1の商品

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、直近の無調整の相場価格に基づいている。これらの価格は、実際の独立当事者間取引に基づいている。

レベル1の商品の評価では、経営陣の判断をほとんど、あるいは一切必要としない。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
上場商品	金融派生商品	上場金利先物およびオプション、コモディティ、エネルギーおよび排出権先物	
為替商品	金融派生商品	為替直物および先物契約	
エクイティ商品	金融派生商品	上場株式および株式指数	
	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		これらすべての商品は、価格が容易に観察可能である、流動性がありかつ活発な市場で売買される。評価には、モデルまたは仮定は用いられない。
	その他の金融負債		
無資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	オーストラリアおよびニュージーランドの国債	
	投資有価証券		
	その他の金融負債		
生命保険に関する資産および負債	生命保険に関する資産	投資運用制度が管理する上場株式、上場デリバティブおよび上場株式の空売り	
	生命保険債務		

レベル2の商品

活発に取引されない金融商品の公正価値は、観察可能な市場価格を最大限に利用する評価手法を用いて決定される。評価手法には以下が含まれる。

- ・ 市場で標準的な割引計算の使用
- ・ オプション価格決定モデル
- ・ 市場参加者によって広く利用され、認められているその他の評価手法

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
金利商品	金融派生商品	金利およびインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロア、カラーならびにその他のノンバニラ金利デリバティブ	業界の標準的なモデルが商品ごとの予想される将来の支払額の算定に用いられ、当該支払額は現在価値に割り引かれる。このモデルの金利インプットは、ベンチマーク金利ならびにスワップ、債券および先物の市場における活発なブローカー金利である。金利のボラティリティは、ブローカーおよび一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
為替商品	金融派生商品	為替スワップ、為替先渡契約、為替オプションおよびその他のノンバニラ為替デリバティブ	業界の標準的な評価モデルを用いて、市場で観察可能なインプット、または一般に認められている価格提供機関から得られる。
その他のクレジット商品	金融派生商品	単名クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)および指数CDS	主要なインプットとして信用スプレッドが組み込まれている業界の標準的なモデルを用いて評価される。信用スプレッドは、一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
コモディティ商品	金融派生商品	コモディティ、エネルギーおよび排出権デリバティブ	業界の標準的なモデルを用いて評価される。 当該モデルは予想される将来の引渡額および支払額を算定し、それを現在価値に割り引く。当該モデルのインプットには、フォワード・カーブ、市場で観察可能なインプットから推定されたボラティリティ、ディスカウント・カーブならびに基礎となる直物および先物の価格が含まれる。重要なインプットは、市場で観察可能なインプットまたは一般に認められているデータ提供機関を通じて入手されるインプットである。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。

エクイティ商品	金融派生商品	上場株式オプション、 OTC株式オプションおよびOTC新株予約権	流動性が低いため、上場オプションはレベル2である。 株価、配当金、ボラティリティおよび金利などの観察可能なパラメーターに基づき、業界の標準的なモデルを用いて評価される。
資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 投資有価証券	豪ドル建オーストラリア住宅ローン担保証券(以下「RMBS」という。)およびその他の資産担保付証券(以下「ABS」という。)	期限前償還条項が付された変動利付債券を評価するための業界の手法を用いて評価される。豪ドル建RMBSは一般に認められているデータ提供機関から入手される価格を用いて評価される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
無資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 投資有価証券 その他の金融負債	州政府債およびその他の国債、社債ならびにコマーシャル・ペーパー 無資産担保債券に係る有価証券買戻契約および売戻契約	独立した値付機関から入手される観察可能な市場価格、ブローカーの相場価格またはディーラー間価格を用いて評価される。
公正価値で測定する貸付金	貸付金	固定利付債券およびシンジケート・ローン	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、信用度について調整した割引率、または将来の期待売却額を用いた割引キャッシュ・フロー法。
譲渡性預金証書	預金およびその他の借入金	譲渡性預金証書	満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場レートをを用いた割引キャッシュ・フロー。
公正価値で測定する発行済債券	発行済債券	発行済債券	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、ウエストパックの推定された信用度に関する市場における観察可能な変動について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー。
生命保険に関する資産および負債	生命保険に関する資産 生命保険債務	社債、店頭デリバティブ、非上場投資信託証券、生命保険契約債務、生命保険運用契約債務および法定生命保険基金が管理する投資運用制度に係る外部債務	観察可能な市場価格、またはその他の広く利用され容認されている、市場で観察可能なインプットを利用した評価手法を用いて評価される。

レベル3の商品

金融商品の評価に重大な影響を及ぼしうるインプットの1つ以上が、当該商品の流動性が低いことや当該商品が複雑であるために、観察可能な市場データに基づいていない金融商品が該当する。これらのインプットは通常、関連する他の市場データから算出および推定され、現在の市場の傾向および過去の取引に応じて調整される。

これらの評価は、経営陣の高次の判断を用いて算定される。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	特定の資産担保債券、オフショア無資産担保債券および第三者割当を通じて発行された負債証券	これらの証券は独立した値付機関または第三者の再評価に基づき評価される。非流動性および/または複雑性のため、レベル3の資産として分類される。
エクイティ投資	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 投資有価証券	戦略的エクイティ投資	直近の独立当事者間取引(入手可能な場合)、割引キャッシュ・フロー法、企業の純資産または最新のファンドの投資口価格の参照など、当該投資に適切な評価手法を用いて評価される。 非流動性、複雑性および/または観察不能なインプットを評価モデルに用いるため、レベル3の資産として分類される。

以下の表は、公正価値で測定する金融商品についての公正価値のヒエラルキーの分類を要約したものである。

	2020年3月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
継続的に公正価値で測定する金融資産				
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	5,252	20,808	220	26,280
金融派生商品	17	56,620	24	56,661
投資有価証券	15,320	69,206	152	84,678
貸付金	-	246	22	268
生命保険に関する資産	600	1,974	-	2,574
継続的に公正価値で測定する金融資産合計	21,189	148,854	418	170,461
継続的に公正価値で測定する金融負債				
預金およびその他の借入金	-	38,794	-	38,794
その他の金融負債	261	10,239	-	10,500
金融派生商品	14	48,031	44	48,089
発行済債券	-	6,295	-	6,295
生命保険債務	-	604	-	604
継続的に公正価値で測定する金融負債合計	275	103,963	44	104,282

	2019年9月30日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
継続的に公正価値で測定する金融資産				
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	10,440	21,121	220	31,781
金融派生商品	7	29,828	24	29,859
投資有価証券	11,163	61,284	134	72,581
貸付金	-	239	21	260
生命保険に関する資産	1,097	8,270	-	9,367
継続的に公正価値で測定する金融資産合計	22,707	120,742	399	143,848
継続的に公正価値で測定する金融負債				
預金およびその他の借入金	-	38,413	-	38,413
その他の金融負債	262	5,108	-	5,370
金融派生商品	8	29,059	29	29,096
発行済債券	-	5,819	-	5,819
生命保険債務	-	7,377	-	7,377
継続的に公正価値で測定する金融負債合計	270	85,776	29	86,075
	2019年3月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
継続的に公正価値で測定する金融資産				
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	10,039	19,037	231	29,307
金融派生商品	10	21,735	20	21,765
投資有価証券	10,796	56,816	112	67,724
貸付金	-	394	19	413
生命保険に関する資産	1,255	8,119	-	9,374
継続的に公正価値で測定する金融資産合計	22,100	106,101	382	128,583
継続的に公正価値で測定する金融負債				
預金およびその他の借入金	-	43,119	-	43,119
その他の金融負債	211	4,715	-	4,926
金融派生商品	10	23,344	30	23,384
発行済債券	-	3,934	-	3,934
生命保険債務	-	7,503	-	7,503
継続的に公正価値で測定する金融負債合計	221	82,615	30	82,866

市場で観察不能な金融商品の調整

市場で観察不能な評価手法(レベル3)から導き出された公正価値で測定された金融商品の変動の要約は、以下の表のとおりである。

	2020年3月31日に終了した6ヶ月間					
	トレーディング 目的有価証 券およびFVIS で測定する金 融資産	投資有価証券	その他 ¹	レベル3 資産合計	金融派生商品	レベル3 負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	220	134	45	399	29	29
資産に係る利益/(損失) および負債に係る(利益)/ 損失:						
損益計算書で認識	(3)	-	10	7	10	10
その他の包括利益で認識	-	(18)	-	(18)	-	-
取得および発行	5	36	9	50	6	6
処分および決済	(9)	-	(18)	(27)	(1)	(1)
外貨換算の影響	7	-	-	7	-	-
期末残高	220	152	46	418	44	44
期末現在保有の金融商品に ついて損益計算書で認識 された未実現利益/(損失)	(4)	-	14	10	(16)	(16)

¹ その他はデリバティブ金融資産および一部の貸付金で構成されている。

レベル3への振替およびレベル3からの振替は、関連する金融商品の公正価値の決定に用いられる評価モデルへの重要なインプットの観察可能性が変わったために発生した。振替は、期末の公正価値を使用して報告されている。当期に発生した振替はなかった。

重要な観察不能なインプット

市場で観察不能な評価の仮定において合理的に可能性のある変動に対する感応度は、当行グループの損益報告額に重要な影響を及ぼさなかったと考えられる。

デイ・ワン損益

当期において認識されなかったデイ・ワン利益の期末残高は、3百万豪ドル(2019年9月30日現在: 3百万豪ドルの利益および2019年3月31日現在: 4百万豪ドルの利益)であった。

公正価値で測定しない金融商品

以下の表は、当行グループの公正価値で測定しない金融商品の見積公正価値を要約したものである。

	2020年3月31日現在		2019年9月30日現在		2019年3月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
公正価値で測定しない金融資産						
現金および中央銀行預け金	45,815	45,815	20,059	20,059	19,486	19,486
支払担保金	5,339	5,339	5,930	5,930	6,103	6,103
投資有価証券	1,111	1,111	820	820	812	812
貸付金	719,410	721,740	714,510	716,130	713,884	714,341
その他の金融資産	5,849	5,849	5,367	5,367	6,444	6,444
公正価値で測定しない金融資産合計	777,524	779,854	746,686	748,306	746,729	747,186
公正価値で測定しない金融負債						
受入担保金	12,728	12,728	3,287	3,287	1,889	1,889
預金およびその他の借入金	544,126	544,506	524,834	525,516	511,888	512,544
その他の金融負債	23,496	23,496	23,845	23,845	24,087	24,087
発行済債券 ²	179,540	175,610	175,638	176,838	184,825	185,423
借入資本	25,807	23,636	21,826	22,076	16,736	16,655
公正価値で測定しない金融負債合計	785,697	779,976	749,430	751,562	739,425	740,598

² 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

公正価値で測定しない金融商品の公正価値の算出方法に関する詳細は、当行グループの2019年度年次報告書の注記22に開示されている。

注記14 引当金、偶発債務、偶発資産および信用コミットメント

引当金は、過去の事象から生じる現在の債務について、当該債務を決済するための支払い(またはその他の経済的譲渡)が必要となる可能性が高く、かつ当該支払について信頼性のある見積りが可能な場合に認識される。当行グループにより繰入れられた引当金は、以下の表の「引当金」の項に記載されている。経済的資源の流出の可能性が高くない、または債務が信頼性をもって測定できない場合、偶発債務が存在する可能性がある。

引当金

	2020年3月31日に終了した6ヶ月間							合計
	永年勤続 休暇	年次有給 休暇および その他従業 員給付	訴訟および 貸付以外の 損失	信用コミッ トメントの 減損 に対する引 当金	リース資産 除去債務	事業再編費 用引当金	コンプライ アンス、 規制および 是正に係る 引当金	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	456	614	38	305	24	160	1,572	3,169
繰入額	37	447	920	271	200	17	639	2,531
取崩額	(24)	(619)	(22)	-	(7)	(67)	(215)	(954)
未使用分の戻入れ	-	(8)	(2)	-	(1)	-	(76)	(87)
その他	1	12	(3)	-	-	-	-	10
期末残高	470	446	931	576	216	110	1,920	4,669

訴訟および貸付以外の損失に係る引当金

AUSTRAC民事訴訟に関して発生する可能性のある制裁金に係る引当金

2019年11月20日、2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止法(Cth)に違反した疑いに関連して、AUSTRACはオーストラリア連邦裁判所においてウエストパックを相手取り民事訴訟を開始した。この訴訟は、多数の国際的な資金送金指示(以下「IFTI」という。)の報告漏れ、記録保持およびIFTIに必要な特定のデータ提供に関する不備の疑い、コルレス銀行業務に係る義務の不履行、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止プログラムの不備ならびに継続的な顧客デューデリジェンス義務の違反に関するものである。AUSTRACは23百万件を超えるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止法違反を主張している。

2020年度上半期において、AUSTRACおよびウエストパックは、極秘扱いかつ再訴可能という条件で裁判所命令による調停に参加した。議論は継続中だが、裁判所は当該訴訟における次の段階の日程を指示した。この日程によれば、2020年5月8日までに合意事実陳述書を、2020年5月15日までにウエストパックが答弁書を、2020年6月5日までにAUSTRACが答弁書に対する応答を提出する。当該訴訟の結果は、民事制裁金の設定に関するものを含め、確立した法律原理を考慮して連邦裁判所が決定する。

過年度(2018年度および2019年度)において、AUSTRACの事案は偶発債務として開示されていた。これはウエストパックが、当該債務を信頼性をもって測定することができなかったためである。当半期決算日において、ウエストパックは入手可能な情報を考慮し、AUSTRAC民事訴訟に関して発生する可能性の高い制裁金として900百万豪ドルの引当金を認識した。当該引当金は、適切な制裁金の決定において裁判所が取る可能性のあるアプローチに相当の不確実性が残り、かつウエストパックとAUSTRACが共同で、裁判所に提示する制裁金の金額(裁判所は考慮するが受諾する義務はない)に合意する見込みが残る状況において認識された。裁判所が適切な制裁金を決定するには、多くの異なる対立する複雑な要因と裁量権の行使の均衡を取ることが必要となる。制裁金に関する和解および共同での金額提示または審理のいずれか(いずれの場合も裁判所によって決定される)を受けてウエストパックが支払う実際の制裁金は、引当金よりも大幅に高額または低額となる可能性がある。ウエストパックが制裁金を支払う時期は不明である。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

2020年度上半期のコンプライアンス、規制および是正に関連する引当金は以下を含む。

- ・ 当行グループが雇用した財務プランナーが請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金見積額。
- ・ 当行グループの完全子会社であるセキュリター・フィナンシャル・グループ・リミテッド(以下「セキュリター」という。)およびマグニチュード・グループ・ピーティーワイ・リミテッド(以下「マグニチュード」という。)の正式な代理店が請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金見積額。
- ・ 元利返済に(必要に応じて)自動的に切替えられなかったインタレスト・オンリー・ローンに有する、特定の消費者顧客および商業顧客への返金。
- ・ 2009年消費者信用保護法(Cth)の対象となる貸付金が提供されるべきであった、ビジネス・ローンを提供された特定の商業顧客への返金。

特定のコンプライアンス、規制および是正に係る引当金の詳細は以下のとおりである。

当行グループが雇用した財務プランナーが請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金見積額

当半期決算日現在、ウエストパックは、当行グループが雇用した財務プランナーが2008年から2018年の間に請求した特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金に係る引当金204百万豪ドルを計上している。当半期決算日現在、ウエストパックが顧客に支払った金額は累積で72百万豪ドルであった。2020年度上半期の引当金を決定するために、複数の見積りおよび判断が引き続き適用されている。これらには以下が含まれる。

- ・ 2008年から2018年の間に、雇用した財務プランナーに関連して当行グループが受け取った手数料合計が約634百万豪ドルであったこと。
- ・ 手数料合計のうち、返済されると見積られる割合は27%であること。この見積りに係る主要な仮定は、サービスが2016年から2018年に提供された証拠となる記録の性質および範囲に関連している。

引当金は見積り金利費用および見積りプログラム費用を含む。

セキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店が請求した特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料

当半期決算日現在、ウエストパックは、当行グループの完全子会社であるセキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店の顧客が、これらの代理店に対して(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料を支払い、かつ当該サービスが提供されていたかが明確ではない場合の、顧客への見積り補償費用(返金した手数料に係る利息および是正プログラムを実行するための追加の費用を含む)に対して引当金586百万豪ドルを計上している。この(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料は2008年から2018年の間に請求された。当半期決算日現在、ウエストパックは顧客への支払いを開始しておらず、プロジェクト費用に係る引当金を26.3百万豪ドル使用している。2020年度上半期の引当金を決定するために、複数の見積りおよび判断が引き続き適用される。これらには以下が含まれる。

- ・ 2008年から2018年の間に正式な代理店が顧客から受け取った手数料合計額は約880百万豪ドルであった。
- ・ 現在提案している補償の計算方法により返金可能として見積られた手数料の割合は33%である。この見積りに係る主要な仮定は以下を含む。
 - 正式な代理店の顧客に返金する根拠。
 - サービスが提供されていた証拠となる記録の性質、範囲および入手可能性。

最終的な結果は、引当金を見積りる際に使用した仮定と実際の結果が異なる場合、引当金を下回る、または上回る可能性がある。補償のプロセスは、さらなる事実が明らかになるにつれて変化する可能性があり、このような変化は最終的なエクスポージャーの変更をもたらす可能性がある。

事業再編費用引当金

2019年度において、当行グループは主要なBT業務をコンシューマーおよびビジネスの両部門へ再編し、ウエストパック・グループに雇用された財務プランナーおよび正式な代理店による個人向け金融アドバイスの提供から撤退した。

当行グループは現在、金融アドバイスの委託モデルを採用しており、残りの分離および余剰人員の整理に係る費用に対して引き続き引当金を計上している。

リース資産除去債務

リース資産除去債務の増加は、当行グループの不動産リースの終了時におけるリース不動産の原状回復費用の再評価を反映している。見積回復費用の増加は、関連するリース不動産の修繕費用の増加として扱われ、これらの資産の残存期間にわたり減価償却される。

偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

規制措置

規制当局、法定機関およびその他の機関は金融サービス部門に関連する調査、レビューおよび照会をオーストラリアおよびその他の海外の両方において継続して進めている。これらの調査およびレビューは幅広い事案を検討し、オーストラリアにおいては、信用および金融サービスにおける不法行為の可能性に関して複数の調査およびレビューが最近まで検討されたか、引き続き検討されている。

ASIC、APRA、ACCC、AUSTRAC、OAIC、ATOおよびフェアワーク・オンブズマンなどの国内の規制当局ならびにニュージーランド準備銀行、ニュージーランド金融市場庁、香港金融管理局、シンガポール金融管理局および先物協会などの一部の海外の規制当局も現在、当行グループを現在対象とする、または将来的に対象とする可能性のある調査、レビューおよび照会(その一部は業界全体を対象とするものである)を実施している。これらの調査、レビューおよび照会では、(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料(かかる手数料の請求プロセスを含む)、責任ある貸付、住宅ローン、与信ポートフォリオ管理、年金法の遵守、プライバシーおよび情報ガバナンス、金融アドバイスの提供、競争法に関する行為、反マネーロンダリングおよびテロ資金対策に係るプロセスや手続き、金融市場における行動(トレーディング活動を含む)などを含むさまざまな事項が個別に検討されている。

ウエストパックは、業界全体とウエストパック個別の調査、レビューおよび照会の両方の一環として、関係する規制当局からさまざまな通知や情報提供要請も受けている。

規制当局により実施される、または一部の事案では規制当局もしくは当行グループが雇用する外部第三者により実施される可能性のあるこれらの調査、レビューおよび照会(当行グループ自らにより識別された事項の場合を含む)の結果によっては、訴訟(当行グループに対する集団訴訟を含む)、罰金、違反通知、法的拘束力のある保証、追加資本要件の賦課、民事または刑事罰、関連する規制上のライセンスの取消し、一時停止もしくは条件変更、または規制当局もしくはその他の当事者によるその他の法的処分または行政処分が行われる可能性がある。可能な限り、これらの調査、レビューおよび照会ならびに取られる可能性のある措置により当行グループに予想される費用の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、場合によっては、調査、レビューおよび照会が初期段階にあるため、常に信頼性をもって見積することは不可能である。

継続中のアドバイス・サービス

規制当局が現在実施している措置には、当行グループに雇用された財務プランナーおよび当行グループの完全子会社であるセキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店により提供された継続中のアドバイス・サービスに対するASICの調査が含まれる。

ASICは2019年に調査を開始し、顧客が支払った対価に見合うアドバイス・サービスを確実に受けられるようにするための適切な制度とプロセスをウエストパックが整備していたかなどの様々な事項を調査している。当行グループは引き続き、顧客が受ける影響を修正し、セキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店の顧客ならびに当行グループに雇用された財務プランナーの顧客への払戻金およびその他の未払金について引当金を設定した。ウエストパックが設定した引当金に関する詳細は、上記の「引当金」の項に記載されている。

ASICの調査は2013年から2019年までの期間に関するものである。ASICによる通知の発出と、それに対する当行グループの回答は完了している。

ASICは、この調査の結果に伴いどのような措置が取られるかを当行グループに示唆していない。ASICが取る可能性のある措置は裁判所による手続きの開始を要する場合があります。違反が証明されれば、当行グループは結果的に多額の制裁金の支払いを求められる可能性がある。しかし、現時点でこの種類の潜在的な将来の債務を信頼性をもって見積ることは不可能であるため、ASICが強制手続きに進むことを選択した場合に発生し得る制裁金に対する引当金は設定されていない。

消費者信用保険

またASICは、現在、消費者信用保険(以下「CCI」という。)に関するウエストパックの過去の販売慣行に対して調査を行っている。この調査は、2011年から2018年間の業界全体のCCI販売慣行に対するASICの調査を受けて行われた。ASICによる通知の発出と、それに対する当行グループの回答は完了している。

ウエストパックは2018年11月に支店および契約センターのチャネルによるCCI販売を停止し、2019年6月にはオンライン販売を停止した。ASICによる調査は、スレイター・アンド・ゴードン(Slater & Gordon)が「ゲット・ユア・インシュアランス・バック」キャンペーンに関して、ウエストパックおよび子会社2社を相手取り連邦裁判所に開始した集団訴訟手続とは別の事案である。この集団訴訟に関する詳細は後述の「訴訟」の項に記載されている。

ASICは、この調査の結果に伴いどのような措置が取られるかを当行グループに示唆していない。ASICが取る可能性のある措置は裁判所による手続きの開始を要する場合があります、違反が証明されれば、当行グループは結果的に多額の制裁金の支払いを求められる可能性がある。しかし、現時点でこの種類の潜在的な将来の債務を信頼性をもって見積ることは不可能であるため、ASICが強制手続きに進むことを選択した場合に発生し得る制裁金に対する引当金は設定されていない。

インタレスト・オンリー・ローン

規制当局が現在実施している別の措置には、特定のモーゲージ貸付金に関してASICが当行グループに対して行っている調査を含む。これは、当行グループが運用上の過失により、契約上の金利のみの期間の終了時に顧客による返済を元本と利息に切替えなかったというものである。ウエストパックは2017年12月に過失の影響を受けた顧客について修正措置を取った。ウエストパックはこの顧客に対する修正措置に引当金を設定した(詳細については「引当金」の項を参照のこと)。

ASICによる通知の発出と、それに対する当行グループの回答は完了している。ASICは、この調査の結果に伴いどのような措置が取られるかを当行グループに示唆していない。ASICが取る可能性のある措置は裁判所による手続きの開始を要する場合があります、違反が証明されれば、当行グループは結果的に多額の制裁金の支払いを求められる可能性がある。しかし、現時点でこの種類の潜在的な将来の債務を信頼性をもって見積ることは不可能であるため、ASICが強制手続きに進むことを選択した場合に発生し得る制裁金に対する引当金は設定されていない。

閾値取引報告

ウエストパックは、2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止法(Cth)に基づく閾値取引報告(以下「TTR」という。)の提出義務に関して、一部のシステムおよび統制に欠陥を認識した。この結果、当行グループでは数年にわたりTTRを報告しなかった場合や、不完全または不正確な情報によるTTR報告を行っていた場合があった。

当行グループはこれらのTTRの不備をAUSTRACに自己申告し、調査の状況をAUSTRACに逐次報告している。これまでのところ、この修正により直近で17,870件のTTRがAUSTRACに報告されている。さらに、これまでに実施された予備的分析(最終的な数値化または確定には至っていない)を基に、AUSTRACに報告されていないTTRが推計で60,000件から90,000件に上る可能性があるという複数のTTRの報告シナリオが存在する。

これらの事案により起こり得る結果は依然不確実であり、したがって、引当金は認識されていない。

訴訟

当行グループのためのおよび当行グループに対する現在進行中の訴訟手続および請求があり、また請求が発生する可能性がある。実際および潜在的な訴訟上の請求および訴訟に関連して、以下に挙げるような偶発債務が存在する。当行グループに予想される損失の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、以下に記載する事案に関連するものを含め、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。

- ・ 2016年8月、オーストラリア銀行間取引金利に関連する不法行為があったとして、ウエストパックおよび多数のオーストラリアの銀行および国際銀行ならびにブローカーを相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において集団訴訟が提起された。2019年4月、修正請求が原告によって提出された。ウエストパックは当該訴訟において抗弁を行っており、現在、予審の段階に進んでいる。証拠開示を含む、訴訟の今後の段階に見込まれる費用について、引当金が認識された。
- ・ 2016年12月22日、ASICは2013年から2016年の間に行われた多数の年金口座の統合キャンペーンに関して、BTファンズ・マネジメント・リミテッド(以下「BTFM」という。)およびウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッド(以下「WSAL」という。)に対して、連邦裁判所において訴訟を開始した。ASICは、これらのキャンペーンの一部の過程で、顧客に個人的な助言を行ったことが2001年会社法(Cth)の多くの条項に違反すると主張し、当該請求の焦点として15名の特定の顧客を選定した。2018年12月に、第一裁判所は、個人的な助言は行われておらず、BTFMとWSALは関連する個人的な助言の条項に違反していないとする判決を言い渡した。一方で、BTFMとWSALはそれぞれ会社法第912A条第1項(a)に違反したと認定した。2019年2月に、ASICはこの判決に対して上訴した。2019年10月28日、連邦裁判所合議体法廷はASICに有利な決定を下し、BTFMとWSALはそれぞれ、15名の顧客のうち14名に対して行われた関連する要請に対して助言を行ったと認定し、結果的に会社法(第912A条第1項(a)を含む)に違反したと言い渡した。BTFMおよびWSALはオーストラリア高等裁判所に申請を行い、高等裁判所は上訴の特別な許可を認め、連邦裁判所合議体法廷の決定に関する上訴を審理する予定である。高等裁判所は当該上訴の審理について近く日時を決定する。この上訴が不首尾に終わった場合、本事項は罰金およびASICが求める他の命令に関する審理のために連邦裁判所に移されることになる。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2017年3月1日、ASICは2009年全国消費者クレジット保護法(Cth)に違反したとして、消費者向けの特定のウエストパック住宅ローン(特定のインタレスト・オンリー・ローンを含む)に関する訴訟を開始した。当該訴訟は2019年5月に審理された。2019年8月13日、裁判所は訴訟の判決を言い渡し、ASICの訴訟は棄却された。ASICは当該判決に関して上訴し、2020年2月に審理が行われた。この上訴に関する判決はまだ下されていない。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2017年10月12日、ウエストパックおよびウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービス・リミテッド(以下「WLIS」という。)を相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が提起された。当該集団訴訟は、2011年2月以降にウエストパック・グループ内で雇用される一部のファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づきWLISが販売した保険を取得した顧客が代表して提起した訴訟である。原告側は、当該アドバイザーにより提供された金融アドバイスは、当該アドバイザーの顧客に対する信認法定義務(顧客の最善の利益のために行動する義務を含む)に違反しており、WLISが故意に当該違反に荷担したと主張している。ウエストパックおよびWLISは、当該訴訟において抗弁している。本事項は2021年5月に第1回公判が予定されている。本事項に関する引当金は認識されていない。

- ・ 2019年2月21日、ウエストパックの責任ある貸付義務に関して、ウエストパックを相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が開始された。申立人は2020年2月11日に追加の修正開始申込書および追加の修正請求原因書面を提出した。請求は、申立人およびグループのメンバー(訴訟の中で定義されている)との住宅ローン契約時にウエストパックは貸付人としての義務を遵守しなかったと主張している。申立人およびグループのメンバーの主張には、2011年1月1日から2018年2月17日までの間にウエストパックが顧客の財務状況、要求および目的に関する合理的な調査を怠り、顧客の財務状況を検証するための合理的な手順を踏まず、規制に準拠した適切性に関する評価の実施を怠ったことが含まれる。また申立人は、申立人の貸付金が適切ではなかったと主張している。ウエストパックはこの訴訟において抗弁を行っている。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2019年9月5日、BTFMのBT Super for Life現金投資オプションに関連して、BTFMおよびWLISを相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が開始された。この主張は、スレイター・アンド・ゴードン(Slater and Gordon)による「ゲット・ユア・スーパー・バック」キャンペーンの一環としての他の業界の集団訴訟に追随するものである。訴訟において、BTFMは、一般法、関連する信託証書および1993年私的年金(監督)法(Cth)に基づく複数の義務を遵守していなかったこと、ならびにWLISがBTFMの違反に故意に関与していたことが主張されている。請求で求める損害額は未定である。BTFMとWLISはこの訴訟において抗弁を行っている。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ ウエストパックは、該当期間にわたるウエストパックによる金融犯罪のモニタリングに関する市場の開示の問題および近年のAUSTRAC訴訟の対象となっている事項について、フィー・フィニー・マクドナルド(Phi Finney McDonald)およびジョンソン・ウィンター・アンド・スラッターリー(Johnson Winter & Slattery)がオーストラリアで提起した2件の株主集団訴訟を受けている。請求は、2013年12月16日から2019年11月19日の間にウエストパック株式等の持分を取得した株主を代表して提起されている。2015年11月11日から2019年11月19日の間のウエストパック株式等の購入者を代表して、2020年1月31日、ウエストパックならびに現CEOおよび前CEOを相手取り、米国集団訴訟がローゼン法律事務所(Rosen Law Firm)によって提起された。この請求もまた、該当期間にわたるウエストパックによる金融犯罪のモニタリングに関する市場の開示の問題および近年のAUSTRAC訴訟の対象となっている事項に関するものである。これらの3件の集団訴訟は目的の点において大部分が重複しており、請求で求める損害額は未定であるが、該当する各訴訟において問題となっている期間および請求の性質を考慮すると、これらの訴訟の申立人が求める損害賠償はかなりの額になる可能性が高い。ウエストパックはこれらの集団訴訟において抗弁しており、これらの潜在的なエクスポージャーに関して引当金は認識されていない。
- ・ 2020年2月28日、ウエストパックによる消費者信用保険(以下「CCI」という。)の販売に関して、ウエストパック・バンキング・コーポレーションおよびウエストパックの子会社2社を相手取り集団訴訟が開始された。この請求は、スレイター・アンド・ゴードン(Slater and Gordon)による「ゲット・ユア・インシュアランス・バック」キャンペーンの一環として、業界の他の集団訴訟に続くものであった。この訴訟において、ウエストパックの事業体がCCIのクレジットカード、個人向け貸付金およびフレキシー・ローンとの抱き合わせ販売において多くの義務に従わなかったことが主張されている。請求で求める損害額は未定である。ウエストパックの事業体はこの訴訟において抗弁を行っている。ウエストパックは現在はCCIを販売していない。本事項に関する引当金は認識されていない。

内部レビューおよび是正

前期と同様に、ウエストパックは引き続き、当行グループの顧客および評判に影響を及ぼす可能性のある過去の問題を特定し解決するために多くのレビューを行っている。これらの内部レビューにより引き続き多くの問題を特定し、当行グループの顧客が特定された過去の慣行により不利な立場に置かれることがないように、顧客に対する賠償/救済の支払いおよび/または特定された場合には払戻しなどの事態の是正措置を取る、または取る予定である。これらの問題の中には、業界の重点分野である貸付人としての義務(責任ある貸付義務を含む)の遵守、2009年消費者信用保護法(Cth)に準拠した信用供与、企業活動の手続き、特定の資産関連の手数料の請求および一部の商品の契約条件の運用方法が含まれる。これらのレビューを行うことにより、当行グループはまたプロセスおよび統制を改善することができる。当行グループに発生する可能性が高い損失の評価は、財務書類の目的上事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。これらのレビューの一環として特定された実際のまたは潜在的な訴訟請求(顧客または規制当局によって提起される可能性がある)、賠償/救済の支払および/または返金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

豪州金融苦情機関

豪州金融苦情機関(以下「AFCA」という。)に申し立てられた顧客からの苦情に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。AFCAは苦情に関する決定を下す権力を有し、一定の金額までの補償を命じることができる。AFCAは、当該機関が置き換えた従前の紛争処理機関よりも広範な管轄区域を有しており、2020年6月30日までに、2008年1月1日に遡る顧客からの苦情を検討することもできる。

金融請求制度

金融請求制度(以下「FCS」という。)の下で、オーストラリア政府は、適格ADIにおける預金について、250,000豪ドルを上限として預金者に保証料なしで保証を提供している。APRAがADIの清算に適用しており、オーストラリア政府の担当大臣が当該ADIにFCSが適用されることを宣言している場合には、FCSが適格ADIに対して適用される。

2008年金融請求制度(ADI)課徴金法では、ADIに関連してAPRAが負担する特定のFCS費用を超過する部分を賄うための課徴金が定められている(破綻したADIの預金者に対するAPRAによる支払いも含む)。適格ADIの負債に関して預金者に課徴金が課されるが、その額は当該負債の0.5%以下の金額となる。FCSに基づき課せられた課徴金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

偶発税務リスク

オーストラリアおよびその他の管轄地域の税務および規制当局は、通常の業務において、当行グループが実施した特定の取引(過去および現在の取引の両方)に関する税務上の扱いおよび税務上の優遇措置およびGSTなどの間接税の請求の見直しを行っている。当行グループはまた、税務および規制当局より受領したさまざまな通知および情報請求に対応している。

これらの見直し、通知および請求により、追加の税金負債(利息および罰金を含む)が発生する可能性がある。

当行グループは、オーストラリアおよびオーストラリア外の管轄地域において受けた、当該取引に関するものおよびその他も含めて請求内容を評価し、第三者からの助言を受けている。

決済リスク

当行グループには、支払決済業務(外国為替を含む)において他の取引相手方が支払額を決済できない場合の信用リスクに対するエクスポージャーがある。当行グループは、関連する決済システムにおいて決済が法的に確実なものとなるよう処理方法を調整することで、支払システムにおける決済リスクに起因する信用リスクの低減に努めている。

親会社による保証

親会社が子会社に対して供与している保証は以下のとおりである。

- ・ 子会社が引続き債務を履行する責任をウエストパックが負っていることを認める、特定の子会社に関するコンフォート・レター。
- ・ 議会の要求事項を遵守するために、オーストラリアの金融サービス機関またはクレジットの認可を受けた企業である完全所有子会社の一部に行った保証。保証はそれぞれ、年間40百万豪ドルを上限とし、該当する事業体が関連するライセンスに基づき請求に対して法的に支払いを義務付けられた場合にのみ使用される。親会社は、保証に基づき支払われる資金を関連する子会社から回収する権利を有する。

偶発資産

以下の表に示されている信用コミットメントは偶発資産と等しい。偶発事象が生じた場合、これらの契約債務は貸借対照表において貸付金に分類される。

未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識されるさまざまな契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

これらによって、当行グループは、要求された場合には流動性リスクにさらされ、顧客が期日に支払うべき金額を返済できない場合には信用リスクにさらされる。信用損失に対する最大エクスポージャーは、商品の契約額または想定元本額である。一部の契約は、当行グループがいつでも解約することができる。そのため、実際の流動性リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーは引出額に応じて変動し、開示される金額を下回る場合がある。

当行グループは、これらの契約を締結する際には、オン・バランスシート商品と同じ与信方針を用いている。流動性リスクおよび信用リスクの管理に関する詳細は、2019年度年次報告書の注記21を参照のこと。

デリバティブを除く未実行の信用コミットメントは、以下のとおりである。

	2020年 3月31日 現在	2019年 9月30日 現在	2019年 3月31日 現在	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
未実行の信用コミットメント					
信用状および保証 ¹	14,746	15,150	15,804	(3)	(7)
信用供与契約 ²	175,794	176,002	176,242	-	-
その他	158	188	431	(16)	(63)
未実行の信用コミットメント合計	190,698	191,340	192,477	-	(1)

¹ スタンドバイ信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、提示書類に照らして債務を支払う保証である。保証は、第三者に対する顧客の債務の裏付けとして与えられる無条件の保証である。当行グループは、発行した保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。

² 信用供与契約には、与信枠を提供する当行グループ側のすべての義務が含まれている。与信枠は貸付が行われないうちに期限が満了する可能性があるため、想定元本額は必ずしも将来必要なキャッシュを反映していない。2020年3月31日現在、上記に開示された契約債務に加えて、当行グループは顧客に対して与信枠52億豪ドル(2019年9月30日：50億豪ドル、2019年3月31日：55億豪ドル)を提示していたが、まだ承認されていない。

注記15 株主持分

	2020年3月31日 現在	2019年9月30日 現在	2019年3月31日 現在
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
株式資本			
全額払込済普通株式資本	40,503	37,508	36,351
RSPで保有する自己株式 ¹	(616)	(572)	(569)
その他の保有自己株式 ²	30	19	12
保有自己株式合計	(586)	(553)	(557)
株式資本合計	39,917	36,955	35,794
非支配株主持分	56	53	51

¹ 2020年3月31日現在：権利未確定保有株式数4,578,297株(2019年9月30日現在：4,784,213株、2019年3月31日現在：4,803,772株)。

² 2020年3月31日現在：保有株式数1,284,249株(2019年9月30日現在：1,721,532株、2019年3月31日現在：2,029,795株)。

普通株式

ウエストパックは授權株式資本を持たず、普通株式は無額面である。普通株式の株主は、配当金を受取り、ウエストパックの清算時には保有株式数および保有株式に係る支払金額の割合に応じた金額の割当を受取る権利を有する。

普通株式の株主は、株主総会において、本人あるいは委任状により、1株当たり1議決権を得る。

普通株式数の増減の調整表

	2020年3月31日 に終了した6ヶ月間	2019年9月30日 に終了した6ヶ月間	2019年3月31日 に終了した6ヶ月間
	株数	株数	株数
期首残高	3,489,928,773	3,447,571,023	3,434,796,711
株式の発行 ³	110,919,861	-	-
配当金株式再投資制度 ⁴	10,836,236	42,357,750	12,774,312
当期発行株式	121,756,097	42,357,750	12,774,312
期末残高	3,611,684,870	3,489,928,773	3,447,571,023

³ 株式の発行による1株当たり平均価格は24.81豪ドルであった。

⁴ 配当金株式再投資制度に関連する株式の発行価格は、2019年度の配当について25.17豪ドル、2019年度の間配当について27.36豪ドル、2018年度の最終配当について25.82豪ドルであった。

市場で買戻された普通株式

	連結	
	2020年3月31日に終了した6ヶ月間	
	株数	平均価格(豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度(以下「ESP」という。)	931,524	26.46
RSP ⁵	1,820,433	24.46
ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。) - 行使された新株引受権	151,111	27.51
自己株式として：		
購入された自己株式	114,376	24.52
売却された自己株式	(551,659)	25.17
市場で買戻された/(売却された)普通株式合計	2,465,785	

⁵ RSPに基づき従業員に割当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

積立金の増減の調整表

	2020年3月31日に 終了した6ヶ月間	2019年9月30日に 終了した6ヶ月間	2019年3月31日に 終了した6ヶ月間
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
売却可能有価証券積立金			
期首残高	-	-	37
AASB第9号の適用による影響	-	-	(37)
期末残高	-	-	-
FVOCIで測定する負債証券に関する積立金			
期首残高	(22)	59	-
AASB第9号の適用による影響	-	-	33
公正価値の変動による純利益/(損失)	(140)	(111)	64
税効果	42	33	(21)
損益計算書への振替	(28)	(4)	(25)
税効果	8	1	7
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額 為替差額	1 (3)	- -	- 1
期末残高	(142)	(22)	59
FVOCIで測定する株式に関する積立金			
期首残高	17	7	-
AASB第9号の適用による影響	-	-	6
公正価値の変動による純利益/(損失)	(18)	10	1
期末残高	(1)	17	7
株式報酬に関する積立金			
期首残高	1,642	1,604	1,534
株式報酬費用	60	38	70
期末残高	1,702	1,642	1,604
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金			
期首残高	(129)	(204)	(125)
公正価値の変動による純利益/(損失)	145	(11)	(192)
税効果	(43)	4	56
損益計算書への振替	128	117	80
税効果	(37)	(35)	(23)
期末残高	64	(129)	(204)
外貨換算積立金			
期首残高	(179)	(306)	(351)
在外事業体の換算から生じる為替差額	707	(112)	423
純投資ヘッジに係る利益/(損失)	(442)	239	(368)
損益計算書への振替	-	-	(10)
期末残高	86	(179)	(306)
その他の積立金			
期首残高	(18)	(19)	(18)
所有者との取引	(3)	1	(1)
期末残高	(21)	(18)	(19)
積立金合計	1,688	1,311	1,141

注記16 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

	2020年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2019年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年9月 から2020年 3月の増減率	2019年3月 から2020年 3月の増減率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
営業活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)から当期純利益への調整					
当期純利益	1,191	3,614	3,176	(67)	(63)
調整項目：					
減価償却、償却および減損	984	563	516	75	91
減損費用	2,338	562	404	large	large
当期法人税額および繰延税額の純減/(増)	(769)	7	(548)	large	40
未収利息の(増)/減	82	303	(171)	(73)	large
未払利息の(減)/増	(663)	(185)	(156)	large	large
引当金の(減)/増	1,307	405	738	large	77
その他の非現金項目	56	(468)	(364)	large	large
営業活動からのキャッシュ・フロー (営業資産および負債の増減考慮前)	4,526	4,801	3,595	(6)	26
金融派生商品の純(増)/減	4,966	4,937	2,668	1	86
生命保険に関する資産および負債の 純(増)/減	(143)	(130)	(4)	10	large
その他の営業資産の(増)/減：					
支払担保金	877	371	(1,218)	136	large
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	8,114	(2,203)	(5,426)	large	large
貸付金	(694)	(2,399)	(1,789)	(71)	(61)
その他の金融資産	1	570	(234)	(100)	large
その他の資産	69	(15)	2	large	large
その他の営業負債の(減)/増：					
受入担保金	8,900	1,324	(317)	large	large
預金およびその他の借入金	12,908	8,685	(7,572)	49	large
その他の金融負債	2,627	454	1,009	large	160
その他の負債	8	3	(8)	167	large
営業活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)	42,159	16,398	(9,294)	157	large

現金を伴わない財務活動

	2020年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年 9月30日に 終了した 6ヶ月間	2019年 3月31日に 終了した 6ヶ月間	2019年9月 から2020年 3月の増減 率	2019年3月 から2020年 3月の増減 率
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	%	%
配当金株式再投資制度に基づき発行された株式	273	1,159	330	(76)	(17)
リース債務の増加	88	-	-	-	-

2020年3月31日に終了した6ヶ月間に売却した事業

2020年3月31日に終了した6ヶ月間に売却した事業はなかった。

2019年3月31日に終了した6ヶ月間に売却した事業

ウエストパックは、アスカロン・キャピタル・マネジャーズ(アジア)リミテッドおよびアスカロン・キャピタル・マネジャーズ・リミテッドに対する持分を2019年2月8日に売却し、合算で3百万豪ドルの利益が利息以外の収益に認識された。現金対価支払額(取引費用および保有現金控除後)の合計は1百万豪ドルであった。

拘束性預金

当行グループの一部の在外事業体は、それぞれの国での事業に関して積立金または中央銀行預け金の最低残高を維持することが要求されており、その合計額は307百万豪ドル(2019年9月30日現在：330百万豪ドル、2019年3月31日現在：330百万豪ドル)である。これらは現金および中央銀行預け金に含まれている。

注記17 後発事象

2020年4月2日、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)はニュージーランドの全銀行に対し、COVID-19による景気の不透明感が続く間は普通株式への配当金の分配を凍結するよう決定を下した。これにより、当行グループがニュージーランドからオーストラリアへ配当金を支払う能力に影響が及んでいる。

2020年5月4日、取締役会は中間配当金の確定決議を延期したため、2020年6月には中間配当金は支払われない。

2020年5月4日、ウエストパックは資産管理プラットフォーム、退職年金商品および退職商品、投資、保険、自動車ローンおよびウエストパック・パンフィックの事業を含む新たな専門事業部門を創設することを発表した。この決定は将来の報告期間の当行グループの事業セグメントに影響を及ぼす。これらの事業は戦略上のレビューを受けることになる。

上記を除き、2020年3月31日に終了した6ヶ月間以降、本2020年度中間財務報告書で別途取り扱われておらず、その後の期間における当行グループの業務、当行グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼした、または重大な影響を及ぼす可能性がある、いかなる事象も発生していない。

2【その他】

(1) 後発事象

当行グループの後発事象の詳細については、第一部第6 1「中間財務書類」に対する注記17を参照。

(2) 訴訟

当行グループの偶発債務の詳細については、第一部第6 1「中間財務書類」に対する注記14を参照。

(3) その他の情報

配当金株式再投資制度

取締役会は中間配当金の決議を延期したため、2020年6月に配当金は支払われない予定である。配当金株式再投資制度に関連する決定についても見送られている。

グループ会社の支配の変更

2020年3月31日に終了した6ヶ月間において、以下の被支配会社が取得、組成または設立された。

- ・ Westpac Digital Partnerships Pty Ltd (2019年12月5日に設立)
- ・ Series 2020-1 WST Trust (2020年1月22日に設立)

2020年3月31日に終了した6ヶ月間において、以下の被支配会社について支配を中止した。

- ・ Crusade Management Pty Limited (2019年12月1日に登録抹消)
- ・ Hastings Investment Management Pty Ltd (2019年12月18日に登録抹消)
- ・ Series 2011-1 WST Trust (2020年2月14日に終了)

財務カレンダーおよび株式登録の詳細

ウエストパック株式は、オーストラリア証券取引所（以下「ASX」という。）およびニュージーランドの証券取引所（以下「NZX」という。）に上場されており、米国預託証券としてニューヨークの証券取引所に上場されている。ウエストパック・キャピタル・ノート2、ウエストパック・キャピタル・ノート3、ウエストパック・キャピタル・ノート4、ウエストパック・キャピタル・ノート5およびウエストパック・キャピタル・ノート6は、ASXに上場されている。ウエストパックNZD劣後債はNZXに上場されている。

重要な日付は以下のとおりであるが、変更されることがある。いかなる分配、配当または利払も、関連する支払条件に従うものとする。ASXに上場されている有価証券のそれぞれの支払いにかかる主な日付はASXの確認待ちである。

ウエストパック普通株式（ASXコード：WBC、NZXコード：WBC、NYSEコード：WBK）

中間業績および配当発表	2020年5月4日
ニューヨーク中間配当落ち日	未定 ¹
中間配当落ち日	未定 ¹
ニューヨーク中間配当登録日	未定 ¹
中間配当登録日	未定 ¹
中間配当金支払予定日	未定 ¹
事業年度末	2020年9月30日
年次株主総会前の取締役指名受領締切日	2020年10月23日
最終業績および配当発表	2020年11月2日
ニューヨーク最終配当落ち日	2020年11月9日
ニューヨーク最終配当登録日	2020年11月10日
最終配当落ち日	2020年11月11日
最終配当登録日	2020年11月12日
年次株主総会	2020年12月11日 ²
最終配当金支払予定日	2020年12月18日

1 取締役会は中間配当金の決議を延期したため、2020年6月に配当金は支払われない予定である。

2 年次株主総会の開催場所および議題に関する詳細は、11月の株主総会の前に株主宛に送付される株主総会招集通知に記載される。

ウエストパック・キャピタル・ノート2（ASXコード：WBCPE）

四半期分配落ち日	2020年6月12日
四半期分配登録日	2020年6月15日
四半期分配金支払日	2020年6月23日
四半期分配落ち日	2020年9月14日
四半期分配登録日	2020年9月15日
四半期分配金支払日	2020年9月23日
四半期分配落ち日	2020年12月14日
四半期分配登録日	2020年12月15日
四半期分配金支払日	2020年12月23日

ウエストパック・キャピタル・ノート3（ASXコード：WBCPF）

四半期分配落ち日	2020年6月11日
四半期分配登録日	2020年6月12日 ¹
四半期分配金支払日	2020年6月22日
四半期分配落ち日	2020年9月11日
四半期分配登録日	2020年9月14日
四半期分配金支払日	2020年9月22日
四半期分配落ち日	2020年12月11日
四半期分配登録日	2020年12月14日
四半期分配金支払日	2020年12月22日

1 登録日がASXの営業日ではないため、その直前の営業日に調整されている。

ウエストパック・キャピタル・ノート4（ASXコード：WBCPG）

四半期分配落ち日	2020年6月19日
四半期分配登録日	2020年6月22日
四半期分配金支払日	2020年6月30日
四半期分配落ち日	2020年9月21日
四半期分配登録日	2020年9月22日
四半期分配金支払日	2020年9月30日
四半期分配落ち日	2020年12月21日
四半期分配登録日	2020年12月22日
四半期分配金支払日	2020年12月30日

ウエストパック・キャピタル・ノート5（ASXコード：WBCPH）

四半期分配落ち日	2020年6月11日
四半期分配登録日	2020年6月12日 ²
四半期分配金支払日	2020年6月22日
四半期分配落ち日	2020年9月11日
四半期分配登録日	2020年9月14日
四半期分配金支払日	2020年9月22日
四半期分配落ち日	2020年12月11日
四半期分配登録日	2020年12月14日
四半期分配金支払日	2020年12月22日

2 登録日がASXの営業日ではないため、その直前の営業日またはシドニーにおける銀行の通常の営業日に調整されている。

ウエストパック・キャピタル・ノート6（ASXコード：WBCPI）

四半期利払落ち日	2020年6月9日
四半期利払登録日	2020年6月10日
四半期利払日	2020年6月18日
四半期利払落ち日	2020年9月9日
四半期利払登録日	2020年9月10日
四半期利払日	2020年9月18日
四半期利払落ち日	2020年12月9日
四半期利払登録日	2020年12月10日
四半期利払日	2020年12月18日

ウエストパックNZD劣後債(NZXコード：WBC010)

四半期利払落ち日	2020年5月21日
四半期利払登録日	2020年5月22日
四半期利払日	2020年6月2日 ¹
四半期利払落ち日	2020年8月20日
四半期利払登録日	2020年8月21日 ²
四半期利払日	2020年9月1日
四半期利払落ち日	2020年11月19日
四半期利払登録日	2020年11月20日 ²
四半期利払日	2020年12月1日

1 支払日がニュージーランドのウエリントンおよびオークランドならびにオーストラリアのシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、翌営業日に調整されている。

2 登録日がニュージーランドのウエリントンおよびオークランドならびにオーストラリアのシドニーにおける銀行の通常の営業日ではないため、その直前の営業日に調整されている。

登録事務所

オーストラリア連邦

2000 ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー市

ケントストリート275番地

18階

電話: +61 2 9155 7713

ファクシミリ: +61 2 8253 4128

国際電話: +61 2 9155 7700

ウェブサイト: www.westpac.com.au/westpacgroup

株式登録**オーストラリア**

Ordinary shares on the main register,
Westpac Capital Notes 2, Westpac Capital
Notes 3, Westpac Capital Notes 4, Westpac
Capital Notes 5, Westpac Capital Notes 6
Link Market Services Limited
Level 12, 680 George Street
Sydney NSW 2000 Australia
Postal Address: Locked Bag A6015,
Sydney South NSW 1235, Australia

ニュージーランド

Ordinary shares on the New Zealand branch
register and Westpac NZD Subordinated
Notes
Link Market Services Limited
Level 11, Deloitte Centre, 80 Queen Street
Auckland 1010 New Zealand
Postal Address: P.O. Box 91976,
Auckland 1142, New Zealand

Website: www.linkmarketservices.com.au
Email: westpac@linkmarketservices.com.au
Telephone: 1800 804 255 (toll free in Australia)
International: +61 1800 804 255
Facsimile: +61 2 9287 0303

ニューヨーク

Depository in USA for American Depositary Shares Listed on New York Stock Exchange (CUSIP 961214301)
BNY Mellon Shareowner Services
PO Box 505000, Louisville, KY 40233-5000, USA

Telephone: +1 888 269 2377 (toll free in US)
International: +1 201 680 6825

Email: shrrelations@cpushareownerservices.com
Website: <https://www-us.computershare.com/investor>

Website: www.linkmarketservices.co.nz
Email: enquiries@linkmarketservices.co.nz
Telephone: 0800 002 727 (toll free in New Zealand)
International: +64 9 375 5998
Facsimile: +64 9 375 5990

詳細についてのお問い合わせ先

メディアの皆様：
David Lording, Head of Media Relations
+61 419 683 411

アナリストおよび投資家の皆様：
Andrew Bowden, Head of Investor Relations
+61 438 284 863

3【オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の中間財務書類は、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）に基づいて作成されている。また、当該中間財務書類は、国際会計基準審議会によって公表されている国際財務報告基準に準拠している。AASは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本基準」という。）と特定の点において相違する場合がある。当該中間財務書類を日本基準に基づいて表示した場合、中間財務書類の表示に関して、遡及的な影響のある多数の主観的な決定及び選択を行うことが要求される可能性がある。当行はそのような決定及び選択をしなかった。

当行は、当該中間財務書類に対する日本基準への調整又はAASと日本基準との相違の数値化を試みていない。さらに以下のパラグラフに記載されている個別の相違以外にも、より重要性の高いその他の相違が存在する可能性がある。当行は今後、このような中間財務書類の調整又はそのような相違を数値化するつもりはない。

2020年度の中間財務情報を日本基準で表示した場合、特に以下の事項において、結果的にAASに基づいた場合と相違が生じることが見込まれる。

金融商品

(1)分類および測定

オーストラリアでは、AASB第9号が、a)資産を運用するビジネス・モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）に相当するかどうかによって金融資産を分類する。

負債商品は以下によって測定されることになる。

- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として金融資産を保有するものであり、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、償却原価。
- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的としており、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、その他の包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という）。
- ・ 金融資産の売却を通じて達成される事業モデルの中で保有され、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、損益計算書を通じた公正価値（以下「FVIS」という）。

負債商品は、元本残高にSPPIを表す契約上のキャッシュ・フローがない場合、または会計上のミスマッチを排除または減少させるためにFVISで測定するものとして指定される場合にも、FVISで測定される。

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されており、かつ
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

トレーディング目的以外で保有される、またはFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

日本においては、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

(2)減損

オーストラリアでは、AASB第9号の減損モデルが償却原価で測定されるすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。

減損モデルの主な要素は以下のとおりである。

- ・ 3段階のアプローチを用いて、予想信用損失を認識することが求められる。信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる(ステージ1)。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融資産には、全期間の信用損失に対する引当金が求められる(それぞれステージ2およびステージ3)。
- ・ 予想信用損失は、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって確率で加重計算した金額である。
- ・ 利息は、信用減損が生じている場合(すなわち、ステージ3の場合)を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき計算される。

日本においては、有価証券(満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券)については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の算定は、以下()~(iii)の区分に応じて測定する。

() 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

() 貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・ 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の支払能力を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・ 債権の元本及び利息にかかる将来キャッシュ・フローを合理的に見積り、当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

() 破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法。

(3)ヘッジ

オーストラリアにおいては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジを含む3種類のヘッジ会計が利用されている。公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は損益として認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識され、無効部分については損益として認識される。ヘッジの有効性テストの方法は、ヘッジ文書において記載されなくてはならない。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、公正価値とキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーの管理を目的としてヘッジ会計が行われる。原則として繰延ヘッジが適用されるが、例外的に時価ヘッジも認められている。

()繰延ヘッジ

ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された際に損益に振り替えられる。

()時価ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段の両方が公正価値で測定され、その損益は損益計上される。現行の規則の下では、「その他有価証券」についてのみ時価ヘッジが認められている。

ヘッジ全体が有効であると判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰り延べることができる。ヘッジの有効性テストは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の主な契約条件が同一であり、また、市場レート又はキャッシュ・フローの変動が完全に相殺されることが予想される場合に省略することができる。

未収利息不計上（延滞）債権に関する利息

オーストラリアでは、減損した債権に係る利息は、その債権の当初の実効金利で認識される。この実効金利は、減損を測定する目的上、将来キャッシュ・フローを割引く際にも利用される。

日本において、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

法定準備金

日本においては、銀行法で、剰余金の配当をする場合には、当該配当の五分の一を資本準備金又は利益準備金として計上することを定めている。これらの準備金の合計額が資本金の額に達した場合には、かかる金額を計上する必要はない。

オーストラリアでは、このような会計処理は要求されていない。

貸付金手数料

オーストラリアでは、貸付の実行又は契約締結に係る手数料収入（及び直接費用）はすべて繰延べられ、貸付金の実効金利に対する調整として認識される。

日本においては、貸付金手数料は発生ベースで計上されるのが一般的である。

有形固定資産

当行は、有形固定資産を取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた価額で計上している。有形固定資産の回収可能価額への評価減は、損益計算書上に費用として認識される。将来において減損損失が減少した場合、減損損失が戻し入れられることがある。

日本においては、「固定資産の減損に係る会計基準」において、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

のれん

オーストラリアでは、のれんは償却されないが、年に一度及びのれんの減損の可能性が示唆されるときは何時でも、減損テストが要求される。のれんは、減損テストの目的上、資金生成単位に配分される。資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、のれんは損益計算書を通じて評価減される。

日本においては、のれんについては、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の損益計算書に費用計上することができる。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、償却された帳簿価額の減損テストが行われる。

無形資産

オーストラリアでは、無形資産の耐用年数について「確定できる」又は「確定できない」のいずれかに判断される。

すべての関連要因の分析に基づき、事業体に対するキャッシュ・フローを生み出す期間について予測可能な制限がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものと見なされる。耐用年数が確定できない無形資産は償却されないが、年に一度減損テストが実施される。耐用年数が確定できる無形資産は、当該無形資産の見込まれる利用可能期間である耐用年数にわたり償却される。

日本においては、一般に、無形資産は、定額法により償却される。

リース不動産引当金

オーストラリアでは、未入居のリース物件又はサブ・リース物件に関して、リース費用がその予測リース料収入を上回る場合、当該リース物件上生じる正味支出額を補うため引当金を設定している。当該引当金額は、正味将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定される。

日本においては、このような引当金の計上は行われない。

不動産抵当貸付金の取得手数料

オーストラリアでは、貸付金の取得のために外部に支払われた手数料等は資産計上され、貸付金の存続期間にわたり貸付金実効金利の一部として償却される。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」において金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含まれる。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、発生時に費用計上することができる。

資産管理事業の取得費用

オーストラリアでは、新規事業の取得に付随する生命保険活動に関連する費用及び新規事業の取得に直接的に付随する投資管理事業に関連する費用は、資産として計上され、損益計算書において関連する収益の認識と同様の基準にて償却される。

日本においては、そのような費用は発生時に費用計上される。

金融商品の認識の中止

オーストラリアでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅したとき、あるいは資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を譲渡したときに、金融商品の認識を中止する（例えば、金融資産の無条件の売却など）。資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を留保した場合には、金融商品の認識を中止せず、この取引は担保借入として会計処理する。逆に、資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益について譲渡も留保もしていない場合、企業が資産の支配を保持しているかどうかを判断する必要がある。支配の有無は、資産を売却できる譲受人の実質的な能力に依存する。企業が支配を喪失したときには資産の認識を中止する。企業が支配を保持している場合には、継続的な関与の範囲で資産の認識を続ける。

受け取った金額と資産の帳簿価額との差額は、認識の中止時に損益計算書上で認識する。以前、株主持分に計上していた資産の公正価値に係る調整は、損益計算書に振替えられる。取引から新たに生じた資産や負債はその公正価値で認識する。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に基づき、次の3つの要件がすべて満たされた場合には金融資産の消滅を認識しなければならない。

- () 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- () 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- () 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利又は義務を実質的に有していないこと。

金融負債及び資本の分類

オーストラリアでは、負債若しくは資本に含まれる金融商品の適切な分類の判定については、AASの指針は1つの包括的な基準であるAASB第132号「金融商品：表示」（以下「AASB第132号」という。）に記載されている。AASB第132号の基本的な前提は、法的な形態よりも契約関係の実質を評価することである。金融商品の発行体が保有者に対し現金、別の金融資産又は企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の債務（諸条件に明記のもの、あるいは諸条件を通して間接的に明示されるものの双方を含む）を負う場合、契約債務の決済方法にかかわらず、当該金融商品は金融負債の定義を満たすことになる。

償還条項のない優先株式、あるいは発行体のオプションにおいてのみ償還可能でかつ発行体の裁量により分配を行える優先株式は、株主持分に分類される。発行体が確定した日又は確定可能な将来の日において確定した金額又は決定可能な金額での償還を求められる優先株式でかつ分配が発行体の裁量において行うことができない優先株式は、負債に分類される。しかしながら、配当を自由裁量で行いうる場合には、当該商品は負債部分と資本部分を併せ持つ複合商品として扱われる。保有者が償還を求めるオプションを有しており、かつ分配を発行体の自由裁量により行うことができない優先株式は、負債として分類される。この他に、区分処理が求められる可能性のある組込プット・オプションがある。

日本においては、負債と資本の区分についての詳細な指針はない。しかし、優先株式等の金融商品は、通常会社法上の法的な形態により負債と資本に分類される。

複数要素取引 - カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

オーストラリアにおいて、AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「AASB第15号」という。）が顧客との契約すべて（リース、金融商品および保険契約を除く。）に適用され、収益の測定と認識の決定のために5つのステップから成るモデルを導入し、収益認識に関する体系的なアプローチを提供している。このモデルに含まれるステップは、以下のとおりである。

- ・ 顧客との契約の識別
- ・ 契約における各履行義務の識別
- ・ 契約における対価の金額の算定
- ・ 識別された各履行義務への対価の配分
- ・ 各履行義務の充足に合わせた収益の認識

カスタマー・ロイヤリティ・プログラムのような財又はサービスの購入に関する特典クレジットを受け取る取引は、AASB第15号に基づき、複数要素取引として会計処理される。このような取引の場合、収益は、取引における個別に識別可能な各構成要素に対してそれぞれ割り当てられる。特典クレジットに割り当てられる金額はその公正価値（特典クレジットが個別に売られた場合の金額）で認識される。この構成要素は、ロイヤリティ・ベネフィットが実現した時点で収益として認識される。

日本では、出荷基準、検収基準等の一般的な収益認識基準や特定の製品及びサービスに係る契約に関する特定の基準があるが、当会計年度において適用可能なAASB第15号のような包括的な規定はない。また、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する会計処理に関する明確な指針は規定されていない。しかし、当初の売上時点で特典クレジットを区分せず全額を収益として計上し、財貨又はサービス提供の見積もりによる将来の費用を計上する引当金方式が一般的である。

2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、国際財務報告基準に基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

従業員給付

オーストラリアにおいては、確定給付制度の再測定（数理計算上の差異、及び利息収益と制度資産に係る運用収益の差異を含む。）の全額が、当該損益が発生した年度において利益剰余金において直接認識される。当該金額は包括利益計算書上に反映されている。

日本では、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」により、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

企業結合

オーストラリアにおいては、AASB第3号「企業結合」の下、

- a. 買収関連費用は、発生した会計期間の損益計算書において費用として認識される。
- b. 超過収益及び条件付対価は買収日現在の公正価値で測定される。買収後の事象に関連する、又は測定期間外に行われるその後の再測定（該当ある場合）は、損益計算書において認識されることになる。
- c. 支配権の取得以前に保有していた株主持分に影響を与える段階的な買収は、公正価値で再測定され、その損益は損益計算書において認識される。同様に、支配権を喪失した場合、残存持分の公正価値とその帳簿価額との差異はすべて、損益計算書において認識される。
- d. 支配権が維持されている間、非支配持分に係る取引は、持分取引として処理されることになる。

日本においては、「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得関連費用については、発生した事業年度の費用として処理する。かかる取扱いは、支配の喪失をもたらさない非支配持分との取引についても同様である。また、買収会社は、買収後の事象に関連する条件付対価について、のれんを調整することができ、当該調整は、暫定的な報告期間に限らず認められる。

リース（2019年10月1日より適用）

2019年10月1日より、AASB第16号「リース」（以下「AASB第16号」という。）がAASB第117号（以下「AASB第117号」という。）を置き換えている。AASB第16号では、以下を規定している。

- ・ リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借手手の貸借対照表において使用権資産およびリース債務として表示することが求められている。当該資産および債務は当初、解約不能なリースのリース料および延長オプションの行使が合理的に確実である場合の当該オプションに係る期間に支払われるリース料の現在価値で測定される。
- ・ 貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息および使用権資産の減価償却が発生する。

過年度比較情報の修正再表示は行われなかった。

日本では、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいう。ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースについてはオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

第7【外国為替相場の推移】

日本円と豪ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する2以上の日刊新聞紙に2020年3月31日に終了する6か月間記載されているので、本項の記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

当年度の開始日（2019年10月1日）から本書提出日までの間に、当行は次の書類を日本の関東財務局長に提出している。

- (1) 有価証券報告書（自2018年10月1日至2019年9月30日）及びその添付書類：2019年12月20日提出
 - (2) 臨時報告書（注1）：2019年12月20日提出
 - (3) 臨時報告書（注2）：2019年12月20日提出
 - (4) 訂正発行登録書（募集）：2019年12月20日提出
 - (5) 訂正発行登録書（売出し）：2019年12月20日提出
-
- 1) 本臨時報告書は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく、本邦以外の地域における普通株式の募集に関する臨時報告書として提出された。
 - 2) 本臨時報告書は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく、最高経営責任者の異動に関する臨時報告書として提出された。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。